

令和元年第3回

# 甲佐町議会 9月定例会会議録

令和元年9月13日～令和元年9月18日

熊本県甲佐町議会

## 令和元年第3回甲佐町議会（定例会）目次

### ○9月13日（第1号）

|   |    |
|---|----|
| 出席議員  | 1  |
| 欠席議員  | 1  |
| 本会議に職務のために出席した者の職氏名                           | 1  |
| 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名               | 1  |
| 開会・開議   | 3  |
| 日程第1 会議録署名議員の指名について                           | 3  |
| 日程第2 会期の決定について                                | 3  |
| 日程第3 町長の所信表明                                  | 5  |
| 日程第4 議長の諸般の報告について                             | 14 |
| 日程第5 町長の提案理由の説明について                           | 14 |
| 日程第6 監査委員の報告について                              | 15 |
| 日程第7 認定第1号 平成30年度甲佐町一般会計歳入歳出決算の認定について         | 17 |
| 日程第8 認定第2号 平成30年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について   | 73 |
| 日程第9 認定第3号 平成30年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について     | 82 |
| 日程第10 認定第4号 平成30年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について | 85 |
| 日程第11 認定第5号 平成30年度甲佐町水道事業会計決算の認定について          | 87 |
| 散会  | 89 |

### ○9月17日（第2号）

|                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| 出席議員                            | 90  |
| 欠席議員                            | 90  |
| 本会議に職務のために出席した者の職氏名             | 90  |
| 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名 | 90  |
| 開議                              | 92  |
| 日程第1 一般質問                       | 92  |
| 10番 井芹しま子議員                     | 92  |
| 6番 佐野安春議員                       | 107 |
| 4番 鳴瀬美善議員                       | 124 |
| 5番 森田精子議員                       | 136 |
| 3番 田中孝義議員                       | 147 |
| 8番 宮本修治議員                       | 151 |

|    |     |
|----|-----|
| 閉会 | 162 |
|----|-----|

○9月18日（第3号）

|   |     |
|---|-----|
| 出席議員  | 163 |
| 欠席議員  | 163 |
| 本会議に職務のために出席した者の職氏名   | 163 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名                                 | 163 |
| 開議  | 165 |
| 日程第1 報告第4号 財政健全化判断比率等の報告について                                    | 165 |
| 日程第2 議案第39号 工事請負契約の変更について                                       | 167 |
| 日程第3 議案第40号 工事請負契約の変更について                                       | 171 |
| 日程第4 議案第41号 工事請負契約の変更について                                       | 175 |
| 日程第5 議案第42号 上益城広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について                         | 177 |
| 日程第6 議案第43号 甲佐町グリーンセンター集会用施設の設置、管理及び使用料に関する条例の制定について            | 179 |
| 日程第7 議案第44号 甲佐町総合運動公園の設置、管理及び使用料に関する条例の制定について                   | 183 |
| 日程第8 議案第45号 甲佐町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について                   | 192 |
| 日程第9 議案第46号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について   | 192 |
| 日程第10 議案第47号 行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について                         | 202 |
| 日程第11 議案第48号 甲佐町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について                      | 204 |
| 日程第12 議案第49号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について                   | 205 |
| 日程第13 議案第50号 甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について | 208 |
| 日程第14 議案第51号 甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について    | 209 |
| 日程第15 議案第52号 令和元年度甲佐町一般会計補正予算（第3号）                              | 211 |
| 日程第16 議案第53号 令和元年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）                        | 220 |
| 日程第17 議案第54号 令和元年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）                          | 222 |
| 日程第18 議案第55号 令和元年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第                          |     |

|                                    |     |
|------------------------------------|-----|
| 1号)                                | 224 |
| 日程第19 議員派遣について                     | 225 |
| 日程第20 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について | 225 |
| 日程第21 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について | 225 |
| 日程第22 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について   | 226 |
| 閉会                                 | 227 |

9月13日（金曜日）

令和元年第3回甲佐町議会（定例会）議事日程

(第1号)

1. 招集年月日 令和元年9月13日  
1. 招集の場所 甲佐町議会議場  
1. 開会 9月13日 午前10時00分 議長宣告  
1. 散会 9月13日 午後5時55分 議長宣告

1. 出席議員

|           |          |         |
|-----------|----------|---------|
| 1番 甲斐良二   | 2番 甲斐高士  | 3番 田中孝義 |
| 4番 鳴瀬美善   | 5番 森田精子  | 6番 佐野安春 |
| 7番 荒田博    | 8番 宮本修治  | 9番 福田謙二 |
| 10番 井芹しま子 | 11番 宮川安明 | 12番 本田新 |

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 岡本幹春 議会事務局事務長 早崎伊津子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

|                   |                |
|-------------------|----------------|
| 町長 奥名克美           | 副町長 師富省三       |
| 会計管理者 山本洋子        | 総務課長 一圓秋男      |
| 企画課長 北野太          | 地域振興課長 北畑公孝    |
| くらし安全推進室長 佐々木善平   | 税務課長 古閑敦       |
| 環境衛生課長 橋本良一       | 住民生活課長 井上理恵    |
| 総合保健福祉センター所長 奥村伸二 | 福祉課長 福島明広      |
| 農政課長 井上幸介         | 建設課長 志戸岡弘      |
| 会計課長 山本洋子         | 町民センター所長 中林健次  |
| 教育長 蔵田勇治          | 学校教育課長 荒田慎一    |
| 社会教育課長 吉岡英二       | 農業委員会事務局長 井上幸介 |
| 選挙管理委員会書記長 一圓秋男   | 代表監査委員 豊永康法    |

1. 開会 9月13日 午前10時00分

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 町長の所信表明

日程第4 議長の諸般の報告について

日程第5 町長の提案理由の説明について

日程第6 監査委員の報告について

日程第7 認定第1号 平成30年度甲佐町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 認定第2号 平成30年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定  
について

日程第9 認定第3号 平成30年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて

日程第10 認定第4号 平成30年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認  
定について

日程第11 認定第5号 平成30年度甲佐町水道事業会計決算の認定について

## 1. 議事の経過

開議 午前10時00分

---

**○議長（宮川安明君）** おはようございます。これより令和元年第3回甲佐町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告します。

本日の議事日程は議席に配付のとおりでございますので、朗読を省略いたします。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名について

**○議長（宮川安明君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、2番、甲斐高士議員、3番、田中孝義議員を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定について

**○議長（宮川安明君）** 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件は議会運営委員会に付託してありますので、委員長の報告を求めます。

12番、本田議会運営委員長。

**○議会運営委員長（本田 新君）** それではご報告をいたします。

さきの定例会において付託を受けておりました令和元年第3回定例会の会期及び日程について、議会運営委員会より報告いたします。

去る9月2日に議会運営委員会を開催し、執行部から町長、副町長、総務課長、行政係長、財務係長の出席を求め、正副議長を交え、執行部からの提出案件及び一般質問、その他の案件を勘案し、お手元に配付のとおり、会期を本日9月13日から18日までの6日間と決定いたしました。

本日は、会期の決定、町長の所信表明、議長の諸般の報告、町長の提案理由の説明、監査委員の報告、平成30年度甲佐町一般会計、各特別会計の歳入歳出決算の認定及び水道事業会計の決算の認定。14日、15日及び16日は議案調査のため休会。17日は一般質問。18日は報告案件、工事請負契約の変更案件、規約の変更、条例案件、令和元年度一般会計補正予算、令和元年度各特別会計補正予算、その他、議会提出案件についての審議。

以上のとおり議会運営委員会では決定いたしましたので、どうか議員各位におかれましてはよろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます、報告といたします。

**○議長（宮川安明君）** 会期の日程については、ただいまの本田委員長の報告のとおり決定したいと思います。

これにご異議ございませんか。

6番、佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 6番、佐野です。議運長のほうから説明がございましたが、今



議会、提出された議案につきましては、認定が5件、報告が1件、議案が17件であります。実質上、この審議をするのは二日間という日程の中でしなければなりません。特に、今回決算という膨大な資料を議員としては読み解き、理解をしなければなりません。

そういった意味では、この二日間の審議の中ではなかなか十分なる審議が尽くせないというふうに私は判断しております。できれば、あと二日なりの延長が必要かというふうに考えております。いかがでしょうか。以上です。

**○議長（宮川安明君）** しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時04分

再開 午前10時05分

---

**○議長（宮川安明君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

本田委員長。

**○議会運営委員長（本田 新君）** では、今の質問について私の委員会の考え方をご説明させていただきます。

委員会では、昨年度につきまして、昨年度の資料として持っております。昨年によりますと、昨年は認定に2時間半、決算に2時間半を要しておりました。それと、一般質問が3名ということで、今回6名ということで少し多くなっておりますけれども、それは月曜日に行うということになっているかと思えます。そして、最終日でありますけれども、最終日に報告案件とか条例関係、工事請負契約の変更とか、また補正予算あたりもありますけれども、それにつきましてはこの議会でこの日までということはおおむねとして委員会としては報告したところであります。もちろん審議時間が長くなれば延長もあるかと思えます。

ただ、委員会としては、昨年の例をとってこのような日程を組んだということだけご理解いただきたいと思えます。以上です。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員、今の委員長説明。

佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 審議の内容によっては延長もあり得るというようなご答弁だっと思いますが、やはり私も昨年もおりましたけど、どうしてもちょっと消化不良になって、一部理解が、納得が行かないままに済んでしまったというような印象があります。

それと、県内の町村議会の日程の状況を見ますと、どうも三日間で終わっているのは、私の見た範囲では見受けられないと。やはり、もうちょっと日程は十分とられているような印象がありましたので、やはり三日間ではなかなか、実質的な審議は二日間でありますので、その中で厳しいのではないかというような思いがありましたので、お尋ねしたところであります。以上であります。

**○議長（宮川安明君）** それでは、ただいまの本田委員長の報告のとおり決定をしたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、ただいまの本田委員長の報告のとおり、本日9月13日から18日までの6日間と決定いたしました。

認定第1号から認定第5号までの平成30年度甲佐町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計の決算の認定について、報告第4号、財政健全化判断比率等の報告について、議案第39号から議案第41号までの工事請負契約の変更について、議案第42号、上益城広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について、議案第43号から議案第51号までの条例の制定及び条例の一部改正について、議案第52号から議案第55号までの令和元年度甲佐町一般会計及び各特別会計補正予算、その他議会提出案件を一括上程いたします。

---

### 日程第3 町長の所信表明

**○議長（宮川安明君）** 日程第3、町長の所信表明。町長から所信表明の申し出がっております。これを許します。

奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 改めまして、皆さんおはようございます。

令和元年、第3回甲佐町議会定例会の開会に当たり、所信を述べさせていただく機会をいただき、議長並びに議員各位には心からお礼を申し上げますとともに、議員の皆様方の日ごろからのご活躍に対し、心からの敬意を表するものであります。

既にご承知のとおり、私は去る7月30日告示の甲佐町町長選挙におきまして、無投票による4期目当選の栄誉をいただきました。本議会を通して、議員の皆様、そして町民の皆様に対して、改めて深くお礼と感謝を申し上げます。ありがとうございます。

再度4年間、町政を担うという責任の重さを痛感し、身の引き締まる思いでいっぱいではありますが、町民の皆様から寄せられた期待に応えるべく、引き続き強い信念と情熱を持って、町政発展に全力を尽くす所存でございます。

さて、振り返りますと、12年前の初当選から今日に至るまで、一貫して甲佐町の再生と町政の安定を政治信条として町政運営に携わってまいりました。

そういう中で、政治の安定が行政の安定につながり、ひいては国や県との強い信頼関係が築かれることによって、これまでの町の多くの課題や懸案事項が解決に導かれ、また、今日では、国県と町との相互の人事交流も始まって、職員の資質向上や新たな事業展開、取り組みにもつなげることができたと思うところであります。

そして、3期目については、いよいよ地方創生に向けた総合戦略を進めようとしていたその矢先の熊本地震、そして豪雨災害に遭って、やむなくそうした事業は多少先送りしながらも、まずは震災からの復旧をいかにして早く進めるかということに全力を費やした4年間であったように思います。

震災発生後、最大1,800人の住民が指定避難所での生活を余儀なくされる中で、発災直後の初動対応から今日までのさまざまな災害対応業務につきましても、過度の混乱もなく実施できたのも、議員各位のご協力と、町内外の多くの関係団体のご支援の賜物であり、

また、職員も自ら被災する中で、不眠不休の中、よく頑張ってくれたというふうに思います。

現在は、災害復旧工事のほうも80%以上が完成をして、また、災害公営住宅については、52戸全てが完成をし、入居も整ったところではありますが、まだ22世帯につきましては仮設住宅での不自由な生活が続いているわけでもありますので、まずは退居されるまでは引き続きしっかりと見守り活動のほうも続けていきたいと考えております。

そして、いよいよ今年度からは、復旧期から復興期へとシフトしていく年度となります。震災により延伸してきた総合戦略の各事業を、今後は復興のシンボルとして事業推進を図ってまいります。

その一つが、役場東側に整備する住まいの復興拠点施設であります。ここには災害公営住宅と子育て支援住宅を併設し、その中間エリアには防災公園を整備し、秋ごろまでの完成を見込んでおります。

二つ目は、田口橋の改修です。昭和の時代からの懸案事項でありました田口橋の改修が、この8月に完成をして、先日無事、開通式のほうも開催させていただきました。今後は、県との協議を重ね、緑川右岸側の平面交差点改良につなげながら、また沿線の開発にも弾みをつけたいと考えております。

三つ目は、安津橋総合運動公園の整備であります。今年度、ナイター設備を有するサッカー場2面が間もなく完成をし、この秋には供用開始となりますが、テニスコート、野球場など、残りのスポーツ施設についても、今期4年間の中で全てを完成させたいと考えております。

これら三つの事業は、震災からの創造的復興のシンボルとして早期完成を目指してまいります。それらの事業を含めて今回も、一つ目に活力にあふれるまちづくり。二つ目に安心安全なまちづくり。三つ目に健康と人を育むまちづくり。四つ目に協働で支えるまちづくり。以上、4本のまちづくりの政策の柱のもとに、具体的施策として「創生・復興から復幸へ、次世代へ残す輝く郷づくり」をキーワードとして、以下34項目の政策目標を掲げさせていただきました。

まず、第1に「活力にあふれるまちづくり」についてでありますけれども、ここでは7項目の政策目標を掲げました。

まず、1番目に、震災復興計画に掲げた復旧事業の完遂と創造的復興の早期実現であります。

本年度は、震災復興計画5カ年計画の4年目に当たり、復旧事業の完遂と創造的復興の早期実現に向けて、進捗管理を引き続き実行してまいります。なお、進捗管理におきまして、計画期間内の実現が困難な事業等については、今後策定をいたします第7次甲佐町総合計画に含めたところで計画することといたします。

2番目に、広域的道路ネットワーク構築による土地利用の活性化であります。

長年の懸案でありました県道御船甲佐線（田口橋）の改良工事がおかげさまで完成し、加えて今後は右岸側の平面交差点への改良を県と協議を進めながら、早期の完成を目指し

てまいります。順調に進捗した場合には、大型車両を含め、円滑な車両通行が可能となり、県南地域と熊本市を結ぶ広域的な道路ネットワークが構成されることになり、そういう中で復興の礎として、本線の果たす役割は大きいと考え、沿線の今後の土地利用・開発につなげたいというふうに考えます。

また、その他の県道整備につきましては、引き続き期成会あるいは町独自の要望活動を通しまして、早期改修に努めるほか、町道整備についても従来どおり道路整備5カ年計画に基づき、交付金事業を活用しながら予算の確保に努力してまいります。

続いて、安津橋総合運動公園の整備による健康づくりの推進と交流人口増について、三つ目に目標を掲げたところであります。

本事業については、「甲佐町の創生を見据えた復興事業」の一つであり、工夫次第ではさまざまな展望が期待できる施設というふうに位置づけております。地方創生の総合戦略で述べておりますとおり、施設の完成後の交流人口増を初め、甲佐町の良さを知っていただく契機としながら、ひいては定住にもつながればと非常に期待をしている事業でもあります。

また、これに関連をいたしまして、県内スポーツチームとの連携による町の振興を図りたいとも考えております。目標として、令和4年度の施設整備完了を目指します。

4番目には、企業誘致の受け皿づくりであります。これには、工業団地の開発、民地データベース化等も考えておりますけれども、そのほか、若者の定住、雇用拡大に向けた企業誘致の推進を図ってまいります。

地方創生「まち・ひと・しごと」の考え方からも「人口増対策」あるいは「しごとの創出」として、有効的な手段は言うまでもなく企業誘致でありますけれども、本町には企業誘致の受け皿、いわゆる工業団地がなく、地域間競争ではどうしても遅れをとってしまう地域性にあります。

この件につきましては、本町の土地利用において、農地法などの法の規制等も非常に絡んでまいりますけれども、そういう厳しい状況にはありますけれども、現在所有する町有地を含めまして、受け皿づくりに引き続き努めてまいります。

5番目には、地元購買力強化に向けた各種施策の実施であります。

現在、甲佐町空き店舗改修補助制度を制度化して、利活用を推進しているところであります。また、地元購買力の強化に向け、ふるさと納税の返礼品として地元商店などが取り扱われる商品の拡充を初め、さらなる新たな取り組みについても模索してまいります。

6つ目には、中山間整備事業（第3期）による農業基盤の整備推進についてであります。

言うまでもなく、本町の基幹産業は農業であります。要望されている農地の圃場整備、並びにため池改修などの生産基盤の整備については、上益城郡甲佐・御船・益城3町の連携により、第3期中山間地域総合整備事業を活用して整備を図ってまいります。

予定としては、来年度の採択に向けて、現在準備を進めておりますけれども、採択後は、計画をされる全箇所の事業完成に全力を尽くすとともに、他の県営事業や国庫補助事業など有利な新規事業についても引き続き情報収集並びに事業採択に努力してまいります。

7つ目には、農業振興に向けた各種支援の拡充であります。

農業支援に向けた支援といたしましては、これまで国・県が進める施策に追随する形での支援が多かったように思われますけれども、近年は農事組合法人の設立に伴い、各法人の経営の安定化を目指した町独自の支援や、農機具導入に際しての補助金のかさ上げ等も実施してきた経緯があります。

そういう中で、新たな支援として、今年度から「甲佐町地域特産物産地づくり支援対策事業」を制度化したところであり、宮内地区におきましてはサンショウの生産を計画されているところであります。また、有害鳥獣駆除についても、深刻さを増す問題となっており、農業の後継者不足、高齢化の問題解決とあわせた後継者育成と支援について、真剣な取り組みが必要というふうに考えております。

8つ目には、新たな定住促進に向けた空き家の活用と指定管理者制度を活用した体験交流施設の運営についてであります。

現在、地方創生推進交付金を活用して、令和2年夏の施設オープンを目標に、旧西村民俗資料館を改修中であります。整備後は、体験交流施設としての運営について、指定管理者制度を活用することとしており、こうした事業を実施していくことによって、町内の空き家の利活用が推進し、定住促進につながることを期待しているところであります。

9つ目には、県内スポーツチームの連携による町の活性化であります。

この件については、先ほど述べたとおりであります。

続いて、第2のまちづくりであります「安心・安全なまちづくり」につきましては、9項目の政策目標を掲げました。以降、順次ご説明申し上げます。

まず1番目には、国土強靱化地域計画策定と、防災・減災、特に内水対策等の各種施策の実現についてであります。

今後起こり得る大規模自然災害に備えまして、甲佐町国土強靱化地域計画を策定をいたします。計画につきましては、ハード施策だけではなくて、ソフト施策を含めた総合的な防災体制を整備し、災害に強く、安全安心に生活できる甲佐町を目指してまいります。

その中で、各河川・市街地等の越水対策、内水対策の実施につきましては、長期・中期・短期に区分をし、目標期間の中で順次整備を図っていきたいと考えております。

2番目に、住まいの復興拠点施設の整備についてであります。

本事業につきましても、創造的復興のシンボル事業の一つに位置づけております。ご承知のとおり、災害公営住宅30戸に加えて、子育て支援住宅20戸も完成をし、既に16世帯の入居が決定をしたところであります。これらの両施設の間に防災公園を整備し、緊急時の避難エリアとしての活用を図ります。

3つ目には、自主防災組織率100%化とあわせて、防災士配置のための支援でございます。

自主防災組織の組織率は、平成26年におきましては、74.3%でありましたけれども、昨年度末におきましては、90.2%。地区数にして42地区まで伸びたところであります。

問題といたしましては、戸数が少ない行政区単位での自主活動に難点があるため、広域

化のほうを検討して、最終的には完全組織化を達成したいと考えております。

また、防災意識の高揚に向けた地域防災リーダーの育成に係る支援を考えてまいります。

4つ目には、防犯灯整備5カ年計画に沿った計画的整備であります。

工事のほうは、設置地区との調整が必要などの理由によりまして、一部遅延も見られますけれども、おおむねこれまで順調に整備中であり、財源は引き続き社会資本整備総合交付金事業等を活用しながら、早期整備を目指してまいります。

5つ目には、小型合併浄化槽普及率の向上、5年後の普及率を75%に向けたところでの新たな公費支援についてであります。

本町の場合は、小型合併浄化槽の普及推進によりまして、下水処理の環境浄化を図ってきた経緯があります。現在のところ、その普及率は、平成26年度49.9%から、昨年度の実績におきましては、63.7%まで伸びたところであります。目標といたします5年後の75%に向けて、立地条件が悪く、放流ポンプ設置が必要とされる設置者に対する支援など、さらなる普及推進を図りたいと考えております。

6つ目には、新総合ハザードマップ（L2）の作成と活用、指定避難所の拡充に向けた施設の改善についてであります。

国土交通省から示されております洪水浸水想定区域（L2）でありますけれども、これをもとに最悪の事態を想定しながら、広域避難を検討した新たなハザードマップの作成を行います。

また、平常時からの避難の検討、準備を行うための地域版ハザードマップもあわせて作成をし、災害時などの避難行動の心構えを持っていただくよう、住民への周知を図ってまいります。

また、指定避難場所の拡充に向けて、宮内地区社会教育センターのレッドゾーン解消に向けた整備を実施いたします。

7つ目には、災害に強い住民への情報伝達・共有システムの構築についてであります。

将来の防災行政無線からのシステム変更も視野に入れた中で、新システムの構築を今期4年間の中で行います。

8つ目には、消防団員確保へ各種施策の拡充についてであります。

消防団員の減少は喫緊の課題であります。団員の確保に向けた取り組みとして、現在導入中の加入団員へのメリットを増やすための消防団応援の店の周知や、登録店舗の拡充を図ります。また、機能別消防団としてのOB団員の確保や、女性消防分団の設立の検討等を行います。

9つ目には、竜野地区（六谷）の水道施設改修、宮内地区（小鹿・入江）の水道整備とあわせた水道問題の完全解決、並びに災害を想定した近隣水道事業自治体との連携についてであります。

六谷地区の水道施設改修については、当初の基本計画では、令和13年に予定をしておりましたが施設整備を、施設の老朽化や、砂防ダム工事の影響により、前倒しを行いまして、本年度着工するほか、宮内地区の小鹿・入江地区につきましても、昨年度に上水道区域の

拡張を行い、本年度着工することといたしております。そのほかの宮内地区については、今後、中山間地域総合整備事業の中で施設整備を行い、最終的な解決を図りたいと考えております。

また、災害を想定した近隣自治体との連携につきましても、今後検討してまいります。

次に、第3のまちづくりとして「健康と人を育むまちづくり」につきましても、同じく9項目の目標を掲げさせていただきました。

まず1番目に、不登校ゼロに向けた施策の継続と道徳教育・郷土愛の育成についてであります。

前期と同様の目標を掲げておりますけれども、不登校ゼロに向けた施策については、現在取り組んでおります不登校対策委員会及び隔月で行っている養護教員を中心とした不登校支援委員会での情報交換を通じて、学校と連携を図り、早期的な取り組みを実施してまいります。

また、道徳教育・郷土愛の育成につきましても、特別の教科道徳の趣旨・内容を踏まえた指導方法や地域の人々の参加・協力など、家庭や地域と連携した心に響く道徳教育を推進するとともに、地域を題材にした社会科副教材を改編し、活用をしつつ、さまざまな体験活動等を通じて、生命や自然に対する畏敬の念、自他を大切にする心、郷土を愛する心などを育む取り組みを推進してまいります。

2番目に、学力向上対策として、ICT機器の拡充、これはタブレット端末1人1台の利用でありますけれども、それと特別教室への電子黒板の配置についてであります。

学力向上といたしましては、町の教育委員会で設置をしております学力向上対策会議中での協議を中心に進めるとともに、学力向上対策の一つの手段としてのICT機器の充実を図り、ICTの活用により、学習の理解を促進するとともに、主体的な学びを高める授業展開等の研究を推進し、あわせて教職員の研修も継続的に行ってまいります。

また、ICT機器の拡充につきましても、文部科学省が推奨する3クラスに1クラス分のタブレット及び特別教室・特別支援学級への電子黒板の導入を計画的に導入することを考えております。

3番目には、甲佐高校の魅力化に向けた支援の継続についてであります。

平成28年度に、甲佐高校の魅力ある学校づくりの支援策を策定をし、平成29年度より、地域おこし協力隊のスタッフ3名による甲佐高校生の学習及び進学・就職についてサポートができる公営塾「あゆみ学舎」を甲佐高校敷地内に設立をし、高校の新たな魅力として発信をしております。また、甲佐町役場に1名の合格などの実績も出てきております。

今後は、公営塾「あゆみ学舎」の充実と、その成果としての進路実績の実現に努めるとともに、高校側とさらに連携を深め、現在伸び悩んでいる入学者増につなげていくための新たな取り組みについても協議していくことといたしております。

4番目には、子ども医療費助成など子育て支援の継続と新たな支援検討、これは不妊治療等の助成、子育て世帯への新築住宅固定資産税の減免などの検討であります。それと、子育て支援住宅の建設について目標を掲げております。

これまで、中学校3年生以下の医療費無料化あるいは窓口での支払いを伴わない現物給付などの制度の緩和策を講じてきたところであり、今後は新たな子育て支援の検討を行うとともに、少子化対策事業として、不妊治療・早産予防のほか、婚活対策などにおいても支援を図ってまいります。

5番目には、人権のまちづくりの一層の推進についてであります。

国においては、平成28年に部落差別の解消の推進に関する法律が施行されたことなどを受けまして、関係条例の見直しを含めた取り組みをさらに推進し、全ての人々の人権が尊重される社会の実現を目指してまいります。

6番目には、エキスパート人材派遣等によるスポーツ振興、英語力の向上、部活動充実についてであります。

スポーツ振興に係る補助金制度の活用を図りながら、総合型地域スポーツクラブとも連携をし、エキスパート人材の育成や各クラブへの派遣を実施していきたいと考えます。

また、令和2年度からの指導要領の改正に伴い、小学校英語が教科化となることから、本町においては、先行して英語の教科に取り組んでおり、その支援策として、非常勤職員としてALTを雇用し、英語授業のサポートを行うとともに、教員の指導力・英語力の向上や指導方法を充実させています。さらに、児童生徒の英語力の向上を図るため、英語外部検定試験の受講料等の助成及び外国青年招致事業による外国語指導助手の増員や、民間業者からの派遣も含めて検討してまいります。

中学校部活動の充実についても、国及び県の部活動指導員配置事業を活用し、現在活動されている外部指導者のうちから、競技団体等の指導資格・審判資格などのそういった資格要件を有する者で、校長が推薦した者を部活動指導員に委嘱するとともに、教員の働き方改革の推進及び部活動の質的向上につなげていくことにしております。

また、生徒の体育・スポーツ・文化の振興を図るため、新たな人材確保のための施策等について、国・県に要望するとともに、関係機関と協議・検討をしていきたいというふうに考えております。

7つ目には、健康づくりプログラムの構築と、介護予防の推進、健診率向上への新たな施策の検討についてであります。

介護予防につきましては、平成27年度からの継続事業となりますが、熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業補助金を活用し、公民館を地域の通いの場として位置づけながら、介護予防拠点施設として整備を図り、介護予防をさらに充実させていきたいというふうに考えております。

また、健康づくりプログラムの構築については、指定管理者制度を利用した新たな健康づくりサービスへの取り組みを検討していくこととしておりますけれども、同時に、健診率・受診率の向上についても目標達成に向けて努力してまいります。

8つ目には、災害公営住宅入居者等の地域コミュニティ形成支援であります。

今年度から、災害公営住宅等コミュニティ形成支援事業を開始しており、入居者に対して、見守り・生活の相談援助、地域交流を行い、地域へスムーズに受け入れるよう行



政区や民生委員及び福祉推進委員などと協力をしながら、きめ細かな支援体制の構築を図ってまいります。

9つ目には、運転免許証返納者等の高齢者等に対する交通手段利用への支援の検討であります。

本年度におきまして、公共交通における基礎調査を実施をいたしますけれども、福祉の分野を含めて調査を実施していくことといたしております。地域コミュニティの維持を図ることを目的に、今後の地域における移動手段の確保や公共交通のあり方を検討しながら、あわせて町民の高齢者の方々に向けての支援策を検討してまいります。

**○議長（宮川安明君）** しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時40分

再開 午前10時41分

---

**○議長（宮川安明君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**○町長（奥名克美君）** 最後に、第4の柱「協働で支えるまちづくり」についてでございますけれども、この協働による各種の施策の推進に当たりましては、住民との協働、高度情報化、行財政運営、広域連携などの視点から考える必要があるというふうに思っております。

その中で、まず1番目には、ふるさと寄附金増に向けた返礼品の充実についてであります。

令和元年8月から、新たにふるさと納税のサイトを追加し、寄附金の受け入れ窓口を拡充していきたいというふうに考えております。

ふるさと納税につきましては、返礼品の過度の競争といったご指摘もありますけれども、制度の趣旨にのっとった上で実施する場合には、これはもう問題がなく、必然的に寄附金の一部が町の自主財源にもなります。そういった意味ではすぐれた制度だと理解しておりますけれども、今期におきましても、さらに内容等の検討も加えながら、寄附額の増につなげたいと考えております。

2番目には、環境衛生施設の広域化の推進でございます。

環境衛生施設の広域化につきましては、もう皆様方ご承知のとおり、建設場所のほうも決定をいたしております。今後は用地交渉に進んでいくこととなりますけれども、震災等による財政的な影響も考慮をして、建設時期のほうは若干スライドしながら準備が進められております。

本件につきましては、引き続き熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会において議論を重ねながら、構成自治体にとって、より良き施設整備と運営組織を構築してまいります。

3番目には、町有地や遊休資産の積極的な有効活用についてであります。

町有遊休資産の今後の利活用につきましては、前の任期に引き続いて重要な政策の一つ

と考えております。

現在、遊休資産として活用できていない町有地を、企業誘致や住宅用地としての有効活用を積極的に図ってまいります。

4番目には、元気で健康な職員の育成と資質向上についてであります。

近年、特に震災以来、精神的なストレスを抱え、内面の疾患を発症する職員が増加していることが非常に気がかりとされるところであります。そのことにより、休職などによるマンパワー不足が他の職員の負担にもつながるゆゆしき問題というふうにも考えているところであります。

また、先般の不祥事の案件も踏まえまして、心身ともに元気で健康な職員の育成に力を入れたいと考えます。ワークライフバランスの確保はもとより、各種研修や人事交流の充実も図ってまいります。

5つ目には、料金等の徴収率向上へのさらなる取り組みであります。

税の公平性からも徴収率向上に向けて、積極的に取り組むことは言うまでもありません。他の自治体の先進事例も参考にしながら、税や利用料などの徴収率向上に取り組んでまいります。

6つ目には、「陣ノ内館」の国指定重要文化財に向けての取り組みと関連事業の検討についてであります。

「陣ノ内館」につきましては、これまでさまざまな調査を行ってまいりましたけれども、震災以降、文化財などの有識者や関係者からも特に注目をされてきております。そうした背景と、今後の史跡保存等も踏まえて、県や有識者などから助言指導をいただきながら、国指定化を目標に取り組んでいきたいと考えております。

また、関連事業につきましても、町それから下豊内地区、観光協会など、他方面の方々と連携をしながら、検討を重ねていきたいと考えております。

7つ目には、指定管理者制度による施設運営の拡充についてであります。

指定管理者制度を活用した運営には、現在、サンコーポラス甲佐、旧雇用促進住宅です。それから、グリーンパル甲佐グラウンドゴルフ場などがありますけれども、今後の施設の維持管理の形態を考えていく上で、民間の力を取り入れた管理運営方法は、専門的知識のもとでの管理運営といったことや企画力あるいは情報発信力によるイベント開催等の集客などにおいても非常に有効な手段であると考えております。

今後も、直営ではなくて、大いに民間の力を取り入れた管理運営方法に注目していきたいと考えております。

以上、4期目の町政運営に当たり、新たな34項目の政策目標を含めて、施政方針を述べさせていただきました。

ところで、今回、町内12カ所に分けて町政報告会を開催いたしまして、過去4年間の政策に対する報告、それと先ほどまで説明をいたしました新たな34項目の政策目標について話をさせていただいたところであります。町の将来に対しまして、多くのご意見等もいただく中で、まずは震災から1日も早い完全復帰を果たし、そして、創生を見据えた復興に

係る施策を確実に実行しながら、甲佐町に住み続ける幸せ感を災害前以上に町民の皆様を感じていただけるよう、頑張ってまいりますというようなことを申し上げてまいりました。

冒頭にも申し上げましたとおり、これから再度4年間町政を担うという責任の重さを痛感し、身の引き締まる思いでいっぱいでありますけれども、町民の皆様から寄せられた期待を裏切ることのないように、お示しをいたしました政策目標に掲げた諸施策の実現に全力を尽くしてまいります。

議員各位におかれましては、どうか引き続きのご指導とご協力のほど、切にお願いを申し上げます。4期目就任に当たっての所信表明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

**○議長（宮川安明君）** 以上で、町長の所信表明を終わります。

しばらく休憩します。11時に再開いたします。

---

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

---

**○議長（宮川安明君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### **日程第4 議長の諸般の報告について**

**○議長（宮川安明君）** 日程第4、議長の諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告及び議員派遣の報告については、議席に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

---

#### **日程第5 町長の提案理由の説明について**

**○議長（宮川安明君）** 日程第5、町長の提案理由の説明を求めます。

奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** それでは、改めて、おはようございます。

本日は、令和元年第3回甲佐町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中、ご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、早速ではございますけれども、今期定例会に提出いたしております各議案についてご説明を申し上げます。

今期定例会に提案をいたしております案件は、認定案件5件、報告案件1件、工事請負契約の変更案件3件、同文議決案件1件、条例案件9件、補正予算案件4件、以上合わせて23件でございます。

まず、認定案件といたしまして、平成30年度甲佐町一般会計歳入歳出決算ほか4件の各会計の歳入歳出決算の認定についてを、報告案件といたしまして、財政健全化判断比率などの報告についてを、工事請負契約の変更につきましては、安津橋総合運動公園、仮称で

ございます。サッカーエリアの3件の工事内容変更に伴う契約金額の変更について、いずれも議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会のご議決をお願いするものであります。同文議決案件としましては、上益城広域連合の処理する事務及び規約の一部変更についてを、条例案件といたしましては、甲佐町グリーンセンター集会用施設の設置、管理及び使用料に関する条例の制定について、ほか8件を提案しております。

また、補正予算案件といたしましては、まず、令和元年度甲佐町一般会計補正予算（第3号）において、主なものといたしまして、総務費で国県過年度返還金3,792万3,000円を、民生費で介護基盤緊急整備特別対策事業補助金として4,453万3,000円を、土木費で芝原地区の宅地液状化防止工事に6,050万円を増額し、その他人事異動に伴います人件費の調整を行っております。

歳入につきましては、平成30年度の決算により、歳計剰余金の処分による繰越金1億3,419万1,000円を、地方交付税に6,070万9,000円などを追加し、歳入が歳出を上回る1億3,601万6,000円を財政調整基金繰入金から減額をして、総額で2億2,064万8,000円を増額補正し、補正後の総額を81億1,260万8,000円としております。

次に、令和元年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、令和元年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）、令和元年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出では、過年度分の国県への返還金及びその他予備費の増額を行い、歳入につきましては、歳計剰余金の処分により繰越金等を計上し、国民健康保険特別会計では663万6,000円を増額し、総額で15億5,448万2,000円、介護保険特別会計では8,724万9,000円を増額し、総額で16億304万5,000円、後期高齢者医療特別会計では199万2,000円を増額し、総額で1億5,264万円といたしております。

以上、今期定例会にご提案をいたしております各議案についてご説明を申し上げましたが、各議案のご審議の節は各担当課長等に説明いたさせますので、適切にご議決をいただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

**○議長（宮川安明君）** 以上で、町長の提案理由の説明を終わります。

## **日程第6 監査委員の報告について**

**○議長（宮川安明君）** 日程第6、監査委員の報告についてを議題とします。

豊永代表監査委員に決算審査意見書の報告を求めます。

豊永代表監査委員。

**○代表監査委員（豊永康法君）** おはようございます。代表監査委員の豊永でございます。

これより監査委員の報告を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

町長から、地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、平成30年度各会計の歳入歳出決算と、並びに各基金の運用状況について審査に付されましたので、各

会計の決算について、森田監査委員とともに審査を実施し、その審査結果について町長へ報告を行ったところでございます。

それでは、お手元に配付してございます平成30年度各会計歳入歳出決算審査意見書をご覧いただきたいと思っております。

#### 第1、審査の概要。

1、審査の対象（1）各会計歳入歳出決算書は、以下のとおりの決算書でございます。

（2）付属書類は、平成30年度甲佐町各会計歳入歳出決算書事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書でございます。

2、審査の期間ですが、令和元年7月29日から8月9日まで、実質延べ6日間ございました。

審査の場所は、甲佐町役場議会棟です。

審査の手続きでございますが、7月26日付で町長から審査に付されました各会計歳入歳出決算書、付属書類及び関係諸帳簿その他証書類等を照合し、あわせて関係職員から説明を徴取し、係数の正確性、予算の執行状況、財政状況について審査を実施しました。

さらには、例月現金出納検査等の状況も参考に審査を実施しました。

#### 第2、審査の結果でございます。

一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算書及び政令で定める付属書類については、関係法令に準拠して作成されており、その係数は、関係諸帳簿その他証書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

なお、決算の概要及び意見書は次の2ページからとなっておりますが、最後のほうのページ、21ページと22ページがむすびとなっておりますので、ここを朗読して報告とさせていただきます。21ページでございます。

#### 第9、むすび。

平成30年度一般会計、特別会計及び水道事業会計の歳入歳出決算及び実質収支に関する調書、財産に関する調書を審査の結果、各会計決算書類については、法令に準拠して適正に会計経理が処理されていることを認めた。

下表、下の第27表でございますが、下表は財政構造指標の推移である。

経常収支比率は、前年と同じく88.1%である。次の財政力指数は0.31と、前年より0.01ポイント上昇した。1に近いほど財源に余裕があるとされているが、ここ数年、0.28から0.30%の範囲で推移していたものである。

実質公債費率は、前年と比較して0.9ポイント上昇し、6.2%となっている。この比率は高いほど財政硬直化の一因となるものとされている。

今後においても、過疎債など交付税措置が高い地方債などを計画的に活用することで、比率の上昇を抑制する取り組みを行われたい。

財政調整基金は8億7,579万1,000円と、前年を1億8,856万7,000円上回っている。

地方債現在高は、102億3,169万2,000円と100億円を超え、前年を6億6,309万6,000円上回った。

平成28年の熊本地震、豪雨災害から3年半近くが経過したが、この間の執行部・職員の努力によって、復旧・復興が進み、新たな創造的復興事業にも進んでいる。そういった中での財政運営に当たっては、この地方債の動向にも注視しながら、今後ともより一層の自主財源確保に向けた取り組みを行う必要があると考える。

表は省略いたします。

税等の徴収状況については、関係部署がいろいろと工夫をされながらも努力されていることは評価する。

なお、滞納分については、関係部署の担当がお互いに情報交換や研究し合うことでスキルの向上につなげ、滞納額の圧縮に努められるよう要望する。

熊本地震・豪雨災害によるハード面の復旧・復興は、相当進んだとはいえ、心の面まで含めるとまだまだ時間を要するものと思われる。

一方では、地球温暖化によると思われる異常気象で、いつ・どこで大きな災害が起きても不思議ではないと言われる現代である。町内の安心安全で住みやすいまちづくりに、執行部・職員のさらなる健闘をお願いしたい。

そして、県外から派遣されている職員の皆さんと、派遣元自治体に対し、深く感謝と敬意を表したい。

以上で、平成30年度決算審査に係る報告を終わります。

**○議長（宮川安明君）** 以上で、豊永代表監査委員による平成30年度一般会計、各特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算審査意見書の報告が終わりました。

何か質問ありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 質問ないということで、監査委員におかれましては、長期間の監査、大変お疲れさまでした。議会を代表いたしまして、両監査委員へ深い敬意を表しますとともに、心から謝意を申し上げます。ありがとうございました。

---

## 日程第7 認定第1号 平成30年度甲佐町一般会計歳入歳出決算の認定について

**○議長（宮川安明君）** 日程第7、認定第1号「平成30年度甲佐町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

**○総務課長（一圓秋男君）** 認定第1号についてご説明申し上げます。

認定第1号、平成30年度甲佐町一般会計歳入歳出決算書です。

次のページをお願いいたします。平成30年度歳入総括表です。まず、歳入です。説明に当たりましては、款と収入済額で説明させていただきます。

款1 町税 9億1,925万1,522円、款2 地方譲与税 6,208万6,000円、款3 利子割交付金 111万2,000円、款4 配当割交付金 214万9,000円、款5 株式等譲渡所得割交付金 164万3,000円、款6 ゴルフ場利用税交付金 1,093万3,894円、款7 地方消費税交付金 2億13万6,000円。

次のページをお願いいたします。款8自動車取得税交付金1,447万6,000円、款9地方特例交付金721万4,000円、款10地方交付税24億1,594万8,000円、款11交通安全対策特別交付金95万8,000円、款12分担金及び負担金1億2,235万3,183円、款13使用料及び手数料4,805万2,055円、款14国庫支出金26億2,999万8,994円。

次のページをお願いいたします。款15県支出金13億6,257万3,599円、款16財産収入735万2,541円、款17寄附金1,655万7,328円、款18繰入金4億2,737万3,294円、款19繰越金3億9,392万5,211円、款20諸収入9,383万1,429円。

次のページをお願いいたします。款21町債14億186万9,000円。

歳入合計です。収入済額101億3,979万4,050円です。

次のページをお願いいたします。平成30年度歳出総括表です。歳出につきましても款と支出済額で説明させていただきます。

款1議会費7,787万9,157円、款2総務費23億3,665万8,088円、款3民生費20億2,255万1,633円、款4衛生費6億7,667万267円、款5農林水産業費4億6,182万8,128円。

次のページをお願いいたします。款6商工費5,558万6,290円、款7土木費10億7,443万4,053円、款8消防費2億9,318万9,038円、款9教育費5億3,333万3,960円、款10災害復旧費10億1,552万9,026円。

次のページをお願いいたします。款11公債費7億7,953万8,355円、款12諸支出金、それから款13予備費は0でございます。

歳出合計です。支出済額93億2,719万7,995円です。歳入歳出差引残額が8億1,259万6,055円、うち基金繰入額5億円です。

令和元年9月13日提出、町長名です。

209ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。区分、金額でご説明申し上げます。

1、歳入総額101億3,979万4,050円、2、歳出総額93億2,719万7,995円、3、歳入歳出差引額8億1,259万6,055円、4、翌年度へ繰り越すべき財源、(1)につきましては省略いたします。(2)繰越明許費繰越額1億2,441万4,000円、(3)事故繰越繰越額399万1,000円。計1億2,840万5,000円です。

5、実質収支額6億8,419万1,055円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額5億円です。5の実質収支額から6の基金繰入額を差し引きました1億8,419万1,055円が次年度への繰り越し額というふうになります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

**○議長（宮川安明君）** 以上で説明が終わりました。

これより質疑を行います。

本年も主要施策一覧表が提出されております。こちらのほうからも質問することができます。

それではまず、歳入から始めます。款1町税から款13使用料及び手数料、15ページから29ページ上段まで、何か質問ありませんか。町税から使用料及び手数料まで、15ページか

ら29ページ上段までです。

井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** 26ページですけれども、定住促進住宅使用料ということで1,700万入っているわけですが、これは指定管理者が入っておりますので、これはもう指定管理者等の計算が終わった最終的な数字がここに繰り入れられたということなんですかね。

**○議長（宮川安明君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** 町への送付金があった数値となっております。以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** 定住促進住宅なんですけど、あそこは3万7,000円ということで、駐車料合わせて指定管理者に支払うということになっているわけですが、3万7,000円から、子どもさん一人、二人、三人というふうにおられるところは減額をするわけですが、その減額した分についてはですね、町が負担をしているのかどうなのか。そこら付近はどうなっているのでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** 定住促進のサンコープラスについての指定管理料の3,000円につきましては、基本家賃の3万7,000円で契約して、それに9.25%、平成30年度では9.5%ですけれども、それで算出した額で協定を結んでおります。

子育てで減額した分については、反映はされておられません。協定書についてはですね。以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 15ページから29ページまでです。

井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** 24ページなんですけれども、熊本中央一般廃棄物処理施設、今後建設予定をしているわけですが、これは最終、はっきりわからないのかわかっているのか、わかりませんが、どのぐらい町の負担になるのかというのは試算をされているのでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** まだ正式というか、場所の選定についてはどこに建設するという位置は既に決定して、今日、説明申し上げましたけれども、用地交渉に入るような段階になっているので、今後の施設の規模とか、どういう処理方式とか、そういうのが決まらなないと全体の事業費等もなかなか定まってこないということになります。

町の負担についても、どういう負担方法にするのか。負担比率にするのかもまだ決まっておりませんので、今ここでどうこう、甲佐町の負担がどれぐらいになるというのはお答えできません。

**○議長（宮川安明君）** ありませんか。

佐野議員。



○6番（佐野安春君） 主要施策成果についてもいいということですが、そのページの指定はありますか。何ページまでということ。

○議長（宮川安明君） 歳入の範囲です。今、町税から使用料及び手数料までの範囲でしたら結構でございます。

○6番（佐野安春君） まず、この主要施策成果一覧には総論があるんですよね。冒頭に。それはどうかと。

○議長（宮川安明君） 全体のときお願いできますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

本田議員。

○12番（本田 新君） 26ページに農業研修センターの使用料ということで数字が上がっております。この数字的には問題ありませんけども、あそこを見てみますと、主に中学生あたりもかなり使っておりますけれども、こういった場合の使用料というのは、対象者はどういった方々がおられて、どれくらいを取られておられるのか。その点をお聞きしたいと思いますが。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） お答えいたします。農業研修センターの使用料ということでございますので、ろくじ館の使用料ということになります。ろくじ館につきましては、ホールの部分については、青空市場運営委員会、それと和室、それと研修室につきましては、各講座、パッチワークであったりとか、そういう講座等で使われている部分がほとんどでございます。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） 大変ご無礼いたしました。その上のトレーニングセンター、この部分です。そこについてお願いします。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい。すみません。トレーニングセンターの部分ということでございますが、トレーニングセンターにつきましては、一番多いものとしたしまして、例えば、郡体であったりとか、そういうバレーの練習とか、そういうところがほとんどでございます。それと、中学校のバレーが一番多いところで、それについては全て減免の対象ということになっております。ただ、一部、去年有償で11件だけ、例えば、ビーチバレーであったりとか、バスケットであったりとか、民間の方が借りられている部分がございますので、それ以外については全て無償。人数的には、これは延べでございますけれども、1,672名の方が利用されているということになっております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） 今の中で、小中学生とか、子どもたちに対しては減免対象であるというご答弁がありました。私は、そこの数値ではありませんけれども、あと、運動公園のほうで後ほど使用料というあたりが発生するかと思いますけど、そういったところに

対する小中学生だとか、子どもたちに対する減免だとか、今ここでご答弁をあれするのはあれかもしれませんが、そういったことも考えられておられるのか、どうなのか。数字は結構ですので、考えておられるか、考えておられないのか。その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉岡英二君） その分については、町の中学生、小学生の体育の振興という面からはですね、考えております。設置条例のときにですね、詳しくは説明したいと思います。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） ページ、15ページでございますけれども、町税の収納ということでございますが、これは資料の14ページにも徴収事務についてうたわれておりますけれども、現年分と滞納繰越分の町税の収納率は全体として前年度を0.96%上回って91.59となったということで説明されております。この16ページですかね、の一番上を見ますと、不納欠損ということで206万2,385円というような欠損の数字が出ております。このことにつきましては、後でも出てくるものですが、国保だったり、介護だったりにも不納欠損がございます。ということでございますので、不納欠損の考え方について、担当課のほうのお話を伺いたいというふうにお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 税務課長。

○税務課長（古閑 敦君） すみません。時間をとらせました。

不納欠損につきましては、法令また条例の定めによって債権が消滅したものということになります。地方税法の第15条の7第1項の規定、または同条第4項による徴収権の消滅とともに不納欠損するということになります。これにつきましては、調査、預金の調査とか、不動産調査をしまして、処分の実益なし、また生活困窮、また行方不明、そういったものによりまして、まず執行停止をしまして、その後不納欠損というふうな手続をとっているところです。以上です。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 数字の徴収率なんですけど、この不納欠損も引いたところで率は計算するという考えでよろしいでしょうか。

○議長（宮川安明君） 税務課長。

○税務課長（古閑 敦君） 不納欠損は、引いた後で計算しております。

○議長（宮川安明君） ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、款14国庫支出金から款15県支出金、29ページ上段から49ページ上段まで、何か質問ありませんか。29ページ上段から49ページ上段までです。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 32ページですけれども、子ども・子育て支援交付金というふ

うに700万あるんですけども、これについての説明とですね、今後それがどうなるのかと。今後どうなるのかといいますか、そういった点についてちょっとお尋ねします。

**○議長（宮川安明君）** 福祉課長。

**○福祉課長（福島明広君）** 子ども・子育て支援交付金ということで、内容といたしましては、特別保育、子育て支援センター、ファミリーサポートセンター、放課後児童クラブ、そういったところの利用についての支援を行っているところでございます。

今後の見通しと言いますか、今の現在のところでは、引き続き行っていくというふうに考えております。以上です。

**○議長（宮川安明君）** 款14国庫支出金から款15県支出金、29ページ上段から49ページ上段までの質疑を行っております。

佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 6番、佐野です。32ページの地方創生推進交付金について説明をいただきたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** 企画課長。

**○企画課長（北野 太君）** 地方創生交付金1,706万8,208円の内訳についてご説明申し上げます。

この交付金につきましては、各課にわたりまして幾つもの地方創生に係る事業について使用しております。一つ目が、農産物の高付加価値化事業ということで、これは高付加価値化農産物生産指導等委託料としまして22万9,608円、それと、加工品開発の支援ということで、これは地域おこし協力隊の活動助成金等につきましては148万3,462円、それと、緑川スポーツフェスタにつきましては、甲佐町観光協会補助金の中に200万円、それと、農業体験後継者研修としまして、産業後継者支援事業補助金としまして14万9,150円、それと、甲佐蚕の市の運営補助金としまして8万7,819円、西村民俗資料館基本設計改修の費用としまして1,269万7,500円、最後にこうさんもん元気活動の補助金としまして42万669円ということで使用しております。以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 地方創生の総合戦略につきましては、今年度が第1期最終年度だというふうに思いましたが、この地方創生総合戦略を計画するに当たって、こういった交付金があるかと思うんですけど、最終年度ですから、もう終わりだと思うんですが、今までに交付金として、おおよそでも構いませんが、どれくらい交付金が町に来たのか教えていただけますか。

**○議長（宮川安明君）** 企画課長。

**○企画課長（北野 太君）** 地方創生交付金につきましては、平成27年度から始まっておりまして、まずは地方創生先行型、それと加速化交付金、それと推進交付金ということで、これまで交付金を受けております。総額については、ちょっと計算してみないとわかりませんので、後で答弁ということでよろしいでしょうか。申し訳ありません。

（「はい」と呼ぶ者あり）

**○議長（宮川安明君）** 田中議員。

**○3番（田中孝義君）** 3番、田中です。46ページの有害鳥獣被害対策事業費について、ちょっと聞きたいんですが、いろいろ農作物等にかかなり被害が出ているようなので、大型の柵とか、わなとか、そういう分についてはどうでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 農政課長。

**○農政課長（井上幸介君）** 有害鳥獣の対策について、ご説明申し上げます。

今回の決算のほうで出ておりますのが推進交付金ということで、これに対しましては、有害鳥獣の駆除隊が駆除されたイノシシ、猿、鹿、カラス、1頭につき幾らということで、県のほうと町のほうで助成をしている部分での、これ歳入でございます。

全体的な有害鳥獣の実績につきましては、昨年ですね、対策として協議会がございまして、その中で電気柵のほうを張っております。それと、箱わなについても5基購入して、全て行政区のほうで仕掛けられるほうに貸付をしているというところでございます。

今年度につきましても、くくりわな等の購入や、それと追い放しのロケット花火等々についての対策を講じる予定にしております。以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 29ページ上段から49ページ上段まで、何か質疑はございませんか。ありませんね。

佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 災害復旧関連の補助金が幾つも出てきてますので、特定がちょっと難しいんですけど、あと、町長の先ほどの所信表明の中でも触れられたと思いますが、残される分はかなり少なくなっていると思うんですが、例えば、どこあたり災害復旧費が残っていますよというのがわかれば、説明いただければありがたいですが。

**○議長（宮川安明君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** 現在の公共施設の災害復旧の進捗については、約84%が完了しております。残りの16%については、現在工事中、もしくは検査がまだ完了していないという具合で、場所的にはですね、宮内地区がほとんど残っております。それと、竜野地区の河川部が一部残っているところがございます。以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 農政課長。

**○農政課長（井上幸介君）** 農政サイドの部分ということでお答えいたします。

まず、農業用施設につきましては、全て発注が済んで、進行のほうも全て100%ということになっております。それと、農地災害につきましては、現在のところ、発注率は100%でございますが、一部世持・三箇・中山、それ以外にも若干あるんですけれども、まだ着工がされてない部分がございます。それにつきましても、現在田植えが終わって、まだ水を張っている状況ですので、稲刈り後に、そこについては全て着工するというところで考えております。

それと、林務についてでございますが、林道については、現在のところ、発注率が84.8%となっております。ただ、今月、9月中に全て発注が終わるというところで今考えておりますので、今月末には発注率は100%となるというところがございます。以上でござ

ざいます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 今、建設課長から説明がございましたが、宮内全部というお話で、具体的に宮内何なのかを教えてくださいませんか。主なものだけでも結構です。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） ちょっとここに、手元に資料がございませんので、全ての箇所をちょっと把握はしておりませんが、一番大きなところでは、県道三本松甲佐線の広瀬地区の法面工事が大きな工事として残っております。

（自席より発言する者あり）

○建設課長（志戸岡 弘君） 予定としましては、今年中と考えております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（北野 太君） それでは、先ほど佐野議員ご質問の地方創生交付金のこれまで町が受け入れた金額の総額はというご質問でございますけれども、平成27年から昨年、平成30年度までの総額で9,851万2,134円となります。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 次に、款16財産収入から款21町債まで、49ページの上段から67ページまで、何か質疑ありませんか。49ページ上段から67ページまでです。財産収入から町債までです。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） ページの50ページですね。ここに土地・建物の売却収入で29万8,778円とありますので、ここは場所というか、何を売られたのか教えてくださいませんか。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 今ご質問の場所ということですが、何をということでございますけれども、場所は白旗でございます。法定外公共物につきまして、34.37平米を売却しているものでございます。宅地でございます。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 今、説明で難しい言葉で法定外公共物とか出ましたんで、何かなとびんと来ませんでしたんで、宅地ですか、を売られたということですか。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 宅地でございます。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） その場所はですね、法定外公共物というところでございますけれども、現状としましては宅地というところで売り払いを行っているものでございます。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 今の質問で、広さはどのぐらいだったんですか。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 面積につきましては、34.37平米でございます。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 款16の財産収入から款21町債まで、質疑をしております。49ページ上段から67ページまでです。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 追加です。場所は具体的にどこですか、総務課長。先ほどの。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 場所につきましては、白旗でございますけれども、宅地内にそういう法定外公共物が通っておりまして、その部分を売却しているというものでございます。場所、特定ですか。

○4番（鳴瀬美善君） 場所は特定、言えないような場所ですか。

○総務課長（一圓秋男君） 個人の方。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時53分

再開 午前11時54分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 宅地内にですね、中にあります里道について売り払いを行っているものでございます。場所は白旗でございます。

○議長（宮川安明君） 福田議員。

○9番（福田謙二君） 9番。関連でございます。既所有地とかなんかを売る場合には、用途を聞かれてから売却するわけですかね。それとも、もう何が何でもその後の利用方法はどうでもいいということで、売られるわけですかね。それは。どうですかね。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 町有財産がございましてけれども、町有財産をどういう形で売るかということについては、例えば、宅地、住宅用地として売る場合もございまして、そういう、先ほど言いました法定外公共物と言うとわかりにくいので、道路とか水路とか、そういうものがございましてけれども、そういうものについては、その宅地の方が自分の宅地内にあるということで、それを売っていただきたいというものもございまして、どういう形で売るかということ、町がある目的で住宅開発とか、そういう目的でそれを売り出して売るとかということもありますし、いろいろなケースがあるかと思っております。以上です。

○議長（宮川安明君） 福田議員。

○9番（福田謙二君） 9番。ということは、大体ある程度内容はわかってから売却するということですね。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。款16財産収入から款21町債までです。49

ページの上段から67ページまでです。49ページ上段から67ページまでです。

佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 6番、佐野です。58ページの町営バスの運賃収入がありますが、これはたしか前年は約71万8,000円だったというふうに思いますけど、前年よりも70%ぐらいになっているということですが、運休とか、何か原因はどういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 地域振興課長。

**○地域振興課長（北畑公孝君）** 町営バスの運賃収入ということで、30年度決算で50万6,250円。今議員おっしゃられたとおり、平成29年度につきましては、71万7,570円となっております。町営バスの利用者につきましては、震災前ですけれども、約6,000名ほどの利用がありまして、運賃収入といたしましては、100万を超える状態でした。平成28年の熊本地震以降、急激に減っております。平成27年度で5,989名の利用がありましたけれども、平成28年度で3,531と。平成29年度で3,922。30年度で2,789人ということですから。震災の影響、その後ですね、災害復旧工事等で運休期間がございました。それによる原因で利用者も減っているかと思えます。

主だった路線といたしましては、竜野地区で5月7日から5月25日まで迂回規制をしておりますし、宮内につきましては、打出から広瀬のほうにつきましては、今運休をずっと行っております。その他、災害復旧工事が行われる時点で運休という形をとっておりますので、そういった影響もあるのかと考えております。以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** ほかにありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** しばらく休憩いたします。昼食のため休憩しますので、午後は1時から再開いたします。

---

休憩 午前11時59分

再開 午後1時00分

---

**○議長（宮川安明君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、歳出です。歳出については、おおむね款ごとに行います。

まず初めに、款1 議会費、69ページから71ページ上段です。議会費69ページから71ページ上段です。何か質疑ありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 次に、款2 総務費、71ページ上段から101ページ中段までです。71ページ上段から101ページ中段までです。総務費です。

佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 6番、佐野です。74ページにですね、交際費が上げられていますが、たしか町長の交際費だと思うんですが、時期を忘れたんですけど、町長が交際費を

オープンにするということですので、ホームページの中の町長室というところに交際費の内訳を載せられるようにされたと思うんですが、4カ月で終わっているんですよね。その後、公開されるのかどうなのかということで、ホームページに載せられているものですから、どういうふうになるのかお尋ねいたします。

**○議長（宮川安明君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 昨年でしたか、佐野議員からそういうお話を聞いて、それはすぐやりますという話を回答したことを覚えております。途中で中断になっているということであれば、私もその辺は気づかなかったですけど、帰って調査して、適正な対応をとりたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 78ページですね、旧西村民俗資料館利活用業務委託というのが載せられておりますが、これについての説明をお願いします。

**○議長（宮川安明君）** 地域振興課長。

**○地域振興課長（北畑公孝君）** 旧西村民俗資料館の業務委託料30年度決算分についてご説明申し上げます。

決算額1,880万7,001円ですけれども、内訳といたしましては、まず実施設計業務につきまして424万80円、屋根につきまして改修工事を行っております。それに伴います監理委託といたしまして9万9,792円。あと改修につきましてワークショップで改修を行っておりますので、ワークショップの改修工事といたしまして1,049万7,601円。これに伴います監理委託ですけれども76万3,408円、あとワークショップのコンサルコーディネートといたしまして270万6,080円、あと西村民俗資料館の改修につきまして、サイトを設けましてホームページ上で情報を発信しております。その委託料といたしまして50万40円の合計となっております。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 今ご説明の中のワークショップに使った費用で1,000万ちょっとというのは、これはワークショップに協力いただいた方に対するあれですか。業者でしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 地域振興課長。

**○地域振興課長（北畑公孝君）** ワークショップに参加していただいている方につきましては皆さんボランティアですので、ワークショップを開始するには、例えば壁塗りをするにしても土台の材料が必要になりますし、そういったワークショップを開始するに当たって準備等ですね、大方の部分についてはですね、ワークショップに参加される素人といえますか、技術者でない方ではできませんので、そういったことの準備費等々が含まれております。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 2番、甲斐議員。



**○2番（甲斐高士君）** 2番です。86ページの委託料の中に空き家データベース作成等業務委託料が記載されておりますけれども、これにつきましては町内の空き家等の状況等について、町のほうでも把握されるために調査を行われたものと思いますけれども、その調査結果、空き家が町内で大体何軒ぐらいあったのか。そのうち倒壊のおそれ等がある危険家屋が何軒あったのかとかをわかれば教えていただきたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** 暮らし安全推進室長。

**○暮らし安全推進室長（佐々木善平君）** それでは、空き家の関係でお答えをいたします。

ご存じのとおり、平成27年に空き家の特措法ができて、本町でも28年3月に条例を作成しております。その条例に基づきまして、昨年、空き家をデータベース化しているところでございます。

その数値について申し上げます。調査対象物につきましては、全部で223件調査をいたしました。その中で、いわゆるAランクからDランクまでランクをつけましてですね、要するに、ちょっと危ないなというやつはDランクとしております。そのDランクにつきましては、11戸という数字が出ております。ですから、11戸が危ないと。

223調査した中で、居住しているとか解体が進んでおるとかいうのがありまして、今、空き家と把握しておりますのは154でございます。その中で11戸が危険であると判断をしておるところでございます。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** 84ページのですね、ふるさと甲佐応援基金積立金ということで1,600万ちょっと支出をされておりますけれども、これが始まってからですね、全体です、どれだけの応援があったのかですね。そして、このふるさと応援は産業振興にも大きく寄与するものでも、町の活性化にもつなげる大事な取り組みでありますけれども、そういった点でその成果といいますかね、この1,600万という内訳を、私がこの資料をですね、ちょっとよく見てないのかもしれませんが、わかればですね、どれだけ事業者の中にこれが反映したのかというのをちょっと教えていただきたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** 地域振興課長。

**○地域振興課長（北畑公孝君）** 決算書のページ84ページのふるさと甲佐応援基金積立金1,639万3,000円の内訳ということですが、これにつきましては、平成30年度ふるさと納税としてご寄附をいただいた分の全額を基金として積み立てている金額でございます。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** では、これからは事業者のほうにも支出する分もあるし、送料とかいろいろな手数料とかそういった部分がこれから分かれていくという形になるわけですね。支出されていくという部分なんですね。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） ふるさと応援寄附金として町で受け入れられた分につきましては、その額については基金で積み立てまして、寄附をされる場合、使途についてご指定とかもございますし、うちで事業の財源充当とさせていただいております。

今お尋ねの返礼品等につきましてははですね、寄附金と切り離れたところで町の単独予算として払っていると。寄附していただいた分については、事業に活用している。その他経費については一般財源、町の持ち出しとして支出をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 何度もすみません。総額ですね。寄附金があつて、差し引きといいますかね、そこら付近は幾らぐらい町の財源としてなったのかというのは、そういう点はわかるんですかね。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） 差し引きということですがけれども、今、平成30年度の決算ということで、資料につきましては平成30年度分をご用意しておりますので、それでお答えさせていただきたいと思えます。

受入額につきましては、ここで基金で積み立てしております1,639万3,000円がご寄附いただいているところです。それに伴いまして、返礼品や送料及びサイトの使用料等々につきましては、経費といたしまして995万3,677円を支出しておりますので、実質収支といたしましては643万9,323円ということになります。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） ただいま総務費について質疑をしております。71ページ上段から101ページ中段までです。総務費です。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番。ページの74ページと76ページに関連する質問ですが、13の委託料の中で、職員採用の単独試験委託料24万9,480円で、私の質問はこの決算と31年度の当初予算を比較して質問したいと思うんですけども、新年度31年度においてはこの金額が13万7,000円となっております。それと、76ページのほうの、これは19の負担金及び補助金ですかね。負担金の中で、市町村の職員共同試験の経費の負担金ということで6万5,429円、こちらについても平成31年度については7万5,000円ということで計上があります。

見てみますと、共同試験の負担金については増額になっておりまして、ただ、単独試験のほうについては、金額が平成31年のほうが安くなるということでございます。こういったものにこういった要素でこの金額が決定されていくのか。それと、共同試験のほうが見てみると安いので、できれば共同試験のほうで単独でしよるほうをすることはできないのかなということで質問をいたします。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 採用試験のことでございますけれども、単独と共同試験等がございます。中途採用を昨年しております。10月1日採用ということで、中途採用を1回しております。その後、共同試験を行っております、その後ですね、また追加ですね、共同試験を行っております。そういう関係からですね、金額の差が出ているかと思えます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 途中採用ということで、決算では20万9,480円ということはわかります。ただ、じゃあ、31年度でもまた単独試験を行うということは、31年度にもまた辞められる方がおられて、予算を組んでやるということですか。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 組むというか、そういうことも想定した上で予算は組みますので、1回だけで終わるということではなくて、そういうことがあった場合も想定した上での予算編成ということだと思います。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後1時16分

再開 午前1時18分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 今、鳴瀬議員のほうからご質問がございました。その件について、今私のほうで答えが出せませんので、後ほど調べましてお答えさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。ページ80ページの定住促進助成金というのがありますが、この内容について説明をいただきたいと思えます。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） 定住助成金につきましては、本町に土地を求められて家を建てられた方に対しての定住助成金となっております。定住助成金につきましては、要綱等の改正により相続贈与分についても助成の対象としているところです。

平成30年度決算の648万円の交付につきましては、町の承認団地が9件、あと承認団地以外で単独世帯で助成を受けられている方が3世帯、それと自己所有、他世帯単独の半額となりますけれども、自己所有につきましては3件の15件分の補助金の支出をいたしております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 2番、甲斐議員。

**○2番（甲斐高士君）** 2番です。80ページです。80ページ、負担金で熊本県企業誘致連絡協議会負担金10万円とありますけれども、この協議会の負担金につきましては、協議会に加入するということで、そこでいろいろな会員としてですね、情報収集を広く行っていただければいいかと思えますけれども、これに関連してご質問させていただきたいんですけれども。

今回、町長も4期目のマニフェストの中で企業誘致の推進ということで掲げられておられます。そういった中で、町のほうとしてですね、今後、企業誘致を積極的に推進するための体制といいますか、今、現段階では企業誘致関係は地域振興課内で職員が兼務で行っておる状況かと思えます。

今後、積極的な企業誘致の推進を図っていくためには、課体制、もしくは係体制というのが必要になってくるのではないかなと思えますけれども、そのあたりについて町長の考えをお聞かせ願いたいと思えます。

**○議長（宮川安明君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 企業誘致の受け皿的なことも、先ほどというか、午前中の所信表明の中でもお話しさせていただきましたけれども、非常に甲佐町にとっては大事なところだと思います。当然、雇用の確保にもつながりますし、町の活力といった面についてもですね、非常に大事な施策だろうと思っています。

ただ問題なのが、甲斐議員も役場におられたのでよくわかっておられておりますけれども、農地法等の縛りがあって、これまで私がずっと言ってきた中で、どうしても工業団地的なそういう要素を含めたところでの開発が必要だということをやっているとずっと言ってきました。

ただ、言っただけですが、それになかなかいろいろな縛りがあって、ある程度具体的な進出的な内容等もですね、はっきりしていないと農振が外れない。ですから、前もって工業団地をつくってその中に呼び込もうとした場合に、そういう施策がなかなかとりづらいところがあります。

ただ、嘉島町にしても、おそらく最初のスタートはそういう状況だったろうと思えますし、何らかのですね、やはり手だてがあるはずだと私は思うんですよ。だから、その辺については、今、地域振興課企画の中でもちょっと研究をしてもらっているさなかではありますけど、なかなか妙案がまだまだ見つからない状況にあります。

ですから、そういう中であって、じゃあ、今、町が持っている町有地の活用をまずはやっていくべきじゃないかと思っていますので、議員も頭の中に想定されるいろいろな箇所があるかと思えますので、そちらのほうの活用を今後図っていくために、県にしろ、いろいろな企業にしろ、有効な情報等をですね、アンテナを張って聞き入れながら収集しながらですね、それに対応していきたいと思っています。

工業団地あたりについても見通しが見えそうだというときにはですね、当然、それを見計らったところで、いろいろな情報も発信しなくちゃなりませんし、我々としてもその収支もやらなくちゃなりませんので。そういった場面に至ったときには今おっしゃったようなですね、考え方も十分生きてくると思えますので、今後の参考にさせていただきたいと

思います。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。先ほどですね、定住促進助成金のことで質問し、説明を受けましたが、一応、説明が件数だけだったんですけど、個別はなしとしても承認団地とかですね、それ以外とかいうことで金額を教えてくださいいいですか。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） それでは、承認団地に9世帯分につきましては480万円となっております。あと単独世帯3世帯分については115万、自己所有の分につきましては53万円、合わせて648万円となっております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 総務費です。ありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） すみません。88ページの防犯灯設置の工事内容について説明をお願いします。

○議長（宮川安明君） 暮らし安全推進室長。

○暮らし安全推進室長（佐々木善平君） 防犯灯設置工事の概要ですね。これにつきましては、平成29年度の繰越分でございます。それにつきましては、国道443号線、それと松ヶ崎妙見谷線、それと県道嘉島甲佐線に70基を設置したものでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 款3民生費、101ページ下段から119ページ上段までで、何か質問ありませんか。民生費です。款3民生費について質問を行います。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 106ページですね、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金ということで、主要施策のこの中にも載っていたと思うんですけど、中横田の分だと思うんですけども。そこでは780万ほどの交付金が出たというふうにあったと思いますけれども、その差額と言いますか、これはどういうふうに町の負担になるのかですね。

それから、中横田だけではなくて、ほかの地域についてもですね、考えておられるのかちょっとお尋ねします。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） 介護基盤緊急整備特別対策事業補助金の2,132万5,000円ということで、今、議員がおっしゃられた1件は介護予防拠点施設の中横田の集会所の改修で782万9,000円とありまして、それとは別にですね、介護療養型医療施設等の転換整備ということで、医療法人の谷田病院におきましてですね、介護療養型医療施設でありました分を介護医療院という形で改修工事を行っている分の事業費になります。

以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） その下にあります施設開設準備経費助成、これも多分谷田病

院だと思うんですけども、私、収入のほうをちょっと忘れてしまったのですね、これは丸々国の補助金なのか、あわせてお尋ねをします。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） 十分の十の補助金になっております。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） 一般財源はございません。

○10番（井芹しま子君） わかりました。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 先ほどの中横田の件ですけども、災害等が起きた場合ですね、避難場所というのは学校とかですね、小学校とかいろいろ決まっていると思うんですけどですね、やっぱり地域住民にとれば、まずは近場ですね、公民館に避難をするという選択をすると思うんですけどですね。そうした場合にですね、避難所としてなかなかふさわしくないとはいえますか、そういった場所も多々あると思うんですね。老朽化をしたり、狭かったりとかですね。ある程度はですね、やっぱり災害用の備蓄をしたりとかですね、やっぱりそういったふうな形でですね。この前の災害のときはですね、寝具は持ってきてほしいというふうなアナウンスもあったそうなんですけども、やっぱりそういったことを考えますと、各行政区の公民館あたりについてもですね、そういった施設も兼ね合わせて改修をしていくということは議論になっているのか、なっていないのかちょっとお尋ねします。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 前回の災害のときを想定してもらうと一番わかるんですけど、町が指定避難場所として設定するに当たっては、割と大きな施設といいますか、そういうところを念頭に指定したところであります。あと地域としてどう行動されたかということ、近くに公民館があって、そちらのほうの活用を図りたいというところはそういうふうなことで対応されたのかなと思っています。

公民館の改修については、町としては、30%の補助要綱を設けて現在やっておりますし、それと、今回の災害の復興基金を活用した中でのそういう改修であったりとか、そういうふうな事業を活用されて行政区で対応されたところもあります。ですから、そういうような状況で現在は対応しているということだと思います。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 今の井芹議員の質問の関連なんですけど、今回、中横田の集会所が改修されるということは大変いいことだと思いますが、これから先のそういう計画とか予定とかというのはないんでしょうか。

○議長（宮川安明君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（奥村伸二君） この介護基盤緊急整備特別対策事業補助金につきましては、9月補正の段階で31年度のこの補助金に上げておるところでございます。今年度においては、四つの公民館の施設を計上しております。下豊内公民館、浅井公

民館、上田口公民館、早川公民館の四つの公民館になります。詳細については、9月補正の段階でご説明を申し上げます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 四つまた新しくそういう整備ができることは、大変いいことだと思いますが、補助もですね、十分の十ということで、100%ということですかね。それでこの補助金は条件があって、申請をすればそういう計画にのせてもらえるものなんではないか。

○議長（宮川安明君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（奥村伸二君） 事業でありますけど、町の独自の基準を設けております。七つほどの基準をクリアしなければこの補助金申請ができないというような中身になっておりまして、一つ一つちょっとご説明申し上げますと、まず、新築や危険箇所修繕の必要性や緊急性が高いこと。2番目に、介護予防活動の取り組みを実施しているか、または取り組む予定があるか。それから3番目に、介護予防サポーターの養成をしているか。それから4番目に、介護予防活動に取り組むための備品整備ができていないか。5番目に、5年間の活動継続が可能であるか。6番目に、町の介護予防事業取り組み支援を受けているか。7番目に、週1回以上の公民館活用があるかということで、この七つの条件をクリアされた地区が25地区あるということで、この25地区に対しての補助ということになります。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 民生費について質疑をしております。101ページ下段から119ページ上段までです。民生費です。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番です。118ページの18の備品購入費で、派遣職員用の備品ということで28万9,980円が決算でございます。先ほども申しましたとおり、31年度の予算を比較しますと、31年度は27万円計上されております。中身がわからないんですけど、この備品は何かと、その備品は次の方へ引き継ぎができない品目なのかという2点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 備品の28万9,980円の内訳でございますけれども、宿舍のテレビが1台、給湯器が2台、それから、風呂釜の修繕の部分がありますけれどもそれが1件、それから事務用品、デスクアンダーラックが2台、そういうものがございます。これについては、引き続き使えるものと思っております。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後1時38分

再開 午後1時41分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 備品につきましては、議員おっしゃいますように、引き継ぎは当然できます。引き継いでいくこととなりますけれども、平成31年度について金額が27万円ほど予算を計上しておりますけれども、これにつきましてははですね、今、家電ということで予算を上げてあります。必要な部分についてはパソコンとか、そういうものが予算の上では計上が今あっております。家電ということで、パソコン等ということでですね、計上しているところがございます。前年度の予算並みというところで計上しているというところでは。

以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 101ページは該当しとるとですかね。19の負担金補助及び交付金の中で、人権啓発活動補助金と地域改善対策進学援助費について内容をご説明いただきたいと思いますが。

○議長（宮川安明君） 町民センター所長。

○町民センター所長（中林健次） まず、人権啓発活動補助金ということですが、全日本同和会甲佐支部に175万円、それから部落解放同盟甲佐支部に175万円支出をしているところでは。

それから地域改善対策進学援助金ということですが、小学校入学生が一人おりましたので、入学支度金につきましては、小学生一人、中学生一人、公立の高校が一人と、それと私立の大学が一人と。

奨学金につきましては、公立高校が4人、専門学校が一人、大学が一人と私立大学が一人ということになっております。

それから修学旅行の援助金ということで、中学生が二人、高校生が一人ということで支出をしているところでは。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） わかったようで、わからないようであれなんですけど、その地域改善対策、この根拠ですよ、やっぱりその子どもたちにこれだけの支出をしなければならぬ、国の制度は終わっているわけだからですね、やっぱり町独自としてやらなくちゃいけない、その根拠を聞きたいのと、それから、出生時祝い金が180もありますけれども、3人目ということになってるとは思いますけれども、ということは18名ですかね、10万なら18名かな、18名なんですとかね、3人目生まれた子どもさんはですね、それだけしかいらっしやらないのかを、その2点お尋ねします。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 負担金補助の件でお話がありましたけれども、国の法律的には



もう終わっているというようなお話もありました。

ただ、今日の所信表明の中でも申し上げましたけれども、人権のまちづくりの一層の推進というような事柄で、今後4年間の目標も定めたところであります。

ご承知のとおり、平成28年に部落差別の解消の推進に関する法律が施行されております。ということは、どういうことかということ、まだ、今もなおこの部落差別については、解消に至っていないという国の判断だろうと私は理解します。

したがって、そういう考え方を受けて、今後、関係条例の見直し等も考えていかなくちやなりませんし、それと、おっしゃるような進学援助等についても、町としても引き続きやっていきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 福祉課長。

**○福祉課長（福島明広君）** 出生時祝い金の180万円ですけれども、これは町の事業として行っておりまして、第3子の子どもさんに対して10万円を祝い金として支払っているところです。

以上です。

**○10番（井芹しま子君）** 18名。18名なのかっていう……。

**○福祉課長（福島明広君）** すみません。18人になります。

**○10番（井芹しま子君）** もう、全体で、甲佐町で対象になったのは18名ですか。

**○福祉課長（福島明広君）** そうなりますですね。

**○10番（井芹しま子君）** わかりました。

**○議長（宮川安明君）** ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

次に、款4 衛生費119ページ中段から129ページ下段までです。

衛生費119ページ中段から、129ページの下段まで、衛生費について質疑を行います。

佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 6番、佐野です。122ページの20番、扶助費の中で、子ども医療費助成金というのが挙げてありますが、これは15歳までの子ども医療費無料化に充てられている助成金だと思いますが、これを3歳——18歳まで上げた場合には、これはもう計算もされてるかと思うんですけど、どれぐらいになる予想なのかということでお尋ねしたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** 福祉課長。

**○福祉課長（福島明広君）** ご質問の子ども医療費助成金の件ですけれども、今現在、本町では中学3年生までの助成をしているところですけれども、高校3年生まで延ばした場合、事業費として、他の自治体の状況も参考にいたしまして、全体の約1割の見込みということで考えております。今の状況で約400万円ぐらいかかるのかなと見込んでおります。

以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 124ページの合併浄化槽設置の補助金ですけれども、普及率と  
いいですか、くみ取りから、単独浄化槽から合併浄化槽にかえる場合というのは、なか  
なか、くみ取りの場合は、どっちでもそうですかね、かなりやっぱり場所にもよりますけど、  
相当費用がかかるわけですけれども、それで上乗せの補助をしているということだったん  
ですけれども、その上乗せ補助を、お聞きしたいのとですね、今後、今、そういった残さ  
れた件数といいですかね、そこら付近は合併浄化槽、それから単独浄化槽とくみ取りで  
すね、まだどのくらい残されておられるのかですね、なかなか今後そういったのがです  
ね、合併浄化槽への移行というのがですね、進むめどがあるのかどうか、ちょっとそこ  
ら付近をお尋ねします。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） まず、上乗せ補助についてお答えさせていただきます。

くみ取りから合併浄化槽に切りかえられる場合についてですが、20万円の上乗せを行  
っておりまして、その中でも町内業者が施工された場合は、プラスの5万円さらに上乗  
せしております。また、単独処理浄化槽の場合は10万円の上乗せ、町内業者の場合は  
プラス5万円で15万円の上乗せというのを行っておるところです。

件数につきましては、資料がすぐにちょっと……、いや、ありました。すみません。

現在、単独をつけられている世帯が858世帯、くみ取りが908世帯、特に、町部に  
単独処理浄化槽がたくさん残っているということで、こちらは設置場所の問題とかで  
なかなか転換が進んでおりませんので、今後は補助金、先ほどマニフェストで町長  
がお話しされましたが、放流ポンプの補助の創設、そういったものを考えま  
して、単独槽からの切りかえというのを推進していきたいというふうに考えている  
ところなんです。

以上です。

○議長（宮川安明君） 衛生費について質疑をしております。119ページ中段から、  
129ページ下段までです。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 128ページ、これはすみません、ちょっと項目が見えない  
んですけど、フッ素、何て読むんですかね。塗布委託料がありますが、これは主要  
施策成果一覧の中でも触れてありますけど、「健やかな体」の育成のフッ化物洗口  
ということで、甲佐町においては小中学校100%フッ素を使った虫歯予防を行  
っているのがありますが、県のホームページを見れば、状況が書いてあるものが  
あります。それを見れば、確かに上益城は100%なんですけど、県内全体とし  
て、最新の情報ではないかもしれませけれども、ばらつきがあると。

熊本市なんかを見るとですね、10%にも満たないと、そういうフッ化物洗口  
がですね、特に中学校は1.9%しかやってないというのがあります。そういう  
意味で、全国のですよね、消費者連盟、主婦連合会、また日本弁護士連合会  
はですね、このフッ化物洗口については問題があるんじゃないかという  
ようなことなんです、意見書を出したりしております。

そういった意味でフッ化物洗口はですね、虫歯予防に有効なのか、子どもたちの健康に問題がないのか、そういった点でどうなのかということでお尋ねをしたいと思いますが。

**○議長（宮川安明君）** 総合保健福祉センター所長。

**○総合保健福祉センター所長（奥村伸二君）** お答えいたします。

フッ化物利用につきましては、多くの研究機関が確認をし、安全かつ有効であるとの結論が出されております。これらの結果を踏まえ、WHO世界保健機構、それからFDI国際歯科連盟をはじめ、国や日本歯科医師会など多くの機関が積極的に利用を推奨しておりますのでございます。

実際、フッ化物利用による虫歯予防は世界的に広く行われており、1984年のデータでは、世界114カ国で利用をされておるところでございます。

なお、フッ化物は自然の中に広く存在している物質で、私たちの日常生活の中で飲み物や食べ物にも含まれております。日ごろ飲食物から摂取をしているフッ化物の量は1ないし3ミリグラム程度とされており、フッ化物洗口で口に残る量は0.2ミリグラムと少量であることが研究で明らかにされておりますので、安全ということでございます。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 説明ありがとうございます。

今の説明ではですね、安全性は問題がないというお話でしたが、県内においてはですよ、その取り組みにそのばらつきがありますよね。そういった意味では、極端なばらつきがあるような気がするんですね。

それと、フッ化物洗口については、特に小さな子どもたち。就学前の子どもたちについて、安全性を問うようなものも見かけるんですが、そういった点ではいかがでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 総合保健福祉センター所長。

**○総合保健福祉センター所長（奥村伸二君）** フッ化物の塗布事業は洗口がまだ未熟で、対象とするには難しい1歳から4歳児までについては希望される方を対象としております。1人当たり年に3回の検診や、町の歯科医院において委託を実施しております。全体の実施率は約50.1%です。

それから小学校におきましては、24年度から乙女小、それから25年度から小学校の1、2年生対象に始めておまして、26年度からは全学年を対象として週1回実施しており、中学校においては27年度から全学年実施をしておりますので、本町におきましては大丈夫かなというふうに考えております。

**○6番（佐野安春君）** 県内でのばらつきはありますか。

**○総合保健福祉センター所長（奥村伸二君）** 県内のばらつきについてはちょっとこちらのほうでは確認をしておりませんので、調べてから、改めてお答えをしたいと思っております。申し訳ございません。

**○議長（宮川安明君）** ほかにありませんか。

7番、荒田議員。

○7番（荒田 博君） はい、7番。124ページの指定管理業務委託料の898万円。

今回は、条例というか、議案のほうにも出てきますけれども、スポーツの委託として898万円されていますけれども、年間の利用者の延べ人数と収入ですね、そのあたり。また、今後この898万円等の見直しが何年置きとかにあるのかどうか、そのあたりをお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（奥村伸二君） お答えいたします。

現在、総合保健福祉センターにおきましては、一部の施設を指定管理を行っております。フィットネスセンター、多目的ホール、それから休憩室、この3つについて委託をしているところでございます。

まず、利用についてでございますけれども、平成30年度フィットネスセンターが9,487名、それから多目的ホールが136件で865名、それと休憩室が48件の利用がっております。

現在、指定管理については、3年を行っております、本年度が最後の年になります。

30年度の委託料が898万円でございます。

31年度、本年度が897万円ということでございます。

来年度についても、12月の議会に新たな指定管理ということでご提示をさせていただきたいと考えておりますが、収入につきましては……。

○議長（宮川安明君） わかりますか。しばらく休憩します。

---

休憩 午後2時01分

再開 午後2時01分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（奥村伸二君） 申し訳ございません。手持ちの資料がございませんので、後ほどお答えいたします。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） そういうことですね、利用料の収入については後日、別に今後、議案の中でも指定管理の調整の部分が出てますので、その辺りを説明していただいても結構でございます。

なぜ聞きましたかという、ここに移行したときに、議会でもですね、風呂を廃止するに当たって十分議論をした中で、そういった部分で今の利活用の部分についてですね、やっぱり我々も逐一知っておいて、改善できることがあれば改善するよう要望等とかですね、そのあたりも検討しないといけないのでご質問いたしました。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 関連してですけれども、そこは常時何人で指導されているん

ですか。フィットネスとか。

○議長（宮川安明君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（奥村伸二君） 先ほども申しあげましたように、今、3施設を管理委託しておりますけど、2名ないし3名の方で運用されているところでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 指定管理者制度の件でよくご質問されますけれども、例えば利用料でその事業を賄うもの、それが一つですよね、それで全部が済めば一番いい方法なんですけれども、町がやるよりも、維持管理を他の民間のほうに委託したほうが町としてもいい場面も結構ありますので、いろんな側面からこの指定管理者制度については考えるべきだろうと、私の判断のもとにこれまでもそういった制度とらせていただいているし、また今後もその方向で進めたいという考えは持っております。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、5款に入りたいと思いますけども、時間が1時間経ちましたので、しばらく休憩をいたします。15分から再開いたします。

---

休憩 午後2時04分

再開 午後2時15分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、款5、農林水産費129ページ下段から、145ページ上段まで農林水産業費についての質疑です。何かありませんか。129ページ下段から145ページ上段まで。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 130ページの一番上の13の委託料でございます。

不法投棄パトロール委託料ということで、74万8,080円が決算で出て……。

○議長（宮川安明君） ちょっと待ってください。

衛生費なんでしょう。

○4番（鳴瀬美善君） 上段だけん……、すみません。

○議長（宮川安明君） 最後のときに。

○4番（鳴瀬美善君） すみません、場所を間違えました。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 申し訳ありません。144ページはよろしいですよ。144ページの、同じくやっぱり13の委託料、甲佐町カワウ被害防止活動委託料についてでございますけれども、カワウもですね、追い払いのその活動されるに当たってですよ、前回もちょっと

と質問したと思うんですけども、実際に追い払われた時期と、それとカワウについては緑川漁協さんのほうでも補助金を出されて実施をされておると思いますが、その捕獲されたといえますか、駆除されたその数といえますか、そこがわかるならば教えていただきたいと思っておりますけれども。

**○議長（宮川安明君）** 農政課長。

**○農政課長（井上幸介君）** それではお答えします。

甲佐町カワウの被害防止活動委託料25万6,290円についてでございますが、鳴瀬議員が言われましたとおり、以前ご指摘がありまして、土曜、日曜、休みのときというところでご指摘ありましたので、今回、シルバー人材センターのほうに委託をしまして、期間としては4月、5月の2カ月間、放流まで、6月の解禁までということでございますけれども、土日を含んだところで、月に15日程度追い払いのほうを行っております。その2カ月の決算の額がこの額となっているところでございます。

それともう一点、漁協さんのほうでされている捕獲頭数に関しては、すみませんが、資料ございませんので、後日調べたところでご報告させていただきたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 鳴瀬議員。

**○4番（鳴瀬美善君）** 実施されとるということでございますけれども、この事業については、今年が初めての取り組みだったかと思っておりますけれども、次年度以降、30年度以降についても実施をしていかれる予定でしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 農政課長。

**○農政課長（井上幸介君）** お答えいたします。

カワウの被害というのも年々やっぱりあっておりますので、今後も継続的にこのカワウの追い払いについては実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 鳴瀬議員。

**○4番（鳴瀬美善君）** 関連した質問で最後なんですけど、これは参考、意見になるかもしれませんが、実際に私も下流のほうで、見てもらえればわかるとおり、緑川におきましては、6月の解禁の当時から今日まで、ほとんど緑川に鮎釣りをされる方の姿を見受けません。私も実際3回ほど入りましたが、なかなか釣れません。といって釣らないかということじゃなくて、御船川、緑川の支川であるに御船川、ここについては解禁当時から現在まで平均して釣ることができて、また、釣れます。

同じ魚を放流した河川であるのに、御船川では1年間を通じて釣れて、緑川については釣れないというようなこともありますので、この辺についてはですね、釣る人の意見とか、漁業関係者からの意見等といえますか、モニタリングとか、そういったこともされて、何が原因なのか、鵜だけじゃないかもしれません、そういったところも想定の中に入れて取り組んでいただけたらなというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 農政課長。

**○農政課長（井上幸介君）** それではお答えいたします。

農政課の観点で申しますと、あくまでも鮎を捕食する有害鳥獣というところでの、今回、追い払いということで事業のほうを実施しておりますけれども、議員が言われますとおり、釣りの部分でもございます、観光の部分等もございますので、これは全体的な話として、また農政課のほうでその有害鳥獣のベースとしたところで検討していきたいというふうには考えております。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** ほかにありませんか。

佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 136ページの19、負担金補助金の中の農業次世代人材投資事業資金、旧青年就農給付金について、説明をいただきたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** 農政課長。

**○農政課長（井上幸介君）** それでは、農業次世代人材投資事業についてご説明いたします。

今回支出しておりますのが975万円ということになっております。

これにつきましては、新規に認定された新規就農者について5年間、最大150万出るというものでございますけれども、今回につきましては、まず補助と申しますか、そのほうが前期後期で半分ずつ出ているところでございます。前期で全て5年間が終了したという方が3名おられます。この方については、半分の75万円、それと丸々一年間、その5年間の間に入っているとかいう方が5名おられます。その方が750万、合わせて975万円の支出ということになっております。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 説明ありがとうございます。この新規就農者の拡大と申しますか、これは地方創生の総合戦略の中にもですね、取り上げてあったかと思っておりますが、実際、ずっと時間も経過していく中で、新規就農者がですね、それが終わった後、農業を継続して経営、事業がうまくいっているのかどうかというのはどうですか。

**○議長（宮川安明君）** 農政課長。

**○農政課長（井上幸介君）** 新規就農をされた方のその後の経営状況ところでございますけれども、新規就農された方につきましては、今年、今月ちょっと行うんですけれども、その後の追跡調査ということで、その方とお会いしてお話を聞くということをいたしております。

基本的にはその親が農業をやられて、それから分かれた方とか、そういう方が多いございますので、今のところはそのまま順調に経営されている方というのが多いございます。

ただ、その内の何人かにつきましては、なかなか農業のほうで厳しいということで、実際、現在農業をやめられたという方も何人かはいらっしゃるというところでございます。

ただ、先ほど言いましたとおり、その追跡調査につきましては、町だけではなくJA、それと経営指導のほうでの県の普及指導所、それと農業委員会のほうも合わせていきますので、その後のアフターフォローについて十分にやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 経営がうまくいっている人とうまくいっていない人ということで、両方あるということですが、人数的にはっきりおっしゃらなかったですけど、それは言えるんですか。経営がうまくいってる人と、ちょっと新規就農で補助金を受けたけど農業をやめたとかいう人というのはお話しいただいていいんですか。

**○議長（宮川安明君）** 農政課長。

**○農政課長（井上幸介君）** なかなか個人名については言えませんが、人数として、現在のところは2名の方が農業のほうを今廃業されかけているというところでございます。1名の方は現在、住所のほうが甲佐町ではございませんで、甲佐町で就農したということでございますけれども、その方は今拠点を違うところに移したということが1点、もう1件の方については、まだ正式に、完全に廃業ということではございませんけれども、その可能性がちょっと高いというところで聞いております。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 本田議員。

**○12番（本田 新君）** 12番です。こちらの主要政策の一覧の中での33ページの一番上のほうに、環境保全型農業直接支援対策事業として193万円の事業費として記述がっておりますけれども、これはこの説明書を見ると、有機栽培、減農薬、減化成肥料と、非常に素晴らしいことのように……、に対して13組織に補助金を出したということでありまして。そのこと自体素晴らしいことだと思います。

ただ、では、これがその成果としてどこさん行っているのかというのが……。私、質問させてもらいたいのは、じゃあ、これは多分お米かなんかだろうと、稲作かな、だろうと思うけど、じゃあここでできた米はどこに販売されているのか。例えばこれがJAに出荷されて、ほかのやつと一緒に埋もれてしまっているものなのか。例えば、じゃあこのお米は甲佐町の特産みたいな形で、ふるさと納税の返礼品にこのお米を使いますとか、そういった成果が見えるようなものが私はあったらいいなと思うんですけども、担当課のほうではそれについては、どのように分析されておられますか。

**○議長（宮川安明君）** 農政課長。

**○農政課長（井上幸介君）** お答えいたします。

環境保全型農業直接支払事業の補助金ということで、195万4,110円ということで支出しておりますけれども、議員のおっしゃいますとおり、有機農業であったりとか、それとか多いものが緑肥の栽培というのが結構多うございます。

交付をした団体といたしましては、地域営農組織が5組織、農業の法人が5組織、それ



と一部任意でつくられています有機の会とか、そういうところで3組織、合計の13組織ということでございます。

集落営農、法人だけでも10組織があるということで、基本的には議員おっしゃいますとおり農協のほうに出されている部分が多いのかなというところで私のほうも考えているところでございます。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 本田議員。

**○12番（本田 新君）** わかりました。もっと言うならば、この財源は国県からの補助、助成金かな、というようなもので、またしても一般財源をやっていないということで、流しとるとするのは、それはわかります。

せっかくだから、これが何か……、やっぱり最近の農業の欠点でしょうね、販売力が弱いんですね。せっかく良いものを、甲佐町独自のものをつくったとしても、その販売力が弱くて、結局埋もれてしまうということになってしまっておりますので、一つ、せっかくこういった事業とか、いろいろ町も一生懸命やっておられますので、そこから先をどうやるのかということについても今後とも主に追跡、研究をなさせていただくことをお願いしてこの質問を終わりたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** 福田議員。

**○9番（福田謙二君）** 9番。144ページでございます。

先ほど4番議員が委託料ということで質問されました。その中で、有害鳥獣捕獲委託料とありますこの内訳をよかったら教えていただきたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** 農政課長。

**○農政課長（井上幸介君）** それではお答えいたします。

ここに書いてあります有害鳥獣捕獲委託料50万円でございますけれども、これは今、甲佐町の猟友会、有害鳥獣の駆除隊に対して1年間有害鳥獣の捕獲に関して行っていただく委託料となっております。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 福田議員。

**○9番（福田謙二君）** これが何回ぐらい出動されて、延べ人数が何人ぐらいだったとか、それから、こういう被害があったよということで、それから要望があつて出動されるのか、その点をよろしいでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** しばらく休憩します。

---

休憩 午後2時31分

再開 午後2時34分

---

**○議長（宮川安明君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

農政課長。

**○農政課長（井上幸介君）** すみません、お待たせいたしました。

駆除隊の出動回数、延べ人数につきましては、ちょっと手持ちに資料がございませんので、後でまたご報告させていただきたいと思えます。

ただ、昨年度の駆除実数につきましてちょっとご報告させていただきますと、まずイノシシについてが116頭、ニホンジカ、鹿ですね、鹿についてが20頭、猿が2頭、カラスにつきましては11羽というところで、去年の実績のほうが上がっているところがございます。以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 農政課長。

**○農政課長（井上幸介君）** すみません、さっきの本田議員の質問、環境保全型直接支払い事業についてですけれども、すみません、先ほど事業の負担割合ということで申しましたけれども、負担割合が、まず国のほうが50%、それと県が25%、そして町のほうの一般財源のほう25%支出しているというところがございます。申し訳ございませんでした。

**○議長（宮川安明君）** 農林水産業費についての質疑を行っております。ありませんか。井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** さっきの本田議員の質問にあれしてですけれども、やっぱり農協に出せば、いくら減農薬といっても、普通の米と一緒にしまえば余り意味がないような気がするんですけども、そこについては何か決められたあれはないんですかね。一緒にしまえば、減農薬のために補助金を出したのに意味がないような気がするんですけど、そこら辺は何かあるんじゃないですか。

**○議長（宮川安明君）** 農政課長。

**○農政課長（井上幸介君）** お答えいたします。販売先についての基準というのはございません。ただ、先ほど申しましたように、緑肥、つまり作物がまだ作付けしていない段階で、緑肥として米とかそれ以外のものを植えて、それをそのまま中で耕起することで、そこの地力の増進ということも一つ観点としてございます。そういうところも考えたところでされている部分はあるというところがございます。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** ありませんね。次に、款6 商工費、145ページ上段から149ページ中段まで質疑を行います。商工費です。145ページ上段から149ページ中段までです。

2番、甲斐議員。

**○2番（甲斐高士君）** すみません、150ページ上段まででよろしいですか。

**○議長（宮川安明君）** 149ページ中段……。

**○事務局長（岡本幹春君）** すみません、決算書が見開きになっているので、議長の発言については左側のページで発言を全部通しておりますので、149ページ上段と言ったときには150ページの上段までということをお願いします。

**○2番（甲斐高士君）** じゃあ、すみません、150ページの負担金補助金及び交付金の申

の観光協会補助金800万円とありますけれども、すみません、関連質問でまた申し訳ないですけれども、この800万円を観光協会に払っておられますけれども、甲佐町では観光協会の事務局が町の地域振興課内に事務局を設置されていると思いますけれども、郡内で結構なんですけど、その観光協会が町にあるのか、外部に委託してあるのか、その辺りの状況がわかれば教えていただきたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** 地域振興課長。

**○地域振興課長（北畑公孝君）** 郡内の自治体で観光協会についての事務の取扱いということですけども、申し訳ございません、今、手元に資料がございませんが、確か郡内で観光協会という組織で動いておられるのが、本町と、御船と、山都町だったと思います。

本町につきましては、事務局につきましては、地域振興課、商工観光係のほうで事務その他を執り行っておりますけども、御船、山都につきましては、一般社団法人をつくられておりますので、そちらのほうで観光協会の業務をされておられます。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 2番、甲斐議員。

**○2番（甲斐高士君）** ありがとうございます。御船と山都については外部のほうで委託をされているような形をとっておられるということで認識いたしました。町のほうもですね、今後、地方創生、交流人口、関係人口の増加対策を今後積極的に推進していく必要があるというふうに思います。復旧期から復興期に移行しておりますので、今後積極的なそういった仕掛けが必要という中で、本町におきましても、観光協会という組織を外部委託が可能であればそれを検討する余地もあるんじゃないかと思います。外部に出すことによって、町で行ってきた事業を民間辺りに出すことによって、民間の新たな発想によって、今までになかったような事業も展開できる可能性もありますし、町のほうとしましても、今、現在観光協会に従事している職員は、係長と担当と2名従事しておりますので、その辺りにおきましても、事務の軽減ということにもつながってくるかと思います。

今、メリットのほう申しましたけど、当然デメリットもあるかと思うので、このあたりについては町の執行部のほうで外部委託について検討する余地はあるんじゃないかというふうに私としては考えますけど、地域振興課長としてはどのようにお考えでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 地域振興課長。

**○地域振興課長（北畑公孝君）** 私自身も本来、いろんな協会が町にはございますけれども、本来は町のほうで事務を握るのではなく、外部で協会として運営していただくのが本来の姿だとは考えております。本町の観光協会につきましてもですね、今、甲斐議員がおっしゃられたとおり、外部で行っていただいて、自由な発想と、軽いフットワークでいただければ、いろんな業務ができるかとも思いますし、言われたとおりデメリットもあるかと思いますが、今後、そういった受け皿の団体があるのかという問題もございまして、検討の余地は十分にあると私自身は思っております。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** ほかにありませんか。

荒田議員。

**○7番（荒田 博君）** 7番。148ページの委託料でございますけれども、この上から。公園便所管理委託料はどこに委託されているのか、白旗河川管理委託料、これもどちらに委託されているのか、大井手川樋門管理委託料と、中甲橋、これらで……。竜野河川管理委託料は私が竜野でございますので、ふれあい広場という管理委員会のほうでされておまして、津志田河川自然公園はこちらは緑川漁業のほうに委託されておりますので、存じ上げておりますけれども、その上記の4点をお尋ねいたします。

**○議長（宮川安明君）** 地域振興課長。

**○地域振興課長（北畑公孝君）** すみません、じゃあ、各施設で説明させていただきたいと思います。

白旗河川につきましては、委託料ということで、清掃関係について委託を行っております。それにつきましては、JA上益城さん、辺場区、古閑区の3行政区のほうに行っております。こちらにつきましては、公衆便所等がございませんので、清掃管理を行っております。

それと、中甲橋グリーンパークですけれども、これにつきましては、除草と美化につきましては、緑町区のほうに管理委託をお願いしております。それと、グリーンパーク内に仮設のトイレがございます。これにつきましては、米村衛生社さんのほうに賃料としてお支払いをしているところでございます。

それと、竜野川につきましては、議員がおっしゃられたとおり、竜野地区環境美化のほうに清掃、除草等の委託を行っております。

津志田区につきましては、まず、公衆トイレのくみ取りを業者のほうにお願いしております。委託料として、シルバー人材のほうに清掃の委託をお願いしております。トイレの清掃といたしまして、シルバー人材のほうに委託をお願いしております。

それと公園の維持管理につきましては、敷地内の清掃と、異常通報についてはおっしゃられたとおり緑川漁業さんのほうに委託をしているところです。

あと、ほかにキンモクセイもございますけれども、キンモクセイについてはくみ取り手数料と委託料といたしまして、トイレの管理、これは甲佐衛生社さんのほうに管理委託をお願いしております。

あと、緑のプロムナードがございますけれども、トイレの管理清掃とか、ペーパーの補給ですけども、こちらはシルバー人材のほうに委託しております。それと、浄化槽の維持管理として、米村衛生社さんのほうに委託を行っております。

今いろんな施設がございますが、公衆便所の管理委託については、個々の委託の話をしましたけれども、その合計額が44万7,632円という形で決算書には計上されているというところでございます。

以上でございます。

これにつきましては、申し訳ございません、大井手川の樋門管理ですかね、大井手川の樋門管理委託料として、やな場の3カ所、緑町の1カ所の開閉の管理委託ということで、

土地改良区さんのほうにお願いをしている50万円となっております。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 荒田議員。

**○7番（荒田 博君）** ありがとうございます。全部聞いて申し訳なかったんですけども、この中で公園、津志田河川のトイレもありますけれども、トイレがちょっと汚いんじゃないかなというのがありまして、その辺りもですね、ちょっと委託されているのであれば、交換だけじゃなくてですね、清掃をよければ月1回とかお願いできないかと。特に津志田河川とかですね、河川関係は夏場のシーズンでございますので、始まる6月ぐらいからは月2回程度していただくと、もう少し利用された方が気持ちよく利用されるのではないかと思いますので、その辺りも是非検討をお願いいたします。

**○議長（宮川安明君）** 地域振興課長。

**○地域振興課長（北畑公孝君）** 今、津志田の河川公園についてのトイレですけども、シルバーのほうに一応、清掃、ペーパー補給、周辺の清掃という形でお願いをしております。年間120回以上ということでお願いはしておりますが、議員のほかにもそういった清掃の具合が、使われたとき、ちょっときれいではなかったというお話も聞きますので、その時期とかタイミングとかですね、そういったこともあるかと思っておりますので、その辺は来場者が多い時期は特に集中してするとか、そういったことをちょっと検討させていただいて、シルバー人材とも協議させていただきたいと思っております。

**○議長（宮川安明君）** 井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** 麻生原の交通公園って、元交通公園がありますけれども、あそこも割ときれいにいつもしてあるんですけど、あそこはトイレもありますけど、あそこは別になってるんですかね。別なのか。

**○議長（宮川安明君）** しばらく休憩します。

---

休憩 午後2時48分

再開 午後2時49分

---

**○議長（宮川安明君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 146ページに、報償費としてふるさと甲佐応援寄附金返礼品が載せられております。その内容がどうなのかということと、いわゆるふるさと納税に対する返礼品であります。過去のですね、ふるさと納税の実績と、これからの目標とございますか、どういうふうにならうとしているのかご説明をお願いします。

**○議長（宮川安明君）** 地域振興課長。

**○地域振興課長（北畑公孝君）** ふるさと納税の返礼品ということで、報償費で724万9,000円の決算が上がっております。これにつきましては、ふるさと納税でいただいた分についての返礼品と送料分が含まれております。実際、寄附額に対して44%程度となっております。

おりますが、議員もご存じのように、今年の6月から厳格化されまして、本年度につきましては、寄附額に対しての30%というところとプラス送料という形で組ませていただいております。

過去の実績といたしましては、直近5年分のふるさと納税分の資料がございますので、平成26年度からご報告させていただきたいと思っております。平成26年度につきましては寄附額69万円、平成27年度につきましては94万1,000円、平成28年度につきましては、地震等もございまして1,408万5,000円で、平成29年度からインターネット上のサイトからも受け付けるようにいたしております。平成29年度については1,653万5,000円で、平成30年度につきましては、歳入の決算でもありましたが、1,639万3,000円としております。

平成30年度につきましては、目標額といたしまして4,500万円という形で当初予算計上させていただいておりますが、結果的には受け入れ額1,639万3,000円という形で目標には到達しておりません。平成31年度につきましても、また4,500万円という目標に対しまして予算を組ませていただきまして、寄附の増額について、今いろんな取り組みを行っているところでございます。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 返礼品はどのようなものを送られているのか、甲佐の産物なのかはどうか。

**○議長（宮川安明君）** 地域振興課長。

**○地域振興課長（北畑公孝君）** 返礼品につきましては、全て本町内で調達をいたしております。あと、こうさんもんブランド認定商品、今現在16品ございますけれども、うち13品につきましては返礼品として掲載をしております。

残りの3商品が、今、返礼品として掲載できておりませんが、2品につきましては甲佐高校が開発されておりますらみそとらエビあられ、これについては商品化に向けて甲佐高校と協議中でございます。あともう一つにつきましては、キャラクターとして商工会がニラ侍というキャラクターをつくっておられます。これも一応こうさんもんとしてブランド認定しておりますが、これについては返礼品としては扱わないこととしておりますので、あと2品物について返礼品として取り扱うよう進めているところです。

今年度の6月から返礼品については厳格化がされておりますが、熊本県におきましては全自治体、全市町村ですね、馬刺しと赤牛については取り扱ってOKだということで特例をいただいておりますので、地場産品以外についても、そういったものも取り扱っているところでございます。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 今、こうさんもんブランドということで説明の中に出てきましたけど、こうさんもんブランドということで認定がですね、幾つかできておりますけど、認定したことによる効果は何かありますか。売り上げが伸びたとか。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） 個別の商品について各商店で売り上げが伸びたとか、そういった調査はいたしておりませんが、ふるさと納税等については全てネット上のサイト上に掲載しておりまして、それにつきましても、こうさんもんブランドということで表示しております。そちらのほうでも宣伝効果があるかとも考えておりますし、返礼品としてご指定いただいたところに関しましてもですね、返礼品をこうさんもんブランドとしてお届けすることによって何がしかの宣言にはなっているかと思っております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 商工費について質疑をしております。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、款7土木費、149ページ中段から161ページの中段まで、土木費について質疑を行います。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 工事ができているのでですね、決算として上がっているんでしょうけれども、ちょっと私も中身がわからないのであれなんですけども、大町のコインランドリーからですね、大町の本村のほうに続く道路がですね、途中までできているんですけども、あれは村の中に行かせようとしているんだらうと思うんですけども、なぜ中断をしているのかですね、見通しがあるのかどうかですね、ちょっとそこら付近をお聞きします。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 議員がおっしゃられているところは仁田子古川線ということだと思いますけれども、別に中断をですね、していることはありません。用地とかそういう関係でですね、繰り越し事業で行っている関係で工事が遅れていたということになります。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

本田議員。

○12番（本田 新君） すみません、35ページに建設課の道路整備事業について説明があつて、9路線について説明があつております。これを見ると、特に建設課におかれましては、県外からの土木技術者の方々の、職員の方の長期派遣あたりを受けて大いにやっておられること、本当にその職員の方々並びにその派遣元ですね、自治体、監査委員さんもお指摘されておられましたけれども、それに大いに感謝するところであります。

その中で、今この9路線を決算として上げられております。これ見ると、事業に着手はしたけれども完成までは至らず繰り越しとか、いろいろあつております。大変なのはよく存じ上げております。

そういった中において、今後とも、道路5カ年計画もあるかと思っておりますけれども、また新しく、新規に着手しなくちゃならないとか、そういった事業だとか、そういったことに

については、町長か建設課長かどちらかお答えなるかわからんけども、新規あたりにも前向きに取り組まれるというお考えを持っておられるのかどうなのか。それとも、着手したものを先にやるとか、そういった順番とかあたりはどのように考えておられるのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** 道路整備5カ年計画につきましては、現在計画してある路線についてはですね、順次、計画をしてですね、着手をしているところでございます。一部まだ着手できていない部分はございますけれども、そこも含めてですね、今年度、道路5カ年計画の見直し作業を行うこととしております。

各行政区にですね、生活道路の要望等を先月お送りして今月回収しておりますので、そういった要望路線をもとにですね、今月からですね、道路5カ年計画の新たな見直し作業にですね、今後入っていきたいというふうに考えております。そこでまた順次、着手する路線あたりをですね、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 本田議員。

**○12番（本田 新君）** すみません、直接決算とはあれですけれども、先ほど言いましたように、長期の派遣をされている職員の方は大体どれくらいのめど、めどと言ったら失礼ですけれども、何カ月ぐらいとか、そういった感じで派遣されておられるんですか。知識として認識しておきたいと思いますので、その点も教えてください。

**○議長（宮川安明君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** 平成31年度、令和元年度につきましては、鹿児島県の自治体のほうからですね、5名の方に災害の支援に来ていただいております。期間としては1年間でございます。4月から3月まで。また来年度につきましては、今、要望を行って、取りまとめをして、先方さんのほうにですね、要望をしているという状況でございます。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 本田議員。

**○12番（本田 新君）** 私が言うようなことであるのかどうかかわからんけども、1年間も長期派遣されているということで、その点は十分な、こちらの町側としてのケアというか、その点はしっかりしておられるんですよね。どうなんですか。その点も確かめさせてください。

**○議長（宮川安明君）** 総務課長。

**○総務課長（一圓秋男君）** 派遣職員の皆様におかれましてはですね、こちらで居住というか、いろいろなそういう生活の面においてのですね、支援といいますか、そういうものについては全て町、行政のほうで行っているところでございます。

先ほど言いました備品の話もございましたけれども、そういう備品関係についても取り寄せてですね、購入しているところでございます。

以上です。



**○議長（宮川安明君）** 福田議員。

**○9番（福田謙二君）** この成果一覧のですね、37ページです。災害関連事業の仮設住宅のことでお聞きいたします。

合計6団地228戸、今現在あって、残りが22世帯か3世帯とか今日言われましたけれども、民間から借りられておられる場所もあるかと思えますけれども、町長の考えとして、これは今後集約する予定ですか。どのように考えを持っておられますか。

**○議長（宮川安明君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 昨日か今日、益城のほうでも集約化の計画を考えているということで熊日のほうに載っていましたが、今、建設課のほうとも話をやっているような状況です。

というのが、できればですね、借用している期間内に皆さんの生活再建がなされていくのが一番理想だと思いますので、その際はおそらくそのままの状況でもいいのかと思いますけれども、それが借用期間を超えて長期にわたるような状況が発生し得る場合には、やはりこれは集約をしていかないと、お借りしている土地を契約期間以上に延ばすようなことは、それぞれに今後の土地の利活用も考えておられると考えられますので、その辺は柔軟に対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 福田議員。

**○9番（福田謙二君）** その民間から借りられているところは、契約の年数とかなんかは決まっておるわけですかね。

**○議長（宮川安明君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** 民間からの借地の契約を結んでおります。3カ所につきましては、今年度の12月31日までの期間となっております。また、1年ごとに更新をですね、かけていってお願いをしているところでございます。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** ほかにありませんか。

鳴瀬議員。

**○4番（鳴瀬美善君）** やっぱり私も同じくこの資料のですね、施策一覧の資料の36ページで、町道の維持修繕工事ということでございますけれども、この中で、国の補助を活用し里道の整備事業を行ったとあります。狹隘道路整備促進事業ということで、津志田地区と下田口地区ですね、2地区を国の補助を活用して里道の整備を行ったということでございますけれども、私が捉える里道というのでちょっと正しいか教えていただきたいんですけど。

町道には一級、二級、その他とありますが、里道という定義は、どこにでもあるような、集落の中の道路全てを里道と捉えて補助対象にしてもいいのかと思うんですね。もしそうであれば、この整備にのれる幅員要件だったり延長だったり、用地買収費も出るのかということも含めてお答えいただければ助かります。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは、お答えいたします。

こちらに記載しております狭隘道路整備事業で今の里道整備につきましては、全ての里道が対象ということではございません。要件がございます。その要件といたしましては、まず、技術的に行政区での整備が困難であるもの、自動車の通行が可能となるもの、整備する箇所が公道と公道を結ぶ路線の区間であるもの、それと、里道の延線上に2戸以上の住居があり、かつ不特定多数の人が利用できるものとするというふうな要件を決めておりますので、集落内にある町道と同等のような扱いの里道というふうな解釈で考えております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） すみません、それと用地費につきましては、その地権者の方の無償提供が条件となっております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 要件等についてよくわかりました。

おそらく、各部落への町からの要望調書というのが多分もう出ているかなと思います。それぞれの地元からもいろんな要望が毎年役場のほうには出てきていると思いますけれども、その中の一つの要素として、特に私たちの村にも多くの里道がございます。今おっしゃったとおり、用地については無償提供ということがございますので、この辺についても地元を持ち帰ってですね、こういった制度がありますよというふうなことでお話しさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、款8 消防費、161ページ中段から169ページ下段まで、消防費について質疑を行います。161ページ中段から169ページ下段までです。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐でございます。消防費ということですので、消防団に関する質問をちょっとさせていただきたいと思います。

午前中の町長の所信表明でも、消防団の確保ということで、非常に大事だとお話しをされました。今、消防団員が減少していますし、サラリーマン団員が増えております。われわれ、この間まで消防団員でございました。2番議員の甲斐高士議員も最近まで消防団員でございました。こういった地元においてまだまだ動けるOB消防団員、こういった方たちをどのように集めて、これからどういった組織をつくっていくのか、お考えがあれば概要でいいですのでお答えください。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 消防団につきましては、団員数が非常に減少しているとい

うことで、消防団員がですね、最近、平成26年で512名でございましたけれども、現在が448名ということで、非常に減少しているという状況でございます。団員確保に向けてですね、さまざまな取り組みを行う必要がありますが、その中の一つとして、OB消防団をどういうふうに今後活用するかということの話だと思います。

OB消防団につきましてはですね、今、役場消防団というのがございますけれども、この役場消防団というのも特殊な消防団ということで、機能別消防団というふうな位置づけで言われております。全国的にもですね、今、人口が減っていますので消防団員も減っているということで、女性消防団を設立するとかOB消防団員を新たに再結成して設立していくとか、そういう取り組みが全国的に行われているのは間違いありません。ただ、具体的に、熊本県内とか、そういうものでどこがあるかと言いますと、はっきりはあれですけども、資料を見ましたら、産山とか人吉のほうでは、そういう形で消防団のOBを新たに結成されているというところもございます。

町としましてもですね、今後どういうふうにOBの消防団の方をいろんな形でお世話になるようにするのか検討をしている段階でございます。先ほどの女性消防団員の結成とか、そういうものも含めてですね、今後検討してまいりたいというふうに思います。

**○議長（宮川安明君）** 消防費について質疑を行っております。

井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** 170ページですね、災害用井戸水質検査ですけども、これはどこにあるのかということとですね、防災公園造成工事、もう一度、これはどこにつくられるのか、2点ちょっとお聞きします。

**○議長（宮川安明君）** 暮らし安全推進室長。

**○暮らし安全推進室長（佐々木善平君）** 私のほうからは、災害用井戸の水質検査についてお答えをいたします。

これにつきましては、町内の小学校、甲佐小学校、龍野小学校、乙女小学校、白旗小学校、この4カ所に設置をしております。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** 防災公園がどこかということですけども、こちらはですね、住まいの復興拠点、役場の横の災害公営住宅と子育て住宅の間が防災公園というふうになっております。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** 学校にですね、井戸水を掘るっていうのは、私の前の任期中にそうした工事があったというふうに思うんですけども、今回、熊本地震やいろんな水害とかいろいろあって、これって実際に利用されているんですか。

**○議長（宮川安明君）** 暮らし安全推進室長。

**○暮らし安全推進室長（佐々木善平君）** 平成28年の熊本地震でも、ご存じだと思います。

すけれども、水がなくなってですね、全く水が使えないというときにこの井戸水をこうやって出してですね、それで水を使うということにしております。その水質検査でですね、この水が生活用水として使えるかということを毎年検査しておるということでございます。以上です。

**○議長（宮川安明君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 災害用井戸の削井工事を行ったのには理由がありまして、実は東日本大震災のときには、飲み水よりも生活用水、生活水の確保が非常に苦慮されたというようなお話を聞いておりました。そうした背景があって、今回も台風で関東のほうで随分被害を受けておられますけれども、今朝のニュースだったか、昨日でしたっけ、飲み水はコンビニあたりで手に入るけれども、お風呂だとか食器を洗ったりとか、そういうふうな生活水に非常に困っているというようなニュースが流れておりました。甲佐町の場合も、そういうようなことを想定した上で削井井戸を掘っているようなことであります。

飲み水としては、私の知り得ているときの話では、飲料としては不適というようなお話もありましたけれども、今回検査で、全部じゃないけれども、飲料としては適した状況にはないというようなお話だろうというふうに思っております。要は、最初に申し上げたとおり、そういう生活水をですね、想定したところでの活用ということでの件数でありますので、その点はどうかご理解のほどよろしく申し上げます。

**○議長（宮川安明君）** 井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** どういった検査の内容でですね、飲み水に適さないというふうに言われているのかわかりませんが、そういった点では、トイレとか、そういった形ですかね、なかなかその必要性というのがあれできませんけれども、どういうふうに……。やっぱりつくったからにはですね。

**○議長（宮川安明君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 災害で電気が停電した場合も想定して、手動でもくみ上げができるということと、通常は、電気が通じているときは電気で上がってきますのでそう労力は要らないですけど、停電していても手動で水のくみ上げができるというようなことになっております。

**○議長（宮川安明君）** ほかにありませんか。

佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 168ページの備品購入費に防災カメラというのがありますが、これはどこに設置してあるのか教えていただけますか。

**○議長（宮川安明君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** こちらはですね、大井手川の水路で鮎緑橋の上流に設置をしております。役場のほうでその水位の観測をできるようにして、関係機関等に情報発信をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 緑川の場合は、甲佐町の数カ所、また緑川ダムが状況が随時見れるような形になっていますよね。今お話のあった防災カメラ、大井手川の防災カメラについては、例えば町のホームページの中で見れるとか、そういうのはないですか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） ホームページの中で見れるようにできますけれども、現在のところは費用の問題ですね、その辺を検討課題というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、款9教育費、169ページ下段から199ページ上段まで、教育費について質疑を行います。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 172ページですけれども、特別支援教育支援員ということで14名というふうに書いてあったと思うんだけど、これというのはですね、資格とか、そういったのを持っていらっしゃる方を選任していらっしゃるのかですね、毎日行かれるのかですね、その仕事の実態と言いますかね、それも含めてちょっと説明をお願いします。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 特別支援教育支援員についてご説明申し上げます。

これにつきましては14名、小学校が10名、中学校が4名ということで雇用させていただいております。これにつきましては、小中学校約200日を出ていただきますので、ほぼ毎日出ていただくような形で勤務をしていただいているところでございます。

資格につきましては特段うたっておりませんので、免許を持っている方もおられますし、教員免許を持たれない方もおられます。それについては、各学校のそういう専門の先生ですね、アドバイスを受けながら、児童生徒のそういった教育をお手伝いしていただいているという形になります。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） そういった方たちはですね、どういった基準で選んでらっしゃるのかですね、どういうふうを選んでらっしゃるのかというのをちょっと聞きたいんですけども。200日出られるというのは、朝から晩までですか。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 一日ですね、小学校に当たりましては6.5時間、6時間30分を基準に勤務をしていただいております。中学校につきましては7時間ということで勤務していただいております。

勤務体制につきましては、学校行事等それぞれありますので、基準として、年間1,300時間、小学校1,300時間、中学校は基本的には1,400時間という形で時間をですね、決めさせていただきながら、学校と調整をしていただいているところでございます。

あと、どのようにして選んでいるかという部分につきましては、これにつきましてはハローワークのほうにですね、募集をかけまして、応募をされた中から、該当の校長先生また教育委員会とですね、面接を行いながら、適切かどうかという判断をしながら雇用させていただいております。

以上になります。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 176ページの使用料のところでは学校ICT機器使用料というのがありますが、このICTを使った教育の状況とですね、その効果、プラス面、マイナス面、そういったところをちょっとご説明いただきたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** 学校教育課長。

**○学校教育課長（荒田慎一君）** ICTの効果等ですね、説明をさせていただきたいと思います。

今、ICTにつきましては、電子黒板を全普通学級には入れさせていただいておりますので、今、電子教科書等も普及していますので、その電子教科書を使いながら授業の展開にですね、必要な部分に電子黒板を活用していただきながら、子どもの学力向上に努めているところでございます。

また、デメリットという面につきましては、先生方も異動がありまして、ICT機器が普及している市町村となかなかまだ普及していない市町村がありますので、普及していないところから来られたときには、まずは機械になれるというところですね、若干ありますけれども、それにつきましては毎年ですね、ICTの授業をされる先進地の学校に行つて勉強していただいておりますので、それについては1年間を通じてよりよいですね、子どもたちにいい場面で使うような形で指導を行っているところでございます。

以上になります。

**○議長（宮川安明君）** 教育長。

**○教育長（蔵田勇治君）** 私のほうからもですね、ICT機器を使った教育のその効果という面ですね、一言答弁させていただきます。

来年度から、ご承知のように小学校の学習指導要領が改訂になります。この改訂は、基本的に、その学校にICT機器の環境があるという前提ですね、今回、改訂がされておりました、未来社会を見据えた子どもたちの生きていく力をつけると。その中で、情報活用能力というものがですね、これからの未来社会の子どもたちに必要だということで、そういうことだろうと思いますけれども、その流れの中で今後ですね、大学入試、また高校入試も見据えて、ICT機器を使った入試等ですね、今後普及していくと、使われていくということを踏まえたと、いち早く子どもたちにそういうICT機器に触れる機会を提供して、他町の子どもたちに遅れることなく本町の子どもたちを育てていきたいと。

そういう意味では、今、先生たちは一生懸命研修に励まれまして、ICT機器を活用して授業の充実をされておりますので、そういう意味で効果は見込めていると私は考えております。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 申し訳ないですけども、聞き取れなかった部分があって、機器の設置状況がですね、ちょっとよくわからなくて、もう一回ちょっと確認をしたいということと、この教育効果のことでですね、将来的に役に立つというようなお話が教育長のほうからもしましたが、実際、ICTの先進地ではですね、これによって学力が向上しているというようなところをですね、ネットなんかで見たことがあるんですけど、そういった効果というのが甲佐町でもあらわれているんですか。いかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） では、整備状況についてご説明をさせていただきます。

電子黒板というのがありますが、これにつきましては各小中学校普通教室全てに設置をさせていただいております。全部で、今年度、31年度の方も入れまして45台設置をさせていただいております。本年度は特別教室ということで、理科室等にですね、各学校に1台ずつ導入をさせていただいております。

あと、児童用、生徒用のタブレットパソコンということで、児童用と先生のパソコンですけども、全部で今年度入れまして211台ということになっております。小学校につきましては、各学年6学年ありますが、一番多い学年の人数が一人ずつ使える台数を整備させていただいているところでございます。中学校につきましては、1学年分、今、86人ですかね、最大人数がおられますが、その台数を準備させていただいておりますので、その分が211台という形になっております。あと、周辺機器ですね。書画カメラ等もありますが、それについても整備をさせていただいているところになります。

あと、学力向上につきましては、今、議員おっしゃったとおり、児童用、生徒用のパソコンをうまく活用していただけて学力が伸びてきている小学校等も出てきております。ただ、若干ですね、格差等もありますので、それにつきましては、うちの学力向上対策会議の中で、どのようにして活用していくのか、どのようにして学力を上げるのかという部分をですね、研究協議をしておりますので、今後、全ての学校でですね、学力が上がっていくものと自分は思っております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 授業は一樣ではないと思うんですけど、どれぐらい子どもたちがこれを使ってですね、授業が行われているか、それを教えていただけていいですか。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） どの程度かというと、時数についてはなかなかお答えができませんけれども、少なくともですね、1日に1回、1時間の授業程度は各学校では使っていただいていると。電子黒板につきましては全ての普通学級に入れておりますので必ず使われておりますが、パソコンについては先ほど言いましたように、学年に1台でありますので、それについては計画的に各学校で取り組んで使っていただいているという形になります。

あと、放課後等、昼休み等についてですね、各学校で研究しながら、子どもたちが使いやすい時間等もとられて子どもたちが使っているというふうに聞いております。

以上になります。

**○議長（宮川安明君）** 教育長。

**○教育長（蔵田勇治君）** 例えば授業時間全てをですね、ICT機器で行うことがいいのかということ、そうではないというふうに考えております。黒板に先生が板書をしてそれを写すというような活動もとても重要です。ただ、ICT機器を活用したほうが非常に効率がいいという場面が、内容がたくさんありますので、今の現状としては、全ての授業時間で1回はですね、使っていると思います。ただ、全部の時間、40分全部をICTでやればそれがいいというものではないということをつけ加えさせていただきたいというふうに思います。

**○議長（宮川安明君）** 井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** この問題は私も一般質問で取り上げる予定なので、随分、今のお話の中で出てきましたけれども、質問の中ではしないんですけど、ICTの授業で、佐野議員もおっしゃいましたけれども、県内の小さな山江村の中ではですね、この10年間にわたってICTの授業をやられて、何と小中学校とも全国平均、秋田県がかなり学力ではですね、いつもトップということだったんですけども、これを大きく上回るようなですね、成果を上げているというのをネットで見たんですけども、ああいったところにはもう研修とか行かれたんですか。

やっぱり学力はですね、低いよりはあったほうがいいと思うのでですね、やっぱりICTだけで学習というわけでは、もちろん言われたようにですね、あれですけども。

**○議長（宮川安明君）** 学校教育課長。

**○学校教育課長（荒田慎一君）** 今、井芹議員がおっしゃるとおり、山江村につきましてはですね、全国的にもICT教育が進んだ学校ということで、結構全国にですね、行かれて、講演等もされているところでございます。自分たちもこのICT機器を入れる前にですね、山江村に行って、ICT機器の導入の仕方、また、今後の活用の方法等も確認をしながらしているところでございます。また、毎年ですね、研修等も行われますので、先生方を連れて行って研修等も行っているところでございます。

以上になります。

**○議長（宮川安明君）** 福田議員。

**○9番（福田謙二君）** 9番、福田です。174ページの委託料、甲佐高校魅力化の事業ですね。ここに金額が上がっておりますけど、今、公営塾とかをされて、今年度、卒業生が本町に採用されたということで非常に喜ばしいこととございますけれども、実際、今、甲佐高校の生徒数がやはり減っているんじゃないか、それか現状維持なのか。まずはここ3年ぐらいの生徒数の状況ですね、それと、今後この事業をですね、取り組んでいかれて、もともとは生徒数を増やすためにやっているんじゃないかと思うんですけども、あとどれぐらいこれを続けていかれようと思えるのか。ずっとやっていかれるのか、その点を



お聞かせを願いたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** 学校教育課長。

**○学校教育課長（荒田慎一君）** 福田議員の高校の支援につきましてお答えしたいと思います。

高校入学者につきましては、議員おっしゃるとおり、今、現状維持よりも若干少なくなっているところでございます。31年入学者が25名、30年が34名ということで、28年は頭に入っていないのでなかなか答えられませんが、そういう形です、今のところ少し減少しているというところになります。

ただ、今回です、29年度からあゆみ学舎ということで公営塾をしておりますが、その中の生徒です、今、福田議員がおっしゃったとおり、甲佐町役場に1名通りました。そういう形の実績をです、今後もつくっていながら、近隣また市内の中学にです、PRしながら入学者増に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上になります。

**○議長（宮川安明君）** 1番、甲斐議員。

**○1番（甲斐良二君）** 1番、甲斐です。関連した質問になりますけど、魅力化ということで、入学者増を目的とされていると思っております。今、矢部高校がある山都町ですかね、例えば通学費を補助したりとか、また、寮に入られる子たちの寮費を補助されると新聞等で拝見いたしました。あゆみ塾以外で、こういった特色ある学校づくりのための直接的な生徒への補助といたしますか、あれば教えてください。

**○議長（宮川安明君）** 教育長。

**○教育長（蔵田勇治君）** まず、甲佐高校への町の支援ということですが、これは、端的に言いますと、甲佐高校が存続していくということが究極の私たちの支援の目的でございます。そのためには生徒数が増えていくということがですね、結果として、成果としてあらわれないといけないということが一つ。もう一つは、設置者であります県の教育委員会に聞きますと、全国的に、県下もそうですけども、地方の高校が生徒数が減少している中で、高校がなくなることで地域が衰退していくということがですね、現実には起こってきておるということ踏まえて、できるだけ高校を活性化した形です、何らかの地域とのつながりの中で、本当は残していきたいんだという本音はですね、見え隠れするところでございます。その話の中で、もう一つの設置者の気持ちとしては、地元の熱意、地元がどう支援をしているかということも非常に大きな要素だというふうに、私は聞き取っているところでございます。

甲佐高校への支援ということで、形として、今、あらわれて取り組んでおりますのは、公営塾でございます。

先ほどから町長の報告にもありましたように、進路の面での成果、進路指導支援という意味での成果が出ておりますが、それが入学者数には、まだ増にはですね、つながっていないという現実がありますが、議員言われるように、直接的な支援というよりも、何回もですね、このことについては考えをお伝えしているところでございますけども、県内のある高校で

はいろんな支援を一時的に行ったことで、一時的にですね、入学者数が増えたんだけど、次の年にはまた激減してしまったというようなこともございますし、持続的で継続的なですね、入学者数が増えていくためには、本来の意味での学校の魅力、それはやっぱりその学校で行われている教育の魅力、ここが高まっていかないと持続的な入学者数増にはつながらないんじゃないかという考えを持っておりますので、今の教育内容、子どもたちの教育に対する支援というものをですね、第一に考えていきたいというふうに考えているところでございます。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 私も今の関連ですが、課長もお話しされましたけど、今年度が25名ということで、合格者一覧を見ますとですね、全日制で言えば、甲佐高校が一番少ないほうじゃないかなというふうに思って、今、取り組まれてることが即効的になかなか結果が出ない状況かなと思いますけど、心配するのはですね、今、教育長もお話がありましたけど、県の対応ですよ。高校の再編計画の中に名前を載せられてですね、いつってしまった場合はどうなるのか。だから、子どもたちは3年しかいませんので、その3年の中でですね、結果を出すのもまた大変なことではあると思うんですが、しかし、今、取り組まれてる公営塾というのは、その3年の中で結果を出そうということやられてると思うんですが、私は、今、教育長がお話しされましたけど、公営塾というのは、まあ、それなりにね、研究されて出された方向ではあると思うんですが、それ1本だけではなくてですね、また、こういういろんな角度で支援のあり方をですね、検討して、この甲佐町にですね、高校があることはですね、経済的にもですね、歴史的にも文化的にもいろんな面でですね、なくなってしまうマイナスになると思いますので、町民も卒業生もいろんな保護者もですね、いろんな角度から心配しているところがありますので、是非ですね、今、お話があった入学者の向上ができる方策といいますか、それをとは私も考えているんですが、意見的になりましたけども、そういうことです。

**○議長（宮川安明君）** 教育長。

**○教育長（蔵田勇治君）** 大変ありがたいお話をさせていただいているというふうに受けとめております。

おっしゃるとおりですね、公営塾の取り組みだけではなかなかその成果が今のところ出てないということです。

ただ、言っておりますのは公営塾だけではございません。学校もですね、いろんなことを考え、取り組みを考えておられます。そのことについて、綿密に連携をとってですね、町として支援ができること、なかなか難しいことありますので、綿密な、密接な連携をとっているというのは事実でございます。

その中に、女子野球部がつくられましたので、その支援がどうできるかとか、来年度が100周年ですので、100周年事業を契機にですね、甲佐高校が、100年という歴史のある学校がこの甲佐町にあるということですね、来年100周年、いい契機になりますので、PRしていくとか、そのような活動にもですね、学校と一緒にやって取り組んでいこうと、

今後ともいろんな取り組み、できることは考えて一緒になって検討していきたいというふうに思っているところでございます。

**○議長（宮川安明君）** 井芹議員。井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** はい。

**○議長（宮川安明君）** 先ほどの麻生原運動公園云々という質問よろしいですか。されなくても。いいですか。よかったらいいですけど。

井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** 先ほどは失礼しました。

麻生原の、交通公園と言われてたと思うんですが、今もその名称か知りませんが、きれいにですね、草刈りをしてあったりして、先ほどの話では、どこかに貸してらっしゃるといふうなことでしたけれども、そこの管理はもう、また、改めて答弁をいただくとして、あそこの公園はですね、非常にすばらしいなというふうに思うんですけどですね、石でつくられた椅子なんかもずっと並んでですね、非常に、今、使ってらっしゃるからですね、あれなんだけどもですね、あの生かし方っていうのはですね、考えられなかったのかなというふうに、乙女校区にあるもんですからですね。校区の人たちもそういった声をですね、出されることもよくありますので、そういった点についてちょっとお尋ねいたします。

**○議長（宮川安明君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 現在の、今、おっしゃった場所については、国交省のほうから町のほうが占有しているような状況にあります。ただ、活用としては、今、ご存じのとおり、安津橋の総合運動公園を整備ということで、あのエリアを中心に、今後、町の活性化を図っていくということで計画している状況でありますので、その中には、議員おっしゃるところの麻生原の以前の交通公園については、直接的には入ってはおおりません。

ただ、いろんな考え方もありますけれども、今のところではそちらのほうの活用は考えてないということでもあります。

**○議長（宮川安明君）** ほかにありませんか。

2番、甲斐議員。

**○2番（甲斐高士君）** 2番です。196ページ、お願いします。

15、工事請負費の中で、安津橋総合運動公園整備工事ということで、これにつきましては昨年度決算でも工事のほうが残っておりますけど、今年度もずっと工事が、今、進んでおまして、サッカー場のほうが2面ですね、もうほぼ完成ということで、聞きましたところ10月19日がこけら落としといいますか、そういったのが予定されているということで聞いております。

今後、段階的にですね、テニスコートも8面できますし、また、次年度以降は野球場、それから、ソフトボール場、もうどんどん段階的に整備が進んでいく状況です。

そのような中でですね、例えば、小学校とか中学生とかが団体で来たときの合宿所の受け入れっていうのは、今現在、町のほうでどのようにお考えかをちょっとお尋ねしたいと

思います。

**○議長（宮川安明君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 現在までのところ、具体的な案というものは持ち合わせてはおりません。現実的にはですね。ただ、今、建設中の西村民俗資料館の跡地については改造して、言うならば、体験宿泊みたいなやつができるような施設になろうかと思ひますし、少人数であればそちらのほうの活用はできるだろうと思ひます。

あと、井戸江峡キャンプ場についても、キャンプ、何と云うかな、きちんとした施設ではありませんけれども、利活用によってはキャンプを利用したところでのそういう合宿等もできるのかなという思ひはあります。それと、長期的な考えでいきますと、できるならそういう施設が欲しいという考えを持ち合わせておりますんで、4年間の中でそういったところについてもですね、企画、地域振興課、ありますし、また、関係課等もそういう話を、今、今と云うかな、非公式ではありますけれども、やっているような状況でありますんで、いろんなそういう情報等があれば仕入れながら、いろんな金融機関とかですね、そのほかにもいろんな情報を持っておられる団体があるろうかと思ひますんで、そういったところは常にアンテナを張りながら、町として取り組めるようなものであれば、是非やってみたいなという気持ちはあります。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 2番、甲斐議員。

**○2番（甲斐高士君）** ありがとうございます。

私もですね、今、町長が答弁されたようなことで、一応自分なりも考えてみたところ、西村民俗資料館も宿泊地になりますし、井戸江峡キャンプ場も、今後、整備が進められるということで、そういったところも活用するとどうかということで考えたときにですね、少人数の受け入れなら可能ですけど、野球部とかサッカー部とかそういった大人数になったときの受け入れがちょっとその二施設では難しいのかなと思つたときに、現在、宮内社会教育センターの裏を擁壁工事を、現在、されてると思ひます。その工事が進めば、土砂災害の危険地域から回避されることによって、町のほうでも避難所として指定されるのかなど。それが目的で擁壁工事を進められていると思ひますけれども、宮内社会教育センターのそういった合宿所としての受け入れというのも可能じゃないかなというふうには考えます。ただ、シャワーとかがないのでですね、その辺は検討の余地があるかと思ひますけれども、いかにせよ、そういった受け入れ体制をですね、もう10月19日にサッカー場についてはオープンということで、それはもう同時並行で検討していくべきではないかというふうに思ひます。

でき上がって、実際、お客さんが来て、部活で来られて泊まるとこないですかというところで、まだ検討してませんではちょっといけないと思ひますので、その辺については同時並行でですね、進めていただきたいというふうに思ひます。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 福田議員。

**○9番（福田謙二君）** 9番です。私もですね、その安津橋の総合運動公園のことで質問したかったんで。

今、ちょうどですね、2番議員のほうが質問されましたけども、今回、サッカー場ができ上がりますけども、でき上がりましても駐車場が上のところはないわけでしょう。あるわけですかね。サッカー場ができて駐車場がなかったら、車、どこにあそこはとめるわけですかね。ヘリポートのほうに車を置いてずっとそこから歩いていくというわけにも、なかなかそういうわけにもいかないかと思えますけども、駐車場のほうはどういうふうに考えておらるっとですかね。

**○議長（宮川安明君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** 安津橋のですね、上流側に、今、現在、整備をしてないところが駐車場になりますので、そちらの整備もですね、あわせて行うことと、今度のサッカー場のオープンに合わせてですね、工事をするように計画をしています。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 福田議員。

**○9番（福田謙二君）** 9番。近々さるってことですか。今年度ですか。ああ、そうですね。ってことは、サッカー場ができあがるころには駐車場もできあがるってことですかね。そうじゃないわけでしょ。

**○議長（宮川安明君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** 全て舗装まででき上がるかというのは、ちょっと施工の段取りもございますけれども、駐車ができるようなスペース、砂利を敷いてですね、そういったところまではやっていこうというふうに考えております。

工事の発注といたしましては、アスファルトまで発注をしております。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 福田議員。

**○9番（福田謙二君）** 9番。ってことは、サッカー場ができ上がったころには、仮の駐車用でもちゃんと用意ばするということですね。わかりました。

**○議長（宮川安明君）** 井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** この成果一覧の中でですね、食育の推進の中で、給食に異物が混入したというふうを書いてあるんですけども、これが30年度は22件ということで、うち15件が食材の中からということなんですけども、どういったものがこういった異物が見つかったのかなというふうに思うんですけども、その対策、指導とかはもう徹底をしたというふうに書いてありますけども、再度、そこら辺の取り組みについてお尋ねします。

**○議長（宮川安明君）** 学校教育課長。

**○学校教育課長（荒田慎一君）** 成果一覧の41ページの課題のところですかね。はい。

異物混入につきましては、議員おっしゃるとおり、30年度22件のうち食材等から15件が見つかったという形で、食材を搬入されるに当たって、袋の切れ端だったりそういう部分があるわけですね、見つかったという部分で聞いております。

それにつきましては、調理の前にですね、今の調理員さんたちが確認をされてチェックをされてますので、何ら児童生徒に害があったということは聞いておりません。

これにつきましては、毎年、業者の選定をしますので、その際にですね、再度、くれぐれもそういうことがないような指導、また、注意等を行っているところでございます。

以上になります。

**○議長（宮川安明君）** ありませんか。

佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 今の関連であります、食品の中にですね、異物混入というのはですね、大きな事故だというふうに思うんですが、これは、児童生徒、また、先生、保護者なんかにもちょうと周知をしてあるのかということと、私が考えるにですね、給食の中に異物があるということは重大な事故で、これは正確にはわかりませんが、公表に値するとか、事故としてですね、そういう問題かなとは思いますが、そういう点ではいかがでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 学校教育課長。

**○学校教育課長（荒田慎一君）** 今、異物混入についてご説明申し上げます。

異物混入につきましては、各学期ごとに給食運営委員会というのを設けております。その中で校長先生、また、PTAの代表が来られますので、その中で公表をさせていただいているところでございます。

また、給食に異物混入は大事故になるんじゃないかという部分でございますけれども、今までですね、給食、児童生徒に配分をして異物が入っていたというのは0件ではありません。ただ、髪の毛だったりそういう人の毛等がですね、入った部分、また、大きな問題での虫等の、食べたら害になるというような異物混入は今まではあっておりませんので、それについては各学校でですね、学校と保護者には周知をしておりますが、全体的な部分については周知はしてないところでございます。

また、髪の毛等につきましても、給食調理時に入ったのか、学校で配膳をするときに入ったのか、その辺がどうしても明確になりませんので、それにつきましてはお互いですね、つくられる方、また、配膳、小学校生徒児童、また、先生方にもですね、その辺は配膳のときに入らないような十分な工夫等も指導してるところでございますし、調理業務した委託にもですね、その辺については十分な指導をしているところでございます。

以上になります。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 異物混入でよく問題になるのはですね、飲食物にですね、異物が入ったということで、ニュースになります。そういった場合はですね、全部回収というふうな情報がニュース等で流れます。

そういった意味でも、食品の中に異物というのはですね、大きな問題だというふうに私は思いますので、こういう中で情報としてですね、出していただいたのはありがたいですが、事故としてはですね、あってはならないというふうなことでですね、指導というか、

取り組みをですね、お願いしたいと思います。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 学校教育課長。

**○学校教育課長（荒田慎一君）** 今、議員おっしゃったとおり、今後ですね、大きな事故にならないように、また再度ですね、指導等していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上になります。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 地域未来塾事業が成果指標の中に載せてあって、中学校でですね、塾をやられて、生徒の学力向上に役立ててるというようなことで載せてありますが、ちょっと気になるのはですね、だんだん生徒が減ってるというのがですね、平成28年度134名で、29年度が63名で、30年度が45名ということで、どんどん減っているというのがありますが、何で減ってるのか私もわかりませんが、生徒の学力向上にですね、この塾の事業が役立っているのかどうか。特に3年生はですね、37名、16名、5名というふうに極端に減っているんですよね。そういったところはどうかということでお尋ねしたいと思いますが。

**○議長（宮川安明君）** 社会教育課長。

**○社会教育課長（吉岡英二君）** 確かに、佐野議員おっしゃるとおり、最初の年度から2年目ぐらいまではですね、若干皆さんこういう授業があると。無償で学力向上ができるというようなことでですね、たくさんされましたけれども、若干今は減っております。

特に3年生については、もともとこの授業の趣旨というのがですね、学習の習慣が身についてない方とかですね、学習が遅れがちな中学生に習慣の確立と基礎学力の定着ということですね、そういった意味で学力向上ということになってますけれども、3年生になりますとですね、受験に向けた本当の塾にですね、行かれるというのが多くなりまして、最初のうちはですね、入っておられますけれども、だんだん減っていきます。

そういう流れがですね、ほかの2年生、1年生にも来てるんじゃないかということでもございますけれども、学習をされた子どもたちにですね、アンケートをとってみますとですね、非常にわかりやすく丁寧に説明していただいて、英語とかいろんな面でわかりやすかったというようなことでですね、生徒のほうからは、一部じゃないですけども、そういった話が出ているところがございます。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 本当一生懸命やられてると思うんですけど、言わば世間一般にある有料の塾のほうはどうしても効果が上がってるというふうな評価があるわけですかね。せっかく取り組んだことだからですね、やっぱり直接的にも学力向上と受験のですね、対策もですね、あわせてできるような感じになればですね、保護者の経済的な負担とかですね、時間的な問題もありますし、是非せっかく取り組んだことがまた研究をされてですね、

しっかり子どもたちの役に立つようなこういう事業になればというふうに思いますが。  
以上です。

**○議長（宮川安明君）** ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 次に、款10災害復旧費から款13予備費まで、199ページ上段から207ページまで質疑を行います。199ページ上段から207ページまで。災害復旧費から予備費までです。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** ありませんか。

最後に、本決算全部について、何か質疑ありませんか。

佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 本日、監査委員のほうから、決算における審査意見書が報告がありまして、この報告によればですね、決算については大きな赤字とかいうようなことはないということで、ほぼ順調ではないかというようなお話がありました。

一方で、主要施策成果一覧では総論の中でですね、財政的には厳しいというふうに述べられています。この総論の真ん中あたりにはですね、地方債を多額に借り入れており、平成30年度末の地方債残高は約102億まで増加し、今後の将来負担が増大する厳しい財政状況になっているというふうなことで、これもまた一つの事実だとは思いますが、この地方債がですね、増えていくということは誰しもやっぱり不安になる面があると思うんですが、この地方債の、今、102億なんですけど、返済計画なりその内容的なもの、それから、将来的にこの地方債がまだ増えるのか、減少するのか、その見通しについてはどう考えていらっしゃるのかをちょっとお話をお願いします。町長。

**○議長（宮川安明君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 監査委員のご指摘の財政見通しとしてのお話は、おそらくその決算の年度、単年度を見てのお話だろうというふうに思います。

で、この主要施策の成果のところの総論においては地震の関連のことも触れてありますし、それから、中期財政見通しのお話も今期定例会の中でお話をさせていただきますんで、その中でもはっきりと申し上げたいというふうに思っていますけれども、計画している中期の最後の年度においては、やはり前年度皆様方にお示したような数字に近い数字が出ておりますんで、決して財政的にはそう裕福な状況にはないというふうに思っているところであります。

それから、地方債のお話もありましたけれども、公債費の比率については、以前は13、4、5%の数字が、たしか私が議会に籍を置いているときにはそういう数字だったというふうに記憶しておりますけれども、現在においては一桁台の公債比率まで下がっております。震災の後、若干、震災前のような状況に、震災の前々年度ぐらいですかね、割と好転してきたのが、またもとの数字に戻ったような状況下にはありますけれども、今の段階では、議員ご心配になられるようなところまでには至ってないと。



ただ、やはり今後の財政の運営については、選択と集中やりながら、町の課題に向けてはやるべきことはやっていくということが大事というふうに認識をしております。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 一つ気がかりなのはですね、やっぱり熊本地震、6月豪雨の影響で、この間、町長もですね、それに対する財政負担がですね、たしか7億はあったというふうなお話がありまして、そのことが大分きつかったんだというようなお話がありましたが、これからのその影響というのはですね、もう解消されつつあるのか、まだまだ厳しい状況が残っているのか、いかがお考えなのかということでお尋ねします。

**○議長（宮川安明君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 中期財政計画のところで詳しくはお話できると思いますけれども、ある一定の時期にピークが来て、それからは地震等の影響も少なくなっていくような数字が一応財政担当のほうでは見えておりますんで、そのことについては総務課長のほうから全員協議会の中でお話をさせていただきたいというふうに思います。現在、今、手元に資料がないので、申し訳ありませんけど、ご理解のほどよろしくお願ひします。

**○議長（宮川安明君）** ほかにありませんか。

田中議員。

**○3番（田中孝義君）** すみません。3番、田中です。88ページの中で人材育成基金積立金というのがあるんですけど、先ほどいろいろな話題の中で、猟友会、従来の中ではですね、猟友会の高齢化とか、あと、部活動も推進しなくちゃいけないとか、消防団も育成が大変という中でですね、いろんな部分で人材育成が必要と思うんですが、その辺のお考えをちょっとお聞きしたいんですが。

**○議長（宮川安明君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 議員ご指摘の人材育成基金への一千何十万のお話でしょうか。ですかね。

これは、もともと東京甲佐会のほうで寄附として甲佐町にいただいた分の寄附から始まった基金でありますけれども、ただ、一時期、その使途の目的に沿わないような支出があってございましたんで、そのことについて、もともとの寄附を出された東京甲佐会のほうから若干クレーム等も参ったところでもあります。その後、もとの姿に、じゃあ、戻そうということで、基金増設をして、1,000万の基金額に戻しました。現在はなかなかそういう使い道が非常に厳しいところもありますんで、その趣旨に沿ったところでの活用を図っていかなくちゃなりません。

で、どういうことを考えておられるかということ、今後、甲佐町を、農業に限らずの話ですけれども、引っ張っ行くような、何ていうかな、そういう研修の制度に使うとかですね、幾つかのそういう東京甲佐会の趣旨のお話がありますんで、それに沿うような形で考えていかなきゃなりませんので、今、おっしゃったような形での活用というのはなかなか厳しいように思います。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 主要施策成果一覧の10ページに、町公式ウェブサイト、ホームページのことについて触れてありますので、このことについて質問をいたします。

私もですね、情報収集というような意味もありまして、甲佐町のホームページをはじめですね、県内の主に町村自治体とかなんかのホームページをですね、見させていただいていますが、甲佐町もですね、変化はあると思うんですけど、ホームページの内容はですね、しかし、近隣の自治体を見ますとですね、進化のスピードが速いというような感じがします。例えば、動画でですね、もうすぐ動画で出てくると。それとか、写真スライドでですね、町の様子がわかるとか、そういったところでですね、進んでいますし、また、別なあれではですね、今は財政的な問題もあると思うんですけど、ホームページの紙面の一部に広告が載せてあると。そういったものも結構増えております。

そういった意味ではですね、やはりホームページを最新化するというか、そういったことはですね、町の魅力づくりの一つでもあると思いますので、是非しっかり取り組んでいただけたらというふうな思いがありますが、いかがでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 地域振興課長。

**○地域振興課長（北畑公孝君）** 他自治体のホームページを見てみますと、佐野議員が言われたとおり、そういった形で運用をされているところもございます。本町につきましては、ホームページにつきましては、近年になってまた新たな取り組みとしてですね、フェイスブック、インスタグラム等も充実をさせているところでございます。

ご指摘の件につきまして、費用対効果も含めましてですね、今後、検討させていただければと思います。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 4番、鳴瀬議員。

**○4番（鳴瀬美善君）** 私も最後としますので。先ほどの質問のページでちょっと飛び抜かしてしまったのが一つだけ心残りがありますので、最後に一つだけ質問させていただきます。ページ数でいきますと130ページ、資料は30ページです。

この中のですね、一番上の委託料、不法投棄のパトロール委託料ってございます。

私も、クリーンセンターのほうに勤務いたしておりましたけれども、これを見ますと、シルバー人材の方をお願いして毎月4回の町内の不法投棄の廃棄物の回収や町内一円の巡回をされとるということで数値が出ております。で、ここの指標として、クリーンセンターに持ち込みが30年度が6.06トン、括弧書きで、前年度が1.1トンということが出ておりました。

私が思いますに、非常に、巡回されて回収されとると思うんですけど、この指標の成果の目標としてですね、本来なら、28年度の災害からずっと29、30年という段階で不法投棄のほうも減っていく方向が、大体、成果になってきはしないのかなという思いがあります。震災当時は物すごくクリーンセンターの持ち込みも多かったです。しかし、それに伴って

不法投棄も多かったんじゃないかという思いはあります。この数字を見ると、逆に、29年が1.1トンで30年が6トンということで増えてきておりますので、これについては逆転するような、減っていくような対策をとっていただけるならと思います。

以前は、不法投棄の看板だったり、何か赤い鳥居のようなの見かけたようなところもありましたので、そういった試みもですね、されて、数値的には減っていく成果で頑張っていたらという事で思いました。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 環境衛生課長。

**○環境衛生課長（橋本良一君）** 平成30年度におきまして、不法投棄の量が多かったことについて、若干ご説明させていただきます。

実は、個人さん所有の土地に以前から大量の不法投棄物があるということで、近隣の生活環境に悪影響を及ぼしているというお話がありまして、地元の区長さんや住民の方から何とか手助けをしてほしいというようなご要望がございましたので、そこを重点的に片づけさせていただいた分が多量にございまして、平成30年度は大幅に増えてしまったというような状況でございます。

**○議長（宮川安明君）** 鳴瀬議員。

**○4番（鳴瀬美善君）** 十分内容はわかりました。引き続きのこういった不法投棄がなくなるよう、頑張ってくださいと思います。ありがとうございました。

**○議長（宮川安明君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本決算に対する反対者の発言を許します。

佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 6番、佐野です。平成30年度決算での反対討論を行います。

3年前の熊本地震、それから2か月後の6月豪雨の被災から2年後の年である平成30年度は、甲佐町震災復興計画からすれば復旧復興の年であり、さまざまな施策が実行されました。町、県、国からの支援で多くの町民の皆さんが救われたと思います。執行部職員の一丸となった奮闘は、大きいものと思います。

また、長期の派遣をいただいている自治体、また、団体や職員の皆さんには、感謝申し上げなければなりません。しかしながら、制度のはざままで救いの手が届いてない方々もおられると思います。

そういう中ではありますが、款、民生費、目、地域改善対策費については賛成できません。

地域改善対策費の根拠となっていた地域改善対策特別措置法は、2002年、平成14年に終了し、既に17年が経過しています。人権活動補助金350万円は、例年どおり、部落解放同盟甲佐支部と全日本同和会甲佐支部への補助金です。

部落解放同盟は、2009年の全国大会で採択された部落解放同盟行動指針において、自主

財源を基本にした適正な会計財政の運営や説明責任に応え得る公正で透明性のある組織運営を行うとうたっています。補助金が交付される団体に対し、自らの力で活動資金を確保し運営を行う努力を促すべきと考えます。また、平成28年12月施行の部落差別の解消の推進に関する法律は、財政出動を求められていません。

法務省がホームページで掲げる啓発活動強調事項には17項目ありますが、1番目に女性の人権を守る、2番目に子どもの人権を守ろう、3番目に高齢者の人権を守ろう、4番目に障害を理由とする偏見や差別をなくそう、5番目に同和問題、部落差別を解消しようとなっています。

同じく法務省が平成30年に人権審判事件について統計を行っています。内容は、暴行、虐待、プライバシー侵害、いじめ、労働問題、差別待遇、強制、強要などですが、同和問題に関するものは92件、統計総数1万9,063件の0.48%であります。

日本国憲法14条、「すべて国民は、法の下に平等であって、人権、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」とうたっています。人権問題は大変重要であります。しかしながら、人権問題の冒頭に同和問題を掲げることは、現在の人権問題のあり方からすれば考えてみるべきときではないかと考えます。

以上で反対討論を終わります。

**○議長（宮川安明君）** 次に、本決算に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

**○12番（本田 新君）** 12番。認定第1号、平成30年度甲佐町一般会計歳入歳出決算の認定であります。決算による歳入101億4,000万、歳出決算93億3,000万、これらの歳出に対して、今、質疑をやってまいりました。そういう中で、先立って、監査委員からの報告では、意見書の中で、各会計決算については法令に準拠し適正に会計処理がされているということを認めたという報告がっております。

確かに、地域改善対策費のご批判で反対されている議員もおられますけれども、全体としてしっかりとした決算執行がされていると認められますので、私はこの認定に賛成したいと思えます。

**○議長（宮川安明君）** これで討論を終結します。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

認定第1号、平成30年度甲佐町一般会計歳入歳出決算について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（宮川安明君）** 起立多数。よって、平成30年度甲佐町一般会計歳入歳出決算については、認定することに決定いたしました。

しばらく休憩します。

休憩 午後4時17分

再開 午後4時30分

---

**○議長（宮川安明君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議規則第8条により、時間を延長いたします。

執行部のほうから答弁の申し出がっております。

総務課長、農政課長、税務課長、それから、総合保健福祉センター所長、順次答弁を許します。

総務課長。

**○総務課長（一圓秋男君）** すみません。時間をとっていただきましてありがとうございます。

先ほど鳴瀬議員の質問の中で、市町村の職員の採用の試験につきまして、共同試験に合わせて単独の部分もできないのかということでございました。

その件ですが、共同試験につきましては、例年、年1回しか開催がなされておられません。通常は9月に一次試験、二次試験を10月、それから、最終的な合否が11月ごろになりますけれども、追加募集や中途採用を行う際、共同試験に合わせてですね、ちょうど合えばですね、常時それに合わせてできるようになりますけれども、実際のところ、共同試験の結果等に応じて採用の人数も変わってまいりますし、必要人数も変わりますので、どうしても単独分の予算を確保しておく必要があるということで、今回、そういう形でさせていただいているところでございます。

よろしいでしょうか。すみません。ありがとうございました。

**○議長（宮川安明君）** 農政課長。

**○農政課長（井上幸介君）** すみません。先ほど5款の農林水産業費の中で、まず、福田議員からのご質問での有害鳥獣駆除隊としての出動日数、それと、延べ人数、それと、鳴瀬議員からのご質問の中での昨年のカワウの捕獲数ということでございましたので、ご報告させていただきます。

まず、有害鳥獣駆除隊としての出動日数でございますけれども、カラス班、イノシシ班合わせて年に24日ということになっております。延べ人数といたしましては、延べの157人というところです。

それと、鳴瀬議員のほうのカワウの捕獲数でございますけれども、昨年度は129羽というところでございます。

以上でございます。時間をとらせ申し訳ございませんでした。

**○議長（宮川安明君）** 税務課長。

**○税務課長（古閑 敦君）** すみません。午前中の鳴瀬議員の質問の中で、徴収率の計算方法のところでございますけれども、私のほうで不納欠損額を引いた後で計算するというふうにお答えしておりましたけれども、不納欠損額を引く前の本来の調定額と収納額、そちらのほうで計算するというのが正解でございました。おわびして訂正いたします。

○議長（宮川安明君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（奥村伸二君） それでは、先ほど佐野議員からのご質問の、ほかの市町村のフッ化物洗口が低いというのはなぜかということでございますが、平成29年度のデータを調べてみましたところ、まず、保育園、幼稚園が県の平均が79.6%、それから、熊本市単独が47.5%、それから、小学校においては熊本県全体が94.9%、熊本市が8.2%、それから、中学校においては県が90.2%、熊本市が0%ということでありませ

す。熊本市は政令指定都市ということで、熊本県の指導もあつておるとは思いますけれど、単独で行かれてるのではないかなというふうに思います。

それからもう一つ、荒田議員の30年度の指定管理者の利用料ということでございまして、まず、フィットネスの利用料が188万6,000円、それから、多目的ホール等の貸し館料ということで8万1,000円、合わせまして196万7,000円、それから、指定管理者の自主事業の収入ということで38万9,000円、合わせまして1,133万6,000円が収入として指定管理者のほうに入っているということです。

（「110万……、ならんぞ、それ。計算の。」「それは管理委託料ば入れてからの1,000万……」と呼ぶ者あり）

申し訳ございません。898万を含めたところでございます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後4時36分

再開 午後4時36分

---

## 日程第8 認定第2号 平成30年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8、認定第2号「平成30年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（井上理恵君） それでは、認定第2号について説明を申し上げます。

認定第2号、平成30年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書でございます。

次のページをお願いいたします。

平成29年度歳入総括表、歳入です。説明に当たりましては、款と収入済額を読み上げさせていただきます。

款1国民健康保険税2億7,624万383円、款2使用料及び手数料18万4,300円、款3県支出金10億8,622万8,999円、4、財産収入11万4,163円、5、寄附金0円、6、繰入金4億

4,434万5,789円、7、繰越金8,256万6,321円、8、諸収入158万6,192円。

次のページをお願いいたします。歳入合計18億9,126万6,147円になります。

次のページをお願いいたします。

歳出総括表です。歳出につきましては、款と支出済額を読み上げさせていただきます。

款1 総務費 3億4,188万2,489円、款2 保険給付費10億5,117万2,940円、款3 国民健康保険事業納付金 3億5,524万6,426円、款4 共同事業拠出金210円、款5 保険事業費1,367万8,360円。

次のページをお願いいたします。款6 基金積立金11万4,163円、款7 諸支出金3,253万5,469円、款8 予備費0円。

歳出合計、支出済額17億9,463万57円。歳入歳出差引残額9,663万6,090円。うち基金繰入額8,000万円。

以上になります。

令和元年9月13日提出、町長名です。

次、35ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書になります。区分、金額でご説明いたします。

1、歳入総額18億9,126万6,147円、2、歳出総額17億9,463万57円、3、歳入歳出差引額9,663万6,090円、4、翌年度へ繰越すべき財源、(1)0円、(2)、(3)0円です。5、実質収支額9,663万6,090円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額8,000万円、5の実質収支額から6の基金繰入額を引きました1,663万6,090円が次年度への繰越額となります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

**○議長（宮川安明君）** これより質疑を行います。

最初に、歳入全部についての質疑をお願いいたします。9ページ、款1 国民健康保険税から17ページ、款8 諸収入までです。歳入全部についての質疑をお願いいたします。ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

**○議長（宮川安明君）** ありませんね。

次に、歳出全部について質疑をお願いします。19ページ、款1 総務費から33ページ、款8 予備費までです。歳出全部です。

佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 6番、佐野です。この年度の中でですね、財政調整基金へ繰り入れたのが3億1,000万あって、また今度8,000万ですね、基金に繰り入れると。繰入先が違うんですが、そういった、例年ですね、皆さんのご努力もあるかもしれませんが、財政的にはですね、これは余裕があるというふうに見るんですか、どうですか。

**○議長（宮川安明君）** 住民生活課長。

**○住民生活課長（井上理恵君）** 佐野議員のご質問にお答えしたいと思います。

確かに平成30年度の決算で9,600万円ほどの歳計剰余金が出ましたので、8,000万円基金

のほうに積み増しをいたしました。

決算の状況をちょっとご説明しますと、平成30年度から都道府県化、県単位化が始まりましたことで、その大もとの目的というのが、市町村では財政運営が難しいということで、財政的なところをですね、解決するために、都道府県化が進められたと思っております。

本町の場合も、30年度は財政的にはですね、運営につきましては本当に順調にいったと思っております。この9,600万、平成30年度決算で歳計剰余金がなぜ出たのかというところをよく考えてみますと、29年度から30年度までの繰越金、これが8,600万ほどございました。考えてみますと、基本的に平成30年度においては歳入と歳出のバランスがよくとれて、その繰越金をほとんど使うことなく運営ができたというふうに解釈しております。

今回、8,000万円また基金積み立てをいたしました。じゃあ、今後、毎年そのような積み立てができていくのかということを考えましたが、おそらくそれはそういうふうにはならず、今、申しましたように、単年度でのバランスのとれた運営が、今後、続いていって、繰越金は今までのようにたくさんは出ないと思っております。

何かちょっと変な説明なんですけれども、財政運営的にはとても、財政状況がいいかっていう問題とはちょっと違うかしれませんけれども、国保の財政運営としては順調に進んでいくのではないかと考えております。

以上でよかったですでしょうか。

(自席より発言する者あり)

決算の中で、29年度と30年度、なかなか単純に比較するというのが難しいかと思ったんですけれども、保険給付費、保険者として負担する額というものが、29年度と比較しますと30年はかなり落ち込んでおります。平成29年度におきましては、熊本地震の一部負担金の減免が半年間続いておりました関係で、その間は保険給付費もですね、実際のところ増大しております。その後、だんだん少しずつ、もとの状況というに変ですけれども、だんだん下がってきまして、そこの部分が29年度と比べたら保険給付費自体は減っている。ただ、これを1人当たり医療費で見ますと大幅に減っているわけではなく、1人当たりで1,000円程度の、1人当たり医療費が落ちているという分析はできております。

なかなか医療費が下がっているのかっていう問題までの分析が行きついておりませんが、一つの指標に、一定期間にどれだけの人が病院に行ったかという受診率というものがあります。それで見ますと、地震前の27年度の状況にほぼ戻って来ました。28、29はやはり地震の影響で、地震の被害が大きかったところは県内でもすごい高い受診率を示しておりますけれども、30年度になりますと、もう、その状況も落ち着いて、27年度ですね、地震前の状況に戻っておりますので、今後はこの状況がまた続いていくと思っておりますので、あとは国保の財政状況をきちんと維持するために、医療費の削減ですね、そうしたところに町としては取り組んでいきたいというふうに思います。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** ほかにありませんか。

井芹議員。



**○10番（井芹しま子君）** 実質収支はですね、9,600万の収支で残ったということで、8,000万は基金に繰り入れるということなんですけれども、この財産に関する調書っていうのがですね、その裏にあるんですけれどもですね、前年度は1億5,600万、これも現金というふうに書いてありますけれども、そこでですね、このマイナスの3億1,600万というのはこれは一般会計に繰り入れた分ですね。

**○議長（宮川安明君）** 住民生活課長。

**○住民生活課長（井上理恵君）** お答えいたします。

はい。平成29年度の決算剰余金の中から1億6,000万積み立ていたしました。そして、平成30年度中に3億1,000万円を基金から取り崩しまして、国保の会計に受け入れて、30年度中にまた一般会計のほうに繰り出したという、3億1,000万円の金額になります。それだけではございませんけれども、はい、3億1,000万円はそのとおりになります。

**○議長（宮川安明君）** 井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** これは過去に繰り出した一般会計から繰り入れてもらった分になるんですかね。

**○議長（宮川安明君）** 住民生活課長。

**○住民生活課長（井上理恵君）** これまでも基金の法定外分を一般会計に繰り出すというお話をこれまで議会でもあったかと思います。平成24年度に1億5,000万、平成26年度に1億6,000万、合計3億1,000万、一般会計から法定外として国保会計に繰り入れた分を一般会計に繰り出したという金額になります。

**○議長（宮川安明君）** 井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** では、その途中の計算を入れてですね、決算年度末現在高はこの690万にこの9,600万、基金ですればこの8,000万を足したのが基金として残るという形なんです。それで、今、言われたように、県のというか、国保運営は都道府県化されてですね、仕組みが随分変わりましたが、そうした運営でですね、去年の何か質問のあれを見ましたけれども、安定的な運営がですね、なされていくというふうに聞いてみました。

そしてまた、今、答弁いただいたように、今の話を聞くと、この8,600万というこの基金がですね、取り崩さなくても運営できるのか、できないのかっていいですか、都道府県化の仕組みですね、この仕組みも考えてですね、今後、そういった点ではどういうふうになるというふうにお考えでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 住民生活課長。

**○住民生活課長（井上理恵君）** お答えいたします。

本年度8,000万円を基金のほうに積み立てまして、残額が約9,000万近くに基金のほうになりました。これまでと違って都道府県化になったことで、以前は医療費ですね、町が医療機関等に支払う医療費に不足が生じた際には基金を使う、そういう不測の事態に備える目的が主だったと思います。その点の心配は都道府県化になりまして明らかに少なくなったのではないかと考えております。

ただ、今後、この基金の使い道につきましては、毎年、県のほうが納付金とかの算定をいたしますけれども、それに伴い、それぞれの町の保険料率というものはずっと同じというわけではないと思います。ですので、その保険料が、例えば、大幅に上昇するような場合にあっては、その上昇抑制のために使う目的としても、この基金を残しておいたほうがよいのではないかというふうに思っております。

以上でよかったですでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** 保険料をですね、大幅に引き上げると、今、おっしゃいましたけれども、そういった予定とかっていうか、そういったことがあるんですか。

**○議長（宮川安明君）** 住民生活課長。

**○住民生活課長（井上理恵君）** 予定があるというわけではありません。毎年、保険料率については、大体、前年度の10月ぐらいから県のほうが市町村のいろんなデータを収集しまして、11月には納付金と標準保険料率の仮算定の額が公表されます。その額が出てみないと、例えば、本町が次の年にどれぐらいの保険料率を付加すれば納付金を納めることができるのかという試算はできません。

ですので、今、予定があるかと言われましたけれども、昨年の県の説明会に出席した際には、令和2年度から前期高齢者交付金の県全体での精算が始まるので、全市町村ともに保険料率が上がる可能性はあります、というご説明は受けております。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** ほかにありませんか。ありませんね。

福田議員。

**○9番（福田謙二君）** 9番。今ですね、お話聞いたんですけども、30年度からこうやって広域になって、それから6年間ぐらいで県下、金額は統一に大体するような計画だったんでしょう。じゃないですかね。6年間ぐらいで。

**○議長（宮川安明君）** 住民生活課長。

**○住民生活課長（井上理恵君）** 平成30年度に都道府県が始まります前に、熊本県の県全体の方針としての説明があった際には、一応6年後ですね。確かに、議員さんおっしゃるとおり、始まって6年後をめどに、統一するのではなく、新たに方針を決めようということでの話を伺っております。

**○議長（宮川安明君）** 福田議員。

**○9番（福田謙二君）** 9番。方針を決めようということは、では、各町村違った方針ですというこっちゃなく、やはり県の方針ですということでしょう。そうですかね。

**○議長（宮川安明君）** 住民生活課長。

**○住民生活課長（井上理恵君）** すみません、ちょっとあれでしたけれども、県内の保険料を6年後に統一するという目標では進んでおりますけれども、そのときの状況に応じて、また方向性の見直しをするという話を聞いております。

**○議長（宮川安明君）** 福田議員。

**○9番（福田謙二君）** ということは、やはりこうやって基金があったほうが良いということですね。

**○議長（宮川安明君）** 住民生活課長。

**○住民生活課長（井上理恵君）** 県内の市町村の中で、確かに、現在、基金がない自治体もありますが、近隣との話をした際にも、保険料の上昇抑制を見据えて、基金はちょっと残しとったほうが良いのかなという話はしておりました。

**○9番（福田謙二君）** はい、わかりました。

**○議長（宮川安明君）** 井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** 既に今でもですね、保険料の抑制のためですね、一般会計からの繰り入れをしている県下の自治体っていうのはどのくらいあるかわかりませんが、随分あるということは確かなんですけれども、保険料についてはですね、全国知事会でもですね、全国の町村会でもですね、この保険料をですね、引き下げると国の補助をですね、国庫補助を高くして保険料を引き下げるということはですね、もう随分前からですね、もう強力に申し入れをしているわけですね。これで6年後にですね、一斉に保険料率がですね、そろえられるということについてはですね、なかなかそういった点ではどうなのかなというふうに思います。そういったのを見据えながらですね、そういうふうに話を進めていくというのはですね、ちょっとどうかなというふうに私は思います。

都道府県化の仕組みそのものがですね、今の考えで見ると、運営自体はですね、それぞれの県がですね、保険料なんかもいろんな構成を考えながらですね、今、提示をして、それに基づいて保険料を設定しておりますし、非常にこの保険料が高いということですね、これは誰でもが認めていることなので、それで、今、保険料の抑制にというふうに言われたけれども、私から言わせれば、早速ですね、保険料の抑制にこの9,000万を使ってほしいものだな、少しでもというふうに思いがいたします。

**○議長（宮川安明君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 今、おっしゃったような意味を、多分、課長はお話ししていると思いますけど、だから要は、以前、町が保険者になっていたときには、例えば、医療給付費の3カ月分は基金として持っておきなさいというような安定運営といった点に関してですね、そういうふうな国からの指導を受けていたというようなことは何か前も私も答弁したような気がしますが、それが県に移行したことによって、そのときちゅうかな、町が保険者になって運営するときに比べるとより安定した運営ができるような制度に改正をされた。そういう状況の中で、平成30年度については、財政的にも非常に結果としていい数字が出ておりますので、それを基金として積み立てをして、じゃあ、いざ保険税を上げざるを得ないような状況下になったときに、それを少しでも据え置きができるような財源としても考えられないことはないと思いますけれども、その辺は国、県の考え方等もありますけれども、やはりそういった観点でですね、町として基金を増設しておくということについては何ら問題ないことじゃないかなと、私はそういうふうに判断をしているところであります。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 最後に、本決算全部について、何か質疑ありませんか。

佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 6番、佐野です。今の話の関連なんですけれども、将来的にはですね、保険税、保険料をですね、平準化すると、統一するという方向に向かっていくんじゃないかというようなお話も出てたと思うんですが、今、甲佐町ですね、国民健康保険税がですね、県内のどのあたりの位置にあるのか、高い方にあるのか、低いほうにあるのか、ちょうど平均的なところにあるのか、そういったところはいかがですか。

**○議長（宮川安明君）** 住民生活課長。

**○住民生活課長（井上理恵君）** 県内で本町の保険料がどれくらいの位置にあるかというのは、すみません、ちょっとここに資料を持ってきておりませんでしたので、ちょっと明確なお答えはできないので大変申し訳ございません。

**○6番（佐野安春君）** 後でよかよ。

**○住民生活課長（井上理恵君）** よろしいでしょうか。30年度の都道府県化に伴いまして、1人当たりの保険料額は下がっていることはご承知いただいていることだと思いますが、順位等につきましてはちょっと後ほどでよろしいでしょうか。

**○6番（佐野安春君）** はい。

**○住民生活課長（井上理恵君）** 申し訳ありません。

**○議長（宮川安明君）** 井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** 最後に、甲佐ですね、国保会計を見た上で、担当課としてですね、ここはやっぱり課題かなというようなところがありますか。

**○議長（宮川安明君）** いいですか。住民生活課長。

**○住民生活課長（井上理恵君）** 本来、国保の構造的な課題は起き得ることがないとは思っておりますので、これからの町の課題といたしましては、これは県全体の課題にもなっていくのではないかと思います。要するに、医療費が伸びないように、医療費の削減といえますか、そこに力を入れていくことが重要になってくるのではないかと思います。

その削減する取り組みもですけれども、削減したことによってあらわれる成果、数値として見える成果で町に入ってくる交付金等にもかかわってきますので、その辺に私たちがしっかり目を向けて重点的な事業の展開を図っていかなければいけないと考えております。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 6番、佐野です。決算審査意見書の11ページに国保税の徴収状況が28、29、30年度3年間載せてありますが、滞納繰越分の収納率がじわじわと上がっているというふうに思います。こういったところの収納率の向上というのは要因はどのようにお考えでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 税務課長。

**○税務課長（古閑 敦君）** 滞納繰越分の徴収率のほう徐徐に上がってはいるところなんですけれども、これに伴いましては、先ほども申しましたけれども、預金調査であったり

そういったものをしてしながら、また、滞納者との面接等も繰り返しながら、納税のほうにしていっていただくというふうに取り組んでいるところです。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 鳴瀬議員。

**○4番（鳴瀬美善君）** 4番。同じような内容なんですけれども、先ほど担当課長の住民生活課長が申されましたとおり、歳出については抑制をしていく努力をします。すると、今、質問の中で税務課長が申されましたけど、歳入については甲佐町は国民健康保険税という形で、料ではなくて税ということで、地方税法で徴収をされておることとございます。徴収についても向上しているし、特に国民健康保険税についても現年度分、過年度分についても目標数値を上回り、かつ、収納率も対前年度比を両方とも超えとるという数値もいただいております。

ということで、特に担当課としては徴収については税務課が捜索とか差し押さえ、公売会とかいろんなこともされて、国税徴収法にのっとってされとると思いますがけれども、聞きたいのは、税務課じゃなくて、住民生活課の担当課としてどのような歳入に対しての取り組みをされて向上した結果を生んだのか、今後、また、どういった、担当課として、その収納について努力していかれるのか、そこだけお聞きしたいと思えます。

**○議長（宮川安明君）** 住民生活課長。

**○住民生活課長（井上理恵君）** お答えいたします。

国保税の収納業務につきましては、主に税務部局のほうにお願いしているところが大きいのが本当です。

ただ、国保担当課としましては、あらゆる機会を見据えまして、例えば、保険証の更新の際にですね、おいでになった方に納付のお願いをすることかですね、国保には現金でお支払いする制度もございますので、そういった場合に現金で滞納者の方に何かお返しする分があるときにはそのときに、税務課と一緒にその方にご相談をして、できるだけ納付をお願いするというをやっております。

これは、今まででもでしたけれども、今後も国保の担当課としては続けていきたいと思っております。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** ほかにありませんか。

福田議員。

**○9番（福田謙二君）** すみません。ジェネリック医薬品のことでちょっと質問させていただきます。

国保の中で、ジェネリックを利用されている方の大体のパーセンテージはわかりますか。

**○議長（宮川安明君）** 住民生活課長。

**○住民生活課長（井上理恵君）** ジェネリック医薬品をどれぐらい保険者、加入者の方が使用しているかという目安といいますか、割合を示すものがありまして、これは厚労省のホームページのほうでも公表されております。国は来年の9月までにジェネリック医薬

品の使用割合を全保険者が80%に達することを目標としております。

本町では、一番最近で言いますと、2019年の7月に審査をした分の中のジェネリックの使用割合というのは80.2%、29年度までは大体75%から9%台を行き来してございましたけれども、平成30年度になりましては大体、今、八十.何%というところを行き来しているところですので、県内でも本町は高い方だと受けとめております。

**○9番（福田謙二君）** わかりました。ありがとうございます。

**○議長（宮川安明君）** ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本決算に対する反対者の発言を許します。

井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** 国保会計につきましては、平成24年、26年に国保財政が枯渇するとして町は一般会計から3億1,000万円を繰り入れました。その後、国保の引き上げ、そしてまた、引き上げ等でですね、3億円を超す基金が積み上げられました。また、2018年度からは国保の都道府県化がスタートし、財政的にも安定するとして3億1,000万を一般会計へ返しました。

しかし、県下では加入者の負担軽減のため一般会計から繰り入れております自治体は幾つもあります。

私は、加入者の多くが年金生活者や非正規雇用など社会的弱者という方たちが多く、都道府県化で財政が安定するというのであれば、私は負担を強いてたまった基金は負担軽減に使うべきだったのではないかとというふうに考えます。

よって、今回の国保の決算には反対をいたします。

**○議長（宮川安明君）** 次に、本決算に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

**○7番（荒田 博君）** はい、7番。認定第2号、平成30年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論させていただきます。

平成30年度末における国民健康保険加入者数は2,894名で、町の人口1万607人に対し27.28%の加入率であり、また、その中でも65歳以上から75歳未満の前期高齢者数は1,315人で、国保加入者の約45.4%を占めている現状であります。

そういった厳しい状況の中、平成30年度県移行の初の決算である実質収支が9,600万という収支で迎え、十分な運営ができていますと思います。

よって、平成30年度の決算は認定いたしたいと思います。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** これで討論を終結します。

これから採決を行います。

本採決は起立によって行います。

認定第2号、平成30年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、認定することに賛成の方はご起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

**○議長（宮川安明君）** 起立多数。よって、平成30年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定いたしました。

---

## 日程第9 認定第3号 平成30年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

**○議長（宮川安明君）** 日程第9、認定第3号「平成30年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

**○福祉課長（福島明広君）** それでは、認定第3号、平成30年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算書について説明申し上げます。

次のページをお願いします。平成30年度歳入総括表です。歳入です。款と収入済額で説明申し上げます。

款1介護保険料、収入済額2億8,907万5,586円、款2分担金及び負担金51万2,600円、款3使用料及び手数料2万6,700円、款4支払基金交付金3億7,319万2,455円、款5国庫支出金4億134万2,833円、款6県支出金2億714万8,342円、款7財産収入8,578円、款8繰入金2億2,690万1,100円。

次のページをお願いします。款9繰越金8,740万2,159円、款10諸収入815万4,500円。

歳入合計、収入済額15億9,376万4,853円です。

次のページをお願いします。平成30年度歳出総括表です。歳出です。款と支出済額で説明申し上げます。

款1総務費、支出済額4,016万6,019円、款2保険給付費13億3,526万4,162円、款3財政安定化基金拠出金0円です。款4地域支援事業費6,845万7,160円、款5基金積立金1,000万8,578円、款6公債費0円です。

次の7ページをお願いします。款7諸支出金5,356万9,662円、款8予備費0円です。

歳出合計、支出済額15億746万5,581円です。歳入歳出差引残額8,629万9,272円です。

令和元年9月13日提出、町長名でございます。

次に、43ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。区分、金額で説明申し上げます。

1、歳入総額15億9,376万4,853円、2、歳出総額15億746万5,581円、3、歳入歳出差引額8,629万9,272円、4、翌年度へ繰越すべき財源は0円です。5、実質収支額8,629万9,272円。この金額が次年度への繰越額となります。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

**○議長（宮川安明君）** これより質疑を行います。

最初に、歳入全部についての質疑をお願いします。9ページ、款1介護保険料から21ページ、款10諸収入までです。歳入全部についての質疑をお願いいたします。9ページから21ページまでです。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** ありませんか。

次に、歳出全部について質疑をお願いします。23ページ、款1総務費から41ページ、款8予備費までです。歳出全部です。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** ありませんか。

最後に、本決算全部について、何か質疑はありませんか。

佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 6番、佐野です。この介護保険の収支で、実質収支額が8,600万ということで、結構残高繰り越される感じになりますが、国保の場合はですね、収支額が9,600万でそのうち8,000万を基金に繰り入れるということですが、介護の場合はそのまま残すという感じで、その違いですよね。介護保険の財政的なものはどうなのか。

そうすると、介護の場合はですね、基金に約6,000万ありますよね。その6,000万があってこれを翌年度に残す、繰り越すのが8,600万あるということで、結構財政的にですね、ゆとりがある感じがするんですが、これは説明を受けなきゃわからないところがありますが、私から見るとですね、介護保険料の場合によっては引き下げとかね、そういったものにも運用できるじゃないかというような思いがありますが、いかがでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 福祉課長。

**○福祉課長（福島明広君）** 一応実質収支額が8,629万9,000円ほど出ておりますけれども、今回、9月の補正といいますか、予算で基金積み立てをですね、補正のほうで3,000万円一応計上させていただいております。ということで、国保との違いというのはそこで3,000万は積み立てをさせていただくというふうには考えております。

この金額も出たのも、いわゆる介護予防のほうです。そういった成果のほうが出てきつつあるのかなというふうにも感じると思います。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 基金のほうにね、移すのは、私もしっかり読んでなかったものだから、補正のほうをですね、気づかなかったんですけども、それだけ残ったということ介護保険料とか何かに回すということは難しいんですか。

**○議長（宮川安明君）** 福祉課長。

**○福祉課長（福島明広君）** 議員おっしゃるように、介護保険料のほうに充てられないのかということでございますけれども、一応そういう、この8,600万円で3,000万円の基金積み立てと、それ以外につきましては、30年度の国費、県費の返還金がございますので、



それに充てるということでございます。

基金の積み立てを少しずつやっていくということで、いざというときと申しますか、介護給付費等の不足が生じたときに対応したいというふうには思っております。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** いざというときにですね、充てるということで、基金を増やしていくということだったんですけど、現在でも介護保険のですね、認定を受けながらですね、サービスを受けられないという方もそれなりにいらっしゃるじゃないですか。そういった意味で、介護保険のやっぱり私はそういう認定を受けたらですね、サービス利用してですね、やっていくというのがね、認定を受けた方にとってはプラスになるかと思うんですが、そういったところでサービスをもっとこうね、認定を受けた人に十分やっていただくというようなところでも、そういったものはサービス料の引き下げとか自己負担のね、補填とか、そういった面でも使えることはないんですか。厳しいんですか。

**○議長（宮川安明君）** しばらく休憩します。

---

休憩 午前5時29分

再開 午前5時30分

---

**○議長（宮川安明君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** じゃあ、私のほうからお答えします。

この基金というのは介護給付費に充当できる性質のものじゃなくて、本来、急激な介護保険料が上昇しないようにというかな、そういう場合に対応できるように基金として増設しとくと、そういう性格のものでありますんで、議員のご指摘の件については使えないというようなことであります。

**○議長（宮川安明君）** ほかにありませんか。

井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** 国保のときも聞きましたけれども、介護保険でのですね、担当課が課題として考えておられるものは何なのかというのをひとつお聞きしたいと思うんですけども、2点目に、この財産に関する調書の中でですね、年度内にですね、1,000万ほど途中で積み立てられておりますけど、これを加えて3,000万なのか、ちょっとそこら付近を説明をお願いいたします。

**○議長（宮川安明君）** 福祉課長。

**○福祉課長（福島明広君）** まず最初に、介護保険の課題というふうにご質問ですが、実際、後期と申しますか、高齢者の人数は上昇、増えている状況でありますし、そういったところで高齢者の介護保険の対策としましては、その点が一番、高齢者の対応ということではなければならぬかというふうに思います。

あと、先ほどの基金の財産に関する調書の中で、ここにあります1,000万っていうのが

これは3,000万の中には含まれておらず、3,000万円については、また、9月の補正後ということで、また来年度に出てくるということでもあります。

以上です。

○議長（宮川安明君） ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本決算に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本決算に対する賛成者の発言を許します。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番。認定第3号、平成30年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入である介護保険料において174万5,150円の不納欠損がございますが、この制度は町民の方々の健康な暮らしを守る大事な制度でございます。納税者との相談はもとより、きめ細やかな対応や介護予防事業等のさらなる実践など、誰もが健康で安心して暮らせる制度であることを願い、認定第3号につきまして、同意いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから採決を行います。

認定第3号、平成30年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算について、認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、認定第3号、平成30年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定いたしました。

---

#### 日程第10 認定第4号 平成30年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（宮川安明君） 日程第10、認定第4号「平成30年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（井上理恵君） それでは、認定第4号についてご説明申し上げます。

認定第4号、平成30年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書でございます。

次のページをお願いいたします。平成30年度歳入総括表、歳入です。説明は款と収入済額を読み上げて説明させていただきます。

款1 後期高齢者医療保険料8,428万9,300円、款2 使用料及び手数料7,200円、款3 国庫

支出金33万円、款4 寄附金0円、款5 繰入金5,495万8,233円、款6 繰越金158万6,849円、款7 諸収入359万8,826円。

次のページをお願いいたします。歳入合計1億4,477万408円。

次のページをお願いいたします。歳出総括表になります。歳出につきましては款と支出済額を読み上げさせていただきます。

1、総務費153万9,747円、款2 後期高齢者医療広域連合納付金1億3,774万6,440円、款3 保険事業費347万2,608円、款4 諸支出金1万8,600円、款5 予備費0円です。

歳出合計、支出済額1億4,277万7,395円、歳入歳出差引残額199万3,013円。

令和元年9月13日提出、町長名です。

19ページをお願いいたします。実質収支に関する調書になります。区分、金額でご説明いたします。

1、歳入総額1億4,477万408円、2、歳出総額1億4,277万7,395円、3、歳入歳出差引額199万3,013円、4、翌年度へ繰越すべき財源0円です。5、実質収支額199万3,013円、5の実質収支額199万3,013円が次年度への繰越額となります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

**○議長（宮川安明君）** これより質疑を行います。

最初に、歳入全部について質疑をお願いいたします。7ページ、款1 後期高齢者医療保険料から13ページ、款7 諸収入までです。歳入全部についての質疑です。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 次に、歳出全部について質疑をお願いします。15ページ、款1 総務費から17ページ、款5 予備費までです。歳出全部です。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 最後に、本決算全部について、何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本決算に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 次に、本決算に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

**○7番（荒田 博君）** はい、7番。認定第4号、平成30年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますけれども、ただいま担当課長より説明がありました。平成30年度は歳入の中でも収入率についても高い水準でありますし、75歳以上の方の特別な会計でございます。

よって、この後期高齢者医療特別会計の認定について、同意いたします。

**○議長（宮川安明君）** これで討論を終結します。

これから採決を行います。

認定第4号、平成30年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 異議なしと認めます。よって、認定第4号、平成30年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定いたしました。

#### 日程第11 認定第5号 平成30年度甲佐町水道事業会計決算の認定について

**○議長（宮川安明君）** 日程第11、認定第4号「平成30年度甲佐町水道事業会計決算の認定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

環境衛生課長。

**○環境衛生課長（橋本良一君）** 認定第5号、平成30年度甲佐町水道事業会計決算書について説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。平成30年度甲佐町水道事業会計決算報告書でございます。区分の款及び決算額のみ説明申し上げます。

収益的収入及び支出。収入です。第1款事業収益、決算額1億5,604万2,578円です。支出です。第1款事業費、決算額1億5,746万6,138円です。

次のページをお願いいたします。資本的収入及び支出。収入です。第1款資本的収入、決算額5,072万331円です。支出です。第1款資本的支出、決算額1億8,805万3,017円です。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億3,733万2,686円は、当年度分消費税資本的収支調整額1,066万1,437円、過年度分損益勘定留保資金9,729万757円及び当年度分損益勘定留保資金2,938万492円で補填しております。

次のページをお願いいたします。財務諸表です。平成30年度甲佐町水道事業損益計算書でございます。

7ページの下から3行目に当年度純損失を表示しております。当年度純損失は1,208万4,997円であり、前年度繰越利益剰余金1億711万7,611円と合わせ、当年度末未処分利益剰余金9,503万2,614円となっております。

その他の財務諸表の説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

令和元年9月13日提出、町長名です。

どうぞよろしくをお願いいたします。

**○議長（宮川安明君）** これより質疑を行います。本決算全部について、何か質疑はありませんか。本決算全部です。

本田議員。

**○12番（本田 新君）** 12番です。水道会計全般に総括的な質問をさせていただきます。先ほどの説明を聞くと平成30年度は少し赤字だったというふうに言われた。過年度分の

ほうで何とかそれをやって埋め合わせたというようなことだろうというふうに思っておりますし、また、今回また町は宮内地区、また、六谷地区への送水管の延長というようなことも考えておられるということで、そのために料金の改定を行って何とかこの水道会計を安定させようというような方向で甲佐町の水道会計は動いているというふうに私は理解しておりますけれども、その点については、担当課長としてのこの経営状況について、総括的なご答弁をお願いいたします。

**○議長（宮川安明君）** 環境衛生課長。

**○環境衛生課長（橋本良一君）** まず、平成30年度に赤字を計上いたしました原因について、説明申し上げます。

平成25年度から乙女地区の第4水源世持配水場など整備を行っておりまして、それが供用開始になりましたことに伴いまして、29年末に供用開始になりまして、供用開始に伴いまして減価償却費が前年度に比べ約1,100万円増加しております。また、小鹿地区給水区域を拡張するに当たり、水道事業の軽微な変更という届けが必要になりまして、その作成委託料が約560万円かかっております。これが約1,200万円の赤字の原因となっております。ところでございますが、減価償却費が増加していくというのは予想されていたことでありまして、それで、現在といたしますか、値上げ前の収入では経営していくことが困難ということで、本年5月分の料金から約10%の値上げをさせていただいております。年間の料金収入が1億2,000万から3,000万円の間でございましたので、その約10%の1,200万円強が増収と見込んでおります。

これによりまして減価償却費が増えた分はカバーされるという見込みで、また、令和5年度になりますと過去に取得した資産の減価償却が終わるものがございます、それにより、また少し経営が良好になると、そのような予想を立てております。

経営については、今回の料金値上げでやっていけるものと考えております。

**○議長（宮川安明君）** ほかにありませんか。

佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 6番、佐野です。すみません。決算意見書の中にですね、18ページに、監査委員からの意見があつてます。有収率がですね、低いということで、水道事業基本計画の目標値である92.5%へ向けて努力されたいというふうな言葉がありますが、これに対してはどういうふうに捉えていらっしゃるでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 環境衛生課長。

**○環境衛生課長（橋本良一君）** 今回の決算と前年度決算の比較でございますが、有収率につきましては0.1ポイント下がっているという状況です。老朽管の敷設替え工事を進めておるところでありまして、進めていますんですが、平成29年度に出した工事が繰り越しになりまして、終わりませんで、供用開始になったのが30年度末、乙女地区の切りかえが終わりまして30年度になってからということでですね、今後、その分の影響で若干上がってくると考えているところです。

また、基本計画では令和13年度までに92.5%を目指すという目標を掲げさせていただい

ているんですけれども、今後も事故率の高いところを優先的に更新するなど計画的な更新で、目標年度までの目標値の達成を目指していきたいと思っていますところです。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** ありませんね。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本決算に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 次に、本決算に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

**○12番（本田 新君）** 認定第5号、平成30年度甲佐町水道事業会計決算の認定についてであります。ただいま担当課長のほうから十分な説明を聞きました。今後、甲佐町の水道会計もますます安定をし、安心安全な水を町民に供給をするというその事業の目的に邁進しておられるということで安心いたしました。

それをもって、本決算につきましては認定することに賛成をいたします。

**○議長（宮川安明君）** これで討論を終結します。

これから採決を行います。

認定第5号、平成30年度甲佐町水道事業会計決算について、認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 異議なしと認めます。

よって、平成30年度甲佐町水道事業会計決算については、認定することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

明日14日、15日及び16日は議案調査のため休会、17日は午前10時から本議場において会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

---

散会 午後5時55分

9月17日（火曜日）

令和元年第3回甲佐町議会（定例会）議事日程

(第2号)

1. 招集年月日 令和元年9月13日  
1. 招集の場所 甲佐町議会議場  
1. 開会 9月17日 午前10時00分 議長宣告  
1. 散会 9月17日 午後3時46分 議長宣告

1. 出席議員

|           |          |         |
|-----------|----------|---------|
| 1番 甲斐良二   | 2番 甲斐高士  | 3番 田中孝義 |
| 4番 鳴瀬美善   | 5番 森田精子  | 6番 佐野安春 |
| 7番 荒田博    | 8番 宮本修治  | 9番 福田謙二 |
| 10番 井芹しま子 | 11番 宮川安明 | 12番 本田新 |

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 岡本幹春 議会事務局事務長 早崎伊津子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

|                   |                |
|-------------------|----------------|
| 町長 奥名克美           | 副町長 師富省三       |
| 会計管理者 山本洋子        | 総務課長 一圓秋男      |
| 企画課長 北野太          | 地域振興課長 北畑公孝    |
| くらし安全推進室長 佐々木善平   | 税務課長 古閑敦       |
| 環境衛生課長 橋本良一       | 住民生活課長 井上理恵    |
| 総合保健福祉センター所長 奥村伸二 | 福祉課長 福島明広      |
| 農政課長 井上幸介         | 建設課長 志戸岡弘      |
| 会計課長 山本洋子         | 町民センター所長 中林健次  |
| 教育長 蔵田勇治          | 学校教育課長 荒田慎一    |
| 社会教育課長 吉岡英二       | 農業委員会事務局長 井上幸介 |
| 選挙管理委員会書記長 一圓秋男   | 代表監査委員 豊永康法    |

1. 開会 9月17日 午前10時00分

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。



1. 会議に付した事件  
    日程第1 一般質問

## 1. 議事の経過

開議 午前10時00分

---

**○議長（宮川安明君）** おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告します。

本日の議事日程は議席に配付のとおりですので、朗読を省略します。

---

### 日程第1 一般質問

**○議長（宮川安明君）** 日程第1、一般質問を行います。

今期定例会の文書による一般質問の通告は6名です。

順次質問を許します。

なお、議事の進行上、かねてからの申し合わせのとおり、1議員当たりの質問時間を、おおむね1時間として議事運営をさせていただきますので、質問者並びに答弁者の的確な対応をお願いいたします。

最初に、10番、井芹しま子議員の質問を許します。

10番、井芹しま子議員。

**○10番（井芹しま子君）** おはようございます。井芹しま子でございます。今日は、発言通告をしております3点についてお尋ねをさせていただきます。

1点目は、指定管理者制度についてお尋ねをします。2003年に地方自治法が改正されて指定管理者制度が創設されました。町もこの指定管理者制度を導入しておりますので、その目的が十分果たしているのかお聞かせいただきたいと思っております。

前回は時間の都合もありまして一部しか質問ができておりませんでしたので、今回も引き続き質問させていただきます。

まず、この指定管理者制度の目的は何か、そして、現在の導入施設と導入年度について、まずお尋ねをいたします。

**○議長（宮川安明君）** 総務課長。

**○総務課長（一圓秋男君）** 指定管理者制度につきまして、その概要について、まずご説明申し上げます。

指定管理者制度につきましては、平成15年度の地方自治法の一部改正によりまして、公の施設の管理方法が一般管理委託制度から指定管理者制度に移行しております。管理主体が出資法人や公共団体、公共的団体から、法人、その他の団体、そういうところでもよいということで、民間事業者やNPO法人等に広く開放されております。

特徴としましては、公の施設の利用にかかわる料金につきまして、指定管理者が自ら収入としまして収受することができる利用料金制というものがございます。

主なメリットといたしましては、民間事業者等の活力を活用した住民サービスの向上、管理運営経費の節減が挙げられます。そういう観点から、現在行っているところでござい

ます。

現在は、甲佐町の総合保健福祉センター施設の一部と、それから、ここに休憩所、休憩室ですね、それと多目的ホール、フィットネスセンター等がございますけれども、その指定管理を行っております。それから、甲佐町定住促進住宅サンコーポラスですね、こちらの指定管理を行っております。それから、安津橋健康広場のグラウンドゴルフ場、これはグリーンパル甲佐ですが、この3施設の指定管理を行っているところでございます。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** 指定管理者の目的、経費節減と、またサービスの向上というふうに答弁をいただきましたけれども、また、あと一つ、一番大事なのは民間のノウハウを活用するということが加わるといふふうに思いますけれども、その目的で導入されております三つの施設につきまして、行政コストの削減効果はあったのか、また民間のノウハウはどう活かされているのか、具体的にお聞かせいただきたいと思います。町でも十分に検討をされての制度導入だといふふうに考えますけれども、今後の指定管理者制度導入も増えてくると思いますので、お聞きをしたいというふうに思います。

また、導入をされて課題点等ありましたら、どういう点が課題か、またそれに対する町の対策について、この3点について、それぞれの施設についてお尋ねをしたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** それでは、建設課のほうで管理をしております定住促進住宅サンコーポラス甲佐についてご説明を申し上げます。

サンコーポラス甲佐は指定管理者制度により、熊本県公営住宅管理センター共同企業体に管理運営の委託を行っております。指定管理者制度については、民間業者等の能力を活用し、効率的で効果的な運営を図り、利用者への良好なサービスを提供するため導入を行っております。

指定管理者導入による行政コスト削減効果ということですが、資料として提出しております資料にてご説明を申し上げます。

指定管理者の業務内容を職員で行った場合との比較を行っております。

主な業務の内容といたしましては、入居者の募集、決定、及び入居、退去に関する業務、施設の維持管理に関する業務、苦情相談、事故などの365日24時間対応で行われております。それと、保守点検業務や法令に基づく保守業務の実施、それと環境整備面では、共用部の清掃、植栽の剪定、除草、害虫駆除の実施、それと、家賃、共益費に関する業務といたしましては、家賃の徴収業務、滞納整理の補助業務、その他の業務といたしましても、利用者のニーズを把握するためのアンケート調査の実施、トラブル、事故等の対応などがあります。

これらの業務を直営で行った場合の時間を職員の平均単価で計算した費用が379万2,000円、平成30年度の指定管理料が約275万1,000円と、コスト面だけの単純比較を行っても、指定管理で行ったほうが約100万円の経費の節減効果が出ております。

それと、民間ノウハウはどう活用されているのかということですが、サンコーポラスの指定管理者である熊本県公営住宅管理センター共同企業体は、民間賃貸住宅管理運営に関するノウハウや公営住宅の管理実績と経験を生かし、公平、公正な管理で、利用者にとって高品質なサービスの提供が行われております。

入居募集に関しては、幅広い情報と強力なネットワークを生かした募集が行われ、入居率が100%から95%の高い入居率で推移をしております。入居率向上に向けた取り組みがなされていることや、家賃徴収に関しても、家賃滞納の防止のための保険契約、家賃収入を確保することで、現在98%以上の徴収率でございます。

また、入居者のニーズに応えるために、365日24時間対応でできるコールセンターの設置、アンケート調査の実施、クレーム対応が、民間賃貸住宅管理で培った経験をもとに、迅速かつ適正に対処されております。

また、建物、施設の定期的な巡回、設備の点検などで、修繕箇所を早期に発見でき、軽微な段階で修繕が行われております。建物の適切な修繕を行うことで建物自体の長寿命化を図ることができております。

このように、利用者の平等性、利便性の向上と、住宅を管理運営していく上での専門性が生かされ、町に対しての苦情や相談がほとんどなく、時間的な経費の軽減、また、職員の負担軽減につながっていると思われまます。

最後に、今後課題はあるのかというご質問ですが、指定管理会社とはですね、月1回の報告会を実施してございまして、あらゆる情報の共有をやってございまして、現段階での課題は特にございません。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 社会教育課長。

**○社会教育課長（吉岡英二君）** それでは、社会教育課の指定管理、グラウンドゴルフ場、グリーンパル甲佐についてご説明をさせていただきます。

まず、コストの面でございますけれども、この施設は平成24年から29年までは商工会さんの指定管理、それから平成30年から現在に至るまで、祐和會さんに指定管理を行っているところでございます。

この運営、維持管理における指定管理料等の比較についてでございますけれども、提出しております資料について若干説明させていただきます。

まず、これにつきましては、施設の運営に関する業務といたしまして、受付業務、それと料金徴収業務、あとイベント開催など、交流イベントなどを開催しております。

それと、施設の維持管理に関する業務につきましては、アンケート調査及び保守点検を含めた管理となっております。これにつきましては、グラウンドキーパーや、あと光熱費、消耗品費、備品購入費、修繕費等がございます。

コストにつきましては、仮に直営による維持管理をした場合は1,828万5,200円と。それと、指定管理にお願いした場合、803万2,400円ということで、経費削減効果としまして、1,000万強のですね、経費削減があるんじゃないかというふうな形で想定しております。

それと、次に、民間ノウハウはどう生かされているのかということでございますけれども、専門的、継続的な管理の観点から、多様化する住民、利用者のニーズにですね、効果的、効率的に対応しまして、創意工夫による施設の質と利用者のサービスの向上を図れるよう、民間企業の能力やノウハウを活用しております。

昨年度につきましては、年間67回の定例会、15回のストレッチ教室等を開催しております。また、グラウンドゴルフ大会だけにこだわらずに、6月にはマルシェということで雑貨品の販売や甲佐にある食べ物などの販売等も行っております。

これにつきましては、行政、商工会、体育協会、利用者代表などを集めて、施設運営状況報告や意見交換会を行うサポーターズミーティングを年2回開催しております。地域交流も踏まえたスタッフと利用者の意見交換もしております。こういったニーズに応じた利便性向上を図る取り組みや、スポーツ体験、物づくり体験など、イベントを通して交流人口の増加や町の知名度アップにも生かされているものと思っております。

次に、指定管理者の導入に課題はあるのかということでございますけれども、ただいま申し上げたとおりに、特に課題というのはございません。これからも民間のノウハウを活用いたしまして、関係機関と連携し、指定管理者導入のメリットを最大限に引き出し、公的サービスの質向上を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 総合保健福祉センター所長。

**○総合保健福祉センター所長（奥村伸二君）** まず、指定管理者導入による行政コスト削減効果についてということでございますが、総合保健福祉センターにおきましては、現施設の一部を指定管理者に委託しておりますのでお答えしたいと思います。

現在、総合保健福祉センターが指定管理者に委託をしている業務内容でございますが、まず、一部の施設、フィットネスセンター、多目的ホール、休憩室の利用許可に関する業務、それから、この三つの施設の保守管理業務、これについては施設設備の点検、異常箇所発見報告、清掃、物品管理などがございます。

それから、町が指定をしました五つの事業運営についてということで、1番目にフィットネスセンターの管理、運営、二つ目に健康相談、保健指導、健康教育、そのほか、健康の保持及び増進に関する業務運営を行っております。三つ目に、休憩室の管理運営でございます。四つ目に、健康ポイントの事業運営、五つ目に、そのほか自主事業ということで、以上のような業務を指定管理者に委託しております。

現在の指定管理のスタッフは、フィットネスセンターが2名ないし3名、子育てサロン1名の、合わせて3名ないし4名のスタッフで運営をされております。これらのスタッフは、健康運動指導士、実践指導士、看護師、保育士など、専門的な資格を一人で幾つも取得をされている方ばかりでございますので、兼任をされてございます。

これを直営で運営するとした場合、人数的には専任事務職1名、フィットネスセンター2名、子育てサロン1名、合計の4名の職員が必要と見込んでおります。特にフィットネスセンター管理運営につきましては、運動や、安全に、トレーニング機器使用について説

明や管理点検を行う専門的知識を兼ね備えた職員がいないため、新規採用が必要となると考えます。また、看護師や保育士なども、現行の総合保健福祉センターでは兼任できる業務内容ではないため、4名の新規採用が必要となりまして、職員の増員を図らなければならないというふうに考えております。

この4名の職員の積算の内訳といたしまして、平成30年度の高卒、大卒の新規採用職員としております。4名のうち3名を大卒の専門職と、1名を高卒の事務職としております。まず、大卒の専門職3名の人件費が1人当たり286万円ですので、3名で860万1,000円、次に、高卒の事務職1名の人件費が約235万3,000円となり、合わせまして約1,095万4,000円となります。総合保健福祉センターの30年度の指定管理業務委託料が888万円でございますので、約197万4,000円、200万円弱の削減となります。

職員の人件費だけ考えましても、直営で運営するよりも指定管理者のほうがコスト削減になるというふうに考えます。また、これとは別に施設利用料と指定管理者が開催をします自主事業事業収入が指定管理者の収入となります。

以上でございます。

それから、民間ノウハウをどう生かされているかということでございますけれど、総合保健福祉センターにおきましては、年2回、利用者に対して満足度調査を実施しており、質問内容などについて指定管理者が持っている情報や、有効的な質問の設定等が生かされ、実践、応用をされております。また、指定管理者が運営する別の施設での取り組み実績や事例などの情報収集もでき、町への情報提供や提案が可能であるため、利用者サービスの向上につながっております。

それから、指定管理者のスタッフについて、さまざまな有資格者が在籍をしておるため、事業内容に応じ、その内容に最適な専門職の派遣が可能となっており、納得のいく事業運営や相談対応が可能であるということでございます。

それから、3番目の指定管理者導入に課題はあるのかということでございますが、総合保健福祉センターにおきましては、毎月1回の定例会を開催しておりまして、情報交換や意見交換を行っておりますが、今のところこれといった課題はございません。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** それぞれに三つの視点から答弁をいただきました。

コスト的にも、それからノウハウ的にも、課題的にも、スムーズに運営をされているということですが、その中で、ちょっとこれはどうかという点について、私、お尋ねをさせていただきたいというふうに思うんですけども、サンコーポラスについてなんですけれども、コスト削減は直営との比較で100万というふうに資料を出していただいております。この比較ですと、町直営だと人件費が時間単価2,400円というふうになっています。今の答弁の中では職員の平均単価というふうにお伺いいたしました。1日8時間で1万9,200円、月25日だと48万円になるわけですけども、この点につきましてはですね、退職者や非常勤、いろいろ雇用の仕方もあるというふうに思いますし、もう少し若い職員の配

置をすとか、随分人件費は違ってくるのではないかというふうに思うところがございます。

指定管理者のサンコーポラスについてですけれども、指定管理者のですね、収入といいますかですね、それについては指定管理料が、今資料の中では275万1,629円とありますけれども、これは総額から割り出した指定管理料ですけれども、これプラス家賃、駐車料、共益費、この共益費は入るのかどうか、ちょっと、その点について、まずお尋ねします。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 共益費については、指定管理料の算定には入っておりません。家賃と駐車料金となっております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） はい、わかりました。

また、家賃については60戸ありますけれども、入居者がですね、60戸に満たない場合は町が補填をするのかですね。

また、この住宅は子育て世代への家賃補助を行っております。今、最大1万円をしておりますけれども、3万7,000円の家賃にはですね、反映されていないということで、昨日の質疑の中でですね、答弁をいただいておりますけれども、その差額は町が補填して指定管理者に払うということになるのでしょうか。

その2点、お尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） サンコーポラスの指定管理料の協定を結んでおりますけれども、その委託費の算定計算上です、3万7,000円、基本家賃の掛ける現在の入居者数の9.25%で契約しておりますので、子どもの数によって減額をしておりますけれども、基本的計算方法は基本家賃の3万7,000円ということになっております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） はい、わかりました。

その補填分ですけれども、歳出のどこに出てきていましたか。ちょっとお尋ねします。どういうふうに計算されるのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） サンコーポラスについても、基本家賃3万7,000円から子どもの数によって減額をしておりますけれども、町に入ってくる収入としてしましては、減額後の収入となります。

以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） これは減額後の収入なんですね。そうでなければですね、なかなかおかしな話になりますので。

ところで、指定管理者はですね、町への収支の報告義務、これはありますか。そしてまた、指定管理者からですね、毎年、金額はさまざまですけれども、使用料という形で歳入を見ますと、1,700万だったり1,200万だったり、金額の差はありますけれども、そういった金額が入っておりますけれども、その差額といいますか、そういったのは何に使っているのかというのは、そういった報告義務というのがあるのでしょうか。お尋ねします。

**○議長（宮川安明君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** 報告は、毎月ですね、報告会を設けております。その中で、差額とおっしゃられるのがですね、多分、維持管理の費用についての修繕費とか、そういったやつは家賃のほうの収入のほうから修繕を行った後、町のほうへ入金がございますので、そういった費用を除いた額の、どれに幾ら使ったという報告が町のほうにございます。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** その金額がですね、修繕とかというのが、毎回計算をしますと、1,000万を超えて、一千四、五百万というふうに毎年なるわけで、そういった修繕費が毎年必要なのかなというふうに思ったもので、ちょっとお聞きをいたしました。

私は、前回の財政問題の質問で、町の財政が非常に厳しいという担当課の認識をですね、示しておられましたので、直営で、少しでもこの自主財源を確保しながら住民の福祉や子育て拡充にですね、充てることはできないかという視点で、この質問をさせていただいてるところでございます。

また、民間のノウハウと言われますけれども、サンコーポラスだけですね、どうして民間のノウハウが必要なのかと、高品質のサービスがあるというふうに先ほど答弁をいただきましたけれども、高品質のサービスがどういったものかというのはちょっとわかりませんが、今でも町営住宅や災害公営住宅など直営で運営されておりますし、業務内容はですね、ほぼ同じだというふうに思いますけれども、そういった点ではですね、やっぱりどうしてもサンコーポラスにはこの指定管理者が必要だという、その点についてはどうでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 先ほどから、指定管理者制度の特徴等についてはそれぞれの課長からもお話しがあったとおりでと思います。町は一貫して、その考えでこれまでもやらしてもらっているということであります。

それと、年間、単年度でそれだけの経費をかけて補修が必要なのかというようなお話でありますけれども、施設を有効に、そして長く使用していくためには、当然、これはメンテナンス、管理というのは、非常に、これは大事な部分でありますので、それをやることによってその施設を延命化させるといいますか、適切な利用ができるような状況で利用者の方には使っていただくと、そういう考えでですね、これまでもやらせていただいておりますので、何ら不必要な経費を投入するということではないと私は考えますので、その点



は、どうかご理解をいただきたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** 井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** 不必要なというふうな言葉は使っておりませんし、そういう思いもなく質問をさせていただいております。どうして毎年そういったのが必要なのかなというのは、これはもう自然な疑問ではないかというふうに思いましたので質問させていただきました。

次にですね、グラウンドゴルフ場についてお尋ねしますけども、直営と指定管理者とのコストの比較を、これもいただきました。この資料によりますと、1,000万円ですね、削減効果があるということですけども、受付業務等人件費に、サンコーポラス同様、1時間当たりの人件費を2,400円で計算をされ、受付業務など管理者としての人件費は年間300日として一人分は576万がですね、必要というふうになっております。1日8時間の受付業務で1万9,200円というふうな計算になるわけですけども、グラウンドキーパーも一人240日で460万円というふうに計算をされてます。こうした人件費を総合して、直営だと1,537万9,200円が必要だというふうに試算をされております。

指定管理者だと710万6,400円と、そこで1,000万円の削減ができるということですけども、これについてもですね、サンコーポラスと同じ質問です。やはり、町がこういった計算をする上ではですね、人件費についてはやはりいろんな検討を重ねて、金額的にもですね、それからそういった点でもいろいろ検討されると思うので、こういった点ではですね、検討の余地があるのではないかというふうに思います。

そして、グラウンドゴルフの年間の利用者数、利用料はどのくらいになってるのかわかりませんが、この年間の利用者数ですけども、年々増加をしているのかですね、推移についてはどんなのでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 社会教育課長。

**○社会教育課長（吉岡英二君）** 利用者の推移でございますけれども、これにつきましては、増加はしておりません。若干ではございますが減少しております。

これも前にご説明したかと思いますが、いつの議会だったかちょっと忘れちゃったけども、近隣にもですね、同じような施設ができてきております。最高ピークが平成18年ということで、2万9,000人、3万人弱のですね、利用者がおりましたけれども、今は1万7,000人ぐらいということで、若干、微減傾向で推移しております。

そういったことからですね、指定管理者を導入して近隣施設と違ったですね、何か取り組みをしていかなければという考えでですね、やってきております。

今のところですね、ここ3年間ぐらいは微減傾向ということで余り変わってはおりませんが、だんだん減ってきてるのは確かでございます。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** なかなか、近隣にもですね、そういうふうに言われますように、いろいろ施設がありますので、競合をして、なかなか伸び悩んでるところでござ

ざいますけれども、そういった点ですね、やっぱり指定管理者の能力発揮ということで頑張っていたら、ならないというふうに思いますけれども、このグラウンドゴルフの指定管理料が800万というふうにありますけれども、これは、利用料というのはこの中に入っているのでしょうか、入っていないのでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 社会教育課長。

**○社会教育課長（吉岡英二君）** 先ほど申しましたけれども、指定管理料という形で町から支払ってるのじゃなくて、受付から料金徴収まで指定管理者のほうで行って、その中から経費を出していくというような形でございますので、町から払っているものではございません。全て指定管理者のほうで運営するというふうな形になっております。

**○議長（宮川安明君）** 井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** 言われるように、指定管理者の場合は使用料とか利用料とかは入ってこないわけですね。直営ではそういったものが入ってくるわけですが、そういった点ですね、高い人件費がかかるから指定管理者のほうでコスト削減になるんだということですが、先ほどの計算もありましたように、この人件費についてはですね、さまざまな検討もできる可能性があるんじゃないかというふうに思いますので、その点についてはですね、今後、なお検討をいただきたいと、検討すべきじゃないかなというふうに思います。

次にお尋ねをいたします。

今後ですね、次々と大型施設も含めて適用と、しております。今後、指定管理者の導入はですね、考えられているというふうに聞いておりますけれども、その施設、そしてどのように指定管理者を選ぼうとしておられるのか、また、管理設定について、どのように、基本的なですね、考えについてお尋ねをしたいというふうに思います。

それぞれの施設によって違うかもしれません。また、今後ですね、全体の指定管理者の支出は詳しい設定が決まっていないということでわかりませんが、大きく膨らむことだけは間違いのないわけですが、今後の指定管理者導入についてですね、町の負担がどうなるか、施設建設の計画段階ですね、試算などをしておられたのかという点についてお尋ねをいたします。

**○議長（宮川安明君）** 総務課長。

**○総務課長（一圓秋男君）** お答えします。

今、今後、指定管理者導入、どういうものが検討されているのかということが一つありますけれども、今後、今現在は3施設がございます。今後につきましては、今導入を検討している施設でございますけれども五つございます。

一つは安津橋の総合運動公園がございます。

それから、2番目に甲佐町のグリーンセンター。

それから、3番目に甲佐町の子育て支援住宅。

4番目に、旧西村民俗資料館。

5番目に、井戸江峡キャンプ場ということで、この5施設について、現在導入について

検討を行っているところでございます。

安津橋の総合運動公園、また甲佐町グリーンセンターにつきましては、今定例会におきまして設置管理及び使用料に関する条例の制定につきまして、議案として提出をさせていただいているところでございます。

それから、子育て支援住宅につきましては、これにつきましては、本年の3月議会の際に設置条例は出させていただきます。

それから、4番と5番の旧西村民俗資料館、井戸江峡キャンプ場につきましては、12月議会のほうに提出予定ということで、今準備を進めているという段階でございます。

指定管理者につきましては、公の施設ということで、その指定管理ということになりますけれども、それにつきましては、条例において指定の手続と、それから管理の基準、それから業務の具体的な範囲等を定める必要がございます。指定期間等も定めて、最終的には議会の議決を経て指定するというふうになっております。

先ほど言いました導入を検討しております5施設でございますけれども、現在はですね、指定管理者が管理をできるようにするための条例の整備段階でございます。今後の指定管理導入に向けた手続としましては、手続条例、甲佐町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例というものがございます。その手続条例に基づきまして、個別の条例ですね、先ほど言います個別の条例の整備後、指定管理者の公募を行います。その後、甲佐町指定管理者選定委員会というのを設けておりますけれども、その選定委員会によりまして指定管理の候補者、候補者をまず選定いたします。その後、議会の議決を経て指定管理者を指定するというふうな流れとなっております。

その際、議会のほうにご説明する際でございますけれども、そのときに施設の管理また運営、先ほどご質問がありました管理運営につきましての詳細な内容ですね、その内容につきましては、協定をその指定管理者と結ぶ必要がございますので、その詳細な内容につきましては、議会の際にご説明をすることとなります。

そのようなことからですね、現在導入を検討しております5施設の管理、また委託の設定というご質問でございますけれども、これにつきましては、先ほどちょっと言いましたが、今現在が条例整備の段階でございます。今後、詳細な内容につきましては検討することとしておりますので、この場ですね、具体的な数字等につきましてはご説明できるようなものはないということでございます。

もちろん各5施設の担当課としましては、施設建設に当たっていろいろなことは検討はしておりますが、この場ですね、まだはっきり内部で十分に検討しているわけでもございませんし、それを担当課段階ですね、お答えしますと、その答えがですね、違う方向にも参りますし、指定管理者を考えておられる方、そういう方も、間違っただけ情報が流れますと指定管理を希望されないということも考えられます。

そういうことから考えますと、現段階ではですね、内部ではもちろん検討はしておりますけれども、最終的な数値等についてはこの場では控えさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** さまざまな施設ができて、今後もですね、5個の指定管理者制度導入を予定されているわけですが、施設をつくれば、その維持管理、持続してですね、長年にわたって、その管理費用というのが発生するわけですね。また、大型施設になればなるほどですね、そういった費用は大変大きな金額になるわけですので、そういった費用がですね、全体としてどういうふうに町の財政に影響を与えるのかというような点でいろいろ懸念をすることもありますので、そういった点で、私からすれば、なかなかそういった点でもですね、きちんと数字を出せというわけではなくて、そういったのも計算をされてこういった施設のつくりができたのかというような点でですね、お聞きをしたいというふうに思いました。

私は指定管理者をですね、一律に否定するものではありません。指定管理者がですね、必要な施設もあるというふうに思います。今後はですね、施設は次々にできようとしておりますけれども、できた後はこの指定管理者任せ、もちろんこういうことはならないでしょうが、今の答弁もお聞きしまして、しっかりとですね、指定管理者との意思疎通を図っておられるということですので、その点は懸念は要らないというふうに思いますけれども、何せ町民の皆さんの血税でつくる施設です。施設をつくってもですね、指定管理者にしますと、使用料とかですね、そういった収入は町に入ってこないわけですので、大変大きな維持管理費の負担がのしかかってまいります。

そういった点では、町民の福祉向上とか交流人口や関係人口の拡大で町の活性化につなげるというふうに言われてるわけですから、町の努力をですね、大いに求めたいというふうに思いますし、指定管理者の導入についてはですね、一つ一つ直営でできないのか、やれないのか、もっと検討をですね、すべきだというふうに思いますけれども、これについては、町長、いかがでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 基本的に申し上げますと、今のですね、今日のその維持管理についての方法論として、直営よりもそういう指定管理者であったり委託であったり、そういう方向に流れてきたのは、これまでのいろんな考え方からですね、発展した形が今の状況だろうというふうに思いますので、先ほど総務課長が申し上げましたとおり、今後の施設運営に関しましては、申し上げたとおり、指定管理者制度をうまく、有効に活用しながらやっていきたいというふうに考えます。

ただ、それぞれの施設の運営として、各課からの課題としては余りないというような話も申し上げたところでもありますけれども、私、個人的に申し上げますと、課題はやはりあるんだろうというふうに思いますので、今後、指定管理者との指定管理料であったり、それから、いろんなイベント等を行うにしても、町の考え方と、これが整合性がとれなくては何もなりませんので、そういったところについてはきちんと指定管理者とも話し合いを続けながらですね、甲佐町にとって一番いい、メリットのある方向としてやっていきたいと

いうふうを考えます。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** では、次に質問を移らせていただきます。

2番目に幼児教育、保育の無償化に伴う給食費の負担についてでございます。

2017年の総選挙で安倍政権が打ち出しました幼児教育の無償化が10月から実施されようとしております。安倍総理は、無償化は子育て世代の負担軽減のためとしていますけれども、財源は消費税増税でございます。

消費税増税は、子育て世代にとっても大変大きな負担でございます。国は、これまで多くの保護者が求めている全ての子に安心安全な保育をとという願いに背を向け、国庫負担を減らし、保育制度の基準、規制緩和を推し進めてまいりました。その結果、認可保育所不足、保育士不足、待機児童問題は深刻になってきております。国は、子どもにとって最善の利益は何か、そのための施策と財政措置をすべきではないでしょうか。

今回の無償化の対象は3歳と、3歳から5歳の子と、0歳から2歳の住民非課税の世帯の子どもというふうに聞いております。負担の大きい0歳から2歳は対象から外れております。対象となる施設は保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、企業指導型保育、そして旧制度の幼稚園や認可外保育所、幼稚園の預かり保育などについては、上限を設けて無償化するとしております。

しかし、今回の無償化では、これまで国基準で保育料の中に含まれていた副食費が公的給付から外され、それを保育施設が国の基準4,500円をもとに実費徴収をするということになっております。

お尋ねしますけれども、現段階での保育の無償化の対象となる児童は何名か、また、副食費の免除とされる児童数は何名か、まずお伺いいたします。

**○議長（宮川安明君）** 福祉課長。

**○福祉課長（福島明広君）** ご質問の保育料無償化の対象人数ということですが、9月1日現在におきまして247人ということと、給食費の無料の人数ということで224人ということで、以上になります。

**○議長（宮川安明君）** 井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** この点についてですね、幾つかの問題について質問をさせていただきます。

保育料についてですけれども、3歳から5歳児が無償化されるわけですが、全国のほとんどの自治体が保護者の負担軽減のためにですね、単独の軽減措置をとっているわけですが、今回の無償化によって、町はこの軽減措置のですね、負担を今後せずに済むわけですが、その軽減措置負担分の予算といいますか、実績について、おわかりになるでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 福祉課長。

**○福祉課長（福島明広君）** 一応、町負担の軽減額ということでございますけれども、平

成30年度でお答えさせていただきます。

資料のほうをお配りしておりますが、保育料軽減措置に伴う町負担分と、一応3歳から5歳分につきまして、この算式としまして、国基準の保育料の金額ということから町基準の保育料の調定額を差し引きますと、3,636万6,420円という軽減額が算出されております。以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** この3,600万円はですね、これまで町は負担の、子育てのですね、世帯の負担軽減ということで、これが今後発生しないわけですけれども、この分を給食費の無償化に充てて、副食費ですね、この無料化を求めたいというふうに考えております。既に全国104の自治体で無料化するための予算が議会に提出されております。10月からの無料化が予定されているそうでございますけれども、県内でもいち早く宇城市が無料化を打ち出し、津奈木や五木村、球磨村で実施の予定だそうでございます。

その財源は、これまで行ってきた自治体の保育料引き下げ分を充てる自治体がほとんどだというふうに考えられますけれども、食事は子どもの発育、発達に欠かせないものです。みんなで食事を楽しむことは、五感を大切に、心身の成長にとっても、言うまでもなく重要なものがございます。給食の提供は、保育の、何といたっても一環であります。保育料の一部として公費で負担すべきではないかというふうに考えます。

甲佐町におかれましても、子育て世帯の負担軽減や子どもの健やかな成長、少子化対策等のためにも、これまで行ってきた軽減措置の目的を継続して、給食費の無料化を是非実現をしていただきたいというふうに思いますけれども、この点についてはいかがお考えでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 先ほどから説明にもありますとおり、国のほうから副食費を免除する範囲、これは年収360万円未満相当世帯の子ども、それと第3子以降の子どもということで示されておるところであります。

それで、現在、県内でその範囲以外の子どもたちに対して全額公費負担で予定されている自治体については、先ほどおっしゃったとおり、宇城市のほうで実施をされております。

ただ、上益城郡内で申し上げますと、そういった点での公費負担は予定されていないというふうに聞いております。

家庭内保育ですね、そういった方々が可能な世帯については、これは当然保護者が昼食を負担するわけでありまして、前々から、これは私の持論でありますけれども、給食費、そういった副食費も一緒なんですけれども、子どものそういったものについては、子どものためにこれは当然保護者が負担すべきというふうな、私は考えでおります。

それと、さらには3歳児未満の保育料を徴収する世帯については、従来どおり、その保育料に副食費は含まれておりますので、この点については公平性に問題があるというふうにも考えております。

ただ、県のほうで今後考えられているというふうに聞いておりますけれども、副食費の

軽減事業等が少し耳にも入っておりますので、仮にそういった事業が実施される場合には、副食費が免除される範囲もですね、これ、広がってまいりますし、そういった場合には、町も言うまでもなく応分の負担は行うということになるかと思えます。

それと、保育料の減免に携わる、そういった予算をそちらのほうに、副食費とかそちらのほうに充填したらどうかというような趣旨でのお話だろうと思えます。この保育料の軽減については、現在までのところ、その財源は過疎債に求めておりましたので、これが、過疎債のソフト事業ですね、活用されてきておったところであります。したがって、いわゆる一般財源として、お金がですね、経費充当できるようなお金がぼんとあるわけではないということをご理解いただきたいと思えます。

それと、今後の子育て支援、それと少子化に対する対応といたしましては、今回、政策目標の中にも40項目の中に掲げさせていただいております。その中には、不妊治療であったり、いろいろな町独自の試み等もですね、現在考えているところでありますので、子育て世帯に対する対応については、そういったことを十分ですね、検討しながら、この4年間の中で実現に向けて努力したいというふうに考えます。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** また、この公費負担をですね、求める理由の一つに、その副食費の徴収にも問題がありやしないかというふうに考えております。副食費を公的給付から外して保育園がこれを実費徴収するというので、事務処理は保育園が行います。今でも保育士の厳しい労働実態がある中で、保育園はさまざまな子どもの家庭環境を把握して、一人一人に副食費の材料費を新たに請求する必要があります。園児一律に請求することはできません。今回は免除される子どもさんもいます。

今町長が、答弁いただきましたように、年収360万円以下の世帯、そして第3子以降、また、ほかに生活保護世帯やひとり親世帯、里親、住民非課税世帯、さまざまな、こうした世帯が対象になるわけですので、保育園にとりましてはですね、こうした子どもたちの一人一人の世帯の状況を把握しながらですね、請求をするということになりますけれども、こうした情報がですね、個人情報で園にも保育士にも明らかになるということですのでけれども、この点については問題はないのか、ちょっとお尋ねをいたします。

**○議長（宮川安明君）** 福祉課長。

**○福祉課長（福島明広君）** 今議員がおっしゃいました副食費の徴収する対象ということで、生活保護とか360万未満の相当の世帯ということになりますので、逆に、町からお示しするものは360万円以上の世帯ということにもなりますし、町、4,500円という月額は一応示してありますので、園児の氏名のみで足りるかというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** 請求をするのはですね、360万円以上だからということですがけれども、それでも、やはりどの子が360万円以上かというようなことというのはですね、

そういった情報提供は町のほうからされるといふふうに思うんですけども、やっぱりそういった把握がですね、やっぱり必要になるのではないかというふうに思います。

そして、あと1点ですね、これ、副食費のですね、やっぱり給食費と同じですけども、給食費はもう町長が持論というふうにおっしゃいましたけども、給食費と保育、私たちが今訴えている保育園の副食費は教育の一環だったり、それから保育の一環ということで私たちは訴えながら、その無償化を求めて、給食費のほうについても、そうしてから、給食費、副食費についてもですね、全国では少しずつですけども広がりつつあるわけですね。そういった点のですね、状況があります。

この滞納というのがですね、非常に学校給食も問題になるところでございます。当然ですね、保育園でもこの滞納というのが問題になるかというふうに思うんですね。14のテーマ、国はこの点で、滞納についてはですね、保育園の退園といいますか、そういったものも示唆をしておりますし、大変重要な問題というふうに思います。そういった点でですね、大変問題だというふうに思います。

あと1点ですね、今回国が示しましたのは、徴収をするのは4,500円ですけども、運営費から、町に、保育所に設置される運営費の中からですね、これが600円少なく国が支出をするということで、保育園にとってはですね、一人600円の運営費が少なくなるというようなことで、年間を見ればですね、相当な金額になるというふうに思うんですけども、そういった点では、この副食費がですね、4,500円が上がるとかというようなことはないのでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 福祉課長。

**○福祉課長（福島明広君）** 一応、4,500円の月額ということで、国から示しておられまして、それにおきまして、先日園長会議ということで会議を開かせていただきました。

それにおきまして、その月額4,500円というのは各園、一応ご了承をいただいたところでありまして。その差額の分につきましては、また、今後検討しなくてはならないかもしれませんけれども、一応、4,500円ということで決定させていただいたところです。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** 町は、副食費の無料化はですね、今のところ考えていないということですけども、国や自治体はですね、誰もが安心して子どもを産み、働き、育て、働き続けることができる環境をつくっていくことや、家庭の経済状況にですね、左右されず、子どもたちの発達、成長を保障することは当たり前のことだというふうに思います。

そういった点で、国の保育制度の見直しが何といたっても必要というふうに考えますけども、今や日本の出生率は1.42人、少子化問題はですね、日本の将来にとっても待ったなしの課題となっております。その一つの施策が今回の保育の無償化ではありますけれども、また、地方にあっても、さらにこの問題は深刻な問題でございます。

是非、町にあってはですね、さまざまな子育て支援の施策を講じられておりますけども、本当に何が安心して子どもを産み育てるにはですね、何が、どんな施策が必要なのか、是



非、そういった見直し、拡充を求めて質問を終わらせていただきたいというふうに思います。

申し訳ございません。時間が来てしまいました。時間の配分がなかなかうまくいなくて、申し訳ございません。

3点目は、新学習指導要領についてお尋ねをする予定でしたけれども、これについてはですね、次回の質問に回させていただきたいというふうに思います。

よろしく願いいたします。ありがとうございました。

**○議長（宮川安明君）** これで、10番、井芹しま子議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。

11時10分から再開します。

---

休憩 午前11時02分

再開 午前11時10分

---

**○議長（宮川安明君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、井芹議員の質問に対して福祉課長より答弁がございましたけど、答弁の訂正の申し出が出ておりますので、これを許します。

福祉課長。

**○福祉課長（福島明広君）** 大変申し訳ありません。先ほどのご質問の中で、園が給食費を徴収することになると思うが、町が個人情報をも示すことになるかというご質問でしたが、私が氏名だけをすればよいという発言をいたしましたけども、規則の中で、町長は、保育料の額を決定したときは、またはその額を変更したときは、支給認定保護者及び当該支給認定保護者が利用する特定教育保育施設の設置者に通知しなければならないという規則がございます、これに基づきまして通知をするということになります。

それともう1点ですけども、一応、国が示す副食費の公定価格ということは、4,500円を月額、示されておりましたけども、一応、600円ほどの差が出るというご指摘でございますが、その600円相当分につきましては、保育園におきまして、栄養管理加算とチーム保育推進加算ということをしていただければ、それがその600円分に相当するというところでございます。

以上でございます。申し訳ありませんでした。

**○議長（宮川安明君）** 次に、6番、佐野安春議員の質問を許します。

6番、佐野安春議員。

**○6番（佐野安春君）** 6番、佐野です。一般質問通告書に基づき、まち・ひと・しごと創生、甲佐町総合戦略の到達点と提案ということで題して質問を行います。

今定例会、町長の所信表明においても触れられました、まち・ひと・しごと創生甲佐町総合戦略の戦略期間は、今年までであります。熊本地震その後の6月豪雨という大きな災害がありましたが、今年度、残り、およそ半年間あります。今の時点において、この戦略

がどうであったか総括をして、残された期間、未達の部分があれば達成できるかどうか検討していいものと思ひ、質問を行います。

現時点において、政策目標として立てられた項目についての全体的な評価をどう考えておられるのかお尋ねいたします。

**○議長（宮川安明君）** 企画課長。

**○企画課長（北野 太君）** それでは、地方創生に関する事業について、これまでの総括ということでお答えさせていただきます。

まず、総合戦略の計画期間は、平成27年度から本年度、令和元年度までの5カ年間とし、計画内容としましては、人口減少社会の進展に対し、今後本町が取り組むべき施策の方向性について明記しております。

この交付金関連事業につきましては、平成27年度から地方創生交付金を受けながら推進しておりまして、これまでの実績につきましては、一応、フィットネスセンターや総合運動公園、また、旧西村民俗資料館、また、これから井戸江峡キャンプ場など、新たな地域資源の開発を初め、農産品や観光、地域づくりなど、多方面から地方創生への理念に基づいた町の活性化対策を図っているという状況でございます。

今後においては、国では、令和2年度から令和6年度までの5カ年間を計画期間とした第2期の地方創生総合戦略が計画されております。これを踏まえまして、各都道府県、また、私たち市町村は、第2期の総合戦略について策定の準備をしていくこととなっております。

ただ、本町におきましては、町の総合計画が来年度で終了となることから、今年度で終わる予定の総合戦略を、町総合計画と同期をあわせた形で1年間延長しまして、新たな計画を令和3年度から、総合計画と同時期で策定するということとしている状況でございます。

内容につきましては、第1期の評価をもとに、継続実施する事業、また、今度、総合計画に係る町民アンケート調査とかワークショップ等を計画しておりますので、それによって、新たに取り組むべき課題を盛り込む形で策定していくという予定としております。

策定期間は、総合計画とあわせて、株式会社ぎょうせいとの業務委託によりこれから来年度までの間で実施していくということとしております。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** まず、総合戦略につきましては、政策目標が四つ掲げられております。戦略の中では、具体的な目標を数値化されてますので、そういった政策目標について、質問を行っていきたいというふうに思います。

政策目標1では、仕事を生み出すと。町の特色を生かした魅力ある仕事づくりを行うとともに、企業や若者の就労支援を強化するとあります。ここでの数値目標は仕事創出数とあり、30件の仕事をつくとありますが、仕事創出の状況はどうだったのでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 企画課長。

**○企画課長（北野 太君）** 政策目標1に掲げております数値目標の仕事創出数30件の内訳につきましては、農業法人化数が8件、空き店舗解消店舗数が9件、それと移動販売数が1件、それと新規起業、事業を起こす起業でのことでございますけれども、新規起業数が12件でございます。

この数値目標に対する現状の数値としましては、農業法人化数が6件、空き店舗解消店舗数が3件、移動販売数が0件、新規起業数0件で、合わせますと9件となっております。

この中で、空き店舗解消店舗数3件につきましては、新規起業であります、重複するため、空き店舗解消店舗数に計上してるということとなります。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 仕事をつくる施策では、認定の新規就農者数がありまして、今説明がありましたが、この項目では14人というふうに進捗状況一覧には載せてあります。次々と新規就農者が出てきて、農業として持続可能な経営向上が必要かと思えます。また、空き店舗解消につきましては、進捗状況は6件とありますが、今、口頭での説明では3件とありましたが、この面でも、空き店舗が解消され、にぎやかな、活気ある商店街が復活することが望まれますが、この農業と店舗の再構築について、これからの可能性についてはどう展望をされているのでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 農政課長。

**○農政課長（井上幸介君）** 新規就農者についてお答えいたします。

現状としまして、議員おっしゃいますとおり、14人ということになっております。本年度、これが平成30年度現在での数字でございます、本年度、今日現在までで2件の新規就農者の認定をしているところでございます。

それとですね、それ以外にあと1件、まだ認定までは至っていない農業者がおりますので、本年度の予定としましては、3件の新規就農者が追加となりますので、本年度末では17人ということになるというふうに見込んでおります。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 地域振興課長。

**○地域振興課長（北畑公孝君）** それでは、空き店舗解消についてお答えいたします。

空き店舗解消につきましては、本町では昨年度から空き家バンクというものをつくっております。その中には、空き家、住む家のほかに、空き店舗と空き地のほうも空き家バンクという形で登録をして、マッチングを行ってるところでございます。

まず、空き店舗の解消につきましては、平成28年にですね、改修補助制度を創設しております。また、先ほど申しますとおり、平成30年6月に空き店舗につきましてバンク登録を設立し、空き店舗の解消に努めているところでございます。

空き店舗のバンクにつきましては、この空き店舗解消の改修補助制度を活用して、先ほどの話がありますとおり、まず2店舗の解消が図られております。また、店舗の新築改装融資利子補給制度を活用して1店舗の解消が図られまして、実績としては、3店舗の解消

が図られているところです。これにつきましては、空き店舗改修につきましては、本町の制度を活用したところでの空き店舗の解消数を計上させていただいております。

空き店舗につきましては、空き家バンク登載後、早い段階です、2件のマッチングが成立し、契約もなされております。今後です、空き店舗についてもこういったバンクの制度や改修補助について周知を行いましてです、解消につなげたいと考えております。以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 認定新規就農者数がですね、一応目標として数が増えているということは大変すばらしいことだというふうに思いますが、私も、質問がですね、ちょっと言葉足らずだったと思いますけど、そういった新しい農業者がですね、ゆくゆく農業を継続的に発展させていくかどうかということが気になる点ではありますので、そういった面での展望について、可能性についていかがでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 農政課長。

**○農政課長（井上幸介君）** 新規就農者の今後の展望ということでお答えしたいと思います。

新規就農者の中での基本的に完全に独立したところで新たに始めるというところに関しては、かなり数としては、やっぱり少のうございます。親が経営している別の部門、例えば、親の方が例えばお米とか、そういうのを栽培されて、子どもさんがニラとか、その施設園芸をされるというところで、完全に経営を分けられるというようなケースがほとんどでございます。

まず新規就農の認定の段階で、5年間の計画というものを出示していただきます。そこで、5年間で何をしたいのか、どれくらいこの経営を伸ばしていきたいのかというのが、まず基本になってくるところでございます。それに、認定した後におきましては、今年、来週ですかね、ちょっと回るところでございますけれども、農業委員、それとJA、それと県の普及指導課、それと町で、その経営圃場について、全て個別に新規就農者の方のところに戻ってヒアリングを行って、今の経営状況、それと経営への課題、それに対して、今度、町、それと県、JA、何がフォローできるのかというところで話し合いながら、個々の新規就農者に関して、今後経営を伸ばしていくというところでの対策を考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 質問を進めさせていただきます。

仕事をつくることについては今答弁ございましたが、町に対していろんな提案もですね、あろうかなというふうに思いますが、何か具体的な提案とか、そういったものについてはあっていますでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 企画課長。

**○企画課長（北野 太君）** この計画等に関する町民の方々からの提案とかいうご質問

でございますけども、これまで行政区の嘱託員さんとかですね、さまざまな形で町の新たな政策に対する提案はあっております。そういうのも含めまして、先ほどご説明いたしましたが、今年度、今からですね、町民アンケートとかワークショップとか、総合計画策定とあわせてですね、町民の皆様からのお声を聞きまして、新たな、また総合戦略の第2期の形の計画をつくり上げていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 町長が所信表明にもですね、触れられたと思いますが、宮内地区のですね、サンショウづくりということで、私も少しお話も聞いたんですけども、考え方としてはですね、甲佐に昔からあるものを生かすと。地震、豪雨災害を契機とした新たな産業創造を目指す。どこにでもできる、誰にでもできる、けれども甲佐町でなければブランドにならない取り組み、増加が懸念されている鳥獣害被害への対応にも生かせられるとありまして、宮内地区における創造的復興の可能性を十分持っている企画であるというふうに思います。

宮内地域の活性化や仕事づくりとして、しっかりと取り組みを進めていただきたいと考えますが、こうした事業計画についてはどのようにお考えでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 農政課長。

**○農政課長（井上幸介君）** 宮内地区におけるサンショウづくりについてお答え申し上げます。

この事業につきましては、県の補助事業、地域特産物産地づくり支援対策事業というものを活用しまして、本年度、宮内地区のほうでのサンショウの苗の購入というところで、交付の決定までできております。実際の植えつけ自体が2月ということに植栽のほうになっておりますので、それまでの間に、今度、苗のほうを購入いたしまして、全て植栽するという流れになっております。企画書の中では、3年後ぐらいからサンショウのほうをとれだすということになっておりますので、約8反程度、最終的には植栽をします。そうした中で、さっき議員おっしゃいましたとおり、地元で昔からあるサンショウを生かしたところでの加工品、チョコレートであったりとか、そういう部分についての展望も持たれているところがございます。

これにつきましても、もう決定が来ておりますので、その事業費補助についてはもう全て決定しているというところがございます。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 質問を進めさせていただきます。

政策目標1では、基本戦略、地域の産業振興の強化において、6次産業化の推進、担い手の育成、地元購買力の向上、産業間の連携構築など、それぞれに目標が書かれています。

一つ一つ尋ねれば時間もございませんので、産業間の連携構築の中で、地元商店と商工会が連携し、高齢者などへの買い物利便性確保のための宅配事業を検討するとあり、この

項の目標として移動販売数1件とあります。この件については、進捗状況を見れば、現状は0件となっていますが、この間の経緯はどうだったのでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 企画課長。

**○企画課長（北野 太君）** それでは、移動販売の件についてということでございますけれども、まず、この町の総合戦略の計画策定が平成27年度にできております。これからのろんな、その計画について施策をしていくという状況が28年度でございました。28年度に、新年度になった途端に熊本地震ということですね、ちょっとそういった流れで、なかなか計画が進まなかったという状況はご理解いただきたいと思います。

移動販売につきましては、その平成28年度においてですね、甲佐町商工会と協議を行っております。町内や隣接市町へのディスカウントスーパーの進出など、消費者自体が価格の安い店を求める傾向もあり、また、移動販売においては、町内の販売だけでは採算がとれない、また、人件費や商品管理などの課題が挙げられてまして、熊本地震の影響も重なり、結果的にできていないという状況でございます。

いわゆる買い物弱者に対する民間サービスの状況をご紹介いたしますと、町内全域においては、まず、生協くまもとさんにおける宅配が行われております。生協くまもとさんでは、現在のところ登録者が540件で、利用者が408件という状況もあり、町のくらし安全推進室では、そういった408件も配られているということで、見守りもですね、協定を結んで、そういった部分も担っていただいているという状況もあります。

それと、震災後の被災者対策の中においても、仮設住宅の買い物難民対策などの課題が挙げられておりましたが、白旗とか乙女地区においては、隣接市町のスーパー等からの移動販売があっている状況でございました。

この課題につきましては、一応、これから民間、また公共で、それぞれできることを整理、分析しながら、次期総合計画においても引き続き検討していくこととしております。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 町内においてはですね、公共交通機関の利用が難しい地域もありますし、日ごろの食料品や日用品を買い求めることさえ困難を抱えた皆さんもいらっしゃると思います。また、高齢となり運転免許証も返納し、交通手段の確保にご苦労されてる皆さんもおられると思います。

町長は、先月の町長選挙に当たる政策において、健康と人を育むまちづくりの中で、運転免許証返納者への、高齢者などに対する交通手段利用の支援の検討を上げられています。移動販売車はですね、いろんな、今、条件的なものを答弁いただきましたが、有効なものになると思いますが、いかがでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 全体的なことを私が言った後に、担当課長のほうから答弁させます。

議員ご指摘のとおり、今回の34項目の目標の中に、高齢者の免許返納者、自主返納者に

対する何らかの、やはり手だてを町としても考えなきゃいかん時期に来てるんじゃないかと、そういう思いを持っておりましたし、町政座談会、報告会の中でも、そういった声をですね、お聞きをしたところでもありますので、この点を少し、今後の地方公共交通のあり方と相まったところでの検討をしてみたいというふうな思いを持っているところでもあります。

担当課としての現在までの状況等については、企画課長のほうから答弁させます。

**○議長（宮川安明君）** 企画課長。

**○企画課長（北野 太君）** まず、交通手段が不便なところへの支援ということでございますけども、公共交通機関への支援につきましては、現在町内を通過する赤字路線バスに対し補助を行うことで、公共交通の維持に努めているというような状況です。

本町の交通手段につきましては、町営や民営バスやタクシーなどがありますが、これまで車社会の進展や少子高齢化に伴う最近の運転手不足などで本数も減り、利用しづらい状況となっております。その半面、高齢により運転免許を返納された高齢者は移動手段がなくなり、また買い物とかですね、そのほか、病院通院されたりもしなくてはならないという状況もあり、不便な生活となる状況となると思われまます。

そのようなことから、本年度において公共交通基礎調査を町で実施しまして、町民の生活や移動特性を整理、分析し、今後の公共交通等のあり方を検討する基礎資料を作成するという事業を行うこととしております。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 移動販売についてはですね、ネットでも幾つかの事例が紹介されております。移動販売の必要性や可能性については、現段階ではですね、戦略に載せてありますので、実現の可能性についてはですね、必要性を追求する必要があるというふうに思います。

さて、これまでも、今答弁の中でもありましたが、町営バスのあり方についてはですね、これまた議会において質問や提案が出されておりますし、ことし8月20日付地元紙によれば、熊本市南西部に乗り合いタクシー新設の記事がありました。熊本市は、乗り合いタクシーは自宅の近くで乗り降りができるメリットがあるというふうに記事がありました。

国においても、高齢者移動手段確保への地方財政措置として、高齢者の移動手段確保は地域における高齢者の暮らしを守る施策であることを踏まえ、積極的に取り組むよう地方自治体に周知しているというふうにあります。そうした動きは、十分ご承知をされてることと思いますが、町長の高齢者等に対する交通手段行政の支援政策ともマッチするというふうに思いますが、検討ということで、これから具体的なことを考えられるのかなというふうに思いますが、例えば、乗り合いタクシーだけでなく、タクシー券の発行というようなことで、近くで言えば、嘉島町では75歳以上の高齢者にバス、タクシーを利用した場合、1年間、1万円まで補助をされています。甲佐町においても、早く具体化されてですね、今、現実に困っている高齢者等の現状を改善されるようにというふうに思いますが、この

点、再度になりますが、よろしゅうございますでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 具体的な内容については、いろんなやり方があると思いますので、先ほどから課長も申し上げたとおり、やはり、現在の公共交通機関のあり方等もですね、これは密接に関係してくるものですから、その辺をまず整理しながら、じゃあ町として何をやるかということにつながっていくことだろうと思います。

今回、目標の中に掲げておりますので、じっくりと町に合った方策を考えていきます。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** じゃあ、質問を進めさせていただきます。

政策目標の2では、新しい人の流れによる交流人口の拡大と定住促進が掲げられ、その中の教育環境の充実では、地元高校の魅力づくり支援が掲げられていますが、進捗状況で見ますと、平成30年度末現在では、目標90人に対して現状は36人と目標から実績がかなり下回っております。今年度は、さらに20名台に下がっております。本当に、存続も危ぶまれる状況であると考えますが、難しい問題ではあると思いますが、どう実績を向上していくと考えていますでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 学校教育課長。

**○学校教育課長（荒田慎一君）** 今、佐野議員の地元貢献の支援策の成果等をどう上げていくのかということでお答えをしたいというふうに思っています。

まず、資料提出がっております。大変申し訳ございませんが、資料の一部訂正がございまして申し訳ございませんが、訂正、公営塾の受講者数が29年が23名、30年が23と書いておりますが、すみません、括弧内を足しますと16名ですので、16名という形になります。

まず、公営塾の受講者数についてご説明を申し上げます。別紙資料に基づきまして、先ほど言いましたように、平成29年が23名、30年が16名というふうになっております。本年度が26名ということで、全校生徒の約2割が受講しております。

成果をどう上げているかということで、今、成果とは言えませんが、本年度、本町に新規採用職員として二十数年ぶりに甲佐高校から採用をされております。

また、医療機関等専門学校への進学もできており、塾生の成果は上がっているものと考えております。

今議員がおっしゃるとおり、入学者増にですね、どう取り組むかというのはなかなか、今の段階では成果が見えてない状況でございますが、今後ですね、入学者増に向けての取り組みを高校と連携を図りながら、近隣の中学校、また熊本市の近郊の中学校等にですね、今、中学校3年生、また保護者を対象にアンケート調査を実施しております。

今その結果を集計中でございますが、その結果をもとにですね、今後、入学者と生徒がどういうところにニーズを求められているのか、また、保護者はどの辺を見て進学校を決められているのか、その辺を分析を行いながら、入学者増に努めていきたいというふうに考えてるところでございます。

以上になります。



○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） これまでのですね、支援として資料的にも載せていただいておりますが、幾らかかかってきたのか説明をしていただいでよろしいでしょうか。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） では、支援の事業費等をですね、説明を申し上げたいと思います。

平成28年度に甲佐高校の支援計画策定委託ということで266万7,600円を計上しまして計画の策定を行っております。この計画で29年度のあゆみ学舎等の設置を進めてるところでございます。

また、平成29年度におきましては、甲佐高校の魅力化支援事業の委託料といたしまして559万6,309円、また、地域おこし協力隊募集委託ということで199万980円。それと、地域おこし協力隊の活動費等の費用といたしまして575万5,000円。これにつきましては、公営塾のスタッフの活動費、また報償費等となっております。

平成30年度につきましては、高校魅力化委託事業ということで704万3,509円と、地域おこし教育協力隊活動等といたしまして971万9,303円という形になっております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） この支援の内容で、この地域おこし協力隊からですね、しっかり支援をいただいでる形になっておりますが、この地域おこし協力隊、基本的には3年間ですかね。だから、いわば高校のこの実績、入学者の実績もですね、短期間で上げていくというのが一つあるんじゃないかなと思いますが、そういったところでは、短期間に実績を上げることの見通しについてはどうですか。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 今議員おっしゃるとおり、地域おこし協力隊につきましては3年の任期というふうになっております。これにつきましては、特別交付税の算定基準というものが3年間ということになっております。

あと、今後ですね、計画しておりますのは、3年間経過後に、また新たな協力隊を雇用させていただいて、継続的な支援等が行えるというふうに、自分としては考えてるところでございます。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 甲佐高校への支援についてはですね、町民の皆さん、また卒業生や生徒やですね、保護者や先生方、あらゆる多くの方が、これからを心配してるところがあると思います。なくなるよりも、私は存続したほうが町にとってもですね、プラスだというふうに考えます。知恵を出してですね、入学者を増やして、高校をなくすようなことはしないというふうにしていかなければならないというふうに思いますが、町としてですね、万が一甲佐高校がなくなってしまうと、廃校になった場合というのは、どのような

マイナスがあるかお考えでいらっしゃいますか。

**○議長（宮川安明君）** 学校教育課長。

**○学校教育課長（荒田慎一君）** 高校がなくなった場合、考える影響はということですが、それについてお答えをしたいというふうに思います。

甲佐高校の統廃合が地域に与える影響はということで、他の市町村の例で考えますと、U・Iターンの定着率の低下、また、子育て世代の人口流出、包括的な地域の衰退・人口減少、それと移住促進への影響があるとうたわれております。ただ、全てが甲佐町に当てはまるとは思いませんけども、甲佐高校生が今地域に出向いて、インターンシップやボランティア活動等を行っておりますので、町の活力が衰退するのではないかと自分としては考えてるところでございます。

また、U・Iターンの定着は高校の有無が重要な問題であり、U・Iターンが地方創生の鍵になりますので、高校の存続が地方活性化の要だと考えているところでございます。

以上になります。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** やはりですね、大変厳しい、難しい問題であるかもしれませんが、今減少してる入学者数をですね、どうにかもとに戻すというか、そういった面で知恵を出し合う必要があるかというふうに思います。

それで、今甲佐高校で行われている公営塾、それ以外での支援策というのはあるんでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 学校教育課長。

**○学校教育課長（荒田慎一君）** 今、公営塾が主だって支援を行っている、おもてのPRを今しているところございますが、その他支援等につきましては、今後、先ほど言いましたように、アンケートをもとにですね、今後どのような形で支援をしていくのかを、今検討させていただいている部分があります。

また、女子野球部等が創部もしておりますので、その存続、また入学者増に向けてのですね、取り組み等につきましても、町を挙げて支援をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上になります。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 全国的にもですね、県内においても、特に地方における自治体からの支援策というのは甲佐町以外でもあっておりますが、上天草市ではですね、地元高校への通学生徒に対して通学バス定期購入補助金、地元市民が地元高校に進学したら奨学金制度、学業、スポーツなどで優秀と認められた場合は特別奨学金の給付、地元の自治体に就職したら地元就職祝い金制度ということで、幾重にもですね、支援策が講じられております。特に、地元自治体在住の中学生に対して、地元高校への進学への支援策となっております。

まち・ひと・しごと創生基本方針2019では、地域の将来を支える人材育成のための高校

改革として幾つかの提案もあっています。地元高校への支援は、国としても具体的に支援していかなければならない重要な課題であるというふうに捉えているというふうに思います。知恵を出し合い、行動し、何とか、どうにか成果が出ないものかというふうに思います。

教育長、いかがお考えでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 教育長。

**○教育長（蔵田勇治君）** 甲佐高校をこの町に残すということは、本当に、先ほど学校教育課長が答弁いたしましたように、この町の活性化、今後の発展にとって重要なことだというふうに思います。

学校が残るためには、まず第一に生徒数が問題になります。そのため、いろんな知恵を出し合いながら、今いきついている塾、具体的な支援策としては公営塾ということで、高等学校の本来の魅力であります教育力、この教育力に魅力がないと継続的な入学者数の確保にはつながらないであろうというような基本的な考え方のもとに、公営塾の支援におきまして、甲佐高校生の学びの支援をして、そして進路保障の支援につなげていくということに今取り組んでいるところです。

ただ、生徒数増と、もう一つ学校の存続に必要なことは、やっぱりその学校が必要とされているという認識をですね、設置者に持っていただくという、地元の熱意ですとか必要性ということもあろうかというふうに思っております。

これにつきましては、県教育委員会に出向きましてプレゼンテーションもいたしておりますし、県教育委員会のほうからおいでいただいて視察もしていただいているなど、いろんな取り組みをして、随分地元の熱意というものは伝わっているものというふうに考えておるところでございます。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 時間の関係もございますので、質問を先に進めさせていただきます。

政策目標の3では、若い人の結婚、出産、子育てのライフステージに合わせた支援を行うとあります。その中で、出産、子育ての一貫した支援では、子育てのサポート体制整備として、中学生までの医療費無料化の継続と、小学校入学時における祝い金等を検討するなど、育児、教育に欠かせない各種支援制度の充実に努めますとあります。

まず、中学生までの医療費無料化の継続ですが、令和元年7月1日現在の県内の子ども医療費助成の実施状況では、15歳年度末までが24自治体、18歳年度末までが21自治体と、18歳年度末までを支援する自治体が増加をしております。ここ数年の間には、18歳年度末が15歳年度末を上回る可能性があるというふうに考えます。

政策目標では、安心して子どもを産み、育てる環境をつくっていく必要があり、子育てを支える環境づくりを推進するとあります。子育て支援住宅も完成し、子育て中の若い家族が入居をされております。ハード面での子育て支援とソフト面での子育て支援の両面で

の支援が、町の人口減少を抑えることにつながるものと考えますし、町総合戦略にも合致したものになるというふうに思います。

まち・ひと・しごと創生人口ビジョンでは、町内在住の若い方々へのアンケート調査結果が載せられていますが、結婚、出産について、子どもや子どもの教育への経済的支援をはじめ、保育、教育サービスの充実が欠かせないという意識が、意見が上位を占めているとあります。

住みやすさについては、医療費無料制度、子育て世代への税制優遇や補助金等、子育て世代への配慮が上位を占めているとあります。

これまで子育て支援で頑張ってきた中学生までの医療費無料化の継続から1歩前に発展する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** ただいまの件については、これまでも随分と、何度かそういうご指摘をいただいたところでありますけれども、そのたびに私がお答えしてきたのは、子育て支援事業の一環としての高校生までの授業料の無料化ということでありまして、甲佐町にしては、人口増対策における定住促進であったり、それから子育て支援に関しましても、さまざまな事業をやってきたところであります。それと、先般は子育て支援住宅のほうも完成をしたところであります。

この子育て支援の対策については、各自治体においてですね、いいところを取り上げておられたり、それぞれ個別にあって、なかなか優劣ではかることは難しいんじゃないかという思いもありますので、それをやっぱり総合的に判断していただきたいという思いがあります。

そういう中であって、今回、新しい子育て支援、あるいは、先ほどの質問の際にも申し上げましたとおり、少子化対策等については4年間の中で結果を出したいというふうに考えておりますので、そういったことを考えていきたいと。当面、この高校生までの無償化については、郡内の状況では山都町だけでありますし、これが過度のそういった競争につながってはどうかという思いもあります。

ですから、甲佐町においては、中学生までの医療費無償化については、もういち早く取り組んだところでありますので、それにかわる、また新たな町独自の方策ということですね、念頭に考えてきたいというふうに考えます。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** ただいま、町長のほうの答弁、ございましたが、医療費等の子育てへの支援ということでは、今回の政策目標の一つにですね、今お話があったとおり、不妊治療等の助成ということが新たに掲げられて、そのほかにもですね、子育て世代の新築住宅の固定資産税の減免というようなことも掲げられています。

今、お互いに話をというところでは、支援住宅が建設され、完成され、もうお住みになってるというところまで進んでおりますが、今町長も答弁の中でお話がありましたが、私

はこの4年余りのこの議会一般質問において、子ども医療費支援の拡充ということを提起しました。

その都度、町長は、今答弁もございましたが、検討するというふうな答弁をされていらっしゃるというふうに思います。それを、私はですね、しかしながら、その段階は過ぎてるんじゃないかと。それぞれ自治体ですね、個別の特色を生かした支援策をとることがありますが、私はこの子ども医療費の無償化拡充というのが、また、県内の状況も今お話ししましたが、全国的にもですね、やっぱり広がりを持っております。そういった意味ではですね、13日の決算審査の中でも説明がありましたが、引き上げにですね、予算としては年に約400万ほどであるというようなことでありました。

私も先ほど前段でお話ししました甲佐高校への支援はですね、必要性のあるものというふうに十分考えておりますが、4年間でですね、4,900万ほど、講師としての3人体制ができたのは30年度ですから、本格化した平成30年度の1年間で約1,600万かかっております。これ、平成30年度は公営塾を16名が受講しておりますので、簡単に割れば1人当たり約104万円です。子ども医療費無料化を18歳年度末まで引き上げた場合には、16歳から18歳までの対象として資料提供いただいておりますが、248人、1人当たり約1万6,000円であります。甲佐高校への支援の1人当たりになれば、約65分の1であります。子ども医療費支援の18歳までへの引き上げは、私は十分支援できる金額であり、内容だというふうに思います。

私は、町長の答弁もございましたが、町長のご判断で実現できるものというふうに思いますが、町長、もう一度、この点についていかがでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 甲佐高校の支援とこの子育て支援を一緒にされたときに、非常に心苦しいんでありますけれども、一つだけ状況をちょっと話しかにやいかんと思うのが、甲佐高校の定数というか、入学者数がここまで減った背景をですね、少し知っておいていただきたいということがありまして、ご存じとは思いますが、まず一つには県立高校の授業料が無償化されたことが一つありますし、それと、熊本市内の県立高校の学区、県央地区のほうに甲佐町も参入されたということがあります。

ですから、そういうことになって、割と本町から町外、特に熊本市内の進学校あたりに進学される率というのは随分と高まったんじゃないかというふうに思います。そういう中であって、逆に、熊本市内の進学校の入学者の定数はどうなったかという、これはほとんど変わってないという現実があります。

ですから、市内の進学校の定員数を変えないことには、そのしわ寄せは、必ず地方の県立高校のほうに向かうというふうな、私は判断を持っております。ですから、多良木高校しかり、蘇陽高校にしても、矢部高校と一緒になったというような背景にも、やはりそういったことがあるのかなというふうな分析をしております。

そういう中で、何とかしてこの甲佐高校を存続していかなきゃならんということで、町としてもいろんな方策をこれまでやってまいりました。例えば、甲佐高校に進学する本町

の出身の者に対しては、奨学金のその幅を、枠を広げたりとかですね、その後、県立高校が、授業料が無償化になったものですから、じゃあ次の手だては何をやるかということで、いろんなコンサルの話を聞いたり、他の自治体の先進事例を学んだりとか、そういうこともやらしていただきました。

その結果が、今やっている公営塾であります。結果として、一人は甲佐町役場のほうに本年度から採用されて、今頑張っておりますし、なかなか入学者増にですね、いきなり結びついていないのが非常に心苦しいし、それだけ経費をかけたのにというようなご意見もあるかもしれませんが、これをやらなかったら、じゃあどうなるのかと。もっともっと入学者数は減少していったんじゃないかなということが予想されます。

ですから、町としてはできる限りの支援をやりますし、先ほど教育長のほうからもありました。ただ、考え方としてですね、一過性の、そういう、何とかな、交通費を支給したりとか、いろんな減免をしたりとか、そういうのはですね、あくまでも、私は一過性の問題と思うんです。しばらく時期が立てば、またもとの姿に戻ってしまう。だから、一番大事なのは、この甲佐高校の魅力化をどうやってつくっていくのかということに、私は尽きると思っておりますので、その辺をやっぱり、学校側、それから保護者の方々やOBの方々、来年は創立100周年も迎えることになっておりますので、そういったですね、やっぱり甲佐高校に地元を愛していただくような、そういう環境づくりは絶対必要だと思います。

ですから、そういう思いでですね、今甲佐高校に対する支援はやらしていただいていることを是非ご理解ください。

あと、子育て支援の、高校までの医療費無償化については、先ほど申し上げたとおり、画一的な、それぞれの個別事業をずらっと並べて、できているのとできてないのと比較されるようなやり方ではどうかなと私は思いますので、私の考え方としては、医療費無償化については、現在のところ中学生まででよいと。で、あとについては、また、町独自の支援策を考えていったほうがいいのかという思いで、現在までそういう立場におらせていただいております。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 私も、甲佐高校への支援はですね、必要なものというふうに考えておりますし、なかなか、すぐに成果が出るというのは難しい面もあるかもしれませんが、その状況は、そんなに短期でですね、成果を出すことを求められる点があると思いますので、なかなかですね、難しい面はあるとはいうふうに思います。しかし、今続けていく支援はですね、必要なものであるというようなことは変わりません。

それともう一つは、町長と見解が違うのがですね、子ども医療費の問題については、私としては、今、先ほど申し上げましたが、やっぱり県内の状況、全国の状況も考えてですね、私は、特にこの総合戦略に、やっぱりこの地方の人口減少をとめるには、もうこの子育て支援というのが大きなお題目になってると思うんですよね。それで、甲佐町に来ても

らう、また残ってもらうという点では、子育て支援はですね、有効ではないかと。また、その中の一つが、この医療費無料化の拡充ではないかというふうに考えております。

時間ももうございませんので、先に質問を進めさせていただきます。

小学校入学時における祝い金等を検討していると、戦略の目標の中には書いてありますが、この件については何か具体化が進んでるのでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 学校教育課長。

**○学校教育課長（荒田慎一君）** 入学者についての助成金ということによろしいですか。

その検討については進んでおりません。

以上になります。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 戦略の14ページにはっきりと検討するというところでうたっているものですから、どういうふうに、結果としてはですね、ありませんので、どうなったかというふうに思いましたので質問をいたしました。

それとの関連でですね、ちょっと質問を行います、出生児祝い金という制度が甲佐町にも設けてございますが、この出生児祝い金は、第3子からですね、祝い金で10万円ですというふうになってると思います。県内自治体のこの祝い金制度を見ればですね、甲佐町を除く自治体の多くがですね、第1子から出生児祝い金というのを贈っております。まだ検討がですね、具体的ではありませんが、小学校入学時の祝い金もいいことではありますが、今の出生児祝い金制度を第1子からとされたらいかがかというふうに思いますが、この点はどうでしょうか。町長ですか、どなたですか。

**○議長（宮川安明君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 手元の資料では、郡内で第1子からそういったお祝いをなされているところが山都町ですね。1子目が3万円、第2子が5万円、第3子が10万、4子以上が20万円という祝い金の制度を設けておられます。それと参考までに、美里町では第3子が10万、第4子以上が20万円という支給がなされております。ほかの郡内の状況を見ますと、御船町、嘉島町、益城町については、こういった制度は行っておられないということになっております。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 町長の郡内、近隣の自治体のですね、状況についての説明ありがとうございました。

私がですね、出生祝い金制度、いわゆる県内自治体の状況を調べてみましたが、南関町で、北部のほうでございますが、ここは第1子が10万円、第2子20万円、第3子が30万円、第4子が40万円、第5子以降は50万という、かなりの祝い金をですね、贈られてます。

一人ですね、出産されることは人口が増えること、それでお祝い金となればですね、綿々と増える可能性があるのではないかというふうに思います。

甲佐町もですね、この出生児祝い金を制度として設けてるということで、私はですね、そのことはいいことだしすばらしいことだと思いますが、3人目からということですね、

ちょっとハードルが高いというふうに感じますが、そういった意味では、第1子から祝い金をどうかということはいかがでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 金額を増やしたからといって、それが子どもの数が増えるかなというのはちょっと疑問がありますけど、要は、このような制度も少子化対策という意味合いはありますけども、子どもが増えてくればいいなという思いでですね、やらしていただいているような制度でありますので、1子から始めたほうがいいのかどうかについては今後の検討課題の一つとして念頭に置きたいというふうに思います。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** もう時間もですね、10分を切れましたので、最後のほうの質問に移らせていただきます。

政策目標4では、安心安全な暮らしができる、ずっと住み続けたい町を実現するというふうな目標であります。安心安全なまちづくりの件であります。この総合戦略としての目標としては若干違いますが、関連がありますので質問を行いたいと思います。

今年度より、水害、土砂災害の防災情報の伝え方が変わりました。警戒レベルが5段階になり、警戒レベル3で高齢の方と避難に時間を要する人とその支援者は避難と、警戒レベル4で全員避難というふうになってると思います。

防災行政無線では、本年度、何度かこの放送があり、携帯電話では自動的に大きな音とともに案内放送がっております。速やかに避難所へ避難してくださいとあり、ろくじ館が避難所との案内があったと思います。ろくじ館、農業研修センターは、町、地域防災計画書資料によれば、収容人員は50名となっております。この避難案内で農業研修センターへの避難者は何人あったのでしょうか。迎え入れる要員の配置はあったのでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 暮らし安全推進室長。

**○暮らし安全推進室長（佐々木善平君）** ろくじ館につきましてですね、お答えをいたします。

ろくじ館につきましては、6月の30日から7月3日ぐらいにかけて大雨が降りましたが、そのときでちょっと説明をしてみたいと思います。

このときには、5カ所を開設しましてですね、マックスで35人の避難者を収容しております。5カ所あけるときのときもあれば、ろくじ館だけというときもありますけれども、今のところ、避難をされた方はですね、50人以内でございまして、十分対応できております。新聞紙上でも掲載されましたけれども、過去の災害における避難者が少ないということの指摘はですね、私のほうでも確認をしております。

町といたしましては、新たに導入をされました警戒レベル、これの周知ですね。それと防災無線、並びに町公式のウェブサイト等を通じてですね、できれば予防的避難をですね、積極的に呼びかけたいというふうに思っております。

また、自力で避難をできない高齢者等につきましてはですね、親戚の方、あるいは区長さん、民生委員、消防団などに連絡をしていただいております。できる方法で支援をしてい



きたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 今、避難の説明がありました。この避難の案内で寝具を持参してくださいと放送内容にあったということで、避難された方はですね、寝具持参は大変だったと。避難所に用意してあればありがたいなど。床が板張りであってですね、そこに寝ることも、なかなか大変だったというお答えをいただいております。

避難者に寄り添った支援は、私は必要でありますし、あると思いますし、避難所での避難者への備品としての毛布類などの寝具も備えて設置するというのは難しいのでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** くらし安全推進室長。

**○くらし安全推進室長（佐々木善平君）** 避難所の住環境、あるいは設備がちょっと不足していることではないかというご質問かと思っております。

町が指定する避難所に避難する場合、必要なものは、ご指摘のとおり、寝具等をご持参してください、あるいは食料品もご持参してくださいというふうに呼びかけております。

これは、大雨とか台風はですね、地震と違いまして、あらかじめ避難等を予想することができます。でありますから、避難準備、高齢者等避難開始の呼びかけを最初に行います。時間的な余裕もございます。まずは自助ということで、身の回りでできることは避難される方々をお願いをしたい、協力をお願いしたいということでございます。

皆様方ですね、できる限りの協力を、これはお願いしたいというふうに思います。ただし、寝具を持っていないとかですね、急な避難の放送とかであって、あるいはですね、車で避難できない方というのもおられるかと思っております。相談していただければ、避難を支援していただける方に協力を働きかけたりですね、あるいは町で持っている備蓄の毛布もございますので、そのときには毛布を提供するなど、臨機応変に対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 平成28年4月、内閣府の防災担当が出されています避難所運営ガイドラインでは、避難者の健康管理として寝床の改善を上げ、具体的な例を挙げています。私は、ガイドラインにおいても、市町村は本ガイドラインを積極的に活用し、避難所の運営に取り組んでいただきたいと思います。避難者に寄り添う対応が必要であるかというふうに思います。

町も準備中ということでお聞きをしておりますが、避難所運営マニュアルもですね、きちんと整備をいただいて、いつでもですね、いつ災害があるかわかりませんので、そういった意味でもしっかりとしたマニュアルの準備は必要かというふうに思います。

もう最後になりますが、自主防災組織の組織化とあわせて、この組織のですね、機能充実が必要というふうに考えます。行政区の中では、消防団や自主防災組織の取り組みとして、安全の確認や避難誘導の支援などが実際、行われてると思っております。上豊内地区におい

ても消防団の皆さんが見回りや声かけを行っていて、地域住民としては大変助かっております。災害が予想され、そのための避難行動では、それぞれの地域、行政区での自主防災組織や消防団などが機能して、見回りや住民の移送、輸送や安全な地域公民館、集会所や指定避難所への移動が機敏に行える必要があると考えます。

最後になりますが、まち・ひと・しごと創生、甲佐町総合戦略は町総合計画とも関連があり、また町長の政策目標と重なるものです。これからの甲佐町をどう形づくっていくかの指針となるものです。

質問の冒頭にも触れましたが、この戦略は2015年度から2019年度までの5年間です。最終年度、半年間はありますので、目指したものの達成に向けての推進が必要であるというふうに思います。まち・ひと・しごと創生本部は、2020年から来期に向けての基本的な考えを提起しております。1期から2期へ、町がにぎわい、人が増え、農業をはじめとした仕事が増え、もっと活気ある甲佐町に発展するようと思います。

これをもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

**○議長（宮川安明君）** これで、6番、佐野安春議員の質問は終わりました。

昼食のため、しばらく休憩します。

午後は1時から開会いたします。

---

休憩 午後0時14分

再開 午後1時00分

---

**○議長（宮川安明君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に4番、鳴瀬美善議員の質問を許します。

4番、鳴瀬美善議員。

**○4番（鳴瀬美善君）** 4番、鳴瀬でございます。一般質問通告書に従いまして質問をさせていただきたいと思っております。

質問事項の第1項といたしまして、中山間地域総合整備事業の採択についてでございます。

本件につきましては、平成28年9月、29年3月及び30年12月と、本会議の中でも進捗状況等について質問をされてきている経緯がございます。

その中において、執行部のほうからのご回答では、平成31年度採択に向け準備を進めていくというふうに聞いておりますことから、採択に向けた進捗等について質問をさせていただくものでございます。

初めに、1番として、熊本地震等により延伸となっている本事業の申請状況について、申請年度、採択年度並びに事業実施期間についてお聞かせ願いたいと思っております。

**○議長（宮川安明君）** 農政課長。

**○農政課長（井上幸介君）** それでは、第2上益城中央地区中山間地域総合整備事業についてご説明申し上げます。

この事業は、平成25年度から事業採択についての準備を進めております。

当初、甲佐町単独での事業採択を目指しておりましたが、町単独での事業採択が難しいことが判明して、翌年の平成26年度から甲佐町、益城町、御船町、3町による広域連携型での事業採択に切りかえて進めているところでございます。

平成27年度に甲佐町で農村振興基本計画を策定いたしまして、平成30年度、昨年でございますが、県のほうで本事業の事業計画を策定されております。

本年度、県のほうの審査は終わったんでございますが、この後、国のほうの審査が行われます。それに基づきまして、令和2年度、来年度で事業採択の予定となっているところでございます。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 鳴瀬議員。

**○4番（鳴瀬美善君）** 採択年度については令和2年ということで、来年ということでございますね。

この事業の実施の期間なんですけれども、1年で終わるのか、3年かかるのか。はたまた、5年10年とかかかっていくのかという思いがありますけど、実施期間についてはどのくらいの年度を考えておられますか。

**○議長（宮川安明君）** 農政課長。

**○農政課長（井上幸介君）** 事業の実施期間ということでございますけれども、基本的に単年度ということはなかなか難しいというふうに思われます。

圃場整備事業につきましては、全て土地の未相続の物件につきましては、全て相続登記が終わるということが条件になっておりますし、各事業の工種がございますけれども、そこですべて同意がとれている部分、NTT等との協議が終わっている部分、そういう部分から着手する予定となっております。

第2期の中山間総合整備事業では、およそ10年間ぐらいの事業期間がかかっておりますので、まだ今のところ、まだ事業全て着手してみないと、何年ということは詳しくは言えませんけれども、それに近いぐらいの事業期間というのは必要になってくるのかなというふうに今は想定しているところでございます。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 鳴瀬議員。

**○4番（鳴瀬美善君）** おおよそ10年ということがわかりました。

じゃあ次にですね、この申請に当たっての採択の要件、また、総事業費、今、3町と言われましたね。それと、事業の工種等についてですね、お聞きしたいと思いますけれども、中山間地域総合整備事業の採択の要件、それと補助率、また、あわせて、3町での事業費と甲佐町の事業費について、資料等も提出をいただいておりますけれども、資料とあわせてでも結構ですので説明を求めたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** 農政課長。

**○農政課長（井上幸介君）** それでは、事業の採択要件、総事業費、補助率、工種等に

ついてご説明申し上げます。

まず、事業の採択要件でございますけれども、地元の合意形成がなされていること。事業の推進体制が整っていること。施設完成後の維持管理体制が整っていること。それと、関係機関との協議・調整が完了していること。これは主にNTT、九電等でございます。それと、市町村の施策との調整がなされていること。これにつきましては、人・農地プランになります。それと、事業の費用対効果が1.0以上となっていることなどがございます。

総事業費につきましては、当初計画では、全体で申しますと26億3,200万円程度になっております。

そのうち、甲佐町部分につきましては、12億6,200万円となっておりますが、現在、最終的な計画の部分でございますが、全体で16億程度、甲佐町部分では9億8,000万円程度となっております。

ただし、事業費の積算は、これは県でいたしておりますが、震災前の積算となっておりますので、本年度、新たに再度、労務単価、資材の単価等を更正したところで、積算される予定の事業費は震災前の事業費より高くなるものと想定されております。

それと、事業の工種につきましては、当初では農道整備、圃場整備、ため池改修、営農飲雑用水施設整備、集落排水路整備の5工種となっておりますが、最終の計画といたしましては、圃場整備、ため池改修、営農飲雑用水施設整備の3工種となっております。

また、本事業の補助率につきましては、国が55%、県が30%、町が10%、地元が5%となっております。

現在計画しております3工種のうち、ため池改修と営農飲雑用水施設につきましては、地元負担が発生しないこととなっておりますが、圃場整備事業につきましては、5%の地元負担が発生します。

しかし、圃場整備事業につきましては、農地集積等の助成事業を活用することにより、地元負担は圧縮されるものと考えております。

すみません。訂正でございます。

先ほど、最終的な甲佐町の計画事業費でございますが、9億8,000万というふうにお答えしたと思っておりますが、9億800万円の誤りでございます。すみませんでした。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 鳴瀬議員。

**○4番（鳴瀬美善君）** 事業の補助率とか総事業費とか、今、お尋ねしてわかりましたけれども、3番ということで私がちょっと書いておりますけれども、発災前ですね、計画から今回見てみると、いただいた資料にもありますけれども、不採択とか取り下げとかというような項目もございます。

これはですね、私が地元の方からお聞きしたことですけれども、震災前では計画されていた事業が、今回の見直しにより計画から外れるものが出てきていると伺いました。

提供いただきました資料や課長の説明の中にもありまして、農道で1路線、それと、区画整理で2地区、集落排水路においては1地区が、今申しましたとおり不採択とか

取り下げというような資料となっております。

思いますよね、この中山間総合整備事業というのは、平たん地域に比べて作業条件が非常に不利な中山間地域を対象とした国の農業施策であること。また、中山間地域においては高齢化率も非常に高い状況下にあります。

そういうことを踏まえればですね、本事業に対する地元の期待、また、多くの農家の方たちが非常にこの事業に期待をされるとともに、私も重要な事業であると捉えております。

今、申しましたけれども、この資料の中にもありますけど、今回の見直しの一例としてですね、申請の中から農道改良事業が外されるというようなこともお聞きいたしました。現在、当該農道の管理については、年に3回の草刈りを地元でやってきておられるということです。また、この当該農道の一部には、路肩の崩壊箇所やコンクリート舗装の傷んでいる箇所等もございました。地域の対応ではできない部分を私も確認をいたしております。

ただいま、農道を例として取り上げましたけれども、農道以外にも区画整理や集落排水路など、今回の見直しにより申請から外れているものもありますけれども、いずれも地域の力だけではできない事業でございます。当該地域や地元の住民の方、あるいは地権者等への事業変更の説明会等は実施されたのか。これについてお聞きしたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** 農政課長。

**○農政課長（井上幸介君）** お答えいたします。

当初の計画と比べて、最終的な部分でさまざまな要因がございますけれども、事業が不採択となった部分もございます。

ご質問の中で、事業の変更の説明会とかいうお話もありましたが、全体を集めての説明会というのは形はとっておりません。

ただ、地元の区長さんであったり、推進員さん方に関しては、不採択の理由、要因等についての説明は行っているところでございます。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 鳴瀬議員。

**○4番（鳴瀬美善君）** 区長さん等には説明をされておるということでございますけれども、やっぱり地域の中におられる皆さん方、地権者を初め、地元ですね、その事業がある地元の皆さん方は非常に期待されとった事業だと思います。その中で、全員の方が理解をされたのか、されていないのかは、今の課長の説明では全てとはいかないと私は思います。

そういった中でですね、先ほども申しましたとおり、中山間地域というのが非常に作業条件の悪いところでございます。そういったところで、今回の計画から事業工種等について外れたものですね、これについて今後に向けた町の対策、何か新しい事業を模索するとか、あるいは違う施策や支援について考えておられるのか。これについて、お伺いしたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** 農政課長。

**○農政課長（井上幸介君）** 今回、不採択となった事業に対する今後の町の対応という

ところでございますけれども、今回、不採択となった事業につきましては、ほかの補助事業の有無などについても模索しておりますけれども、なかなか補助事業につきましては難しい状況となっております。

ただ、緊急度、それと、重要度を勘案しまして、事業実施すべき事業につきましては、地域との協議を行いながら、まず、地域でできるところにつきましてはお願いして、どうしても地域ではできないというところにつきましては、その部分については支援のほうを検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 鳴瀬議員。

**○4番（鳴瀬美善君）** 何らかの対策を考えていくということで担当課長が説明を申されました。私たち地域におる者としては、行政のほうからの、そういった的確といいますかね、地域に合った、皆さんが納得するような、できるやつはできる、できないやつはもう、できないところは仕方ないと思いますけど、ただ、そこまで行く説明だったり、そういった説明責任は十分果たして、新しい施策を提案していただきたいと思います。

この質問の最後になりますけれども、中山間地域総合整備事業の採択並びに本事業実施に向けてこれまで取り組まれてこられました1期並びに2期事業の成果を踏まえ、町長のお考えをお聞かせ願ってこの質問を最後としたいと思います。お願いします。

**○議長（宮川安明君）** 町長。

**○町長（奥名克美君）** 中山間総合整備事業の1期、それから2期地区の事業については、鳴瀬議員もですね、行政におられたんで十分ご存じだと思いますけれども、これまで農業研修センターろくじ館の建設をはじめといたしまして、農道整備、圃場整備、ため池改修、さらには排水路整備、防火水槽整備など、数多くの基盤整備を行うことができたわけでありまして、中山間地域における環境整備に大きな成果を上げているというふうに考えております。

今回の3期の地区の事業につきましては、先ほど課長が答弁したとおりでありますけれども、本事業については熊本地震発災前の平成25年度から事業構築に向けて取り組みを進めながら、平成29年度の事業採択を目指しておりました。

ところが、熊本地震であったり、豪雨災害の影響で、29年度での事業採択はかなわなかったところであります。

ただ、その後、県や関係町の努力にもよりまして、ようやく令和2年度での事業採択の見込みとなったところであります。

事業内容もですね、宮内地区の営農飲雑用水事業をはじめとして、圃場整備、ため池の改修事業など、非常に重要な農業基盤整備事業でもありますし、また、今回の34項目の政策目標の中にも中山間整備事業の3期地区については目標として掲げさせていただいておりますので、事業実施に関しましては万全の体制を期して進めていきたいと思っております。

なお、ご指摘いただきました事業の進め方、プロセス等については、いただいたご意見

等もですね、参考にしながら、今後、そういった点については反省をしながら、今後、事業推進に当たっていきたいというふうに考えます。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 鳴瀬議員。

**○4番（鳴瀬美善君）** ありがとうございました。

それでは続きまして、質問事項の第2項に進ませていただきたいと思います。

2項につきましては、遊休化資産の活用についてでございます。

番号の1番ということで、町有財産である土地、山林は除かせていただきます。並びに建物等に関し、既に遊休化し、あるいは遊休化が見込まれる資産等について、その活用や処分についての考え方について伺います。

初めに、町が所有または管理する財産において、複数年にわたり継続して遊休化している財産があるのかないのか。まず、ここをお聞きしたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** 総務課長。

**○総務課長（一圓秋男君）** お答えいたします。

議員もご承知のとおりとは思いますが、町営住宅跡地など、複数年にわたり継続して遊休化している資産、財産がございます。

**○議長（宮川安明君）** 鳴瀬議員。

**○4番（鳴瀬美善君）** 今、総務課長のほうから遊休資産はあるということでございましたが、ここは農業関係の財産についてもそういった遊休化しているような財産はございますでしょうか。お尋ねします。

**○議長（宮川安明君）** 農政課長。

**○農政課長（井上幸介君）** 農政課の管理している財産の中にも、現在、活用されていないという財産はございます。

しかしながら、農政課の財産につきましては、全てが国庫補助事業を活用して建設した施設となっております。国庫補助事業で建設した施設は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の中で、財産処分の制限が規定されており、定められた期間を経過しないと財産の処分ができないこととなります。

農政課管理の財産は、いずれも処分期限を経過しておらず、現在、処分はできないような状況となっております。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 鳴瀬議員。

**○4番（鳴瀬美善君）** 説明ありがとうございました。

総務課の管轄の財産、また、農政課が管理する財産においても、遊休化、遊休化が見込まれる資産があるというような説明でございました。

実を言うと私もですね、町が管理されております施設の近くを通ったときにですね、目にしたこともございますけれども、施設の周りに草やですね、木が繁茂してる箇所もございました。

ただ、それがですね、施設の機能や利用において何か支障が出ているとはですね、私も思いはしませんけれども、周辺の農地や近隣の住居等への影響が何もないというのも、なかなか言いがたいところがあると思います。

今回の施設の管理については十分やっていただきたいという思いがありますけれども、一つだけお伺いしたいのは、直接町が管理をされているものにあるのか、もしくは委託をされている、そういった町有財産について、遊休化しているのがあるのか。これをお聞かせ願いたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** 総務課長。

**○総務課長（一圓秋男君）** ご質問の件ですが、直接ですね、町が管理しているもので遊休化している資産はございます。複数ございますけれども、すべて管理がなされているかといいますと、実際になされていない部分ももちろんございます。

また、そういう管理のほうを農政サイドが持っているような部分についてもですね、一緒でございますけれども、十分に管理がなされていない部分もあると思います。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 鳴瀬議員。

**○4番（鳴瀬美善君）** 総務課長のほうからお答えをいただきましたけれども。委託をしている中にも、今の答えではあるということでございますね。ということであるならですね、やっぱり委託をされておる相手方と、活用とか管理とか、その方法については協議をされていくべきだろうと私は思います。

特に、施設の、先ほど言いましたように草刈りだったりですね、そういったものは直接住民の方にも目につきますもんですから、そういったところの相手方との協議ですね。この辺については、今後どう考えていかれるつもりですかね。

**○議長（宮川安明君）** 農政課長。

**○農政課長（井上幸介君）** 外部委託に関する協議ということですが、管理委託をしている団体というのもございます。そこについては、協議については随時行っているところがございますけれども、議員おっしゃるとおり、協議している中でも適正に管理されていないという部分もございます。

引き続きですね、その団体とは協議を重ねながら、適正な管理に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 鳴瀬議員。

**○4番（鳴瀬美善君）** 一つだけですね、私のほうからも例を挙げさせていただきたいと思います。

西寒野の町営住宅跡地でございますけれども、この売却につきましてはですね、平成30年度の第1回臨時会で中村議員の質問に対して、執行部のほうから定住につながるような施策に生かしていきたいという旨の回答がっております。それから約1年が、もうたとうとしておりますけれども、現在、西寒野の住宅跡地の売却の問題について、どうなっ



いるのか、お聞かせ願いたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** 総務課長。

**○総務課長（一圓秋男君）** 西寒野の町営住宅跡地がその後どうなったかということの質問だろうと思います。

平成29年10月ですね、1回目をやりまして、本年の3月、また、4月にですね、住宅用地として活用するというを目的にですね、公売の手続を行っているところでございます。

その際、1件の問い合わせはあっておりますが、最終的には応募する方はおられませんので、入札の不調に終わってるとという状況でございます。

今後はですね、町で今、組織をしております、町有財産処分及び管理等検討委員会というものがございまして、その中で公売の内容等を再検討いたしまして、年度内にですね、改めて公売手続を行っていくというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 鳴瀬議員。

**○4番（鳴瀬美善君）** 今、西寒野の町営住宅跡地を例にとりましてご回答をいただきましたけれども、このほかにもですね、処分することが町にとって有益となるような財産はないのか。

私が思うにですね、管理をされる部署がですね、それぞれ異なっていることとかですよ、施設の目的等によって、それぞれ考える判断基準といいますかね、それがやっぱり一致していないところもあるんじゃないかなというふうな思いもございまして。

だけん、思いますに、明らかに遊休化していると判断できるものについてはですね、関係部署間で連携を図り、適正な管理あるいは売却も視野に入れ、進めていくことが私は必要かと考えております。

特に過疎化が進む本町においては、定住促進や交流人口の増加につながるような活用を望むものでありますけれども、これについてはいかががお考えか、お伺いしたいと思っております。

**○議長（宮川安明君）** 総務課長。

**○総務課長（一圓秋男君）** お答えいたします。

今現在ですね、町のほうで具体的にですね、先ほどの寒野の町営住宅跡地以外でですね、検討を進めている、また、売却または処分を検討しているという土地等につきましてはですね、西寒野の先ほどの町営住宅跡地のほかに、上豊内の教職員住宅の跡地、それから、旧甲佐幼稚園の跡地、それから、緑町団地の跡地、それから、林業者等休養福祉施設、通称宮内集会所でございまして、この施設等が今、町のほうでは検討しているところでございます。

公売手続につきましては、この中でも手続を行っているものもございまして、まだできていないところもございまして。

いずれの土地につきましても、事務処理を進める中で、多少ではございますけど、課題、

問題点がございます。先ほど、議員が言われますように、連携を図ってという部分もござい  
ますけれども、そういうふうなことで、早期の公売手続に向けてですね、今後も準備を  
進めていきたいというふうに思っております。

町有地や遊休資産の活用につきましては、町長のマニフェストの項目の一つでもござい  
ます。また、町総合計画、それから、行財政改革大綱にも位置づけられました町の重要な  
施策の一つでもございます。

その処分に当たりましては、引き続き、住宅用地、企業誘致、歳入確保の観点から、積  
極的な活用を進めて今後いかなければならないというふうに担当課としては考えていると  
ころでございます。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 鳴瀬議員。

**○4番（鳴瀬美善君）** 十分理解する答弁であったと、私もわかることができましたの  
でありがとうございました。

それでは、同じ項目の中で2番目ということで上げておりますけど、町有林の管理並び  
に林産材の活用と森林環境税ということについてご質問をさせていただきたいと思いま  
す。

森林環境税が2024年度に創設されることに関連した記事といたしまして、8月15日の地  
元紙にも取り上げられておりましたけれども、国が本年度から各自治体に対し、森林整備  
に向けた資金の前倒し配分を行うと記載されておりました。

このことを踏まえ、本資金の配分の方法や、本町への配分額並びにその用途について、  
町の考えを伺いたいと考えるものでございます。

初めに、森林環境税とはということで、どういうものを説明お願いしたいと思いま  
す。

**○議長（宮川安明君）** 税務課長。

**○税務課長（古閑 敦君）** それでは、森林環境税についてご説明申し上げます。

森林環境税につきましては、国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図る  
ため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保するという観点から、平成31年度の税  
制改正において創設された国税ということになります。

納税義務者につきましては、国内に住所を有する個人に対して課税されまして、税額は  
年税額1,000円ということになります。

国税ではありますけれども、町の個人住民税の均等割とあわせて賦課徴収するというこ  
とになりますので、非課税等の範囲につきましては、個人住民税に準ずるということにな  
ります。

また、課税につきましては、令和6年度からの課税ということになります。徴収するの  
は令和6年度からということになります。

現在、住民税の均等割には、東日本大震災からの復旧復興の税制措置に係る特例法の施  
行に伴いまして、町県民税の均等割に年税額1,000円が加算されております。この特例措  
置のほうは、令和5年度までの課税ということになりますので、この措置が終了した後に  
森林環境税のほうの課税が開始されるということになります。

森林環境税については以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 鳴瀬議員。

**○4番（鳴瀬美善君）** 今、税務課長のほうから説明がありましたけれども、令和6年からということでございますけれども、これが前倒しのような形で予算が入ってくるというようなこともお聞きいたしました。住民の方に負担がまたかかっているのかなという思いもございましたので、お尋ねをしたところでございます。

それに関連しまして、中身に入っていきたいと思っておりますけれども、先ほど説明がありましたけど、本年度から配分されます森林環境譲与税の配分の方法や、本町における森林面積並びに現在の森林の利用状況について説明を求めたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** 農政課長。

**○農政課長（井上幸介君）** それでは、森林環境譲与税の配分方法、それと、本町の森林面積並びに森林の利用状況についてお答えいたします。

まず、森林環境譲与税の配分計算基礎といたしまして、私有林の人工林面積が50%、林業従事者数が20%、それと、人口割が30%、合わせて100%となりますが、それが配分の計算基礎というふうになっております。

本年度における交付額は、当初予算に計上しておりますとおり、約280万円を見込んでおります。

森林環境譲与税は、令和5年度までは国は譲与税特別会計での借入金をもって地方公共団体に譲与税を先行交付することとしており、令和6年度からの森林環境税課税開始から譲与税の財源を森林環境税とすることとしております。

令和6年度の課税開始からしばらくは、先行交付の財源として借り入れていた借入金の返済に森林環境税を充てることとされておりますが、借入金の返済が完了及び県市町村の譲与率の見直しが完了する令和15年度から満額が町に交付される予定であり、約930万円が交付される見込みとなっております。

次に、森林面積でございますが、甲佐町の森林面積は2,557ヘクタールとなっております、甲佐町の全面積に占める割合は約44%となっております。

現在の森林の利用状況でございますが、木材価格の低迷により、出荷量は減少しており、近年では間伐後の間伐材の出荷が少量ございましたが、昨年度においての木材出荷量は0となっております。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 鳴瀬議員。

**○4番（鳴瀬美善君）** 説明ありがとうございました。

非常に、森林面積等もございましてけれども、余り利活用されておられないような中で、こういった譲与税が来て、それを生かしていくということに視点が置かれるのかなというふうに思います。何といたしても住民の方の負担を伴いますので、担当課としては、その使い道についてはですね、十分有意義に使っていただきたいと思うのが思いでございます。

そういった中でですね、ちょっと質問が前後したんですけれども、町有林の管理とです

ね、林産材の活用ということを質問に上げておりますので、このことについて質問いたしますけれども、調べたところによりますと、用材、柱材でございますけれども、柱材としての国が示す標準伐期は杉が40年生、ヒノキが45年生となっております。

町有林がございます本坂谷林道から登る甲佐岳周辺地については、町村合併後のですね、昭和31年ごろに植林をされ、現在は60から68年生となっております。

また、寒野の地区にあります手蝶山周辺の地域においては、70年から72年生ということで、こちらにも既に伐期を超えている状況とお聞きしております。

これは少し余談になるかもしれませんが、私が役場に入ったころ、今から約40年ほど前でございますけれども、新人研修の一環として、総務課の担当者、森林組合の職員さんにしろPR下草刈りの体験をさせていただきました。

その後もしばらくは新人研修の一環として実施をしてこられたと記憶しておりますけれども、現在はそのような研修を実施されておられるのか。また、現在の町有林の管理についてはどのようになっているのか、お尋ねしたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** 総務課長。

**○総務課長（一圓秋男君）** 町の町有林の管理等の話となりますけれども、今、町の町有林につきましては、先ほど言われましたように、非常に標準伐期を過ぎていくということで、全体的にみますとやはり50年以上のものが多くてですね、現状としては非常に伐期が過ぎてはおります。

先ほど今言われました町有林でございますけれども、町には今、5カ所18筆の町有林がございます。面積としましてはですね、53ヘクタールの面積があります。

その管理といいますと、それにつきましては、毎年ではございますけれども、森林組合のほうに委託をいたしまして、町有林の巡視、または間伐等を行っていただいているところでございます。

町職員の研修につきましてはですね、今現在は行ってはおりません。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 鳴瀬議員。

**○4番（鳴瀬美善君）** 今、総務課長のほうからお答えありましたとおり、町有林が53ヘクタールですかね。それと、ほかにですね、民有林がですね、ものすごく甲佐町にはございます。そちらもですね、用材的にはですね、ものすごく大きな柱がとれるような木に育っているということは、目視でもわかるような状況でございます。

そこを踏まえてですね、思いますには、林産材の活用ということで、特に地元材の利用促進をですね、強く希望するものでございますけれども、今回配分されます森林環境譲与税の活用についてですね、そういった何といいますかね、林産材を生かすような使い方ができないのかという思いがありますので、そこについてはどのように考えておられますでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 農政課長。

**○農政課長（井上幸介君）** それでは、森林環境譲与税の使い道、使途ということで

ございますけれども、まずですね、森林環境譲与税につきましては、私有林が対象となっており、町有林にはそれは使えないということとなっております。これはあくまで個人の私有林のみが対象となっております。

それを踏まえまして、私有林の森林所有者への経営管理等の意向調査というものをまず行います。その意向調査の内容につきましては、どこに山があるのか、その山の管理状況はどうなのか、その山を今後管理していくことができるのか、いろんな項目がありますけれども、その意向調査を甲佐町全域、全所有者に行います。それにかかる期間が約5年間程度というふうに考えております。

その期間につきましては、まず調査の経費に対して森林環境譲与税を充てさせていただきますまして、その残りを、基金を創設しておりますので、そちらの基金のほうに残りを積み立てていきたいというふうに考えております。

そして、意向調査が完了した後におきましては、毎年交付されます譲与税、それと、基金に積み立てておりました基金を活用しまして、緊急性などを考えまして私有林の間伐、路網の整備並びに森林獣害対策、シカ等の有害鳥獣みたいな形ですけれども、森林獣害対策等に充てていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 鳴瀬議員。

**○4番（鳴瀬美善君）** 今、担当課長の説明から、対象が私有林ということと、有害鳥獣辺も対策等も話が出ました。また、いろんな調査も行うということでございます。

お話の中で、森林環境譲与税の基金条例が制定されたということで、これは調べてみましたら、31年の3月12日に提出された甲佐町のほうでも条例化されておるということで、その条文を見てきましたけれども、目的としてですね、今ちょっと読みますけれども、「甲佐町における間伐や人材育成、担い手の確保、そして、木材利用の促進」ということが基金条例の中でうたわれております。

私が言いますように、伐期を迎えた用材があるということで、私有林が対象になるかもしれないけれども、町としても、先ほど説明がありましたとおり、53ヘクタールの山林がありますので、そういったのを生かすためにもですね、できることならですね、町有林の用材については公共施設等への利用について検討していただいて、町の創造的復興に生かしていただくなればと願うところもあるものでございますので、質問をいたしましたところでございます。

先ほどの項目の2番、遊休化資産と林産材も含めたところで、最後の質問ということで、最後に遊休化資産である土地や建物並びに林産材の活用について、最後の質問として町長に利用のお考えをお聞きしたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** 町長。

**○町長（奥名克美君）** ただいまの鳴瀬議員のほうから町有地の遊休資産の有効活用等について、るるご指摘をいただきました。

今回、政策目標の中でも掲げておりますように、遊休資産の有効活用については引き続

き、住宅用地あるいは企業誘致等の有効活用をですね、図っていききたいという考えには変わりはございません。

それから、林産材の活用についてでありますけれども、先ほどから課長が説明しますとおり、その使途目的は限られているというような状況でありまして、町有林の間伐とかにはなかなか使途が難しいような状況もあります。

以前、町有林の使ったところで、例えば公共施設に活用したらどうかということがですね、私が議会におるときにも話がありまして、庁舎であったり、それから、小中学校の改築であったり、そういったことにも検討された事もあったように思いますけれども、最終的には、なかなか経費が逆に割高になってしまって、事業費等もかさむようなお話もありましてですね、最終的には町有林の活用には至らなかったというような経緯があったのは覚えております。

ただ、議員おっしゃるような趣旨については十分理解できますので、今後参考にさせていただきながら、いろんな活用ができれば、また検討していききたいというふうに思います。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 鳴瀬議員。

**○4番（鳴瀬美善君）** 検討いただくというようなことでご回答をいただきました。いろんな面でいろんな問題が出てくるかと思えますけれども、全員で考えていい町をつかっていきたいというのが私たちの思いでございます。

長い時間、質問の時間をいただきました。これをもちまして、私の一般質問を終わりとさせていただきます。どうもありがとうございました。

**○議長（宮川安明君）** これで、4番、鳴瀬議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。55分から再開します。

---

休憩 午後1時46分

再開 午後1時55分

---

**○議長（宮川安明君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、森田精子議員の発言を許します。

5番、森田精子議員。

**○5番（森田精子君）** 5番、森田でございます。一般質問通告書に従いまして質問をいたします。よろしくお願いいたします。

午前中の佐野議員の質問と重なる部分もありますけれども、1項目めの山間地域の高齢者への交通対策はということで、高齢者ドライバーの事故は今後増えていく可能性が高い中、資料によりますと、平成30年度では御船署管内で210件のうち56件、甲佐町でも20件のうち6件と、事故件数の3割近くが高齢者による人身事故が起きているという現状があります。

高齢者に対する交通安全対策として町はどう考えておられるのか。また、何か講じてお

られれば、免許証の自主返納のあり方も含めお聞きいたします。

**○議長（宮川安明君）** 　くらし安全推進室長。

**○くらし安全推進室長（佐々木善平君）** 　それでは、高齢者の事故件数及び内容について若干説明をさせていただきます。

資料にもお示ししておりますとおり、甲佐町では人身交通事故が過去5年を平均しますと年間で約20件、そのうち、65歳以上の高齢者が約5件でありまして、おおむね4分の1が高齢者の事故ということでございます。

内容につきましては、熊本県全体でお話をいたしますと、平成30年中の交通死亡事故の特徴として、全死者数の約半数が歩行中、または自転車乗車中の死者でございます。

そのうち、7割が高齢者、そのうちの3分の2に信号無視、斜め横断などの法令違反があるという検証結果が出ております。

また、高齢運転者の死亡事故につきましても、75歳以上が増加傾向にあるというような状況でございます。

続きまして、免許の自主返納につきましては、昨年は県全体で3,210の方が返納をしておられます。甲佐町につきましては、29年に37人、30年に31の方が返納しておられます。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 　森田議員。

**○5番（森田精子君）** 　ただいまの説明で、65歳以上が5件、それから、75歳以上の増加傾向にあるという中ですけれども、高齢者の免許自主返納が御船署管内でも平成30年度には231人、甲佐町では31名の方が返納されてるということですので、今後ますます増えていくことが予想される中、移動手段として主要交通機関の路線バスや町営バスが走っていても、高齢者がバス停まで歩いていく環境は本当にとっても厳しい状況にあると思います。

そこで、タクシーとなりますと、年金暮らしで、私、船津なんですけれども、船津まで往復で2,000円は絶対かかると、病院や買い物にもなかなか行けないというふうにお聞きしています。

交通弱者や高齢者などの輸送事業への取り組みとして、また、住民の利便性向上に税金を使うという視点で、地域に合った交通のあり方を考えることが肝要と言われている中、決まった路線、運賃、通行時間で不特定の乗客を輸送する公共交通のうち、バスより小型の相乗りタクシーの考えができないかをお聞きいたします。

**○議長（宮川安明君）** 　企画課長。

**○企画課長（北野 太君）** 　免許自主返納された方が移動手段に困るという状況については、全国的な問題となっていると思われましても、山間地などの交通白地と言われるところや、また、最寄りのバス停などが遠い交通困難地域などの住民の方にとっては、車はなくてはならない交通手段となりますが、高齢などの理由により運転免許証を返納されますと、通院や買い物などがとても不便な状況となります。

現在、民間における免許返納者に対する支援対策については、バス事業者が行っておられます運転免許自主返納運賃割引制度、これは免許返納されてバス事業者へ届け出されると、2年間ですね、半額になるというような制度などがありますけれども、町としましては、今、森田議員が言われましたとおり、タクシー等への利用料金補助だったり、乗り合いタクシーにつきましてはですね、今、甲佐町でやっている町営バスについてはコミュニティーバスというような分類になりますけれども、乗り合いタクシーは乗り合いバスのように旅客を運送するタクシーで、乗車定員が10人以下の車両により運行されるものを乗り合いタクシーと言われておりまして、これに路線バス型と予約制のデマンド型というような運行形態等があります。

そのほかに、福祉有償運送、または、状況的には違いますけれども、小学生のスクールバス等も移送のサービスということになります。

そういったこと、さまざまなサービスをですね、これから考えていかななくてはならない状況だと思っておりますけれども、町としましては、本年度、専門業者への業務委託によって、公共交通等の基礎調査を実施することとしております。

町営バスを含めた公共交通などのあり方や、または、いわゆる交通弱者対策にかかる新たな支援策などを、調査結果、また、今後の国の動向、またはほかの自治体の先進的な取り組み事例などを参考にしながらですね、調査研究することとしております。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 森田議員。

**○5番（森田精子君）** 基礎調査を実施するということですがけれども、今走っている町営バスとか公共機関の熊本バスとかを含めたところで、何か調査内容を少しわかれば教えていただければよろしいでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 企画課長。

**○企画課長（北野 太君）** 調査内容につきましてはですね、まず、今後の町の施策等の方向性、これは最終的に決めるわけなんですけれども、その前に町民の移動等に関するニーズ調査、移動支援施策等の実態調査、それと、地域公共交通、熊本バスさんだったりですね、タクシー業者さんだったり抱える課題及びニーズの調査、それと、今後の対応策等の展開の可能性などを調査内容として今後実施していく予定としております。

**○議長（宮川安明君）** 森田議員。

**○5番（森田精子君）** 基礎調査というのは甲佐町全域にされるのでしょうか。それとも山間地域にされるのでしょうか。予定をされるのでしょうか。お聞きします。

**○議長（宮川安明君）** 企画課長。

**○企画課長（北野 太君）** 甲佐町全域を対象としております。

**○議長（宮川安明君）** 森田議員。

**○5番（森田精子君）** 甲佐町ではですね、なかなか免許証の自主返納をするというのは、高齢者の方々も精いっぱい働いておられますので、なかなかそういうところに向かわせるというのは難しいところもありますけれども、今後、高齢化率がますます上昇する中



で、高齢者は昼間に通院や買い物などいろんな目的で車を利用されます。

利用頻度としては、買い物とか病院については1回から2回程度だというふうに思いますけれども、同じ方向へ向かう不特定多数の乗客が、相乗りタクシーというふうに言っておりますけれども、利用できるタクシーで、目的に近い場所で乗り降りできるよう、住民ニーズを踏まえ、高齢者が安心して暮らしていけるよう、現在走っておりますコミュニティバスの輸送も含め、アンケート調査や相乗りタクシーなどの導入の企画検討を実施され、高齢者や交通弱者の輸送対策のご検討をよろしくお願いします。

次の質問に入ります。

次に、2番目の企業誘致対策の受け皿と若者の定住、雇用拡大に向けた企業誘致の推進対策ということで、先日の町長の所信表明でも述べられておりましたが、企業誘致の受け皿づくりをどのように考えておられるのかお聞きします。

まず、乙女台地ですが、面積が78ヘクタールある中で、津志田から田口、府領までを眺めてみますと、荒れ地が本当に多く目立ちます。

乙女台地開発については、数十年前から歴代議員さんたちも多く質問をされておりますが、目立った進捗はなく、田口集落の農業振興に係るアンケート調査でも農業後継者がいないなどの回答が50%を超している現状があります。

このアンケート調査の結果を踏まえ、乙女台地開発について農振の縛りが厳しいとは聞いておりますけれども、この先10年後、20年後先を見据え、除外案の考え方はあるのかお聞きいたします。

**○議長（宮川安明君）** 農政課長。

**○農政課長（井上幸介君）** それでは、農振除外についてお答えいたします。

まず、農振制度についてご説明いたしますと、優良農地の保全、それと、農業振興のための各種施策を計画的に実施するため、町が定める計画ということになっております。

この計画の農振農用地区域内に指定されていない箇所につきましては、国、県の各種農業の支援が受けられないということになっております。この農振からの除外に関しましては、農振法13条第2項で、除外の5要件というものがございます。

第1号として、代替性及び規模の妥当性があります。申請地のほかに農用地区域外に代替地がないか。規模は事業に対し必要最小限であるか。農地転用やその他法令に係る許可見込みがあるか。

第2号として、効率的かつ総合的な農業上の必要要件があります。農用地の集団化、農作業の効率化に支障が出ないか。

第3号として、担い手に対する農用地の利用集積の必要要件。認定農業者の所有する農地でないか。申請地及び農地周辺に農地移動、あっせんの申し出がないか。

第4号として、土地改良施設への必要要件がございます。農道、水路等の土地改良施設の機能に支障を及ぼさないか。

第5号として、農業投資効果の確保がございます。申請地は土地基盤整備事業を実施していないか。また、実施している場合は、8年間経過しているかなどのさまざまな要件が

ございますし、第1号で農地転用の許可見込みがございますので、10ヘクタール以上の広がりを持つ農用地、いわゆる第1種農地でございますが、基本的に農振からの除外はできないものとされております。

ご質問の乙女台地につきましては、ほぼ第1種農地となっておりますので、農振からの除外については厳しいものとなっております。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 森田議員。

**○5番（森田精子君）** 今、お答えをいただきましたけれども、乙女台地は1種農地で、除外はほとんど厳しいということですが、ほかの町、御船とか嘉島ですね、27号要件を使い、農振除外を行ったというお話も聞いておりますけれども、そういった案はありますでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 農政課長。

**○農政課長（井上幸介君）** お答えいたします。

農振農用地区域の開発につきましては、ただいま議員おっしゃいましたとおり、農振法施行規則第4条第1項第27号、いわゆる27号計画を使った除外方法と、農村地域への産業の導入の促進に関する法律による除外方法がございます。

27号計画は農業の振興を図るための施設、農家住宅や農家レストラン、農畜産物の加工販売施設、農業関連の施設が対象となります。

一方、農産法による計画につきましては、町が計画を策定し、その後、国、県の承認を受けた後に県との農振除外協議となります。この法律では、業種が定まっておらず、広い業種でも対象となることが特徴でございます。

ただ、いずれを使う場合におきましても、その企業の進出の時期、事業の規模、業種、雇用数など、個別具体的な計画があって初めて県との事前協議のテーブルにのるものがございますので、農振除外の実現には数年単位の期間が必要となります。

また、個別具体的な計画が協議の絶対条件となりますので、企業の受け皿としての用地造成だけでは農振除外はできません。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 森田議員。

**○5番（森田精子君）** 農振除外の厳しさは本当あると思いますけれども、よく聞くお話が、甲佐町はやはり御船町、嘉島町、城南町あたりと、どうしても遅れをとってるんじゃないか。やっぱり何か大きいものを持ってこなんいかんよとか、よく聞いておりますけれども、本当、農振除外の厳しさはあると思いますけれども、城南スマートインターから、先日、地震被害より3年4カ月ぶりに開通しました田口橋までは車で五、六分しかかかりません。

この田口橋につきましては、昭和の時代から流通を含めた念願の橋で、開通までには執行部の懸命な努力が実った橋でもあるというふうに思います。

そこで、この間の流通戦略を構築するために、現在進行中の今吉野甲佐線の道路工事を

含め、将来に向けた乙女台地開発への考え方をお聞きします。

**○議長（宮川安明君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 議員、先ほどからおっしゃってるとおりですね、議会初日の私の所信表明の中でも申し上げましたけれども、長年の懸案でありました県道御船甲佐線、田口橋の改良工事が完成をして、今後は右岸側の平面交差点への改良へというふうが続いていくというふうに考えております。順調に推移をした暁には大型車両の通行が可能となりますし、このことによりまして、県南地域と熊本市を結ぶ広域的な道路ネットワークが構築されることとなります。

こうした道路環境の整備により、本路線の果たす役割はますます大きくなりますし、沿線の今後の土地利用、開発に大きく期待がかかる場所でもあります。

当然、乙女台地の開発につながる喚起する道路としては今吉野甲佐線もありますので、こちらのほうも今、県のほうで整備が進められることになっております。

それで、乙女台地についてもですね、沿線の土地開発地域として見込めるエリアだというふうに私も考えておりますけれども、先ほどから農政課長が説明いたしますとおり、企業誘致の受け皿として工業団地の造成という目的でだけでは現実的には農振除外の対象とはならない、法の縛りがあることも事実であります。常々私はどうしても、工業団地をつくって、そういう受け皿をちゃんと整備しておかないと、なかなか他町村に遅れをとってしまうんだよという話をしてまいりました。

この乙女台地についても、どうにかですね、そういった形での整備ができないかというふうなことで、担当課のほうともいろいろ知恵を絞っておりますし、嘉島の例、あるいは御船町の例もありますので、その辺の工夫はひとひねりが必要だと思います。

ただ、現実的には、まだまだ法の縛りから考えた場合には難しい面もありますけれども、ただ、個別要件ですね、先ほどから説明がありますとおり、農産法による、そういった取り組みによっては、工業団地としての全体的な整備はいきなりはできませんけれども、決して個別的にはできない案件ではないということはありますので、この件は決してあきらめずに、いろんな検証を加えながらですね、精いっぱい努力したいという考えでおります。以上です。

**○議長（宮川安明君）** 森田議員。

**○5番（森田精子君）** 今、町長の答弁の中にも力強いものを感じましたが、次にですね、企業誘致対策の甲佐町の全体の受け皿として、若者の定住、雇用拡大に向けた企業誘致の推進対策ということで、企業誘致の受け皿づくりをどのように考えておられるのかをお聞きします。

**○議長（宮川安明君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 先ほど答弁した内容とダブるところもあるかもしれませけれども、地方創生まち・ひと・しごとの考え方から、人口増対策、あるいは雇用拡大として有効的な手段は、言うまでもなく企業誘致だろうというふうに考えます。

ただ、先ほどから申し上げておりますとおり、本町においては、その受け皿という工業

団地がですね、現在までできていないような状況で、どうしても地域間競争では遅れをとってしまうという状況には変わりはありません。

この件については、先ほどからお話しましたとおり、農地法等のですね、整備に関して規制等がありますけれども、そのほかにも町の中では、誘致企業についての土地の適地調査も実施をしているところでありまして、その中には町有地もあります。

ですから、そういったところについては、企業誘致の受け皿として十分考えられる場所というふうに考えてますんで、そうした地域を、まずはですね、そういった地域に誘致活動の力を入れていくということでありまして。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 森田議員。

**○5番（森田精子君）** ありがとうございます。本当にさまざまな問題はあると思うんですけども、工業団地的な開発も必要である中、町有地の活用を図るのも必要です。乙女台地の開発についても、本当、念願でもありますので、住民の方々も期待されてるのもあります。

今後、できる方向へ検討していただき、将来の若者の定住、それから、雇用拡大に向けた企業の誘致に努力、検討していただき、また、先日の決算の認定のときに、甲斐議員も言われておりましたけれども、やはり実践していくということであれば、町の姿勢としても企業誘致課、もしくは係の設置体制づくりが必要ではないかと思っておりますけれども、この点についてお聞きいたします。

**○議長（宮川安明君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** ただいまのご指摘の点は、初日でしたか、お話したとおりでありますけれども、考え方としては私も十分賛同する思いがあります。

ただ、今のところ、田口橋についてもようやく開通ができて、あと、大型車についてもスムーズに通行ができるようになるには、右岸側の交差点改修が必要でありますんで、そういった点もにらみながらやっていかなくちやなりませんけれども、工業団地が簡単にはいかない中で、やはり町として誘致できるような場所についての、やっぱり県にしろ企業等も必要でありますんで、そういった状況を十分に考えながら、必要な場合にはそういったことも十分念頭に入れて対応したいというふうに思います。

**○議長（宮川安明君）** 森田議員。

**○5番（森田精子君）** ありがとうございます。

新たな雇用や税収を増やすなど、地域経済の活性化を図り、人口流出や人口減少の抑止になると考えられますので、全力で取り組んでいただくことを期待して次の質問に入ります。

3番目の質問ですけれども、子育て支援住宅、災害復興住宅、集会場などの利活用についてお聞きいたします。

現在、入居が始まりました子育て支援住宅は、若者世代の定住を促進するために住宅を整備し、災害公営住宅と併設することで多世代交流を促進するという目的から、サロンの

スペースや集会場施設を利用した高齢者と子どもたちが一緒に学び、一緒に食事などを楽しめるコミュニティー形成支援事業の観点から、ろくじ館厨房も合わせたところでの利活用をどのように考えておられるかをお聞きいたします。

**○議長（宮川安明君）** 福祉課長。

**○福祉課長（福島明広君）** 議員の質問の答弁をいたします。

今、甲佐団地の集会所や子育て支援住宅のサロン並びにろくじ館の厨房の利用ということで、コミュニティー形成支援事業ということで、町から地域支え合いセンターのほうに委託して行っているところでございますけれども、今、甲佐団地の方の入居者におきまして、地元の下豊内の住民の方との交流を目的としたコミュニティーの支援の事業になっております。

それにおきまして、集会場の利用ということですね、その部分については集会場の利用ということで、今現在、月に一、二回程度の交流会等のイベントといたしますか、そういう事業の活動を行っておられるところですか。

以上になります。

**○議長（宮川安明君）** 森田議員。

**○5番（森田精子君）** 今、甲佐団地については地元住民との交流を一、二回程度されているということですが、甲佐団地に入居をされている方から、非常に住環境については満足していると。ただ、コミュニティーがなかなかとれなくて、自分としてはすごく寂しい思いをしておりますというような状況を何人かからお聞きしてるんですけども、そのようなことは何か、町の支え合いセンターのほうとは何かお話をされて情報を聞かれますか。

**○議長（宮川安明君）** 福祉課長。

**○福祉課長（福島明広君）** 議員がおっしゃるような、高齢者の方がコミュニティーがとれてないというか、寂しい思いをされているというようなお話は、私のほうはお聞きしてはいないところでございます。

**○議長（宮川安明君）** 森田議員。

**○5番（森田精子君）** 委託ということですので、支え合いセンターのほうですかね、に委託だけをして、町のほうは何もしてないというのはちょっとおかしいところもありますので、各団地ごとに事業がされているのか。それと、団地でそういうふれあい事業をされた後の、社協とのですね、意見交換あたりはされてるのか。その辺をお聞きしていいですか。

**○議長（宮川安明君）** 福祉課長。

**○福祉課長（福島明広君）** ほかの団地、白旗団地、乙女団地もでございますけれども、その点につきましては、そのコミュニティー形成というのは、その部分ではちょっとしておりません。

甲佐団地につきましても、甲佐町全域の被災者の方が集まっておられるということもございまして、下豊内の地元の方とのコミュニティーを図る必要があるということで、そ

の事業を取り組んでいるところでございます。

社協のほうとの協議関係につきましては、随時といいますか、定期的にはしておりませんけれども、そういった中で随時打ち合わせ等を行っているところです。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 森田議員。

**○5番（森田精子君）** 今、甲佐団地だけの取り組みということですが、あとの団地もですね、かなり入居をされてからの生活というのは、住環境についてはほとんど満足されてるんですよ。

ただ、やはり同じ団地からその団地に同じ仮設からですね、仮設から同じ団地に引っ越された方たちについてはですね、面識があるので、たまには声をかけにいくとかいうようなこともありますけれども、今後ですね、町としてもそういった状況というのは知っておくべきだと思いますので、随時でいいですので、支え合いセンターのほうからの情報とかも町のほうでお聞きしておかれたほうがよろしいと思います。

では、現在ですね、子どもの貧困は7人に一人という統計が出ており、ひとり親世帯も依然厳しい状況にあると、厚生労働省が生活基礎調査で報告をされておりますけれども、甲佐町ではどういう状況かをお聞きいたします。

**○議長（宮川安明君）** 福祉課長。

**○福祉課長（福島明広君）** すみません、森田議員。先ほどの白旗団地、乙女団地につきましても、支え合いセンターが見守り訪問等をももちろんしていただいておりますし、そのところで、実施活動の報告は毎月いただいているところで、協議、打ち合わせ等はしているところではございます。

貧困の関係のご質問ですが、一応、国の調査のほうでは、7人に一人が貧困というふうにお聞きしております。それが28年の国の調査ということで、それに対しまして、29年に県の調査が、実態調査等が行われております。

それによりますと、貧困率のほうが、県のほうが、県内の貧困率が15.0%ということでございます。約6.5人に一人が貧困という対象になるのかなと思います。

甲佐町においては、15%をもとに、一概には算出はできないところではありますけれども、15歳までの子どもを対象とした場合、約200人ぐらいの人数が出るということでございます。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 森田議員。

**○5番（森田精子君）** 今の課長の答弁では、基礎調査の部分で県内の状況で15%で、県内では6.5人に一人ということですが、甲佐町においては200人ぐらいいるという可能性があるということですか。

**○議長（宮川安明君）** 福祉課長。

**○福祉課長（福島明広君）** これも本当に概算といいますか、推測といいますか、そういう形になると思うんですが、0歳から15歳までが1,400人足らずという人数にな

りまして、これをもとに15%という数字を掛ければ200人ぐらいかなと。あくまでも推測になりますけれども、このような数字になります。

○議長（宮川安明君） 森田議員。

○5番（森田精子君） 厚生労働者が生活の基礎調査ということで、各縣市町村に全部調査されてからの結果だとは思いますが、学校教育課としては貧困の世帯があるとかないとか、そういう状況なり情報なりが入っているか教えていただいでよろしいでしょうか。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 学校教育課としての直接的な人数と数値等については把握してないというか、上がってないという部分が確かでございます。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 森田議員。

○5番（森田精子君） この結果が両方とも何かちょっとわからないような感じではありますけれども。

町内の企業でですね、地域貢献活動として子ども食堂を実施されてるところがおられます。過去には、白旗仮設団地で白旗食堂も実施されており、当時、仮設団地に入居されていた方々はすごく楽しかった、また、今、住んでいる復興住宅も環境はすごく満足している、感謝していると言われておりますけれども、先ほど申しましたように、コミュニケーションがなかなかとれておらず、寂しい思いをしていますというような感じで、それが今は一番不安であると言われております。

そこで、ボランティア団体や地域住民活動の一環として、当該施設を利用するに当たり、利用団体が施設の利用の無償化、例えば光熱費などを含めたところではございますけれども、行政の支援メニューはあるのかお尋ねをいたします。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） ただいま、議員のほうから、福祉団体の子ども食堂、地域食堂の利用で施設の利用と光熱費の減免とかがあるのかというご質問ですが、いろいろ先ほど言われましたろくじ館の厨房とか、子ども子育てのサロンとか、甲佐団地の集会所とかがございますけれども、利用は今の段階ではそれも含めてですね、光熱費も減免、免除等も含めまして、関係部署、機関と検討する必要があるかと思えます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後 2 時32分

再開 午後 2 時36分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 先ほどからの質問の中で、答弁の中で相対的貧困という言葉も使いましたが、その定義づけについては、ただいま休憩中に前福祉課長のほうからですね、お話をしたとおりであります。

それで、今、問題になっている、要するに災害公営住宅に入居されている方々とのお互いのコミュニケーション、あるいは、今、できております子育て支援住宅の住人の人たち、そういった方々との交流はやる必要があるじゃないかというような、議員のおそらくご指摘だろうというふうに受けとめました。

そういった考え方についてはですね、町としても、今、集会所、仮設住宅のときはみんなの家と言ってましたけど、今回新たに中央部分にですね、役場の東側については集会所もつくってありますんで、そういったところの施設は大いに活用ができるんじゃないかと思っていますし、あと、お互いの交流ということから考えると、子育て支援住宅の交流スペース等もありますんで、そういったスペースについての活用は考えられるのかなというふうに、今、感じたところであります。

詰めたところの話については、この場で答弁も難しいところもありますし、あと、関連団体、あるいは住民の人たちとの話し合いの中で、よりよき方向を模索していく必要もあるかと思えますんで。趣旨については十分理解しますんで、善処したいと思います。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 福祉課長。

**○福祉課長（福島明広君）** 先ほど答弁の中で、甲佐団地の高齢者の方が寂しい思いをしているというお話が福祉課のほうで聞いてないと申しましたが、申し訳ありません、その情報としてはお聞きしております、それに伴って集会所の利活用もあわせて検討をしていくということでございます。すみません。

**○議長（宮川安明君）** 森田議員。

**○5番（森田精子君）** ありがとうございます。

ひとり暮らしの高齢者は家に閉じこもりがちで、また、一人で食事することも寂しいという声もあります。

また、子育て住宅も共稼ぎやひとり親世帯が11世帯と、ほとんどの世帯が子どもたちの帰宅時間にお迎えができないようなことが多く見受けられるような気がしております。

この子どもたちと地域の高齢者たちが集い、また、元気でいられるよう、集会所やサロンなどを利用して地域食堂として各施設利用が無償でできますようご検討いただき、新たなコミュニティー広場が構築できることを期待いたします。

最後に、今回、お示しをしました質問事項に関しましては、4期目の町長の政策項目、34項目めの項目の中にも示されております。今まで以上の住民の期待が4期目奥名町政にかかってはおりますが、官民、議会も一緒になって一つ一つできるところからの実現化をご期待いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（宮川安明君）** これで、5番、森田議員の質問を終わりました。

しばらく休憩いたします。14時50分から再開します。



---

休憩 午後 2 時40分

再開 午後 2 時50分

---

**○議長（宮川安明君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、田中孝義議員の質問を許します。

**○3番（田中孝義君）** 3番、田中でございます。一般質問通告書に従い、質問をさせていただきます。

本年度、甲佐町においてはハザードマップをつくられるということで、ハザードマップというのは、いざ災害があったときに町民の命を救う道しるべと考えるので、この質問をさせていただきます。

まず、最初にですね、緑川が最悪決壊した場合、この役場でも5メートル浸水があると伺っておりますが、そういった場合において、甲佐地区における甲佐小学校、鮎緑、ろくじ館等ですね、ほかの場所でも災害によっていろいろあると思うんですが、適切な避難場所なのだろうか。いかがでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 暮らし安全推進室長。

**○暮らし安全推進室長（佐々木善平君）** ただいまの質問につきましてお答えをいたします。

町では、地域防災計画書にもお示ししておりますとおり、緊急指定避難場所14カ所、それと、福祉避難所1カ所、指定避難所12カ所を指定しております。また、それぞれの行政区には公民館などの自主避難所がございます。

これらの場所については、ご存じのとおり、すべての災害に対応するものではございません。特に大雨のときには、議員おっしゃいましたとおり、駐車場等がですね、浸水をしてしまう避難所もございます。

町民の皆様には、是非ハザードマップ、先ほど出ましたとおり、ハザードマップを活用していただきまして、ご自分の地域の浸水エリア、それと、安全な避難所を確認していただきたいということが重要になると思います。

先ほど申しましたハザードマップにつきましては、氾濫水がどこまで及ぶか、どこに避難すればよいかといったような意識を住民の方に持ってもらいまして、水害時に速やかな避難行動ができるようにつなげるものであります。

昨年の西日本豪雨では、甚大な被害を受けた岡山県倉敷市の真備町では、ハザードマップで示した地区が甚大な被害に遭っています。このことから、ハザードマップというのは、いざというときに自らの命を守る、そのくらい重要な地図であるということができません。

このハザードマップは、先ほど議員申されましたが、今年度新しく作成予定であります。各行政区には消防団もございますし、自主防災組織が設置をされております。過去の経験からも、発災直後に最も頼りになるのは消防団や自主防災組織であると考えます。これら

の皆様と日ごろから連携を密にして、防災研修や避難訓練等を実施しておくことが重要です。

先ほど申されました国交省が公開しております想定最大規模をあらわしたハザードマップ、これでは、甲佐町周辺、役場周辺では約5メートルの浸水となることが予定をされております。そうなれば、役場周辺のほとんどが浸水をしてしまうということになりますので、最大規模の浸水があった場合には、広域避難を含め、住民の方々にどちらへ避難していただくか、これにつきましては、現在検討中でございます。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 田中議員。

**○3番（田中孝義君）** 最大級が起きなければいいんですが、もし起きた場合にですね、場所によっては逃げることも困難なときもあると思います。そういう場合においてですね、民間の高いビルとか、緊急避難的なそういうことも、町とのですね、提携とかは考えられておられますか。

**○議長（宮川安明君）** 暮らし安全推進室長。

**○暮らし安全推進室長（佐々木善平君）** お答えします。

高いところの場所等の提携でございますけれども、現在のところそういうことは町は行っておりません。自分たちの地域を把握していただきまして、まず、自分たちでどこに逃げた方がいいのかというのはですね、ハザードマップ等を活用してですね、是非調べていただきたいと思っておりますし、また、町としましても、どちらのほうに逃げたほうがいいのかということにつきましてはですね、今後、検討して、皆様方にお知らせをしていきたいというふうに考えております。

**○議長（宮川安明君）** 田中議員。

**○3番（田中孝義君）** そういうふうに詳しくお知らせしていただければよろしいかと思っております。

あと、先ほど自主防災組織のことが出まして、今までに実際、自主防災組織の意見交換会とかいうとは実際開催されてますか。

**○議長（宮川安明君）** 暮らし安全推進室長。

**○暮らし安全推進室長（佐々木善平君）** お答えいたします。

自主防災組織につきましては、簡単に説明させていただきます。

50行政区ございますけれども、現在42行政区で設置されております。議員ご指摘のとおり、活動が活発なところとですね、活発でないところがあるのは事実でございます、災害時におきましては住民の共助が重要であることは言うまでもありません。

意見交換等でございますけれども、町ではですね、昨年、自主防災組織や行政区を対象に、東京から指導員をお招きして図上訓練を実施しております。7行政区の35名の参加をいただいております。

また、昨年、自主防災組織を立ち上げていただいた北原区につきましては、町内の防災士の方にご協力をいただきまして、防災マップの作成や訓練等を実施していただいたとこ

ろです。

また、今年3月の公民館大会ではですね、西寒野の自主防災会から総合訓練時の訓練事例について講話をしていただきまして、区長さん方とも情報共有を図ったところがございます。

また、町では、町内にお住まいの防災士と今年に入りまして、町の防災減災について意見交換をさせていただいております。

今後とも、こういう防災の知識をお持ちの方々のご意見を賜りながらですね、共助の中核たる自主防災組織の支援活動を継続してまいりたいというふうに思いますし、来月上旬には自主防災組織のリーダーにお集まりをいただきまして、行政区で行う訓練のやり方等についてですね、研修を予定しております。11月に町で実施する総合防災訓練の参考になればと思います。

今後とも、防災リーダーの育成を初め、組織同士の意見交換の機会を増やすことで、自主防災組織の活性化とネットワーク化につながればというふうに考えております。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 田中議員。

**○3番（田中孝義君）** ありがとうございます。今後とも、自主防災組織のですね、そういう交流会をしっかりと開いて、今後のそういう災害に対してですね、ちゃんと組織化できるようなよろしく願いいたします。

続きまして、土砂災害、特に甲佐町に対しては危険だと思います。わかりやすくこの辺で言うと免の山、あそこも崩れてちゃんとコンクリートか何かでちゃんとされていますが、あれからもっと軍人墓地よりのほうはまだ亀裂が入ったままだと思います。一応、専門家の方から大丈夫だという意見はもらわれているようですが、地元の人たちに聞くと、雨が降るといつ崩れるかわからんけん怖かっていうお話も伺います。

その後、変化とか、そういうものは見てこられましたか。

**○議長（宮川安明君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** 下豊内地区の免の山の急傾斜地崩壊対策事業につきましては、現在工事のほうは完了しておりますけれども、その後、土砂災害警戒区域等の見直し作業によるためにですね、熊本県のほうで、完成後、再度調査を行われることになっております。

その後、見直しがどう変わるかはですね、まだ示されておられませんけれども、今、見直しの調査を行われているということを知っております。その後、見直されるときにはまたそういった報告があると思っております。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 田中議員。

**○3番（田中孝義君）** 今、代表的に免の山のことを出したんですが、甲佐町旧のハザードマップの中にも、多数のそういう土砂災害の危険性のあるところがございます。ほかのところもですね、いつ崩れるかわからない。載っている以上は危ないということだから。

その辺もですね、実際、崩れてそうなところとか、一応たまにはですね、年に1度ぐらいは点検していただいて、住民の皆さんが安全で安心しておられるように、できたらやっていただきたいなと思いますけどどうでしょうか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 全てを点検するのは無理かもしれませんが、そういった亀裂があるとかですね、そういった情報があった場合にはですね、県の担当者と町とですね、調査を行いたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 田中議員。

○3番（田中孝義君） 今後とも県と一緒にですね、ちゃんとなるべく周りの方が安心で暮らせるように、特に住居のあるところとか交通量の多いところはですね、その辺を重点的にやっていただきたいと思います。

私、最後にですね、この間の内水氾濫については堆積土をとっていただいて、話によれば甲南橋とか大井手川の橋を高架していただけるような話も聞いております。

この間の町長の所信表明の中でも、宮内のレッドゾーンの整備もお話ありましたが、今後、そういう防災につながるとか、予定とかはまだありますか。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後3時01分

再開 午後3時02分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 今日の議員さんのお答えに何度も同じような言葉を使わしてもらいますけど、今回の政策目標34項目の中に、安心安全のまちづくりのところですね、新しい防災マップの作成、それに、国土強靱化の町版のそういう計画をつくるんだということも明示しております。

基本的にはそれにのっとった形での、今後、甲佐町の防災に対するあり方を考えていくことになると思いますけれども、そのほかにもソフト事業で、くらし安全室長のほうからも何回かお話がありましたとおり、防災士の養成であったりとか、いろんなことが考えられますんで、そういった事柄をですね、一つ一つ実現させていくということになろうかと思えます。

それと、内水対策については、これまでも申し上げておりますとおり、なかなか事業費というものは莫大な事業費になりますんで、100億を超えるような事業費になろうかというようなことはお話したとおりでありますんで、これは短期中期長期、それぞれに区分した中での対応が必要だというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 田中議員。

○3番（田中孝義君） ありがとうございます。

今後ですね、災害に強いまちづくりということで、どうぞ今後ともひとつ、国、県とのすみ分け等もあると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（宮川安明君） これで、3番、田中議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。

---

休憩 午後3時04分

再開 午後3時04分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。最後に8番宮本修治議員の質問を許します。

8番、宮本修治議員。

○8番（宮本修治君） 8番、宮本です。最後になりますけれども、質問事項に沿ってですね、質問をいたしますのでよろしく願いしたいと思います。

1点目はですね、再質問になりますけれども、保育園のですね、入所状況ということでですね、担当課の福祉課の課長のほうにお聞きしたいと思っておりますけれども、各園のですね、入所状況と協議結果はどうなっているかをお聞きしたいと思っております。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） それでは、各園の入所状況と園との協議結果はどうなっているかということでございます。一応、9月1日現在での入所状況ということで答えさせていただきます。

甲佐保育園が64人、若草保育園が103人、竜野保育園が62人、乙女保育園が87人、緑川保育所が71人という状況になっております。

4月1日からの入所の増減を申し上げます。

甲佐保育園におきましてが4人増、若草保育園が3人増、龍野保育園が1人増、乙女保育園が4人増、緑川保育所が5人増ですね。すみません。先ほど甲佐保育園が4人と申しましたが、2人増になります。申し訳ありません。

それと、園との協議につきまして、結果がどうかというご質問ですが、保育園との協議につきましては、園からの意見、現状などをお伺いしております。各園の入所希望者数に差があると思うが、利用定員に近い入所人数になれば問題ないというようなご意見をいただいております。

それに対しまして、町の対応といたしましては、児童福祉法をはじめ、子ども子育て支援新制度において、利用者の施設利用については、利用者である保護者が希望される施設の順位を踏まえた上での町は対応をしているという趣旨のご説明をしております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 宮本議員。

○8番（宮本修治君） 保育園の入所状況ということですね、園とも協議を若干されておるといことでありますけれども、町側としてはですね、70、80人という規定をされておりますけれども、今後ですね、少子化に伴い、子どもさんがですね、少なくなっていくという中で、70人のところは定員減ということ、今後ですね、園としてはますますですね、厳しい状況にあるのではないかと思いますけれども、それに伴い、福祉課では5カ年計画というのをされておりますけれども、5カ年計画の中でですね、70、80人に対して入所の割り振りはできないのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） 一応、70人、80人という利用定員を、今、決めておるところでございます。それに対して、利用定員、定員数が少なかった場合、割り振りができないかということでございますが、先ほど申しました児童福祉法や新制度におきまして、利用者の施設利用については、希望される施設の順位を踏まえた上で町も対応をしております。ただ、個人的な思いといいますか、意見でございますが、議員がおっしゃるように、利用定員に見合った入所数になるのが一番理想でもありますし、よいことだと思います。

今後とも子どもの数は減少していくと思いますので、園側にご検討いただきたいということで、現在、五つの園それぞれに特色ある園づくりや経営理念、運営方針があつて、保育の実施にご尽力いただいているところだと思います。これからは保護者のニーズに合った運営も必要ではないかと思われまますので、園におきましてはご検討、お考えをいただければと思います。

町側としましても、利用定員に満たない園がもしあった場合には、申請者に対しまして、そういったところの園の紹介といいますか、案内等は引き続き行っていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 宮本議員。

○8番（宮本修治君） 5カ年計画の中でですね、本年度が5年中の最後ということでありましたけれども、とにかく定員割れしているところはですね、さらに経営困難になり、保育士が辞めざるを得ないということがないようにですね、町の窓口として5園と協議をしながらですね、さらに5カ年計画の中に定員を満たすようなですね、工面をしていただきたいというふうに強くお願いいたします。

質問事項にですね、今、傍聴席に高校生がおられたということで、質問事項を変えるならばといったことで、もうお帰りになられましたので、そのまま質問のままいきます。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後3時12分

再開 午後3時12分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○8番（宮本修治君） 何回もすみませんけれども、生徒さんは帰られて、先生が残るということで、ちょっと質問事項のほうですね、前後になりますけれども、甲佐高校への支援についてということで切りかえていきたいと思います。

1番目にですね、女子野球部の現状はどうなっているかということで、再質問になりますけどお伺いしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 女子野球部の現状はどうかということで質問にお答えしたいと思います。

平成30年度に部員4名で創部されましたが、令和元年、本年度でございますけれども、今のところによりますと部員は0人ということで、今はいない状態になっています。

ただ、7月に開催されました甲佐高校のオープンスクールには、女子野球を志す中学生県外から6人程度の参加がございまして、午後に行いました体験入部では野球の練習を行ったと聞いてもおります。

また、県内にも数人、野球をしている中学生もいると聞いております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 宮本議員。

○8番（宮本修治君） 今、女子の部員の方はおられないということでありますけれども、以前、甲佐高校の魅力化向上、女子野球部ということで創設されましたけれども、なかなか学校側との協議の上でも、学校側もうまくいかなかったという話も聞いております。

ただ、甲佐高校にあってはですね、生徒数、新1年生も少ないということでありますけれども、高校とですね、話し合いを計画なりに、教育部局とですね、話し合いをされるかと思っておりますけれども、どこの高校でもですね、スポーツクラブ活動、いろいろありますけど、遠方からの子供が通ってくると思っておりますけれども、甲佐高校にはですね、下宿もないし、寮もございません。学校教育課の課長、教育長としてはですね、学校と協議される中で、甲佐町としての支援で空き家対策を利用したですね、寮的なことはできないのか、そういう教育課内で検討されているのであれば、その内容を教えていただきたいと思っております。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 今、甲佐高校に寮、下宿等がないので、どうにか協議してるのかという部分についてお答えさせていただきたいと思っております。

議員おっしゃるとおり、スポーツ等につきましては、県内外から受け入れをすることが大事だというふうに思っております。そのために空き家を寮として活用できないだろうかという話も聞いております。

今現在ですね、空き家というか、個人の方が家を貸される方に当たっております、その部分を貸してもいいという部分の返事をいただいているところでございますが、まだ高校とですね、寮則や運営等について、今、詳細な打ち合わせをしているところでございます。

そういう形で、オープンスクールに来られた中学生はもとより、女子野球を志す生徒及

び保護者に情報をですね、発信しながら、次年度、令和2年度の部員確保または入学者増等につなげていきたいというふうに考えて、今、甲佐高校と連携を図っているところでございます。

以上になります。

**○議長（宮川安明君）** 宮本議員。

**○8番（宮本修治君）** 是非ともですね、部員の野球部のですね、令和2年度までに部員の確保と、できればですね、そういう空き家対策を利用したですね、寮的なこともやっていただくようにお願いします。

次に入ります。

公営塾の現状はどうなっているかということで質問いたしておりますけれども、先ほどの6番議員と重複になりますので、制度的にですね、公営塾はですね、子どもさん、かなりの人数が、26人ということで、学習指導、受験、公務員及び対策を行っていることではありますけど、さらにですね、強化した学力向上に向けてですね、公営塾のほう頑張りたいと思います。

今度はですね、100周年に向けてですね、甲佐高校の創設100周年ということで、来年入っておりますけれども、後にその支援のほうは聞きますけれども、そういう話が上がって課長のほうにお聞きしますけれども、その協議内容とか、事前の話し合いとか、されていきますでしょうか。あればお願いしたい。

**○議長（宮川安明君）** 学校教育課長。

**○学校教育課長（荒田慎一君）** 甲佐高校の来年度100周年に向けての高校側との協議は、内容はということでお答えしたいと思います。

甲佐高校では2020年の10月30日の金曜日に記念式典と記念行事を開催される予定には聞いております。

高校ではですね、100周年記念式典に向けて、平成30年度7月から100周年記念の拡大実行委員会等を設置され、その中でいろんな記念事業計画、またはタイムスケジュール、寄附金、募金等について検討を、10回程度協議をなされてるというところでは聞いております。

詳細な内容については、自分、そこに入っていないのでまだ聞いていませんが、今後は実行委員会等にも入らせていただいて詳細な打ち合わせはしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上になります。

**○議長（宮川安明君）** 宮本議員。

**○8番（宮本修治君）** 100周年、10月30日と、来年の令和2年度に100周年に向けての実行委員会設立に当たっても協議をされとるということではありますけれども、甲佐町としてはですね、何らかの支援をされるのかされんのか。

ただ、されるに当たってはですね、12月あたりの予算編成あたりにですね、かかってくるんじゃないかと思いますがけれども、それに向けての甲佐高校の元校長でもあられま



した教育長にですね、甲佐高校の100周年に向けての取り組み、魅力化づくり、今後に向けてのさらなる魅力化に向けての活動ですね、甲佐高校の魅力を何かお願いしたい。

その後、全体のまとめとして町長に答弁をお願いしたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** 教育長。

**○教育長（蔵田勇治君）** 甲佐高校の100周年、来年度が100周年ということで、その支援についてのご質問にお答えをしていきたいと思います。

熊本県立甲佐高等学校は大正9年といえますので、1920年、上益城地域一円及び下益城東部における唯一の女子教育機関として創立されました。以来、令和2年、来年までで創立100周年という歴史と伝統がある学校でございます。

甲佐高校では、創立以来、甲佐町にありまして、地域の人々に親しまれ、地域との強い絆のもとに教育活動を行ってきておられます。

また、町内外に1万5,000名以上の卒業生を輩出されておられて、現在も町民の中に多くの卒業生の方がおられます。

甲佐町に唯一の県立高校としてのその存在意義は大きなものがありますけれども、一方では近年、入学者数が激減いたしまして、その存続が危惧されるという状況が続いてるのも事実でございます。

甲佐町といたしましては、甲佐高校の支援を行ってまいりました。しかしながら、いまだに生徒数の増加にはつながっていないという現状があります。

このような現状の中で、創立100周年という大きな節目は、甲佐高校の活性化、甲佐高校の教育の魅力、そのようなものを町内外に強くアピールしていく好機でもあるというふうに捉えております。

先ほどから学校教育課長も答弁しておりますが、町としても創立100周年記念事業への支援、また、甲佐高校の魅力づくり、教育活動の支援、また、県内、または町に隣接する地域への広報等を学校と一緒にやり行うなどの支援をしていきたいと。

甲佐高校同窓生の方々はもちろんでございますけれども、地元の高校の一大記念行事でもございますので、広く町民の方々にも甲佐高校が100周年を迎えるんだということを知っていただきまして、応援していただければ大変ありがたいというふうにも思っているところでございます。

**○議長（宮川安明君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** ただいま教育長のほうからお話があったとおりでありますけれども、来年が甲佐高校創立100周年ということでありまして、伝統ある甲佐高校の記念式典が開催されます。

そのようなことで、町側としても、創立100周年のですね、これを契機として、甲佐高校の魅力化の支援策として行っております現在の公営塾の開設等も、そういった情報もですね、あわせて発信することで、何とか入学者の増につなげたいというふうにも思うところでもあります。

また、今回のマニフェストにおきましても、甲佐高校の魅力化に向けた支援の継続につ

いては、前回同様に目標を掲げさせていただいております。したがって、そういうふうな観点からも、できる限りの支援を行いたいというふうに考えます。

ただ、今後、その内容等については、教育長部局のほうとも検討を重ねてまいりますけれども、その費用あるいは財源、それと、支援についてはその根拠もしっかりとした理由が必要でありますので、その辺はいろいろと工夫しながらではありますけれども、できる限り高校側の要望にも応えたいなという思いもあります。

しいて言えば、例えば講演会の開催を高校側としては考えておられるようではありますが、そういったところでの町が支援していこうというふうなことで考えますときには、震災からの復興事業ですね、そういったことを位置づけて、会場のほうも甲佐高校を活用して行えば、町民の多くの方々の参加も得られると思いますし、地元に基づいた県立高校として100周年にふさわしい、そういった事業にもつながるのかなというふうに思います。

また、町民の皆さん方にも、現在の甲佐高校の現状等もですね、認識していただく一つの契機にもなりますし、そういったことを考えれば、町が支援していく、そういった趣旨にも合致するというふうに考えます。

また、その財源については、現在、復興基金のほうをですね、活用ができないか、財政当局とも、今、研究を重ねているところでもあります。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 宮本議員。

**○8番（宮本修治君）** いろんな支援をされていくということですね、お願いしたいと思いますが、何しろ100周年も兼ねて、甲佐高校の存続も兼ねてですね、いろんな何の事業をやるにしろ財源が要ということで、お金がないと何もできませんので、とにかく甲佐内外、東京甲佐会あたり、いっぱい関連の方がおられると思います。その方にも周知をして、募金活動なり何なりしてですね、盛会に終わるように、100周年をお願いしたいと思います。

甲佐高校の100周年の件は終わりたいと思います。

次にですね、これはまた再質問になりますけれども、職員の資質向上についてということで、職員の資質向上のための課内研修の実施状況と成果についてということでお尋ねしておりますけれども、再質問になります。

6月定例会でですね、病気などで休まざるを得ない職員をいかに減らすかという観点の、課内のことは課長が責任を持って職員間のコミュニケーションや指導、育成を図っていくべきではないかと申し上げました。

その手法として、課長のリーダーシップのもと、課内研修を月1回実施していくことになっていかと思いますけれども、6月定例会以降の課内研修の実施状況について総務課長に全体としてお尋ねしたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** 総務課長。

**○総務課長（一圓秋男君）** お答えいたします。

6月定例会以降の課内研修の実施状況についてご説明申し上げます。

今回は提出いたしております資料がございますので、その資料に基づきまして説明させていただきます。

資料では、6月から8月までで、左側のほうに各課名が書いてあるかと思えますけれども、総務課とくらし安全推進室は2課一緒に、この資料では行われております。

実施状況としましては、ごらんいただきますとわかりますように、各課とも、一部の課は除きますけれども、毎月1回実施をされておまして、研修内容としましては、現在取り組んでおります業務、また、今後取り組む業務、その他サービス、コミュニケーション、人権教育に関する事など、さまざまなテーマで課内研修は行われているという状況でございます。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 宮本議員。

**○8番（宮本修治君）** 今ですね、答弁ありましたようにですね、毎月実施されていることはわかりました。

ただ、一覧表を見ると、研修内容ですね、自分が質問した趣旨と、全体の課内研修された内容とはですね、若干食い違いが、誤解があるようで、これは担当課長誰に当てるかわからないと総務課長には言っていましたけれども、自分が6月に質問したときはですね、一般の職員がですね、仕事を背負い込まないように、悩み事などを話し合える雰囲気づくり、助け合い、思いやりの気持ちが大事であり、課長のリーダーシップのもと、課内の雰囲気を盛り上げていったらどうかという課内研修をどうからしたらどうですかという質問の内容をしたと思います。

ただ、これをお見かけすると、皆さん1から10まで帳面消しのようですね、仕事の内容ばかり書いてあります。

その中で、課内のコミュニケーションづくりとメンタル面の取り組みをされたのは総務課、くらし安全室、地域振興課、企画課、社会教育課、町民センター。あとは業務のことばかりです、これは。

大体、意味がわかってされておるのかわかりませんが、これだけですね、病気の方が職員の方が多いと、なかなかスムーズにですね、また、今年度6月以降、一人やめられたかと思えますけれども、なかなか課内でコミュニケーションをとらんとですね、先に進まれないじゃないですか。来年も誰かが総務課長をしていかなんわけでしょう。管理職とは何かというのをさらにもう一回考えていただいて。

さっきもそうですもんね。さっきの答弁の中で、誰とは申しませんが、私は聞いてませんと言いなったけれども、取り消しで、ちょっと外に出たら間違えてました、訂正します、実は報告してありましたと。

大体、課内の中でコミュニケーションがとれとらんけん、そういう答弁のやり方ばかりするわけであって、本来ならですね、もうちょっと議会の場は緊張感を持ってですね、接していただきたいと思えますけれども。

その中で、地域振興課のですね、職員間のコミュニケーションについてということまで

すね、課内研修をされております。何人かの方に聞こうと思いましたが、時間があれでございますので、地域振興課の課長さんに課内研修の中の若手職員とのコミュニケーション、何をされてどういう目的をされて何をしたかという、その説明をお願いしたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** 地域振興課長。

**○地域振興課長（北畑公孝君）** 地域振興課のほうでは、7月と8月に職員間のコミュニケーションという形で時間をとってしております。

うちの課につきましては、職員が8名体制で事業を推進しております。今年度の4月1日の人事異動によりまして、3名の方が異動して、新しく3名の方が来られたということもあります。

そのうち2名の方につきましてはですね、1名の方が県外から移住されて本町に初めて奉職された方、もう1名の方が県と人事交流という形で本町に初めて奉職をされたという状況でございます。

職務上の資質向上、知識の向上については、もちろん研修等が必要だと思いますけれども、そういった形で新たに来られた方もおられましたので、一番大事なことにしましては、職員間で気軽に相談できるとか、気軽にいろんなものに発言ができるような雰囲気づくりが大事かと思ひまして、本庁舎内ではなく場所を変えてですね、食事をしながら、ふだん話せないこと等についていろんな意見を聞いてですね、研修を行ったというか、親睦を深めたというものでございます。

本町におきましては、地域振興課は7月にあゆまつりという大きなイベントも控えておりましたので、一致団結することが一番職務で、進む上で大事なことも考えていますし、新たに2名の方が奉職されたということで、職場間での孤立を防ぐためにもですね、こういったことが必要かと思ひまして実施をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 宮本議員。

**○8番（宮本修治君）** 若干1名、地域振興課の課長にお聞きしましたが、皆さん課長に伝えておきますね。臨機応変にオープンに食事会でも何でもいいじゃないですか。部下とですね、親睦を図らん限りはこの状況は変わりませんので。コミュニケーションがとれとらんからこうなるわけであってですね。以後、まだ行政に残られる方、以後、来年あたりも苦労しますよ。やめていきますよ、どんどん。これは行政職のあなたたちの管理職が徹底しとらんからこうなってしまうわけで、部下の責任じゃ何でもございせんけん。

その中で、個人差がありますので、できるでけんの。入ってきた人たちはですね。それをですね、みんなで助けるようなですね、敬って助けるような工面をしていただきたいと思います。

じゃないと、残業してですね、12時までしても一向に進みませんので。何時間しても。できない方に言うても。それを支えてサポートしてるのがあなたたち管理職の仕事であって、これをしない限りはどんどんどんどん甲佐町の役場職員はやめていくと思うですよ。

それを念押ししておきます。

あと、今、地域振興課の課長からお聞きしましたけれどもですね、課内研修はですね、職員とコミュニケーションを図る上でも大変有効な方法と考えておりますけれども、改めて、その取り組み状況、内容を見て、総務課長どう思いますか。

**○議長（宮川安明君）** 総務課長。

**○総務課長（一圓秋男君）** お答えします。

今回の質問、前回に引き続きということでございます。前回から、話の中で、課内研修の有益性については話があるとおりでございます。

また、ここ数年間、新規職員の割合が非常に高くなっております。職員研修の重要性も以前に増して非常に高まっているところでございます。

課という組織の中で、その中にあった業務のやり方や方向性など定期的に話し合うことは、若手職員にとっては大変有意義な、大変勉強になることだというふうに思います。

また、一般研修への参加となりますと、非常に業務的にも負担がかかるという部分がございます。課内研修という部分につきましては大変意義のある研修だというふうに思っております。

今回の課の取り組み状況でございますけれども、町長まで実績報告書は提示されております。報告内容や資料等にはばらつきがございます。改善すべき点は多々あるかというふうに考えております。

今後も引き続き実施していく中で、改善すべき点は改善し、単に知識だけではなくて、さらなるコミュニケーションが図れますように、研修内容につきまして全課共通認識を今後は持ちながら進めていかなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 宮本議員。

**○8番（宮本修治君）** 職員間でですね、総務課長は一括のことになりますけれども、いろいろ大変だと思いますけれども、最後にですね、この人事の件は副町長になりますので、お聞きしたいと思います。

若い職員はですね、メンタル面での病気療養中の職員が増える中、毎年定期異動等があるが、その際、全職員から自己申告カード、異動希望もとられると聞いておりますけれども、自己申告カードなどについても、異動希望だけでなく、職員の意見や思いを伝えやすいものに改善するなどの検討が必要ではないかと思っております。

また、人事異動は、適材適所での配置を考えられての結果であるとは思いますが、短期間で異動になる職員がいたり、事務系の職員が技術系の仕事に配属されて対応が厳しいといった職員がいたりするなど、職員のモチベーションの観点からも改善する面があるのではないかと考えます。

また、事務系と技術系を明確にするような異動とか、期間や職種が明確になることで、本人の意識が大きく変わるのではないかと思いますけれども、その点、副町長いかがですか。

○議長（宮川安明君） 副町長。

○副町長（師富省三君） 何点か質問がございましたので、ちょっと長くなりますけどお答え申し上げます。

職員の適性や職種に応じてですね、適材適所による人事配置と適切な異動サイクルなどについてのご意見でございました。

お話にありましたように、毎年、全職員から自己申告カードを提出してもらっております。

内容は、異動希望の有無、それから、異動を希望する場合の希望する部署、現在担当している業務の量、質、満足度に関すること、職場の雰囲気や上司の指導の状況、今後の業務チャレンジ目標、自己啓発や資格取得の状況、心身の健康状況、町の活性化に関する意見など、記載内容はですね、大変多岐にわたっているところです。

この提出に当たっては、個人情報保護の観点から、職員それぞれから総務課長に直接届くような方法でですね、提出をしてもらっておるところです。この自己申告カードに記載されましたことは、人事異動を考える際にですね、大いに参考させてもらっております。

今、宮本議員から職員の異動希望などをですね、的確に把握した上でですね、というようなご意見でございましたが、3月の議会のとときに田中議員のほうからですね、職員のアンケートを実施したらどうかというお話もございました。

そのことも踏まえてですね、職員の実情や意見、それから、思いがですね、より反映される自己申告カードになるように、さらに工夫をして改善をしていきたいというふうに思っております。

それから、人事異動のあり方に関してご意見をいただきましたけれども、一般職員の人事異動については、町長、総務課長と一緒にですね、協議をして進めているところです。この際、大体3年以上の職員をですね、優先するという思いはあります。これは、異動をする本人はもとより、異動先の職員を含めてさらなる成長を促すこと、それから、組織の硬直化による業務のマンネリ化防止、あるいは不正の防止を頭に置いた人事異動の目的がありまして、一応、サイクルは3年以上というのをですね、優先的にしているところです。

ただ、土木とか建築の技術者、それから、保健師など、資格、それから、専門性が求められる職種についてはですね、どうしても異動先が限定的になりますし、戸籍業務とか税務、福祉など、知識とか経験が求められる業務については、経験者を含めた配属ということが必要になります。

また、すべての部署でですね、後継者の育成というのが図られるというのをですね、期待したところでの異動にも心がけているところです。

しかしながら、限られた職員数ですし、近年、経験年数が浅い職員が増えているという中で、実際、人事異動の作業を行うとですね、かなり難しさを伴うところです。

また、異動によってですね、係、あるいは課の組織力というものが極端に落ちることがないようにというようなことで、全体のバランスを考えたですね、バランスのとれた職員の配置も必要になります。

このためにですね、職員によっては異動サイクルが短くなったり、自己申告カードに記載された希望などと異なった異動になってしまうことが、現実的には多々生じてきているということはご理解をいただきたいなというふうに思います。

また、技術系の職場にですね、事務職員が配置されて苦勞するというお話もございましたけれども、町の技術系職員の数は限られておりますので、どうしても事務系職員の配置をせざるを得ないという状況がございます。

これは最近始まったことではありません。技術系の部署に配属されて苦勞しながらも勉強して、一人前の仕事をこなしてこられた事務系の先輩、現職も含めてですね、たくさんおられるところです。

要はですね、どの部署に配属されても、新たな配属先で新たな仕事に挑戦するという意欲、新たな知識や経験が得られるという期待感を持ってですね、頑張ってもらいたいという、人事異動のときにはですね、そういう思いを持って異動をやっているところでございます。

町長のマニフェストには、元気で健康な職員の育成と資質向上というのが掲げてございます。議員からいただいたご意見もですね、十分に参考させていただいて、職員の元気は町の元気に直結するというような思いでですね、今後とも取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（宮川安明君）** 宮本議員。

**○8番（宮本修治君）** ありがとうございます。

この課内研修に当たってはですね、人間ですので、できるできないがあると思います。でも、課長の皆さんはですね、管理職として、部下のですね、相談の窓口としてですね、部下をいたわって、お互い助け合う気持ちになってですね、育成に関しても課内のですね、コミュニケーションに対してもですね、お互いが皆丸くなるように、今後とも課内研修をですね、続行していただきたいと思ひまして、強く要望しまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

**○議長（宮川安明君）** これで、8番、宮本修治議員の質問は終わりました。

以上をもって、一般質問の通告者全ての質問は終わりました。

ここで、福祉課長、住民生活課長より答弁の訂正の申し出がっておりますので、これを許します。

**○議長（宮川安明君）** 福祉課長。

**○福祉課長（福島明広君）** すみません。たびたびの訂正で申し訳ありません。

森田議員の質問に対する答弁の中で、コミュニティ形成支援事業について、甲佐団地の取り組みということで答弁させていただいておりますけれども、乙女団地並びに白旗団地についても、コミュニティ形成支援事業は取り組んでおるということで、一応、今年度行っているのが、ハーバリウム体験教室と、奥野ひかる歌謡ショーなどを行っておるところでございます。

以上でございます。申し訳ありません。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（井上理恵君） 先日の平成30年度甲佐町国民健康保険特別会計の決算の認定の審議の際に、佐野議員のほうから甲佐町の保険税額は県内のどのぐらいの位置にあるのか、高いのか低いのかというご質問があつておりましたけれども、当日資料はを持ち合わせておりませんでしたので、後ほど回答するというふうにお伝えしておりました。

この件につきましては、県が示しております町から県に納める納付金の額ですね。納付金を納めるために必要な1人当たりの保険料額というものを県が出しております。その額で回答させていただきます。

本年度、甲佐町の1人当たり保険税額は8万2,938円と公表されております。この額は、県内45市町村の中におきまして、高いほうから22番目という額になります。

なお、県の平均の保険料額は8万6,310円となっておりますので、県平均額の額よりは低い額というふうになっております。

以上で説明を終わらせていただきます。失礼いたしました。

○議長（宮川安明君） 以上をもって本日の日程は終了しました。

明日18日は午前10時から本議場において会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

---

散会 午後3時46分



9月18日（水曜日）

令和元年第3回甲佐町議会（定例会）議事日程

(第3号)

1. 招集年月日 令和元年9月13日  
1. 招集の場所 甲佐町議会議場  
1. 開会 9月18日 午前10時00分 議長宣告  
1. 散会 9月18日 午後3時46分 議長宣告

1. 出席議員

|           |          |         |
|-----------|----------|---------|
| 1番 甲斐良二   | 2番 甲斐高士  | 3番 田中孝義 |
| 4番 鳴瀬美善   | 5番 森田精子  | 6番 佐野安春 |
| 7番 荒田博    | 8番 宮本修治  | 9番 福田謙二 |
| 10番 井芹しま子 | 11番 宮川安明 | 12番 本田新 |

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 岡本幹春 議会事務局事務長 早崎伊津子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

|                   |                |
|-------------------|----------------|
| 町長 奥名克美           | 副町長 師富省三       |
| 会計管理者 山本洋子        | 総務課長 一圓秋男      |
| 企画課長 北野太          | 地域振興課長 北畑公孝    |
| くらし安全推進室長 佐々木善平   | 税務課長 古閑敦       |
| 環境衛生課長 橋本良一       | 住民生活課長 井上理恵    |
| 総合保健福祉センター所長 奥村伸二 | 福祉課長 福島明広      |
| 農政課長 井上幸介         | 建設課長 志戸岡弘      |
| 会計課長 山本洋子         | 町民センター所長 中林健次  |
| 教育長 蔵田勇治          | 学校教育課長 荒田慎一    |
| 社会教育課長 吉岡英二       | 農業委員会事務局長 井上幸介 |
| 選挙管理委員会書記長 一圓秋男   | 代表監査委員 豊永康法    |

1. 開会 9月18日 午前10時00分

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

## 1. 会議に付した事件

- |       |                              |  |
|-------|------------------------------|--|
| 日程第1  | 報告第4号                        | 財政健全化判断比率等の報告について                                  |
| 日程第2  | 議案第39号                       | 工事請負契約の変更について                                      |
| 日程第3  | 議案第40号                       | 工事請負契約の変更について                                      |
| 日程第4  | 議案第41号                       | 工事請負契約の変更について                                      |
| 日程第5  | 議案第42号                       | 上益城広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について                        |
| 日程第6  | 議案第43号                       | 甲佐町グリーンセンターの設置、管理及び使用料に関する条例の制定について                |
| 日程第7  | 議案第44号                       | 甲佐町総合運動公園の設置、管理及び使用料に関する条例の制定について                  |
| 日程第8  | 議案第45号                       | 甲佐町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について                  |
| 日程第9  | 議案第46号                       | 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について  |
| 日程第10 | 議案第47号                       | 行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について                         |
| 日程第11 | 議案第48号                       | 甲佐町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について                      |
| 日程第12 | 議案第49号                       | 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について                   |
| 日程第13 | 議案第50号                       | 甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第51号                       | 甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について    |
| 日程第15 | 議案第52号                       | 令和元年度甲佐町一般会計補正予算（第3号）                              |
| 日程第16 | 議案第53号                       | 令和元年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）                        |
| 日程第17 | 議案第54号                       | 令和元年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）                          |
| 日程第18 | 議案第55号                       | 令和元年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）                       |
| 日程第19 | 議員派遣について                     |  |
| 日程第20 | 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について |  |
| 日程第21 | 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について |  |
| 日程第22 | 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について   |  |

## 1. 議事の経過

開議 午前10時00分

---

○議長（宮川安明君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は議席に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

---

### 日程第1 報告第4号 財政健全化判断比率等の報告について

○議長（宮川安明君） 日程第1、報告第4号「財政健全化判断比率等の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 報告第4号についてご説明申し上げます。

報告第4号、財政健全化判断比率等の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により別紙のとおり監査委員の意見を付して報告するものでございます。

令和元年9月13日提出。町長名でございます。

1ページに、健全化判断比率の状況等についてお示しをしておりますが、2ページと3ページに監査委員の意見書を添付しております。その意見書の3ページをお開きください。

このページの一番下に(3)で是正改善を要する事項というところがございます。こちらを読み上げたいと思います。

(3)是正改善を要する事項。特に指摘すべき事項はない。

今回の審査では、本町の健全化判断比率は法令の定める早期健全化基準を下回っており、「良好」な状態にあると言えるが、今後も引き続き健全な財政運営に努められたいというご意見をいただいております。

それでは、1ページに戻っていただきまして、健全化判断比率についてご説明申し上げます。

平成30年度の決算に基づきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による四つの指標であります実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率と下段の表の財政健全化法第22条第1項の規定に基づく資金不足比率の状況を記載いたしております。

まず、上段の表の網掛けの部分を見ていただきたいと思います。

ここにあります実質赤字比率は一般会計の状況を、連結実質赤字比率は水道事業会計を含む会計の状況を示すものです。いずれも赤字ではございませんので、赤字比率は出てはおりません。

次に、実質公債費比率に関しましては、標準財政規模に対する地方債の返還額の大きさ

を3年間の平均値としてあらわしたもので、平成30年度は6.2%となっており、早期健全化基準の25%を下回る値となっております。

前年度の5.3%から0.9ポイント増加しており、6.2%となった要因でございますけれども、平成27年度の単年度比率が3.7%がございましたが、この数字が、これは、今回の3カ年といいますのが平成28年から30年度まででございますので、その部分が除外されておりました、新たに30年度の比率が6.3%が算入対象となったことによるものでございます。

なお、平成30年度の単年度の実質公債比率につきましては、平成29年度に、平成19年度許可の補助災害復旧事業債などの償還が終了したことにより、地方債の元利償還金が減少したため、前年度の6.6%から0.3%減少し、6.3%となっております。

次に、将来負担比率は水道事業会計も含めた町の借入金の残高や、仮に役場職員が一度に退職した場合に支払うべき退職手当総額などの負債の額の標準財政規模を基本としました額に対する割合を示したものでございます。将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標と言えるものでございます。

平成30年度は59.4%となっており、早期健全化基準の350%を下回る値となっております。前年度の53.6%から5.8ポイント増加し、59.4%となった要因としましては、熊本地震に係る災害復旧事業や子育て支援住宅建設、町営住宅建設事業にかかわる地方債を借り入れたことによる地方債現在高の増加によるものでございます。

ただいま説明いたしました各比率が、その下の段の早期健全化基準がございまして、15%、20%、25%、350%とありますが、を超えますと黄色信号となり、財政健全化計画の策定が義務づけられることになり、さらにその下の財政再生基準の数値を超えますと赤信号となり、財政再生計画の策定が必要となり、地方債の発行が制限され、最小限の期間内に早期健全化基準未滿にすることなどの計画を定める必要がございます。

次に、水道事業会計の資金不足比率の状況においては、資金不足比率の欄に数字が出ておりません。一番下の表の網掛け部分であります資金不足比率に△がついてマイナスの1億302万円となっておりますので、資金不足は生じていない状況です。

このように、本町では、平成30年度決算におけるいずれの指標においても基準を下回っております。

ただ、昨日、今後5年間の中期財政計画について全員協議会においてご説明をさせていただきましたけれども、今後、引き続き熊本地震に係る災害復旧事業や町営住宅建て替え事業に係る地方債の借り入れにより、地方債残高が増加する見込みでございます。

また、熊本地震にかかわる災害復旧事業等の地方債償還が令和2年度から本格的に始まることなどによりまして、今後の実質公債費比率、将来負担比率につきましては、今回の数値より厳しいものになるのではないかとというふうに予想をしているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

**○議長（宮川安明君）** これより質疑を行います。何か質問、質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

以上で報告第4号、財政健全化判断比率等の報告についてを終わります。

## 日程第2 議案第39号 工事請負契約の変更について

○議長（宮川安明君） 日程第2、議案第39号「工事請負契約の変更について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは、議案第39号、工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。

平成31年第3回議会臨時会において議決された安津橋総合運動公園（仮称）サッカーエリア人工芝整備工事のうち、契約金額2億3,778万5,806円を2億4,822万1,253円に変更するものでございます。

令和元年9月13日提出。町長名でございます。

提案理由につきましては、工事内容を変更したいので、契約金額を変更する必要があるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをごらんください。

説明資料1に仮契約書の写しを添付をしております。

工期の記載はございませんが、現工期は令和元年9月30日までとなっております。

次のページをごらんください。

説明資料2と説明資料3に、今回の変更内容と平面図に記載をしておりますので、そちらをもとにご説明をしたいと思います。

今回の変更契約額は、税込みの2億4,822万1,253円となり、1,043万5,447円の増額となっております。

変更内容につきましては、サッカーエリア面の安定処理工を4,050立米から8,214立米に変更し、変更金額が1,043万5,000円の増額となります。

平面図下の赤い色の斜線部が軟弱な地盤であり、人口芝舗装の施工に支障があるため、安定処理工を追加をしております。

今回の変更につきまして詳しく説明をいたしますと、2月、3月に降りました雨の影響により地盤が軟弱になり、現地でポータブル貫入試験を行い、軟弱層が30センチから40センチ程度確認されました。これは、ダンプとか重機の走行ができないため、地盤を改良する必要が生じました。

設計変更の考え方といたしまして、以前は契約変更約款に明示はしてあったものの、施工条件に伴う協議があっても発注者の曖昧さやさまざまな理由により、設計変更が適切に行われないなどの事例があるなど指摘もされているところであります。

そこで、平成26年度改正されました改正品格法に定める発注者の責務を全うするために、土木工事設計変更ガイドライン等の設計変更にかかわる手順やルールを明確にし、発注者、

受注者の共通指針として、設計変更を適切に実施することを目的として策定をされております。

今回の設計変更は、このガイドラインに沿って公共工事請負契約約款第18条に明記してあります条件変更等の項目により、工事現場の形状、地質、地下水位の状態、設計図書に示された自然的な施工条件と実際の工事現場が一致していないこと、また、予期せぬことで特別にできた状態が生じたことで、変更の対象として地盤改良を行うものでございます。

重要な構造物に対しては事前に土質試験等を行います。通常の土工などについては何らかの問題があったときに必要な場合調査を行い、施工方法を決定するなどすることが一般的で、最も安価な工法となるものでございます。

以上なことで今回の変更となりました。

以上が工事の変更内容の説明となります。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（宮川安明君）** これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

宮本議員。

**○8番（宮本修治君）** 今、説明がございましたけども、今回、サッカーエリアということで、今後ですね、次から次にエリア的にされるわけですけども、同じ地盤ということで想定外ということはないと思いますけども、予想されることは今後もあるということですね、これは。もう、次から次にされると、テニスとか野球エリアとかソフトボールとかですね、今後もあり得るということになりますね。ちょっと、それ確認。

**○議長（宮川安明君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** 今後もあり得ると思いますが、サッカーエリアが一番最初にですね、施工したために、まだ排水施設が整ってなく施工しましたので、今回のような雨水がはけられないような状態が生じたこと、しかし、今後、テニスコートあたりはですね、同時に排水施設も施工することから、今よりは少ないんじゃないかという予測はしております。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 宮本議員。

**○8番（宮本修治君）** 予測はされているということですけども、この軟弱な地盤に対しては、今回2回目ですよ。2回目ということで、今後は、もう設計の段階から、最近、変更あたりが多いと思いますけども、雨だけの影響じゃないと思いますので、その点は十二分にですね、設計の段階で打ち合わせをしながらですね、進めていただきたいと思います。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** 全部確認してないのであれなんですけど、ここだけ見た範囲ではですね、3,600万円ほどの追加工事があるんですけども、これは補助金の関係でですね、どうなんですかね、この補助金を、この工事に対しては申告をしてらっしゃると思うんですけども、これをまた新たにですね、追加申請をされるのかですね、されなけれ

ばですね、これがもう丸々この負担になってしまうというか、そこら付近のからくりというのはどういうふうになるのかなというふうに、ちょっと気になったんですけども。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） この安津橋の運動公園の整備につきましては、交付金事業を使って施工をしておりますし、補助残については過疎債を使っておりますので、交付された交付金内で、現在工事を計画を進めているところでございます。

で、よろしいですか。

（自席より発言する者あり）

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時18分

再開 午前10時18分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 失礼しました。今回のこの増額分についても、交付金の対象内で工事を進めることとなっております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 国に対しても補助金申請するときはですね、細かい設計とか、いろんな、細かくですね、申請をするんだろうと思うんですけども、やっぱり、またこういうふうに別個に工事があればですね、またそれはそれで申請をしなくてはいけないような気もするもんだからですね、そのようにお尋ねをしました。それについては、また詳しく、後でお聞きをしたいというふうに思います。

それで、今回ですね、安定処理工をですね、増とするということなんですけども、今、人工芝のほうはですね、今芝生は全部、もう今のところは全部張ってあるわけなんですけども、張って、もうきれいになっているわけなんですけども、また、これからこのあれを、計画を見ますと、これまた剥ぎ上げて、そしてまた地盤の安定というか、安定処理をまたされるのかなと思って、その点についてお尋ねします。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 今回安定処理をした箇所につきましては、人工芝で舗装をすところの面を安定処理をしております。天然芝のほうについては、安定処理はしてございません。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時20分



○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 人工芝の下の安定処理については、現在施工は終わって、今回議会に軽微な変更として報告をしているものでございます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

福田議員。

○9番（福田謙二君） 今のちょっと答弁ですけども、実際ならば、もう、今終わってもう進めているわけでしょう。違う、違う。これは本来なら、それをする前にですね、こうやって持ってくるか、それとも、報告としてこういうふうになりましたとかですね、これは承認までせなんとですかね。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 契約変更をして、議員の皆さん方に工事契約の承認をとる場合に、あらかじめ軽微な変更については専決でさせていただいて、最終的な金額が確定した後に変更契約の承認をとらせてくださいということを、あらかじめ皆様方にもご了解はいただいておりますので、今回もそのような事例に当たると思っておりますので、対応としては、適切な対応をさせていただいたというふうに考えております。

○議長（宮川安明君） 福田議員。

○9番（福田謙二君） ではですね、ちょっとこの内容にですね、ちょっと、この前回、施工範囲ということでしたのであったんですけども、ここに赤色の斜線があって、この30センチの地盤が、ここの重機が入った場合に地盤が下がるということですね。で、ここの赤の部分はずっと、また舗装、この30センチを入れてされたということですかね。するとですかね。

これは、一番最初、課長はこれ、立米と言われたけども、これは立米で計算しとるわけですかね。これは面積じゃなかったですかね。これは立米ですかね。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 面積的には平米でございますけれども、積算の過程においては立米で積算をしておりますので、立米という表記で説明をいたしました。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） じゃあ、これ、議案39号というのは、これっていうのは採決か何かをとるんですかね。単なる報告なんですかね。もう終わってしまったので。軽微なあれとして。違うんですか。じゃあ、もう幾らかのですね、事前に説明があればですね、町長のさっきの説明があればわかったんですけども。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） これまでも、やり方としては、最終的な変更の契約金額が固まった段階で、直近の議会の中でその議案として提出をします。変更契約の承認の議案を提出すると、こういうやり方でこれまでも来ておりますので、従来どおりのやり方で今回も提案をさせていただいたということでもあります。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 従来のやり方で。それについてはちょっと納得がいきませんが、雨によってですね、もともと河川敷なので軟弱な地盤と言われればですね、軟弱な地盤なんでしょうけど、この安定処理工をした後ですよ、は、もう、大体、ずっと将来的にあそこの地盤というのは、もう安定をするんですかねと思ひまして、あそこですとプレーをしていくわけですけども、そういったのはもう、全くこの工法をしたならば安心なのかというのは、ちょっとお聞きします。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 石灰の安定処理をすることによって、将来的にも安定をします。

以上です。

○議長（宮川安明君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。議案第39号、工事請負契約の変更についてでございますけれども、サッカーエリアのですね、人工芝の最終的な契約変更の金額ということでございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これから、議案第39号「工事請負契約の変更について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第40号 工事請負契約の変更について

○議長（宮川安明君） 日程第3、議案第40号「工事請負契約の変更について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** 議案第40号、工事請負契約の変更について。平成30年第2回議会臨時会において議決された安津橋総合運動公園（仮称）サッカーエリア付帯施設工事のうち、契約金額6,231万6,000円を7,904万782円に変更するものでございます。

令和元年9月13日提出。町長名でございます。

提案理由につきましては、省略をさせていただきます。

次のページをごらんください。

説明資料1に仮契約書の写しを添付しております。

こちらも工期の記載はございませんが、現工期は令和元年9月30日までとなっております。

次のページをごらんください。

説明資料2に今回の変更内容と、説明資料3に平面図を添付をしております。

こちらをもとにご説明を申し上げたいと思います。

今回の変更契約金額は税込みの7,904万782円となり、1,672万4,782円の増額となっております。

今回の変更内容につきましては、一つ目に、天然芝入りエリアの整備の追加です。変更金額が963万3,000円の増額となります。

追加の理由といたしましては、日本サッカー協会との協議によりサッカーエリア面の排水勾配をとったほうがよいということの結果になり、当初0.25%から0.5%に変更したため888立米の盛土工が生じたので、追加をしております。

2番目に安定処理工の追加です。これも先ほどの説明と一緒にございますけれども、軟弱な地盤であり、管理用道路の舗装の施工に支障があるため、安定処理工2,165平米を追加しております。

図面では②の青色の部分のサッカーコート周辺になります。変更金額が412万5,000円の増額となります。

三つ目が、張りコンクリート工の変更です。雨によりフェンス基礎周辺の洗掘防止のためと維持管理を考慮して、フェンス基礎周辺に張りコンクリート工72立米を追加しております。変更金額は296万6,000円の増額となります。

以上が今回の工事内容の変更となります。どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（宮川安明君）** これより質疑を行います。何か質疑ございませんか。

井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** じゃあ、これについても、もう全部終わっているんですね。

**○議長（宮川安明君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** はい、完了しております。

**○議長（宮川安明君）** 井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** この安定処理工の工事はですね、あちこちしなくちゃいけないわけですが、今度駐車場とかですね、またずっとあるわけですね。野球場とか

ソフトボールとか駐車場とか。こういったのもやっぱり、これから安定処理工の対策をとらないと、その見通しについてはどうなんですか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 自然の洪水によりますので、絶対安心だとは言えませんけれども、安定処理をしなくていいような排水施設をですね、整備して、なるだけ現状のまま施工をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） ありませんか

福田議員。

○9番（福田謙二君） 9番。ここにですね、変更の理由として①のところ。日本サッカー協会との協議により、サッカーエリアの排水勾配を変更したため、盛土工を追加するということですが、ここのサッカーのグラウンドの勾配が、もう、もともこの地盤が低かったわけですかね。どうだったんですかね。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 当初は、サッカー協会との協議において、0.25%で仕上高をつくってございましたけれども、外部の外周についてですね、側溝あたりを整備しておりますので、0.5%にするには、もう盛土の工法しかございませんので、土を多く盛ったということの変更になります。

以上です。

○議長（宮川安明君） 福田議員。

○9番（福田謙二君） 9番。ということは、この排水勾配を、勾配をちょっと高く、斜めにとったということですね。で、その勾配によって、緑川のほうに排水をするということですか。そうなるわけですね。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 緑川のほうにというか、外部の側溝のほうに流れるように勾配をとった次第でございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番です。先ほども軟弱地盤の安定処理工法が変更で出てきておりましたけれども、今、ちょっと単純に計算しますと、先ほどの安定処理工法は30センチの置きかえというか、石灰安定処理で、平米当たりの単価は2,506円になりますけれども、今回のつを計算しますと1,905円。ということは、今回、道路のほうで変更を、安定処理をされますほうが単価的には安いですけど、断面図がちょっとないんですね、どのくらいの厚さをされたかがちょっとわからないんですけど、同じ工法で単価が違うということではないですよ。考え的には。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 置きかえの、その道路の部分の厚さは何センチですか。さっき

のとは30センチの安定処理の置きかえなんで、今度は何センチですか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 厚さについては、変わらず30センチ程度です。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時36分

再開 午前10時37分

---

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） ここに資料としてお示ししております金額につきましては、直工に対して経費を案分しておりますので、全体の経費にかけたところで金額を出しておりますので、単価が違ってくるといふふうに思っております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時37分

再開 午前10時41分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 先ほどの審議した変更と今回の変更で、ちょっと単価が違うんじゃないかということで質問をいたしましたけれども、面積的には違いますけれども、面積が違うんで当然金額は変更になると思いますけど、単価については、先ほど聞きましたけど、再度お尋ねしたいと思います。単価については一緒ですか、それとも違いますか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） この単価につきましては、両工事とも、同等の単価を使用しております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 何か質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

○12番（本田 新君） 12番。議案第40号、工事請負契約の変更についてであります。

今回の変更は1,672万ということで、軽微な変更というふうには、ちょっと額の面では

軽微な変更とは言えないまでも、その変更理由を見ると、軟弱地盤をしっかりとした地盤にして、完成後の利用のためにしなければならない工事の追加工事であるというふうに私は認めておりますので、本案に賛成をしたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** これで討論を終結します。

これから、議案第40号「工事請負契約の変更について」を採決します。

本案は原案のどおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第41号 工事請負契約の変更について

**○議長（宮川安明君）** 日程第4、議案第41号「工事請負契約の変更について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** 議案第41号、工事請負契約の変更について。平成31年第1回議会臨時会において議決された安津橋総合運動公園（仮称）サッカーエリア照明設備外工事のうち、契約金額6,480万円を6,686万9,148円に変更するものでございます。

令和元年9月13日提出。町長名でございます。

提案理由につきましては、省略させていただきます。

次のページをごらんください。

説明資料1に仮契約書の写しを添付しております。

こちら工期の記載はございませんが、現工期は令和元年9月30日までとなっております。

次のページをごらんください。

説明資料2の今回の変更内容と説明資料3に平面図を添付をしております。

そちらをもとにご説明をしたいと思います。

今回の変更契約額は税込みの6,686万9,148円となり、206万9,148円の増額となっております。

今回の設計変更の内容については、一つ目が電線ケーブルの変更です。電線ケーブルを2万4,249メートルから2万4,707メートルに変更し、458メートルを追加しております。

変更の理由といたしましては、河川管理者である国との協議により、配線先である受水槽の位置が変更になったことから、電線ケーブルの延長が増となっております。変更金額は123万3,000円の増額となります。

二つ目はコンクリートの増です。3.5立米から10.2立米に変更し、6.7立米を追加しております。変更理由といたしましては、河川管理者である国との協議により、現堤防地盤高が高くなることから、電気設備の基礎をかき上げをしており、このため、コンクリート

を追加しております。変更金額は83万6,000円の増額となります。

以上が工事内容の変更となります。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（宮川安明君）** これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

田中議員。

**○3番（田中孝義君）** 3番、田中です。この変更の理由で、河川管理者との協議により堤防高の変更というのは、これはもう、最初のうちから図面とか設計の段階でできると、協議の中でわからなかったんですか。

**○議長（宮川安明君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** 当初のうちからわかっておりませんで、この計画が打ち出されたのが今年になってからですね、国交省のほうから現堤防がかさ上げになるということを受容しましたので、それに伴い変更をしたこととなります。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** ほかにありませんか。

佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** こちらの図面を見てですね、照明の関係が示されてますので、全部で17灯あるわけですが、こういったのを同時につけた場合はかなりの明るさになると思うんですけども、近隣の住宅とかいう説明とか了解とかは大丈夫なんでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** 照明につきましては、もう1基、ついてはないんですけども、そこがついた時点でですね、一度つけて見て、そういった、近隣がどういう状況になるかは把握してですね、説明あたりをしていきたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** ほかにありませんか。

井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** この堤防地盤、これが高くなるというふうにありますけども、堤防を高くするという国交省の計画は、今どんな計画なのかちょっとお尋ねをします。

**○議長（宮川安明君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** 国交省のその堤防を高くするという計画は、現段階ではすぐにするというのではなくて、先ほど、先日もありましたハザードマップL2対応をですね、浸水区域を最大限想定した場合、その場合にはあと80センチ程度堤防を上げなくてはならないということがありますので、それに対応するために、うちのほうも基礎高を80センチ上げたこととなります。

で、国のほうもいつやるということではですね、ここ二、三年か、四、五年間か、ちょっとその辺はですね、不明でございますけども、将来的には行うということでもあります。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） 議案第41号、工事請負契約の変更についてでございますけれども、安津橋総合運動公園（仮称）につきましては、熊本地震からの復興の拠点施設として位置づけられた施設でございます。そういった中で、円滑かつ的確なですね、工事推進に必要な変更であったと認めます。

なおですね、このナイター設備につきましては、このような河川敷にこのようなナイター設備があるような運動公園というのは全国的にも例がないものと思います。そういったことで、町民としても誇らしく思っております。

そういったことから、この議案第41号につきましては、賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第41号「工事請負契約の変更について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第42号 上益城広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について

○議長（宮川安明君） 日程第5、議案第42号「上益城広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 議案第42号についてご説明申し上げます。

議案第42号、上益城広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について。地方自治法第291条の3第1項の規定により、上益城広域連合の処理する事務を変更し、上益城広域連合規約の一部を次のとおり変更するものでございます。

令和元年9月13日提出。町長名です。

説明に当たりましては、新旧対照表のほうで説明をさせていただきます。

新旧対照表を見ていただきます。

まず第4条の変更点につきましてでございますが、第4条中、第5号を第6号としまして、第4号の次に第5号として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理施設の設置に関すること。」を加えております。

それから、第5条の変更点につきましては、第5条中、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に第7号として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく



一般廃棄物処理施設の設置に関すること。」を加えております。

別表の変更点につきましては、新たに「用地取得に要する経費、均等割100%、一般廃棄物処理施設建設に要する経費（用地取得に要する経費を除く。）、関係町の人口、施設利用度等を基準として関係町が協議して定める。」を加えております。

附則で、この規約は令和2年4月1日から施行するとしております。

今回の一部変更につきましては、熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会が令和2年4月1日から上益城広域連合へ事務移管をするため、構成町での規約変更案の同文議決をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○議長（宮川安明君）** これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

本田議員。

**○12番（本田 新君）** この議案第42号につきましては、広域連合の中に中央協議会のごみ施設のことが入ってくると、主にかう入ってくるということで、その中で、用地に対しては均等割、確かにそのとおりでございます。用地は財産として、我が町が5分の1の権利を有するというので、非常に用地の面については、この均等割というのは大変だと思いますけど、その下の、ここが問題だと思っているのはその次のですね、その割合ですね。負担割合。この町の割合が人口でやるだけでも問題であるだろうし、また、いわゆる排出するごみの量だけで判断するのもどうかという点もあります。

差し支えあるならば結構ですけども、甲佐町はどのように考えておられるのか。関係町との協議というのは5町ありますので、大変、なかなか難しい面もあるかと思っておりますけども、我が町のお考えが今あるならば、お聞かせ願いたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 協議会のほうも、今まさに協議、ずっと今詰めた協議もなされておりますけれども、この各町の負担の割合については、具体的な協議はまだ行っておりません。

で、いろいろ先進地の視察等も、今、毎年行っているような状況でありますし、そういった先進事例もですね、参考にさせていただいて、関係町長ともいろいろ話を詰めながら、今後決定されていくものというふうに考えております。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

**○12番（本田 新君）** 議案第42号、上益城広域連合の処理する事務及び規約の一部変

更についてでありますけども、これは上益城郡5町の同文議決というふうな思いがありますので、何ら異議なく賛成をいたします。

**○議長（宮川安明君）** これで討論を終結します。

これから議案第42号「上益城広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 異議なしと認めます。

よって本案は原案どおり可決されました。

しばらく休憩します。15分間休憩いたします。

---

休憩 午前10時59分

再開 午前11時15分

---

**○議長（宮川安明君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程第6 議案第43号 甲佐町グリーンセンターの設置、管理及び使用料に関する条例の制定について

**○議長（宮川安明君）** 日程第6、議案第43号「甲佐町グリーンセンターの設置、管理及び使用料に関する条例の制定」についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

農政課長。

**○農政課長（井上幸介君）** それでは、議案第43号についてご説明申し上げます。

議案第43号、甲佐町グリーンセンターの設置、管理及び使用料に関する条例の制定について。甲佐町グリーンセンターの設置、管理及び使用料に関する条例を次のように制定するものでございます。

令和元年9月13日提出。町長名です。

提案理由といたしましては、平成28年熊本地震により被災し、解体した甲佐町グリーンセンター集会用施設の再建に伴い、本条例を制定する必要性が生じたためでございます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町グリーンセンターの設置、管理及び使用料に関する条例。

設置。第1条、甲佐町は樹芸農家の協業活動拠点施設として、甲佐町グリーンセンター（以下、「センター」という。）を設置する。第2項、センターに次の施設を設置する。第1号、集会用施設。第2号、競り場。

名称及び位置。第2条、センターの名称及び位置については、次のとおりとする。

第1号、名称 甲佐町グリーンセンター。第2号、位置 甲佐町大字田口地内。

用途。第3条、センターの用途は次の各号に掲げるとおりとする。第1号、樹芸農家の

協業の推進。第2号、樹芸農家の研修及び実技訓練。第3号、環境緑化木の生産及び流通。第4号、環境緑化木の生産及び流通に係る情報収集並びにその広報。第5号、農林業生産資材、機械等の展示。第6号、その他センターの設置の目的を達成するため必要な事業。

使用時間等。第4条、センターの使用時間は午前8時30分から午後5時30分までとする。第2項、町長は必要と認めるときは前項に規定する使用時間を変更し、または臨時に休館日を定めることができる。

使用の承認。第5条、センターを使用しようとする者は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。第2項、町長は使用の承認に際し、管理上必要な条件を付することができる。

使用料。次のページをお願いいたします。第6条、前条第1項の規定による承認を受けた者（以下、「使用者」という。）は次の表に定める額を使用料として納めなければならない。区分、会議室。料金、冷暖房を使用しない場合500円、冷暖房を使用する場合1,000円。備考、料金は1時間当たりの料金とする。ただし、1時間未満の端数がある場合は切り上げるものとする。使用料には消費税を含む。第2項、使用料は返還しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。第3項、町長は災害等のやむを得ない事由があるとき、または、特に公益上必要と認めるときは使用料を減免することができる。

使用の制限。第7条、町長は次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しないものとする。第1号、センターの使用が設置の目的に反していると認めるとき。第2号、公の秩序、または善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。第3号、集团的に、または常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。第4号、施設等を損壊するおそれがあると認められるとき。第5号、その他センターの管理上支障があると認めるとき。

使用の承認の取り消し等。第8条、町長は、第5条第1項の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消し、または使用の中止を命ずることができる。第1号、この条例に違反したとき。第2号、第5条第2項の規定による承認の条件に違反したとき。第3号、前条各号に該当することが判明したとき。次のページをお願いします。第4号、公共の福祉のためやむを得ない理由があるとき。第2項、町長は前項の規定により承認を取り消した場合において、当該取り消しに伴う損害賠償の責を負わないものとする。

損害賠償。第9条、使用者は施設、備品、その他附属物品を破損、または滅失したときは、その相当額を賠償しなければならない。

過料。第10条、町長は次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。第1号、使用期間を終わって正当な理由がなく使用を続ける者。第2号、第7条の規定に基づき使用承認の取り消し、または使用中止を命じたにもかかわらず使用を続ける者。第3号、センターを使用し、その使用中に施設を損傷し、または滅失した場合において正当な理由がなく原状を回復しない者。第2項、詐欺、その他不正の行為

により第6条の使用料を免れた者には、その免れた金額の5倍に相当する額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは5万円とする）以下の過料を科することができる。

指定管理者による管理。第11条、地方自治法第244条の2第3項の規定により、センターの管理を法人、その他の団体であって町長が指定する者（以下、「指定管理者」という。）に行わせることができる。第2項、前項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、当該指定管理者は必要があると認めるときは、あらかじめ町長の承認を得てセンターの休業を定め、または使用時間を変更することができる。第3項、第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条、第7条、及び第8条の規定中「町長」とあるのは、「指定管理者」と読みかえるものとする。第4項、第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、すみません、次のページをお願いします。当該指定管理者がセンターの管理を行うこととされた期間前にされた第5条第1項（前項の規定により読みかえて適用される場合を含む）の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。第5項、第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がセンターの管理を行うこととされた期間前にされた第4条第1項の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けたものとみなす。

指定管理者が行う業務。第12条。指定管理者は次に掲げる業務を行うものとする。

第1号、センターの受付及び使用の許可に関する業務。第2号、センターの施設及び附帯施設の維持管理並びに補修及び修繕に関する業務。第3号、樹芸農家の研修、特産品の開発等、農林業の活性化に資する業務。第4号、前各号に掲げるもののほか、指定管理者がセンターの管理運営上必要と認める業務。

利用料金。第13条、指定管理者は地方自治法第244条の2第8項の規定により、センターの施設の利用に係る料金（以下、「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として使用者から收受することができる。第2項、前項の規定により指定管理者が收受することができる利用料金の額は、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。

第3項、指定管理者はあらかじめ町長の承認を得て定めた基準により、利用料金を減免し、または還付することができる。

指定管理者の原状回復義務。第14条、指定管理者はその指定の期間が満了したとき、または地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、もしくは期間を定めて管理の業務の全部、もしくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、町長の承認を得たときはこの限りでない。

次のページをお願いします。

雑則。第15条、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則。この条例は規則で定める日から施行する。

説明を申し上げますと、現在、グリーンセンターにつきましては、普通財産ということで位置づけをされております。現在、緑川森林組合と1年単位で貸し付けの契約を行って

いるところです。しかし、熊本地震で事務所が被災し、その復旧に際して災害復旧事業債という起債を活用しております。そして、10月末の完成を目指しておりますけれども、本起債の対象施設条件といたしまして、町の行政目的のために設置された行政財産であるということが、もう条件となっております。そこで、今回設置条例を提案し、議決後、施設の完成をもって行政財産に変更することとしております。

しかしながら、行政財産には長期間の貸し付けができません。短期間の使用許可という形でしかできませんので、条例の中に指定管理者による管理ができる条項を規定することで、長期間の使用ができるようにするものでございます。

甲佐町の森林行政の拠点施設及び競り市開催等による甲佐町の観光拠点施設として、今後より一層の推進を図るため、指定管理者としては通常公募で選ぶものでございますけれども、緑川森林組合を指定する予定といたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

**○議長（宮川安明君）** これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

森田議員。

**○5番（森田精子君）** 5番、森田です。この中には、ここがですね、グリーンセンターが地震より再建された場合には、避難所としても利用できるようなことをお聞きしたような気がしますけれども、その避難所としての利用はどうなっていますでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 農政課長。

**○農政課長（井上幸介君）** 10月末に完成予定の集会用施設でございますけれども、結構、中に広いスペースもございまして、避難所としての活用というのも十分考えられます。

指定管理の業務内容につきまして、その条件等につきまして、今後、森林組合のほうと協議をしておりますので、避難所としての活用に支障が出ないように、そのところについては十分協議を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 森田議員。

**○5番（森田精子君）** そこについては、もう明示はしないということですかね。規則で何か表示しておくとか、そういうのはないんですかね。避難所としての位置づけはしないということですか。

**○議長（宮川安明君）** 農政課長。

**○農政課長（井上幸介君）** 本条例はあくまでも設置条例になりますので、その位置づけについては、この条例の中ではいたしませんけれども、指定管理者との協定書の中に入たいこもうというところで、今現在考えているところでございます。

以上です。

**○5番（森田精子君）** わかりました。ありがとうございます。

**○議長（宮川安明君）** 質疑の途中でございますけど、局長のほうから字句の訂正を申し上げます。

局長。

○**議会事務局長（岡本幹春君）** 大変申し訳ございません。本日机上のほうに配付しておりました本日の議事日程第3号ですが、議案第43号につきまして、甲佐町グリーンセンター「集会用施設の設置」ということで記載をいたしておりますが、この「集会用施設」を削除していただきますようお願いいたします。申し訳ございませんでした。

○**議長（宮川安明君）** ほかに何か質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○**議長（宮川安明君）** ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（宮川安明君）** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○**8番（宮本修治君）** 8番。議案第43号、甲佐町グリーンセンターの設置、管理及び使用料に関する条例の制定についてということで言われますけども、被災して解体した甲佐町グリーンセンター集会用施設の再建に伴い、本条例が設置条例が要るということで、何ら異議なく同意いたします。

○**議長（宮川安明君）** これで討論を終結します。

これから、議案第43号「甲佐町グリーンセンターの設置、管理及び使用料に関する条例の制定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（宮川安明君）** 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時31分

再開 午前11時32分

---

○**議長（宮川安明君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程第7 議案第44号 甲佐町総合運動公園の設置、管理及び使用料に関する条例の制定について

○**議長（宮川安明君）** 日程第7、議案第44号「甲佐町総合運動公園の設置、管理及び使用料に関する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

社会教育課長。

○**社会教育課長（吉岡英二君）** それでは、議案第44号についてご説明いたします。

議案第44号、甲佐町総合運動公園の設置、管理及び使用料に関する条例の制定について。

甲佐町総合運動公園の設置、管理及び使用料に関する条例を次のように制定するものでございます。

令和元年9月13日提出。町長名です。

提案理由については、省略させていただきます。

次のページからですね、1ページ目から5ページまでが内容となりますけれども、ただいま議長のほうからお話がありましたとおり、全部読み上げますと相当時間がかかるということで要点のみをですね、説明させていただきますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

**○社会教育課長（吉岡英二君）** それでは、まず1ページ、第1条からでございます。

この1条については、趣旨ということで、これについては読み上げさせていただきたいと思っております。

この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、甲佐町総合運動公園（以下「運動公園」という。）の設置、管理及び使用料に関し必要な事項を定めるものとするということです。

第2条につきましては、設置ということで、スポーツ、レクリエーション及び体育の振興並びに交流の促進、それと地域活性化を図るとともに、地域住民の健康増進に寄与することを目的として運動公園を設置するとなっております。

第3条につきましては、名称及び位置ということで、運動公園の名称は熊本甲佐総合運動公園「緑川リバーサイドパーク」ということで、位置は甲佐町大字有安と船津地内でございます。

第4条は、管理・運営について。

第5条は、休園日についてということでございます。

第6条は、有料公園施設ということで、その施設名と使用時間を定めております。施設名につきましては、人工芝サッカー場、それとその夜間照明。天然芝サッカー場、それとその夜間照明ですね。テニスコート、それとその夜間照明ということで、使用時間につきましては、午前9時から午後10時までとなっております。ただし、ここに委員会が必要と認めるときは、これを変更することができるとなっております。この内容につきましては使用時間について、この使用のですね、実績あたりを加味してですね、この使用者や大会運営状況に応じまして対応していきたいと思っておりますので、これを入れているところでございます。

第7条は、使用の許可。

第8条は、使用の制限ということで、これにつきましてはグリーンセンターと同じというような内容でございます。

第9条は、使用権の譲渡等の禁止。

第10条は、許可の取り消し等について記載しております。

第11条でございますけれども、使用者の現状回復義務。

第12条は、使用者が施設を損傷、滅失したときの損害賠償義務についてでございます。

それと、第13条でございます。出水時の措置ということで、安全確保面です、緑川出水等によりまして、増水したときに危険であるということの周知やですね、退避についての注意、勧告及び指示を行う内容ということになっております。

第14条は、使用料でございます、5ページに別表で記載しております。これについてはちょっと読み上げさせていただきますけれども、有料公園施設使用料ということで、人工芝のサッカー場の全面が2,000円、半面が1,000円。それとその夜間照明が全点灯の場合が2,000円、半点灯の場合が1,000円。天然芝サッカー場の全面が3,000円、半面が1,500円。その夜間照明につきまして、片側面の全点灯が1,000円、半点灯のほうは500円。テニスコートにつきましては1面の使用料が300円と、夜間照明につきましては400円というふうになっております。備考に、1、2、町外在住者または町外に所在する法人もしくは団体が使用する場合は、使用料に定める額の2倍とする。使用時間が1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間の額とするというふうにしております。

第15条でございますが、これは使用料の減免。

第16条は、使用料の還付についてでございます。

第17条は、入場の禁止。

第18条は、特別設備。

第19条は、販売行為の禁止についてでございます。

それと、第20条の指定管理者による管理につきましては、運動公園の施設管理は、法第244条の2第3項の規定によりまして、法人その他の団体であって町が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができるとなっておりますので、その内容についてでございます。

第21条は、指定管理者の業務ということで、その業務について記載しております。

第22条は、利用料金ということで、第14条の規定にかかわらず、第20条の規定により、運動公園の施設管理を指定管理者に行わせる場合は、法第244条の2第8項の規定に基づきまして、運動公園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として利用者から収受することができるとなっておりますので、その内容についてでございます。

第23条は、その指定管理者の現状回復義務についてでございます。

最後に、第24条が雑則となっております、この条例で定めるもののほか、必要な事項は委員会の規則で定めるようになっております。

附則といたしまして、この条例は、規則で定める日から施行するというところでございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。

**○議長（宮川安明君）** これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

本田議員。

**○12番（本田 新君）** 議会の初日に私はちょっとフライング気味にですね、この利用料金について、委員会のほうに質問しましたけども、いわゆる本町の子どもたち、今回こ



の運動公園は交流人口の増ということに重きを置いて、よく議会では議論されておりますけれども、私はこの運動公園は、本町の子どもたちにとって有意義なものであってほしいという思いが非常に強うございますので、その点、本町の子どもたちの利用料金についてはどのように考えておられるのかが1点。

よかですか。2点目、行きます。

2点目は、この指定管理者にお願いされるけれども、この指定管理者に対する委託料とか、それはグリーンパル方式、グリーンパルのほうが今やっておられるような方式でやられるのか、それとも「鮎緑」で行っておられるような委託料をお願いをして、委託をして、その料金をされておるけれども、その管理料金についてはどのような考えを持っておられるのか、この2点についてお聞かせ願います。

**○議長（宮川安明君）** 社会教育課長。

**○社会教育課長（吉岡英二君）** まず、第1点の使用料の減免ということでございますけれども、これにつきましてもですね、一応委員会の案ということで考えておりますけれども、実際はですね、関係各課、それと関係団体等とですね、協議をしてですね、決めていきたいと思っております。

今のところはですね、対象と考えておりますのが、委員会が主催や共催する、後援する大会、または学校教育及び社会教育を目的とする団体が使用する場合についてですね。それと国、地方公共団体が公共の用に供するために必要と認める場合とか、災害、その他、緊急事態発生のため応急施設として臨時に使用させる場合。その他、委員会が必要と認める場合というふうに考えております。

それと子どもたちに関してでございますけれども、先ほど言いましたように、学校教育、社会教育関連ということで、部活動であったり、PTAであったり、町のクラブチームのですね、主催する大会などについてはですね、全額ではないかと思っております。全額もしくは半額の免除とするような形で協議をしていこうかというふうに思っているところでございます。

それと、第2点目ですけど、指定管理者についてでございます。指定管理者についてはですね、今グリーンパルでやってあります、料金を徴収して、その中から運営を行うというふうなことで案は持っておりますけれども、何分ですね、天然芝についての維持管理がどれぐらいかかるか、まだはつきりわかっておりません。根が活着して、その後、刈り込みの状態とか施肥の状態とか、いろんなものがありますので、それが大幅にですね、費用がかかるような場合は、またその分についてどうするか協議していきたいと思っておりますけれども、基本的にはグリーンパル方式でやったほうがいいんじゃないかというふうに思っているところです。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 本田議員。

**○12番（本田 新君）** わかりました。委員会の考え方はよくわかりました。その中であえてお願いをしたいのは、やっぱりこの運動公園、本町の子どもたち並びに熊本県でも

かまいません。子どもたちにとって、スポーツの振興とですね、そういった健康増進に大いに寄与するような施設であってほしいということを願うということで、運用についてはですね、委員会にお任せすることになるかと思えますけども、一つ、その点を大いに加味していただいて、今後運営されることを願いたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** ほかに質疑ありませんか。

福田議員。

**○9番（福田謙二君）** 9番。3ページです。第19条です。運動公園内において、物品の販売その他これに類する行為をしてはならない。ただし、委員会の許可を受けたときは、この限りではないということになっておりますけども、前もって委員会のほうに、夏場のイベントをするということで、水分補給とか個人でやっぱり水分とかいろいろ持って来られるけども、氷の販売とか甲佐町の特産物とかいろいろなものも、そういうのも前もって委員会のほうに報告して許可が出れば、そういうのもいいということですかね。

**○議長（宮川安明君）** 社会教育課長。

**○社会教育課長（吉岡英二君）** この運動公園はですね、ただ、スポーツ施設のみじゃなくて、交流人口の増加とか町の活性化とか、そういうことも考えてつくられている公園ということで、必要な場合はですね、委員会の許可を受けたときは、そういったイベントもできるということで、許可を受けたときは販売もできるということで考えております。以上です。

**○議長（宮川安明君）** 荒田議員。

**○7番（荒田 博君）** 7番。本条例のほうに名称がリバーサイドパークとありますけれども、愛称を公募されるというふうな6月の一般質問の中で確認したところ、するということだったので、その点を1点お聞きしたいのと、3月ごろに緑川スポーツフェスタということで、このところでイベントを行われておりましたけども、本格的運営になりますと、今度利用するスペースがないのではないかと思いますので、そのあたりは今後どう考えられているのか、その2点をお聞きいたします。

**○議長（宮川安明君）** 社会教育課長。

**○社会教育課長（吉岡英二君）** 名称について、それではお答えいたしますけども、2019年の1月にですね、三役さんと関係課を招集いたしまして、庁内会議において、この熊本甲佐総合運動公園「緑川リバーサイドパーク」ということが決定したわけでございます。愛称につきましては、本条例を制定した後にですね、公募して決定するというふうになっておりますので、担当は地域振興課のほうで説明があると思いますので。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 地域振興課長。

**○地域振興課長（北畑公孝君）** 愛称募集については、今、社会教育課長が答弁されましたとおり、今後公募をする予定としております。今現在の大きなスケジュールといたしましては、10月15日からですね、公式サイト等によって応募を開始できればというところで準備を進めております。正式な名称が決定したお披露目といたしましてですね、今、

先ほど荒田議員が言われました、緑川スポーツフェスタ内です、その愛称については発表し、作品に対して何らか表彰等を行えばというところで、今、準備を進めているところでございます。

それと、緑川スポーツフェスタの会場ということですが、工事段階においては、今、テニスコート、サッカー場、翌年に野球場と進んでいきますけれども、工事の整備段階を考えながらですね、エリアを決めて開催したいと思っております。

(「あの場所で」と呼ぶ者あり)

**○地域振興課長(北畑公孝君)** はい、あのエリアの中でですね、していきたいと思っております。完成後につきましてはですね、全て完成した場合、いろんな用途の使い方がございますので、野球場を使ってイベントを開いて人工芝で軽スポーツを楽しむとか、そういったことは今から考えていきたいと思っておりますけれども、完成するまでは工事の施工状況等考えながらですね、あのエリアで開催をするというところで今検討は進めているところでございます。

以上でございます。

**○議長(宮川安明君)** ほかにありませんか。

1番、甲斐議員。

**○1番(甲斐良二君)** 1番、甲斐でございます。今回、サッカー場、それからテニスコートの使用料に関する事なんですけど、サッカー場に関しては近隣の市町村では嘉島町にもございますし、テニス場に関しては隣の美里町にもございます。そういった近隣市町村の施設との料金の比較といいますか、これが高いのか安いのか、近隣市町村並みなのかというのは、調査というかされたんでしょうか。

**○議長(宮川安明君)** 社会教育課長。

**○社会教育課長(吉岡英二君)** この料金についてでございますけども、近隣市町村と同等施設の使用料を参考にですね、バランスを考えながら勘案して料金を設定しているつもりでございますけれども、まず、サッカー場に関してでございます。

これは、人工芝サッカー場の使用料について、嘉島町、益城町の総合運動公園サッカー場と同額の1時間当たり2,000円の使用料ということで設定しております。照明等の使用につきましてはですね、嘉島町と大津町のサッカー場の照明施設と同額ということで1時間当たり2,000円を徴収することとしております。

参考ではありますけれども、益城町のサッカー場の照明使用料はですね、サッカー場とナイターのところが若干離れておまして、その照光量が増加するというところでですね、3,750円となっておりますので、うちの場合はそういった状況を勘案しながら2,000円というふうにしておるところでございます。

また、天然芝サッカー場についてもですね、最初は同額とすると思ってたんですけども、なるべく安くすると思ってたんですけども、何しろ維持管理にですね、コストがかかるということで、県内でもですね、本格的なサッカー場として数少ない天然芝コートという付加価値を考慮いたしまして、全面使用で3,000円というふうにしておるところでございます。

す。

参考ではございますけども、天然芝コートにつきまして、えがおスタジアムですね、これは1時間当たり5,130円、水前寺競技場では時間帯でですね、若干変わりましたが3,000円から4,500円、1時間当たりですね、一番使う時間帯はもう4,500円ということになっております。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 6番、佐野です。利用料のことが質問あっていますが、私もその関連で行きますが、大津町の運動公園の場合は、入場料を徴収する場合の料金の設定がありますが、そうした設定はないのかということが一つ。

もう一つ、今回の使用料の設定はサッカーとテニスに限られていますけど、野球場、ソフトボール、そういった程度の料金設定というのは、いつされる予定なのか、そういったところで質問いたします。

**○議長（宮川安明君）** 社会教育課長。

**○社会教育課長（吉岡英二君）** まずは大津町の件について、入場料のですね、設定については今のところは考えておりません。それと野球場、ソフトボール場ですかね、ソフトボール場については、今、サッカー場の件で建設に伴ってですね、いろんな事を考えて近隣町村あたりもですね、考慮しながら料金設定しておりますけども、そういった建設あたりがですね、きちんとできて、どういった状態になったかということがある程度わかってきた時点ですね、再度、近隣町村や同等施設と同じような形でですね、調べて検討していきたいということで、今のところは考えておりません。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 料金以外のことで今回の条例の中身を見て、13条に出水時の措置ということで載せてありますけど、出水の可能性については、どういうふうに想定をされているのかということでお尋ねいたします。

（「ちょっと休憩を」と呼ぶ者あり）

**○議長（宮川安明君）** しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時54分

再開 午前11時57分

---

**○議長（宮川安明君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** この出水時の対応といたしましては、撤去のほうをですね、甲佐町建設業協会と協定を結びまして、中甲橋の水位が消防団待機水位になった場合に集合していただき、2時間以内に撤去することとしております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） ちょっとよくわからなかったんですけど、もうちょっと説明を  
いただいて。どうですか。ちょっと今の説明、私ちょっと理解できていません。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） どういった撤去のやり方も含めてちょっと説明していき  
たいと思いますけども、撤去につきましては、ネットの支柱については転倒式で転倒する  
ようにしております。で、ネットを外す。で、照明柱についてはもう動きませんので、そ  
のまま水が来てでもですね、そのままというふうな状態になります。あと備品等につきまし  
ては、堤防のほうに上げるという作業をすることにしております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 出水時の想定というのは、なかなかいっぱいあると思うんです  
けど、例えば使用中にですね、出水の可能性があると場合には、例えばサッカーだっ  
たらですね、雨が降ってもですね、競技はしますよね。そういった場合、何といたしますか、  
そういう施設の中からですね、撤去するというようなことはきちんとされるわけですね。  
説明をお願いします。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 雨期時期ですとか台風時期についてはですね、事前にそ  
ういった予測ができる場合には使用を中止すると思います。それと、もしゲリラ豪雨とか  
ですね、突然の豪雨についてはあらかじめ周知してですね、すぐ待機をしていただくとい  
うような方法をとっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐です。今の関連してなんですけど、そういった危険  
を知らせるアナウンス施設なんかはあるんでしょうか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） グラウンド施設内には放送施設もございますし、そうい  
った場合にはですね、緑川ダムの伝令板、掲示板ですかね、そういったやつも利用できる  
かと考えております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 福田議員。

○9番（福田謙二君） 9番。使用料について、ちょっと質問させていただきます。今、  
時間で料金が設定されておりますけれども、これが朝9時から5時まで、サッカーとかテ  
ニスコートを利用する場合は、割安とか何かにはならなくて、とにかく時間で時間でとい  
うような料金になるわけですかね。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉岡英二君） 先ほど、よその事例を申し上げましたけども、うちについてはですね、時間帯にかかわらず同じ時間でというふうに今のところ考えております。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 今回サッカー場がですね、来月から使用ができるということでお話を聞いておりますが、甲佐町にですね、子どもさんから大人までサッカーをされる方はどれくらいいらっしゃるのか。それとかチームとかわかればですね、こういったチームがあるのか教えていただければと思いますが。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後0時01分

再開 午後1時00分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

社会教育課長。

○社会教育課長（吉岡英二君） 先ほど、主に甲佐町で活動されているサッカーの団体ということで佐野議員のほうから質問がございましたけれども、資料を皆様のお手元に配付しております。これについて若干説明したいと思います。

まず、甲佐中のサッカー部が現在12名ほど活動されていると。中学生ですね。それとアユスポーツ&カルチャークラブということで50名。これは保育園児から小中学生というふうになっておりますけれども、これにつきましては3番のサンズ甲佐というところとですね、指導者がダブられる部分がございますので、メンバーについては重複するということで、実人数についてはちょっとはっきり把握できてないということがございますけども、小学生を対象にということです。それとアムソウルといいまして、代表者はですね、美里町にいらっしゃいますけども、指導される方が甲佐町にもいるということで、拠点としてはですね、甲佐町に拠点を置かれているということで、熊本市あたりからもですね、このメンバーには入っているということで46名ほどおります。

それと、ちなみにテニスについてですけども、今、テニスについては、甲佐中のテニス部が20名弱ぐらい活動されております。それと町のテニス協会というのがございますので、そこに40名ほどいらっしゃるということです。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

**○7番（荒田 博君）** 7番。議案第44号、甲佐町総合運動公園の設置、管理及び使用料に関する条例の制定についてでございますけれども、10月からサッカー場等が運営されます。それに伴い、管理及び使用料の条例が制定されますけれども、本町においてのこのスポーツの振興が十分発揮されますことを願い、本条例に賛成いたします。

**○議長（宮川安明君）** これで討論を終結します。

これから、議案第44号「甲佐町総合運動公園の設置、管理及び使用料に関する条例の制定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

---

**日程第8 議案第45号 甲佐町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について**

**日程第9 議案第46号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について**

**○議長（宮川安明君）** 日程第8、議案第45号「甲佐町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」、日程第9、議案第46号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、以上2件については一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

**○総務課長（一圓秋男君）** それでは、議案第45号及び議案第46号につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案第45号、甲佐町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について。甲佐町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように制定するものでございます。

令和元年9月13日提出。町長名でございます。

提案理由といたしまして、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し、本条例を制定する必要性が生じたので、この議案を提出するものでございます。

次に、議案第46号についてご説明申し上げます。

議案第46号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定するものでございます。

令和元年9月13日提出。町長名です。

提案理由といたしましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い関係条例を整備する必要が生じたため、この議案を提出するものでございます。

この二つの議案につきましての説明に当たりましては、配付しております議案第45号、議案第46号説明資料及び本日配付いたしております参考資料により説明させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○総務課長（一圓秋男君）** それでは、まず説明資料のほうで説明させていただきます。

議案第45号、46号についてご説明申し上げます。今回提出しております議案第45号、46号の条例案件につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、全国の自治体が条例の制定及び関係条例の一部改正を行っている状況でございます。本町におきましても、今定例会に上程をさせていただいているところでございます。

まず、法制度の改正内容についてご説明をさせていただきます。

1、地方公務員法及び地方自治法の一部改正についてということで、地方公務員の臨時・非常勤につきましては、多様化する行政需要に対応するため、各地方公共団体で増加しておりまして、また、教育、子育て等さまざまな分野で活用されているところでございます。現状においては、地方行政の重要な担い手となっている状況でございます。

このような中、臨時・非常勤職員の適正な任用、勤務条件を確保することが求められており、地方公務員法及び地方自治法の一部が平成29年度に改正されております。この改正法は、令和2年、来年の4月1日から施行されます。

まず、一つ目の地方公務員法の改正点でございますけれども、3点ございます。

一つ目が、特別職の任用の厳格化ということで、通常の事務職員等にあつては特別職ということで、臨時または非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員等として任用され、その結果、一般職であれば課せられる守秘義務などの服務規律等が課されない者が存在しておりますことから、特別職の範囲が専門的な知識経験に基づく、助言、調査等を行う者、また、学識経験のある人に厳格化をされております。

それから、臨時的任用の厳格化ということで、臨時的任用、臨時職員でございますけれども、本来、緊急の場合等に、選考等の能力実証を行わずに職員を任用する例外的な制度であります。こうした趣旨に沿わない運用が見られることから、その対象が常勤職員に欠員が生じた場合ということで、これも厳格化されます。

それから3番目に、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化でございますが、法律上、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が不明確でありますことから、一般職の非常勤職員として会計年度任用職員に関する規定が設けられ、その採用方法や任期等が明確化されました。

もう一つの法であります地方自治法の改正点でございますが、地方自治法の改正点では、1、期末手当の支給ということで、会計年度任用職員について、国の非常勤職員に準じ期末手当の支給が可能となるよう、給付に関する規定が整備されたところでございます。

次のページをお願いいたします。次のページの2です。会計年度任用職員制度について



ということです。

地方公務員法上、一会計年度を超えない範囲内で置かれた非常勤の職を占める職員が会計年度任用職員と定義され、フルタイム及びパートタイムの二つの類型が設けられました。

フルタイムといいますのは、一週間当たりの通常の勤務時間が常勤職員と同じというものでございます。それから、パートタイムというのとは、一週間当たりの通常の勤務時間が常勤職員と比べ短い時間ということになります。

このような法改正に伴いまして、各地方公共団体においては、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員から会計年度任用職員制度に移行するに当たって、任期の定めのない常勤職員との均衡の観点から改めて整理を行い、条例、規則等への位置づけを検討することが必要となります。

今回、各条例ですね、条例案を二つ上程しておりますけれども、それ以外についても、いろいろな条例、規則等を制定する必要があるとございます。

戻っていただきまして、図が下のほうにございますけれども、左のほうが位置づけとしては現行の分ですが、現行は特別職非常勤職員、臨時的任用職員、それから一般職の非常勤職員ですが、大体ここの職員数ですが、現行としましては、特別職の非常勤職員が1,113名、臨時的任用職員が7名、一般職非常勤職員が70名というのが今現状でございます。

新制度移行後については、今ご説明しましたとおりに、この矢印でございますけれども、特別職非常勤については厳格化、それから臨時的任用についても常勤の欠員が生じた場合にまた厳格化されております。

それから先ほど2のほうで言いました、会計年度任用職員につきましては、フルタイムとパートというふうに位置づけられており、フルタイムにつきましては、期末手当、また退職金などが対象となります。パートについても期末手当の対象となるというふうな制度改正となっているところです。

議案第45号の概要を説明する前に、本日お配りしております参考資料にてご説明を申し上げたいと思います。

では、参考資料のほうをよろしく申し上げます。参考資料が6枚ほどございますが、ちょっと長くなりますがご説明申し上げます。6枚かな、裏表になつとる。私の資料だけ6枚。すみません。3枚となります。

まず、1、趣旨でございます。趣旨につきましては、新地方公務員法第22条の2の規定に基づき、任用される会計年度任用職員の任用等に関する必要な事項を定める必要があるということでございます。

定義のところにつきましては、先ほど言いましたフルタイムの会計年度任用職員の一週間当たりの時間の部分。また、パートの先ほど言いました内容でございます。

それから、任用につきましては、会計年度任用職員の採用は競争試験、または選考により任命するというふうになっておりますが、ただし書きで競争試験によらず選考によることとし、その方法として面接、書類選考等による適宜能力実証の方法によることが可能と

いうふうになっております。

4の任期期間につきましては、会計年度任用職員の任期は採用の日から同日の属する会計年度の末日3月31日までの期間の範囲内で定めますということで、一年間の範囲内の中というものでございます。

次に、5の条件付き採用でございますけれども、会計年度任用職員の採用は全て条件付きとし、条件付き採用の期間は一カ月間としております。

それから、6、任用手続ですが、会計年度任用職員の任用手続は各課において行います。これは予定でございますが、各課において行うようにしております。採用に当たっては公募を行った上で客観的な能力の実証により採用するというふうにしております。

7、再度の任用ということで、従前の勤務実績に基づき能力の実証ができる場合は、原則2回を上限として公募によらない再度の任用を行うことができますということで、原則通算3年間は雇えますけれども、これにつきましては、県あたりと話をしますと5年という話もちょっと出ておりますけれども、原則3年というものでございます。

それから、8、勤務条件の明示でございますけれども、会計年度任用職員の募集や任用に当たりましては、会計年度任用職員としての任用であることを明示するとともに、各種労働関係法に基づく勤務条件の明示を行う必要がございます。

それから、9、勤務日数、勤務時間でございます。フルタイムの会計年度の任用職員は、常勤職員と同様、週38時間45分及び一日につき7時間45分でございます。パートタイムの会計年度任用職員につきましては、常勤職員と比べ短い勤務時間で任用される職員ということでございます。例えばの話でございますけれども、一日の勤務時間がフルタイムは7時間45分勤務でも、週ですね、勤務日数が4日以下の場合、または週の勤務日数が5日であっても、一日の勤務時間が時短であったりもします。パートタイムの職員につきましては、やはりご主人の扶養とか、そういうものもございまして、当然、こういう形になるかと思えます。

10、休暇。年次有給休暇、産前産後休暇等、現行制度と同様に休暇を設けます。

それから、11、給料及び旅費等の支給ということで、これはフルタイムの場合でございますけれども、フルタイムの会計年度任用職員につきましては、給料及び一定の手当を支給します。手当は、通勤手当、超過勤務手当、休日勤務・夜勤手当、宿日直手当及び期末手当です。ただし書きとして、期末手当は導入当初は2年間は経過措置のため、100分の130を100分の72.5といたします。

それから、報酬及び費用弁償等の支給ということで、これはパートタイムでございます。パートタイムの会計年度任用職員につきましては、報酬及び費用弁償を支給します。また、期末手当を支給することができます。報酬は勤務時間に応じた報酬、それから超過勤務にかかわる報酬、休日勤務にかかわる報酬、夜勤勤務にかかわる報酬、通勤にかかわる費用は費用弁償として支給します。手当は期末手当でございます。期末手当につきましては、先ほど言いましたように、導入当初2年間は経過措置のため、100分の130を100分の72.5といたします。

ただ、期末手当につきましては、支給することができるかと先ほど申し上げましたが、期末手当につきましては勤務時間が関係してまいります。勤務時間の関係でですね、それを達しない場合には、それは期末手当の対象にはならないというものでございます。これは一週間当たり15時間30分未満のものは対象にならないというふうに規定がなされております。

それから、13の人事評価でございますが、会計年度任用職員については人事評価を実施することになります。

また、14で健康診断。会計年度任用職員、週29時間以上勤務し、かつ一年以上の勤務が見込まれる者に限る、について定期健康診断及びストレスチェックを実施します。

15、社会保険。会計年度任用職員の社会保険の適用につきましては、地方公務員等共済組合法、健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めによるところによります。

それから、16、公務災害補償等ということで、会計年度任用職員の公務上の災害、または通勤による災害に対する補償については、地方公務員災害補償法、市町村非常勤職員公務災害補償条例及び労働者災害補償保険法の定めによるところによります。

17、服務規律及び懲戒処分等の適用。会計年度任用職員には常勤職員と同様に地方公務員法に基づく服務規律の適用があります。また、服務規律に違反すると懲戒等の処分を受けることとなります。

18、退職手当。退職手当につきましては、支給要件を満たす場合には条例に基づき適切に支給する必要があるということで、これはフルタイムだけでございます。これにつきましては、本町独自の退職手当に関する条例はなく、熊本縣市町村総合事務組合に加入しておる組合にて、市町村職員退職手当条例及び市町村職員退職手当条例施行規則が規定されており、こちらの条例等で対応していくこととなります。

今、ちょっと説明させていただきましたけれども、制度の内容については、このようなこととなっております。

今回ですね、条例のほうで議案第45号で提出させていただいている内容といいますのは、今ご説明した内容について上げているところでございます。給与及び費用弁償に関する条例の制定についてということで、議案第45号についてはですね、これにつきましては地方公務員法及び地方自治法の一部改正する法律の施行に伴いまして、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し、条例を制定するものでございます。会計年度の任用職員のみ条例ということで、特別職とかそういうものについてのものではございません。

ここに（１）または（２）ということで書いてありますけど、今、これにつきましては、先ほどご説明いたしましたフルタイムについては、給与、それから通勤手当、超過勤務手当、休日勤務・夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当を支給としております。これについて明記してあります。それから（２）でパートタイムの会計年度任用職員については、報酬、費用弁償及び手当の支給等に関しての必要な事項を条例の中では規定しております。報酬等、こちらに書いてあるとおりでございますけれども、フルタイムのところにあります宿日直手当については、パートタイムのほうには入ってはおりません。

それから、次に4に行きますけれども、各条例の一部改正についてということで、議案第46号についてでございますけれども、これにつきましては、先ほちょっと提案理由でもご説明しましたように、今回の法の改正に伴いまして関係条例の整備に関する条例を制定する、整備する必要があるということで、この表がございますけれども、この表にあります11の条例について改正するものでございます。

内容としてでございますけれども、臨時・非常勤職員を会計年度任用職員に改めるもの、また、服務規律違反の分限、懲戒関係、そういうものが主な改正内容というふうになっているところでございます。

今回二つの条例を提出させていただいておりますけれども、令和2年4月1日施行の会計年度任用職員制度の導入につきましては、今定例会に上程しました、この二つの条例のほかに、今後、各関係規定の整備を行っていく必要がございます。

先ほちょっと述べました特別職の部分につきましては、本年の12月の定例会において上程をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、会計年度任用職員に関する規則の制定、また要綱、そういうものにつきましては、今後整備を進めていきたいというふうに思っております。

今後のスケジュールということで、ちょっとご説明させていただきますけれども、今月の20日には、現在任用しております臨時・非常勤職員を対象とした説明会を行うこととしております。それから、10月から11月にかけては、例規等の整備としまして、会計年度任用職員の規則等の例規整備、特別職の職の整理、特別職の関係の条例案の作成等を行うこととしております。12月に特別職の関連の条例を議会に上程することとしております。また、12月末には会計年度任用職員の募集、公募を始めたいと思っております。12月の末から1月末にかけて募集を行い、2月上旬から中旬にかけて、応募者に対しまして選考または面接等を行っていくというふうに考えております。2月末から3月上旬にかけて、任用職員を決定することといたしております。

説明、大変長くなりましたけれども、以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（宮川安明君）** これより質疑を行います。何かありませんか。

井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** 任用職員をまた公募するということですが、大体何名ぐらいを予定されているのでしょうか。新たに採用する方も含めてですね、町内全体で。

**○議長（宮川安明君）** 総務課長。

**○総務課長（一圓秋男君）** 先ほど、資料の図のところでも少しご説明させていただきましたけれども、現在、一般職の非常勤職員につきましては70名ほどおります。これは今、非常勤として必要ということで役場のほうで採用して雇用してやっているものでございます。それから、臨時的任用については7名おられますけれども、この方たちについても、もちろんそういうことでございます。

あと、特別職の非常勤が1,113名ということでございます。各種いろんな協議会とか委

員会とか専門性がある分野とか、そういうものの方たちは全て特別職の非常勤でございますので、その方たちにつきましては、もちろん当然要りますので、その部分もございませけれども、募集ということになりますと、これは会計年度任用職員だけでございますので、特別職については、ある一定の部分の方はそのまま残られると。臨時職員についても職員が欠員が生じた場合の部分がございますので、それも残る場合がございますので、基本的には現在の一般職の非常勤職員、または臨時職員等からの分と考えますと、やはり70名から80名ぐらいの方は、当然、選考等が必要になってまいるというふうに考えております。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** ほかにありませんか。

本田議員。

**○12番（本田 新君）** すみません。もう、よくわからない、本当よくわからないからちょっと質問しますが、よく今、国がよくテレビだとか新聞でよく働き方改革の中で、正規・非正規のあたりを条件をなくそうとかいう、それに対応するようなものなのかどうなのか。それと、来年度からいわゆる非常勤職員の方々にもボーナスが支給されるんだとかという話も時々聞いておりましたけれども、そういったことのための今回この条例の改正なのか、その点をお聞かせください。

**○議長（宮川安明君）** 総務課長。

**○総務課長（一圓秋男君）** 今、正規・非正規というものとの関連はと、働き方改革との関連はということでございます。働き方改革につきましては、当然、働き方改革の関係はございます。ただ、今回この臨時・非常勤につきましては、先ほど一番冒頭のほうでもご説明申し上げましたけれども、適正な任用と勤務条件が全国的に法整備されていないという部分がございます。

例えばの話でございますけれども、臨時職員につきましても基本的には補充ということで採用するわけですが、実際はそういう形をとらなくて、業務上必要だから雇用するとか、そういう場合が多々ありまして、条例ということじゃなくて要綱とか規則とか、そういうものの中で位置づけられている部分でございますので、今回、国のほうで法を改正されて明確にされるということで、適正な任用、勤務条件を今回条例でつくるというふうになっております。

職員、今、おられる皆様についてはですね、基本的には今回説明会をいたしましてですね、今の条件から下がるような話にはならないかと思っておりますけれども、その判断基準はまたこちらの選考という形になりますので、こちらの中で決定して、位置づけについてはですね、決定していくこととなりますけれども、非常勤さんのほうに十分制度の理解をしていただいて、今後公募しますので、応募をしていただきたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 荒田議員。

**○7番（荒田 博君）** 7番。そういうことで今説明がありましたけど、本町においては一般職非常勤が70名というふうにご説明を受けました。今回、この会計年度任用職員を

採用することによって、フルタイムとパートと分かれるかと思うんですけども、本町においては大体これがどういう内訳になるんでしょうか。それと、今まで一般非常勤の方には期末手当等は出されてなかったということで認識してよろしいでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 総務課長。

**○総務課長（一圓秋男君）** 今、70、非常勤でございますけれども、基本的にはフルじゃなくてパートです。期末手当というのは制度的にはございませんでしたので、今回新たに期末手当というのは設けられます。今回フルタイムという部分につきましては、ほぼほぼ一般の職員と同じというふうな感じです。

なぜかといいますと、いろんなサービスとかそういうのもございますけれども、手当についても退職金まで出ますので、何ら職員とは変わりはありません。ただ、いろんな協議や会議とかそういう話になりますとですね、そういう方は多分どっかに勤められて、役場のほうには来られなくて、どっかに勤められて、来られるのは多分パートというふうな感じで来られるのが多いのかなというふうな話はよくあってはおります。今の段階としては、現状としてはパートということでございます。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 6番、佐野です。この図式がありまして、現行から新制度移行後ということで図式が載せてありますが、新制度移行後は一般職非常勤の方はフルタイム、パートということで、ここに書かれてある部分、期末手当、退職金などを対象ということで、プラス面になる可能性があるというふうに思いますが、この制度によってマイナスになるような面はないのかということと、期末手当についてはですね、数字を出してありますよね。経過措置のために2年間は100分の130を100分の72.5としますということですが、退職金としてはですね、イメージはちょっとですね、数値的なものも載せてありませんのでわかりづらいところがありますが、例えば退職金というとやっぱりかなりの年数でですね、勤務をした後にあるもので、短期の雇用の場合、退職金が発生するのか。そういうところはどうなんでしょうかね。

**○議長（宮川安明君）** 総務課長。

**○総務課長（一圓秋男君）** 今、退職金のお話でございますけれども、退職金につきましては、これも規定がございます。常時、勤務に服することを要する職員については、定められている勤務時間以上、勤務した日が18日以上ある月が引き続き6カ月を超えるに至った者で、超えるに至った日以後、引き続き当該勤務時間により勤務される者は職員と見なして、退職手当を支給することとされていますということで、目安としては6カ月は確実に18日以上、6カ月は勤めてもらわなければならないという部分がございます。それが職員としての位置づけとしての対象となるということでございますので、その後、支給の額については、町のほうではそういう条例はございませんので、退職手当組合のほうにちょっと聞かないと、私はちょっと今の段階ではわかりませんが、金額的にはそういう内容になっております。

それから、デメリットの話ですけど、実際、今回これを募集することによりまして、実際、先ほど言いました懲戒等の部分も明確にされます。そういうことでですね、今まで来られていた方がもしかしたら、私はそういうことならば、もう来ないと、役場の会計年度の職員にはならないという方がおられるかもしれませんが、そういうことを思われることが少しデメリットかなというふうには思います。手当等については、特にもうデメリットになることはないと思いますけれども、そういう今までよりか厳格化されるというか、明確化されますので、そのあたりは少し不安に思われる方がおられるのかなというふうには、ちょっと思います。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 今の退職手当、6カ月勤務したら出ますというお話ですけど、金額的にはですよ、やはりどれぐらいのものかということが出されないですよ、6カ月勤めて1,000円でしたということではですよ、ちょっと退職金としてのイメージとしてはですね、ちょっとどうかなというふうな思いがあるわけですよ。普通、退職金だったら30年とか40年とかですね、長期にわたって最後に出されるようなですね、ものだと思いますので、短期におけるそういう退職金というのが、どれぐらいの金額なのか。名称だけ言えば、えらい何かね、いいものがあるのかというふうな感じがしますが。そういったところでは、数値として出すのは難しいということですね。

**○議長（宮川安明君）** 総務課長。

**○総務課長（一圓秋男君）** 今、この場でですね、私のほうではちょっとわかりませんので、その件についてはですね、退職手当組合等々ちょっと確認しましてですね、調べてみたいと思います。よろしいでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** フルタイムとかパートとかの方たちの労働条件というか、そういったのはですね、いろいろ改善されて待遇もよくなるそうですねけれども、こういった方たちがですね、役場の中で普通の正規の職員の方たちとのですね、この割合ですよ。ここら付近はどういうふうに町は考えていらっしゃるのかなど。こういうふうにフルタイムで働くような方たちも出てきますので、今までもいらっしゃると思いますけれども、そういった方たちを置きかえるような形に進んでいくと、ちょっとまずいかななんて思うもんだからですね。やっぱりその関連については、どういうふうに町としては方針を持っていらっしゃるでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 総務課長。

**○総務課長（一圓秋男君）** 町の方針ということでございますけれども、町の職員のことにつきましては、その定数につきましては定員管理計画といいますか、町のほうでは職員の管理をしております。これだけの職員が必要だということで、その計画をつくりながら進めているところでございます。事業によっていろいろ職員を補充しなければならない分もございますので、そういう計画のもとでやっているわけでございます。

それに伴って非常勤といいますか、会計年度職員につきましても、その都度都度の状況

も変わってまいりますので、その状況に応じたところで採用していくというふうな形になるかと思えます。増やすとか減らすとかということではなくて、今、必要な部分については当然募集をしますし、今後必要になった場合には当然増やしていくというふうな流れになると思えます。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 森田議員。

**○5番（森田精子君）** この任用方法ですけれども、この中には面接や書類選考等による能力実証の方法ということで書いてありますけれども、これが、できればどういう内容なのか教えていただけますか。

**○議長（宮川安明君）** 総務課長。

**○総務課長（一圓秋男君）** 今ここでちょっと任用方法ですが、ちょっと先ほど申し上げましたけれども、会計年度任用職員は法的にはですね、法律的には競争試験、または選考により任命することができるというふうになっております。本来ならば競争試験をしなければならぬわけですが、競争試験をするということではなく、本町の考え方としましては、選考というふうな形でやっていきたいと。選考に当たっては、当然試験をするわけではございませんので、面接、または面接に当たっての書類選考、そういうもので行っていきたいというふうに考えております。

**○議長（宮川安明君）** 質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。討論及び採決は議案ごとに行います。

まず、議案第45号「甲佐町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

**○8番（宮本修治君）** 8番。議案第45号、甲佐町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてということでありまして、地方公務員法及び地方自治法の一部を法律の改正ということで、何ら異議なく賛成いたします。

**○議長（宮川安明君）** これで討論を終結します。

これから、議案第45号「甲佐町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第46号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関



係条例の整備に関する条例の制定について」、反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

**○7番（荒田 博君）** 7番。議案第46号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございますけれども、先ほど45号の中での説明もありましたとおり、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律によって本町に関連する条例が整備されますことから、何ら異議なく賛成いたします。

**○議長（宮川安明君）** これで討論を終結します。

これから、議案第46号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第47号 行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について

**○議長（宮川安明君）** 日程第10、議案第47号「行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

**○総務課長（一圓秋男君）** 議案第47号についてご説明申し上げます。

議案第47号、行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について。行政財産使用料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

令和元年9月13日提出。町長名です。

行政財産使用料条例の一部を改正する条例。行政財産使用料条例（昭和47年甲佐町条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中、100分の108を100分の110に改める。

附則、この条例は、令和元年10月1日から施行する。

提案理由としまして、消費税及び地方消費税の税率改正の施行に伴い、本条例の一部を変更するため、この議案を提出するものであります。

今回の一部改正につきましては、令和元年10月1日からの消費税等の税率引き上げに伴う改正でございます。

よろしくお願いたします。

**○議長（宮川安明君）** これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** なかなかわかりませんが、具体的にこういったところを使用して、それが108から消費税を110になるのかというのは、もう少し詳しく説明お願いしますか。具体的に。

**○議長（宮川安明君）** 総務課長。

**○総務課長（一圓秋男君）** 公有財産というものが町にはございますが、その中に行政財産と普通財産がございます。その中で行政財産というものの中です、その財産を使用して、そこでこの使用料をいただくという話にはなりますけれども、実際の実績としましてでございますけれども、町の実績としまして主なものですが、どういうものかといいますと、敷地内とかそういう建物の中でございますが、敷地内であれば電柱、または電線の設置に伴う使用料がございます。これが基本的な主なものでございます。使用については。それから、庁舎の中にあります自動販売機の設置、そのあたりについても、この使用料ということでもらっているところでございます。具体的な例といいますのは、そういうものが例でございます。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** わずかな部分かもしれませんが、消費税10%の引き上げはもうご存じのとおり、町民の暮らしや地域経済にとっても大きな打撃になるもので、10%引き上げそのものについては強く反対をしております。そういった点で消費税の引き上げを根拠とする引き上げにはですね、反対をさせていただきます。

**○議長（宮川安明君）** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

鳴瀬議員。

**○4番（鳴瀬美善君）** 4番。議案第47号、行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、担当課長の説明もございましたとおり、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が改正されること、これについては国のほうでも十分に議論をされて施行されていく制度でございますので、本町においても実施されていくことについては、何ら異議なく賛成いたします。

**○議長（宮川安明君）** これで討論を終結します。

これから、議案第47号「行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案どおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（宮川安明君） 起立多数。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第11 議案第48号 甲佐町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第11、議案第48号「甲佐町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 議案第48号、甲佐町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。甲佐町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

令和元年9月13日提出。町長名でございます。

甲佐町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。甲佐町道路占用料徴収条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中の100分の105を100分の110に改めるものでございます。

附則、この条例は、令和元年10月1日から施行するものです。

提案理由につきましては、省略させていただきます。

2枚目には新旧対照表をつけております。

今回の改正につきましては、10月1日からの消費税の改正に伴うものです。本来ならば平成26年4月1日から適用されております消費税8%の改正にしておくべきでしたが、そのとき改正がなされておりました。まことに申し訳ございません。これまでに第2条第1項第3号を適用した実例は、これまでにはありませんでした。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 実例はないということですがけれども、先ほど申し上げました同じ反対意見になると思いますけれども、消費税10%の引き上げ、町民の皆さんの暮らし、それから地域経済にとりましてもですね、大きな打撃になることは明らかでございます。10%引き上げには強く反対をしております。よって、消費税引き上げを根拠とする引き上げには反対をさせていただきます。

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） 議案第48号、甲佐町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてということですがけれども、先ほど同様、消費税及び地方消費税の税率

改正に伴い、施行に伴いということで、令和元年10月1日から施行されるということ、国の制度でありますので、これを甲佐町だけでできないことはございませんので、これは国に乗っかかっての甲佐町の制度ということで、何ら異議なく賛成いたします。

**○議長（宮川安明君）** これで討論を終結します。

これから、議案第48号「甲佐町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案どおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

**○議長（宮川安明君）** 起立多数。よって、本案は原案どおり可決されました。

---

## 日程第12 議案第49号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

**○議長（宮川安明君）** 日程第12、議案第49号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

**○福祉課長（福島明広君）** 議案第49号についてご説明申し上げます。

議案第49号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

令和元年9月13日提出。町長名でございます。

提案理由。災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（政令第374号）の第8条保証人については削除となったが、保証人を付すかどうかについては、市町村判断で条例を定めることとなったため、新たに保証人に関する項を追加する。

また、上記災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の8条削除に伴い、条項の番号変更など整理されたことにより本条例を改正する必要性が生じたため、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いします。

改正文になります。次の新旧対照表とあわせてご説明申し上げます。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例。災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条の見出し中「利率」の次に「及び保証人」を加え、同条に次の2項を加える。

第2項、災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

第3項、前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附則、1、この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。2、この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

この主な改正の内容についてご説明いたします。

災害弔慰金の支給等に関する法律が一部改正されまして、平成31年4月1日以降に発生した災害につきましては、災害援護資金の保証人などの条例で設定できることとなり改正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

**○議長（宮川安明君）** これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 6番、佐野です。災害援護資金の貸し付けについての改正ですが、甲佐町において災害援護資金の貸し付けの実例というのはあっていますでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 福祉課長。

**○福祉課長（福島明広君）** 災害援護資金の実施ということで、平成28年の熊本地震による災害援護資金の貸し付けということで、3件の貸し付けを行っているところでございます。

**○議長（宮川安明君）** ほかにありませんか。

井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** この中でですね、保証人がですね、削除となったがということで、今度新たにですね、市町村判断でこれを加えることができるようになったということですが、これはなぜ削除になったのかですね、そこら辺についてちょっとお尋ねします。

**○議長（宮川安明君）** 福祉課長。

**○福祉課長（福島明広君）** 今までにおいては保証人をつけるということでなっておりますけれども、東日本大震災におきます中で特例により、それは保証人をつけなくてもよいという特例がございまして、それを受けて今回つけなくてもよいという町村判断でよいということでなっております。保証人を立てなくてよいといえますか、立てなくてもその判断は市町村の判断に任せるということでございます。

**○議長（宮川安明君）** ほかにありませんか。

しばらく休憩します。

---

休憩 午後2時02分

再開 午後2時04分

---

**○議長（宮川安明君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課長。

**○福祉課長（福島明広君）** 申し訳ありません。提案理由の中でですね、災害弔慰金の法律施行令の中で保証人について削除というふうにはここにはなっておりますが、保証人を付すかどうかについては、市町村判断でということとなりまして、甲佐町では保証人は立てるということになっております。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** ほかに質疑はありませんか。

佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 先ほどお尋ねして、平成28年度、この災害援護資金の貸し付けが3件あったというふうな説明がありましたが、この3件については保証人は立ててないんですか。

**○議長（宮川安明君）** 福祉課長。

**○福祉課長（福島明広君）** 今までも保証人は立ててあります。

**○議長（宮川安明君）** ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 議案第49号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。この条例は災害援護資金貸し付けを受けようとする場合に、保証人を立てなければならないとする条例の改正ですが、この制度、趣旨は被災という誰にでも起こり得る被害について、公助の観点から被災者の生活再建のための資金を貸し付けるという公益的要素が強いものです。被災者の立場に立って考えれば、災害の規模や所得の大きさとは関係なく、生活再建の必要性は存在します。保証人がいなくとも災害援護資金の貸し付けが行われるべきと考えます。したがって、今条例の改正には反対です。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

**○12番（本田 新君）** 議案第49号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。このことについて、保証人を立てる、立てないは、市町村の判断に委ねられましたけれども、我が町はこの改正前と同じように保証人を立てるということで施行をするということですので、これまでどおりでありますので、何ら異議なく賛成をいたします。

**○議長（宮川安明君）** これで討論を終結します。

これから、議案第49号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案どおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（宮川安明君） 起立多数。よって、本案は原案どおり可決されました。

**日程第13 議案第50号 甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（宮川安明君） 日程第13、議案第50号「甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） 議案第50号についてご説明申し上げます。

議案第50号、甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

令和元年9月13日提出。町長名でございます。

甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

附則、この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

提案理由です。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、児童福祉法第34条の8の2第2項の規定に基づき、本条例を改正する必要が生じたので、この議案を提出するものでございます。

改正内容といたしましては、放課後児童支援員の資格取得に係る該当要件の緩和によるものでございますが、その資格取得のために受講する研修の対象が広げられたものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。ありませんね。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

**○8番（宮本修治君）** 8番。議案第50号、甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴いということで、何ら異議なく賛成いたします。

**○議長（宮川安明君）** これで討論を終結します。

これから、議案第50号「甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

---

#### 日程第14 議案第51号 甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

**○議長（宮川安明君）** 日程第14、議案第51号「甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総合保健福祉センター所長。

**○総合保健福祉センター所長（奥村伸二君）** それでは、議案第51号についてご説明を申し上げます。

議案第51号、甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について。甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

令和元年9月13日提出。町長名でございます。

甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例。甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条第1号中「第8号」を「第7号」に改める。

第16条第3項中「第8号」を「第7号」に改める。

附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由といたしまして、町の浴室対策として総合保健福祉センターで管理をしているシャワー室を利用者の利便性を図る目的で指定管理者の管理運営とするため、本条例の一部を改正する必要が生じたので、この議案を提出するものでございます。

今回の一部改正につきましては、平成28年度「鮎緑」浴室の廃止に伴いまして、自宅に入浴施設がない方への浴室対策として、平成28年12月12日よりシャワー室の利用を開始しております。しかし、土日・祝日のシャワー室の利用ができないなど、衛生面、健康面か



ら考えれば、住民サービスの低下につながっており、現在その対策として3日以上のお休みが続いた休日の中日と年末の一日をシャワー室の管理を指定管理者に委託をお願いをしているところでございます。今回の改正は土日・祝日の利用を可能とするための改正でございます。なお、次のページに新旧対照表、それから最後のページにシャワー室の位置図をお示ししております。

どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（宮川安明君）** これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 6番、佐野です。現在、シャワー室を利用されている町民の方はどれぐらいいらっしゃるのか教えてください。

**○議長（宮川安明君）** 総合保健福祉センター所長。

**○総合保健福祉センター所長（奥村伸二君）** 平成30年度の実績といたしまして、7名の方が登録をされておりまして、延べ利用者数で年間745名、255日の開館日数となっております。それから平成31年、令和元年度でございますけれども、7名の登録者でございます。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** ほかにありませんか。

福田議員。

**○9番（福田謙二君）** 9番。この利用者がですよ、指定管理者のほうに言われた場合は、その人しか使われないで、一般町民の方は使われないわけですかね。

**○議長（宮川安明君）** 総合保健福祉センター所長。

**○総合保健福祉センター所長（奥村伸二君）** はい。先ほども申しましたように、平成28年度の「鮎緑」浴室の廃止に伴います自宅に入浴施設がない方への浴室対策ということでこの制度が設けられております。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 福田議員。

**○9番（福田謙二君）** できないわけですかね、普通、一般の方も。1回、今現在100円ですかね。でしょう。指定管理になって一日入られてもですよ、じゃあ7人の方で全員が入られて700円でしょう。すると、一般町民の方にも開放したほうが逆に利用数が増えていいんじゃないかなという点もありますけども。どうでしょうか、その点。何か財源がこうやって決まるとのことからということですかね。

**○議長（宮川安明君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 私のほうから。もともとこの今提案しております指定管理者をお願いする歳出については、冒頭に説明がありましており、もともと「鮎緑」のお風呂を利用されていて自宅にお風呂がない方を対象として登録制にした上で、その方々に対する代替案ということで設定をしてある制度でありますので、やはりそういう方々を優先して利用していただくということはやはり踏襲したいというふうな思いでおります。

あと、トレーニング室等を利用された方々については別途シャワー室がありますので、そちらのほうを利用させていただくということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 議案第51号、甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

提案理由、また町長の答弁にもございましたとおり、総合保健福祉センターで今管理しているシャワー室の利用者の利便性の向上を目的として設置されておりますけれども、それを今回指定管理者のほうに管理を移管して、さらに利便性を向上させていかれるものということで、何ら異議なく賛成をいたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第51号「甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

しばらく休憩します。

---

休憩 午後2時20分

再開 午後2時35分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 日程第15 議案第52号 令和元年甲佐町一般会計補正予算（第3号）

○議長（宮川安明君） 日程第15、議案第52号「令和元年度甲佐町一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 議案第52号についてご説明申し上げます。

議案第52号、令和元年度甲佐町一般会計補正予算（第3号）です。

1ページをお願いいたします。

令和元年度甲佐町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,064万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億1,260万8,000円といたしております。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正によります。

令和元年9月13日提出。町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正です。まず歳入です。

款1町税に162万9,000円を追加し、8億8,598万7,000円としております。3の軽自動車税です。

款9環境性能割交付金から162万9,000円を減額し、337万1,000円としております。1の環境性能割交付金です。

款10地方特例交付金に525万3,000円を追加し、1,025万3,000円としております。1の地方特例交付金です。

款11地方交付税に6,070万9,000円を追加し、21億9,820万9,000円としております。1の地方交付税です。

款15国庫支出金に3,606万6,000円を追加し、17億252万8,000円としております。2の国庫補助金です。

款16県支出金に5,269万3,000円を追加し、9億4,778万9,000円としております。2の県補助金です。

款19繰入金から1億520万5,000円を減額し、3億5,560万円としております。1の基金繰入金、2の特別会計繰入金です。

款20繰越金に1億3,419万1,000円を追加し、1億8,419万1,000円としております。1の繰越金です。

款21諸収入に164万1,000円を追加し、5,588万2,000円としております。5の雑入です。

款22町債に3,530万円を追加し、13億2,540万円としております。1の町債です。

歳入合計。補正前の額78億9,196万円に2億2,064万8,000円を追加し、81億1,260万8,000円としております。

次のページをお願いいたします。歳出です。

款1議会費に17万5,000円を追加し、7,831万8,000円としております。1の議会費です。

款2総務費に4,288万5,000円を追加し、10億7,883万2,000円としております。1の総務管理費から3の戸籍住民登録費です。

款3民生費に4,973万1,000円を追加し、20億6,935万9,000円としております。1の社会福祉費です。

款4衛生費に469万6,000円を追加し、6億9,683万5,000円としております。1の保健衛

生費、2の清掃費です。

款5農林水産業費に2,565万4,000円を追加し、2億6,294万9,000円としております。1の農業費、2の林業費です。

款6商工費に144万4,000円を追加し、9,170万9,000円としております。1の商工費です。

款7土木費に7,424万3,000円を追加し、13億2,279万6,000円としております。1の土木管理費、4の住宅費です。

款8消防費に150万円を追加し、3億964万円としております。1の消防費です。

款9教育費に882万円を追加し、12億836万5,000円としております。1の教育総務費、2の小学校費、4の社会教育費です。

款10災害復旧費に1,150万円を追加し、1億7,860万8,000円としております。1の農林水産施設災害復旧費です。

歳出合計。補正前の額78億9,196万円に2億2,064万8,000円を追加し、81億1,260万8,000円としております。

次のページをお願いいたします。

第2表、地方債補正です。

1、変更です。災害復旧事業債。補正前の限度額9,250万円に3,530万円を追加し、補正後の限度額を1億2,780万円としております。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更はございません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

**○議長（宮川安明君）** これより質疑を行います。まず、歳出全部について質疑をお願いいたします。12ページから21ページまで、歳出でございます。12ページから21ページまでの歳出の質疑を行います。

福田議員。

**○9番（福田謙二君）** 9番。12ページです。財産管理費の修繕料の200万ですね。この内訳をちょっと聞かせてもらえませんかでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 総務課長。

**○総務課長（一圓秋男君）** お答えします。

修繕の内容でございますけれども、役場庁舎のほうに太陽光パネルございますけれども、太陽光パネルの破損部の取りかえ。また、女子トイレ等の水漏れ、それからサーバー室がございまして、サーバー室のエアコン、それから冷温水ポンプ修繕、また漏水修繕がございまして、それから故障緊急エラー整備ということでこれもあります。合わせまして200万円の修繕を組んでいるところでございます。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 本田議員。

**○12番（本田 新君）** 15ページに衛生費がありますが、衛生費に関連した質問で一つ議長に特別にお願いしてもらいたいということがありますので質問をさせていただきます。

実は、御船地区衛生施設組合のほうでは何かくみ取り料金の値上げあたりが考えられて

いるようなことも聞こえてきましたけども、その点についてはどのようにあっているのか、ないのか。

それともう一点、環境衛生課長のほうにお聞きしたいのは、私はかねてから合併浄化槽のひとり世帯当たりが年間5万1,000円という負担をしていると。これ何とか業者等あたりとかお話をして、5人槽という一つの枠があるけれども、それをもう少しどうにかならんかという願いをしておりますけども、その点について、その2点についてお聞かせ願いたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** 環境衛生課長。

**○環境衛生課長（橋本良一君）** まず、くみ取り料金でございますが、燃料代の高騰や人件費の上昇などに伴いまして値上げをさせていただきたいというような要望が、組合構成町である益城、嘉島、御船、甲佐の業者さんから組合のほうに寄せられまして、組合構成町で協議いたしまして、従来10.1円税込みでくみ取りを行っておりましたのを10.6円に改正させていただくということで4町統一でさせていただくことになっております。10月1日からでございます。

（「単位」と呼ぶ者あり）

**○環境衛生課長（橋本良一君）** すみません。10リッター当たりでございます。

それと合併処理浄化槽の維持管理費に関しましてですけれども、業者さんにはたびたびお願いをしているところではございますが、ひとり世帯のお宅の浄化槽も5人世帯のお宅の浄化槽も実質的に行う業務は変わらないということで、今のところはですね、変えられないというような返答をいただいているところでございます。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 本田議員。

**○12番（本田 新君）** 最初の質問で10リッター当たりが10.6円になるということでありまして、大体1回のくみ取りがどれくらいか多い少ないも多少あるかと思うけども、我々が話をしててどれくらい値上がりしますよという、大体の目安みたいなものは何かなかですか。10リッター当たり10.6円に上がりますなんて、町民の方に言ったって、あなたも理解しにくいだろうから。例えば1回に100円とか200円上がりますとか、300円ぐらい上がりますとか、そんな感じのそういった大体の数字を出してもらえませんか。

**○議長（宮川安明君）** 環境衛生課長。

**○環境衛生課長（橋本良一君）** すみません。その数字については後ほど計算してお答えさせていただきたいと思います。すみません。

**○議長（宮川安明君）** 鳴瀬議員。

**○4番（鳴瀬美善君）** すみません。ページの19ページです。一番上のところの節の18の備品購入費でちょっとお尋ねしますけれども、子育て支援住宅集会所の備品と災害公営住宅集会所の備品とありますけれども、備品の品目も聞きたいと思うんですが、備品なんで、おそらく備品台帳を作成をされると思うんですけれども、その備品台帳というか、

備品を管理されるのは、この集会所とか公営住宅の方なのか、もしくは管轄する建設課で管理をされるのか、あるいは総務課で備品台帳は管理されていくのか、そこをお教え願いたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** まず備品について、どのようなものを揃えるかということですが、まず甲佐団地の集会所については、椅子とかテーブルについてはですね、学生のほうからボランティアで作製していただいておりますので、椅子とかテーブルも必要ならばもうちょっと買うということと、それとあとテレビ、冷蔵庫、AED、それと消火器などを予定しております。

それと子育て支援住宅についてもですね、これはまだ入居者の方が全て入っておられませんが、一応必要なものとして、テレビ、電子レンジ、ポット、冷蔵庫、AED、また時計、または消火器などを予定しておりますが、こちらでもですね、入居者の方と一応話し合いをしてですね、どういったものが必要かということと、今後の利用の仕方についてですね、必要なものがあれば備品で揃えるということとしております。

それと、どこが備品台帳に管理していくかということになりますと、一応建設課のほうの備品台帳には載せて管理をしていきたいというふうには考えております。また、これも打ち合わせをしてですね、決めていきたいと思います。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 宮本議員。

**○8番（宮本修治君）** 8番。19ページですね、19ページの熊本地震関連費の中で、宅地液状化防止事業委託料と宅地液状化防止工事、これは芝原の団地のことだと思いますけれども、今の進捗状況とですね、総事業費というか、もうこれで終わりなのか、今後もまたされるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** こちらの委託料と15の工事費について、宅地液状化防止事業委託料につきましてはですね、この事業自体が今年度いっぱい終了するというところで、委託料につきましては繰り越しも視野に入れたところで、来年度の地下水位のモニタリングの委託料及び家屋の事後調査等を予定しております。

それと工事費につきましては、前回8月ですね、臨時議会のときに6,000万円ほどの増額補正を議会のほうに上程させていただいてご議決いただいたんですけども、あと残りのですね、残工事として約4,000万円ほど、これは宅地の水路等や道路の舗装及び若干の薬液注入の箇所もでございますけれども、その費用が約4,000万円ほどで、ここに記載してあります6,050万となっておりますけれども、残りの2,000万ちょっとについてはですね、前回8月のときをお願いしたときにですね、既決予算でありました大規模盛土造成滑動崩落防止事業のほうからですね、流用をさせていただいたということで今回2,000万ちょっとをですね、今回上げさせていただいております。工事について現在進捗はですね、現場のほうでは10月末には終わる予定でおります。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 歳出全部について質疑を行っております。

森田議員。

**○5番（森田精子君）** 17ページの農業水産業費の中の林業振興費の委託料にグリーンセンターの用地所有権移転等業務委託料としてありますけれども、この内容についてお聞かせいただけませんか。

**○議長（宮川安明君）** 農政課長。

**○農政課長（井上幸介君）** それでは、グリーンセンター用地所有権移転等業務委託料についてご説明申し上げます。

この件につきましては、昨年からの繰り越し事業ということで、グリーンセンターの用地自体が筆界未定となっております。それは訴えの提起、ご議決でいただきましたが、それによって時効取得の手続を今進めている状況でございます。

現在のところですね、全部で7件、時効取得の訴訟がありまして、5件がもう結審しております。11月中にあとの2件が結審する予定となりますので、そうした場合に全てが甲佐町の名義になると。で、一つの土地になるということになっております。

ただ、今現在グリーンセンターにつきましては、応急仮設住宅、災害公営住宅、それとグリーンセンターの今度できます事務所等がありまして、中に今度道路も通っておりますので、周りの境界の確定、それと道路を含んだところで分筆登記をして、今後適正に管理していくために今回こちらの補正のほうで提出しております。

財源につきましては、3分の2が県の復興基金のほうを活用できるということですので、3分の1が町の負担ということになります。

以上になります。

**○議長（宮川安明君）** ありませんか。

福田議員。

**○9番（福田謙二君）** 9番です。21ページです。災害復旧費、農業用施設災害復旧費の工事請負費の1,000万円のこの内訳を聞かせていただきたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** 農政課長。

**○農政課長（井上幸介君）** それでは、農林水産施設災害復旧費についてご説明申し上げます。

この13の委託料、それと15の工事費につきましては、これについては地区としましては西寒野の区域になります。農地のところに排水がございます。その中、暗渠みたいな形でパイプが通っていると。それが里道に通じているのでございますけれども、地震によって里道部分の暗渠が全部つぶれてしまっておるといところが、ほかのところからちょっと、つぶれてしまっているところが詰まって水がちょっと外から出てきたというのが最近ちょっと発覚いたしまして、これも復興基金により対応したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） すみません。先ほどの本田議員のご質問にお答えさせていただきたいと思えます。その前に答弁の訂正をお願いいたします。先ほど単位を10リットル当たり10.6円と申し上げましたが、1リットル当たり10.6円、10リットル当たり106円でございます。申し訳ございません。謹んで訂正いたします。

また、1人当たり一日のし尿の排出量ですが、約2リットルということになっておりまして、1カ月で60リットル、1人当たりで計算しますと、1カ月30円ほど余分な支払いになると思われます。簡易水洗を利用されているお宅では、し尿と一緒に水も流しますので、値上げ幅はさらに大きくなると思われます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） 正確な答弁をありがとうございます。もうちょっとわかりやすく言うならば、1戸、1回のくみ取り料に1,200円ぐらい上がるということですか。それともちょっと違うのかな。1回のくみ取り料ぐらい、わからないかな、1回のくみ取り料とか。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） し尿くみ取りのお宅の便槽の大きさ、大体いっぱいになったころにくみ取られると思えますが、標準的な便槽の大きさが100リットル程度ですので、50円ほど上がると思われます。1回のくみ取り当たりですね。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後3時00分

再開 午後3時02分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、歳入全部について質疑をお願いいたします。8ページから11ページです。歳入全部です。8ページから11ページです。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 9ページですけれども、地域づくり夢チャレンジ推進補助金と、それから少子化対策総合交付金、それから、くまもと土地利用型農業のこの具体的にですね、どういった事業にこの補助金がおりにしているのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（北野 太君） それでは9ページの16款の総務費補助金の地域づくり夢チャレンジ推進補助金でございますけれども、これについては公共交通の基礎調査ですね。正式名に言うと、甲佐町地域コミュニティの復興に向けた基礎調査業務ということで、これ



を今年度調査を行うというところの財源をですね、この夢チャレンジ推進補助金に最初予定しておりましたけども、これの補助金の中身がですね、甲佐町全域を対象とした調査とか、そういった事業はちょっとなじまないという、甲佐町の一部のコミュニティだったら大丈夫だけということ、この夢チャレンジ推進補助金をやめまして、減額で190万減らしましてですね、そのかわり19款の繰入金金の熊本地震復興基金繰入金、この2,059万7,000円の中の190万円をこの財源をまとめるということで、ちょっと財源の変更をしましたので、今回の補正になったということでございます。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 総合保健福祉センター所長。

**○総合保健福祉センター所長（奥村伸二君）** それでは、少子化対策総合交付金についてご説明申し上げます。

この補助金につきましては、県の補助事業でございまして、県民の結婚、出産、子育てのそれぞれのステージに分かれ、切れ目のない支援を行うための総合的な少子化対策事業でございまして、結婚におきましては結婚活動の取り組み支援、出産におきましては早産防止対策や不妊治療助成、それから、その相談などを目的とした事業でございまして。

内訳といたしまして、今回、一般不妊治療助成に18万7,000円、早産予防対策に12万6,000円。それから市町村の創意工夫事業の4カ月・7カ月児の健診、それと乳幼児健診に10万3,000円と、その事務費に12万5,000円など、64万1,000円の補正ということをお計上しております。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 農政課長。

**○農政課長（井上幸介君）** それでは、くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業補助金についてご説明申し上げます。

この補助金につきましては、これは県の単独の補助事業になりまして、農機具の導入補助になります。これにつきましては、補助率が5割ということになっておりまして、なかなか採択基準が難かしゅうございますが、今回1団体、採択が通りまして補助の決定も来ておりますので、今回歳入のほうで補正を上げさせていただいたというところでございます。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 6番、佐野です。同じ9ページの県補助金の中の老人福祉費補助金というのが二つの補助金が載せてありますが、これについてちょっと説明をお願いいたします。

**○議長（宮川安明君）** 福祉課長。

**○福祉課長（福島明広君）** この老人福祉費補助金ということで2件上がってございます。

これにつきましては、まず、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金といたしまして、

4,453万3,000円ということで計上しております。これにおきましては、介護医療院という施設の改修修繕費といたしまして、このうちの1,895万5,000円を計上しておるところです。この分につきましてが今回荒瀬病院さんにおきましての介護医療院の改修整備費ということになります。残りにつきましては、公民館、介護予防拠点施設の整備ということで、これは総合保健福祉センターのほうでの事業になるところです。

下の施設開設準備経費助成特別対策事業補助金につきましても、先ほどの荒瀬病院の介護医療院に伴います人件費や備品等の補助金でございます。

**○議長（宮川安明君）** 総合保健福祉センター所長。

**○総合保健福祉センター所長（奥村伸二君）** それでは、老人福祉費補助金の介護基盤緊急整備特別対策事業補助金4,453万3,000円、このうちの介護予防拠点施設分ということで2,557万8,000円を計上しておるところでございます。この事業につきましては、県の補助事業でございまして、地域の支え合い活動団体が介護予防活動を行うため、介護予防拠点施設である公民館などの活動施設を整備することによりまして、活動場所の確保や参加者数の充実を図るための事業でございます。今回30年度の決算のときにも申し上げましたように、四つの地区の公民館の整備を予定しております。下豊内、浅井、上田口、早川のそれぞれの公民館、2,557万8,000円の補助事業でございます。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 最後に、本予算全部についての質疑をお願いします。

荒田議員。

**○7番（荒田 博君）** 7番。本予算とは直接関係ありませんけども関連です。申し訳ございませんが、よろしいでございますか。

**○議長（宮川安明君）** はい。

**○7番（荒田 博君）** 今9月の定例会のほうで、御船町のほうで、消防団の活動服のプロポーザルの公募が多分出されているんですけども、私のほうも何度か活動服というか、夏場の活動についてですね、活動服が今もう暑いものですから、そのあたりの検討をしてほしいと何度もお願いというかですね、要望をしておると思いますが、そのあたりの結果を踏まえてですね、今後また検討していただきたいなと思ひまして、よろしくお願ひいたします。

**○議長（宮川安明君）** 総務課長。

**○総務課長（一圓秋男君）** 消防団の活動服についてのご要望というか話でございます。財政上のこともございますので、ちょっと検討させていただけたらと思ひます。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

**○8番（宮本修治君）** 8番。議案第52号、令和元年度甲佐町一般会計補正予算（第3号）については、2億2,000万の補正ということになりますけども、限られた予算の中からは、主だった液状化防止事業、農業用施設災害復旧事業、グリーンセンター用地所有権移転等業務委託料と、震災からのですね、被災されたところの復旧復興に向けてのですね、予算と思いますので、一日も早い復興に期待をいたしまして、何ら異議なく賛成いたします。

**○議長（宮川安明君）** これで討論を終結します。

これから、議案第52号「令和元年度甲佐町一般会計補正予算（第3号）」を採決します。本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

総務課長より先ほどの佐野議員の質問に対しての退職金云々のことについて答弁ございますので、それを許します。

総務課長。

**○総務課長（一圓秋男君）** 先ほど佐野議員のほうから、会計年度任用職員の退職金の金額がどれほどかというふうなご質問でございました。ちょっと調べてみましたところ、今、先ほど給料表というのがあったと思いますけれども、その中で1級の1号の金額が14万4,100円でございますけれども、仮にその金額とした場合には勤務年数等が関係してはまいりますけれども、先ほど言いました6カ月以上から1年につきましては、その率が0.837という支給率がございます。計算しますと12万611円でございます。ただ、これは1年目でございますけれども、2年、3年、4年とずっと長くなってまいりますと、その率はどんどん高くなっていくような仕組みとなっているところでございます。

以上でございます。

---

#### 日程第16 議案第53号 令和元年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

**○議長（宮川安明君）** 日程第16、議案第53号「令和元年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

**○住民生活課長（井上理恵君）** それでは、議案第53号、令和元年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

令和元年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。令和元年度甲佐町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ663万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億5,448万2,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

令和元年9月13日提出。町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

款8繰越金に663万6,000円を追加し、1,663万6,000円としております。1の繰越金です。歳入合計。補正前の額15億4,784万6,000円に663万6,000円を追加し、15億5,448万2,000円としております。

次のページをお願いいたします。歳出です。

款7諸支出金に62万2,000円を追加し、163万5,000円としております。2の繰出金です。

款8予備費に601万4,000円を追加し、1,036万2,000円としております。1の予備費になります。

歳出合計。補正前の額15億4,784万6,000円に663万6,000円を追加し、15億5,448万2,000円としております。

今回の補正は平成30年度の決算剰余金の処分に伴う繰越金の増額と、繰入金精算に伴う一般会計への繰出金の増額となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

**○議長（宮川安明君）** これより質疑を行います。本予算全部についての質疑をお願いいたします。本予算全部です。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

**○7番（荒田 博君）** 7番。議案第53号、令和元年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、平成30年度の決算によりましての繰越金の歳入補正になっております。よって、何ら異議なく賛成いたします。

**○議長（宮川安明君）** これで討論を終結します。

これから、議案第53号「令和元年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なし。よって、本案は原案どおり可決されました。  
しばらく休憩します。

---

休憩 午後 3 時 21 分

再開 午後 3 時 26 分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

**日程第17 議案第54号 令和元年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）**

○議長（宮川安明君） 日程第17、議案第54号「令和元年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） それでは、議案第54号についてご説明申し上げます。

議案第54号、令和元年度甲佐町介護保健特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

1 ページをお願いします。

令和元年度甲佐町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,724万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億304万5,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

令和元年9月13日提出。町長名でございます。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

款4支払基金交付金に8万9,000円を追加して、3億8,844万3,000円としております。

1の支払基金交付金です。

款5国庫支出金に8万3,000円を追加して、3億9,466万3,000円としております。2の国庫補助金です。

款6県支出金に4万1,000円を追加して、2億949万2,000円としております。3の県補助金です。

款8繰入金に73万8,000円を追加して、2億4,573万円としております。1の一般会計繰入金です。

款9繰越金に8,629万8,000円を追加して、8,629万9,000円としております。1の繰越金です。

歳入合計。補正前の額15億1,579万6,000円に8,724万9,000円を追加して、16億304万5,000円としております。

次のページをお願いします。

歳出です。款4地域支援事業費に33万2,000円を追加して、6,641万9,000円としております。3の一般介護予防事業費です。

款5基金積立金に3,000万円を追加して、3,005万4,000円としております。1の基金積立金です。

款7諸支出金に3,468万3,000円を追加して、3,468万6,000円としております。1の償還金及び還付加算金、2の繰出金です。

款8予備費に2,223万4,000円を追加して、2,645万5,000円としております。1の予備費です。

歳出合計。補正前の額15億1,579万6,000円に8,724万9,000円を追加して、16億304万5,000円としております。

今回の補正の主なものとしまして、平成30年度決算に伴います剰余金の介護給付費準備基金への積み立てのほか、前年度の給付費精算によります国県などへの返還金となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

**○議長（宮川安明君）** これより質疑を行います。質疑につきましては、本予算全部について質疑を行います。本予算全部です。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

鳴瀬議員。

**○4番（鳴瀬美善君）** 議案第54号、令和元年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、平成30年度の決算による繰越金が歳入の主なものであり、歳出についても基金への積立金及び各事業に対する国県等に対する返還金並びに予備費の計上であることから、本案に何ら異議なく賛成いたします。

**○議長（宮川安明君）** これで討論を終結します。

これから、議案第54号「令和元年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

**日程第18 議案第55号 令和元年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）**

**○議長（宮川安明君）** 日程第18、議案第55号「令和元年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

**○住民生活課長（井上理恵君）** それでは、議案第55号、令和元年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

令和元年度甲佐町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ199万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,264万円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

令和元年9月13日提出。町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

款5繰越金に199万2,000円を追加し、199万3,000円としております。1の繰越金です。

歳入合計。補正前の額1億5,064万8,000円に199万2,000円を追加し、1億5,264万円としております。

次のページをお願いいたします。歳出です。

款2後期高齢者医療広域連合納付金に191万5,000円を追加し、1億4,604万3,000円としております。1の後期高齢者医療広域連合納付金です。

款5予備費に7万7,000円を追加し、63万3,000円としております。1の予備費です。

歳出合計。補正前の額1億5,064万8,000円に199万2,000円を追加し、1億5,264万円としております。

今回の補正は平成30年度決算剰余金の処分に伴います歳入、繰越金の増額と、平成30年度分保険料の追加納付に係る歳出の増額となります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

**○議長（宮川安明君）** これより質疑を行います。質疑は本予算全部について質疑をお願いします。本予算全部です。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。議案第55号、令和元年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございますが、ただいま担当課長の説明がありましたとおり歳入では30年度決算において繰越金、歳出では納付金の追加補正になっておりますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第55号「令和元年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

資料配付のため休憩します。

---

休憩 午後3時39分

再開 午後3時41分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 日程第19 議員派遣について

○議長（宮川安明君） 日程第19「議員派遣について」を議題とします。

お諮りします。議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。なお、日程等に変更があった場合は、議長に一任していただきたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣についてはお手元に配付のとおり派遣すること、日程等の変更については議長に一任することに決定しました。

---

#### 日程第20 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

#### 日程第21 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

○議長（宮川安明君） 日程第20「総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」、日程第21「産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」、以上2件については一括議題といたします。

お手元に配付のとおり、総務文教、産業厚生の中の二つの常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。ただいま申し出の二つの常任委員会からの申出書のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会からの申し出については申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

**日程第22 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について**

○議長（宮川安明君） 日程第22「議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」を議題とします。

お手元に配付のとおり、議会運営委員会から閉会中の継続審査の申し出がっております。申し出のとおり閉会中の継続審査にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上をもって本定例会に付議されました事件は全て議了しました。

これで、会議を閉じます。

閉会前に当たり、町長よりご挨拶をお願いいたします。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） それでは、9月定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は9月13日から本日までの6日間にわたり、ご提案をいたしました案件につきまして、精力的にご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決をいただき、本日ここに閉会の運びとなりましたことは、町政の執行に当たりご同慶に存するものであります。

ここにご議決をいただきました、令和元年度一般会計補正予算を初め、各議案の成立によりまして、今後の復旧復興に全力を挙げて取り組むとともに、町政全般にわたり、なお一層の政策推進を図り、町民の皆様の生活再建と福祉の向上に努めてまいります。

また、今議会でご指摘をいただきました事項につきましては、今後の町政運営に生かしていく所存でもございます。

今後とも町政発展のため、特段のご協力とご指導いただきますよう心からお願いを申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（宮川安明君） 本定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は13日に開会、本日18日まで6日間にわたり、重要案件を終始熱心に審議され、本日ここに全てを議了し、無事に閉会の運びとなりましたことは、議員各位とともに誠に同慶に堪えません。ここに、今会期中における議員並びに執行部各位のご努力に対して深く感謝を申し上げます。

なお、町執行部におかれましては、議員各位の意見等を尊重していただき、町政発展に向けた今後の施策に十分反映されますことを切に希望するものでございます。また、議員各位におかれましては、終始精力的なご審議をいただき厚くお礼を申し上げます。今後と

も町民の付託とご期待に応えるべく、さらなるご尽力を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

最後に、皆様にはくれぐれもご健康に留意いただきますようお願い申し上げます、令和元年第3回甲佐町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

---

閉会 午後3時46分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

甲佐町議会議長

甲佐町議会議員

甲佐町議会議員

甲佐町議会会議録  
令和元年第3回定例会

令和元年9月発行

発行人 甲佐町議会議長 宮川安明  
編集人 甲佐町議会事務局長 岡本幹春  
作成 大和速記情報センター TEL (092) 475-1361

甲佐町議会事務局

〒861-4696 上益城郡甲佐町大字豊内 719-4  
電話 (096) 234-1198